

改正児童福祉法第三条の二の解釈に基づく社会的養護（狭義）（案）

2017.1.13 奥山 眞紀子

改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

I. 上記の解釈について

国連総会で2009年12月に採択決議された代替的養育の指針をも踏まえ、上記改正条文に関して、どのように解釈すべきかを提示することが求められている。「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは字義的には family-like care と誤解される可能性はあるが、家庭で養育できない子どもがまず養育されるべき環境は family based care であり、そのように解釈すべきである。それに伴い、「できる限り良好な家庭的環境」は family-like care および residential care に当たると考えるべきである。以下は日本の現状をも踏まえた子どもの権利を守る代替的養育環境に関する提言である。

1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」

1) 特に重視されるべき養育に関する機能

「家庭における養育環境と同様の養育環境」は、家庭での養育が困難な子どもが対象であり、単に、虐待やネグレクトのない良好な生活基盤というだけではなく、逆境体験や離別・喪失の傷つきを回復する生活基盤となる必要がある。以下はそのために必要な養育の機能である。

- ①心身ともに安全が確保され、安心して生活できる機能
- ②継続的で特定な人間関係によって「心の安全基地」として機能する
- ③共有される生活基盤を提供する機能
- ④発育および心身の発達が保障される機能
- ⑤社会化の基盤としての機能
- ⑥病んだ時の心身の癒しと回復の場としての機能
- ⑨子どものトラウマ体験や分離・喪失体験からの回復の場となる機能
- ⑩新たなアタッチメント対象としての関係性を構築する機能
- ⑪発達が促されて、生活課題の修復が意図的に行われる場となる機能

2) 当該養育環境とみなされる要件

上記の機能を果たすことのできる養育環境としては、以下の要件が考えられる。ただし、当該養育環境として適切であると判断するのは総合的判断であり、以下は参考として考えるべき要件項目である。

①一貫かつ継続した、養育能力のある、密な関係性を形成して子育てできる特定の養育者の存在

②子どもの安全が守られる「家」という物理的環境の提供

③特定の養育者との生活基盤の共有

④同居者との生活の共有、ただし、同居者は比較的固定されており、安定した同居者となっていることが必要

⑤生活の柔軟性 有機的で臨機応変な変化のできる営み

例：子どもの病気に柔軟に対応できるなど

⑥子どものニーズに敏感でそれに合った適切なケアを提供できる

⑦社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重される

⑧地域社会に存在して、子どもも養育者も地域社会に参加している

⑨子どもの権利を守る場になっている

⑩子どものトラウマや関係性の問題に対するある程度の知識と対応方法を獲得しており、必要に応じて専門家の助言を求めたり受け入れたりできる

⑪子どもの状況に応じて適切な家庭教育を行える

2. 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」

上記の「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育することが適当でない場合に関しては、以下のような場合である。

①家庭環境では養育が困難となる問題を持つ子ども

例：それまでの育ちの中で他者への不信や家庭への怒りが強くて、一人の養育者が抱えきれず、子どもが他者や自分を傷つける危険がある場合など。

②子ども本人が家庭環境に抵抗感が強い場合

*当面は以下の条件も考慮する

③適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合

ただし、その場合は一時的（概ね3年以内）とすること。

3. 「できる限り良好な家庭的環境」

上記2. の条件の子どもに提供する環境は「家庭における養育環境と同様の養育環境」では与えることのできない機能を有する環境であり、その子どもの状況によって与えるべき環境は異なる。従って、ここではその機能に関しての原則を提示する。

1) 特に重視されるべき養育の機能

- ①「家庭における養育環境と同様の養育環境」と同じ機能を有すること。
- ②「家庭における養育環境と同様の養育環境」では不利益が生じる子どもへの適切なケアの機能があること。そのケアは、子どもの個別のニーズに**応ずる**もので、**他者への信頼感や自尊心の回復を含めた**子どもの逆境体験による**影響**からの回復につながり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での生活を可能にする**方向性**のものである必要がある。

2) 当該養育環境とみなされる要件

- ①生活の単位は、原則として家庭に近い規模であること
⇒現状では、最大で地域小規模施設の子どもの数と必要な養育者がいる規模
- ②子どもの最善の利益のために満たせない要件（地域に存在等）を除き、「家庭における養育環境と同様の養育環境」の要件を満たすこと
- ③集団規則などによらない個々の子どものニーズに合った**丁寧な**ケアの提供が行えること
- ④養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫しており、養育者の頻回な変更がおこなわれないこと
- ⑤子どもの権利が保障されていること
- ⑥そのケアによって家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、家庭同様の養育環境に移行するものであり、この環境からの自立は例外的であること
- ⑦ただし、年長児等でこの環境からの自立がやむを得ない場合は適切な自立支援が行えること

3) 養育以外に必要な機能

「できる限り良好な家庭的環境」においては、以下の機能も求められる。

- ①**ソーシャルワーク機能**として、子どもの家族への葛藤へのケア、実家族への支援、子どもと実家族の関係性構築の支援、市町村との連携などを行う機能
- ②実家庭への復帰や家庭と同様の養育環境に移行する場合の移行期のケアや家庭へのケアおよび社会的養護からの自立へのケアの提供
- ③市町村と連携した在宅支援機能や通所機能

II. 社会的養護の体制改革

1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」

現在の体制では以下の養育環境が該当すると考えられる。

- (1) 特別養子縁組家庭
- (2) 普通養子縁組家庭

- (3) 親族里親家庭
- (4) 里親・専門里親家庭
- (5) 以下のファミリーホーム…すべて里親登録を原則とする
 - ①里親型ファミリーホーム
 - ②独立自営型ファミリーホーム
 - ③法人型ファミリーホームで本体施設がないか、あっても離れた地域で夫婦が同居して営んでいる場合で、人事異動は想定されていない場合

現状では、これらの養育環境で養育できる子どもの数が限られており、原則として当該環境で子どもが養育されることが困難である。里親や養子縁組家庭の開発が急務である。

2. 「できる限り良好な家庭的環境」

1) 要件を満たす体制

現状の社会的養護の中で、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である上記の環境以外は、「できる限り良好な家庭的環境」の要件を満たす体制である。従って、全ての児童福祉施設が上記の要件を満たす体制になることが必要である。

2) 体制移行のロードマップ

しかしながら、現在の体制をあるべき体制にするためには一定の時間がかかる。そのロードマップを社会的養育全体の問題として提示する必要がある。

III. 本検討会で行うべきこと

- 1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」を基礎とすることの意識の徹底
- 2. 養親、里親になる（登録される）基準（適格性の判断）の作成
- 3. 養子縁組推進方法の提示
 - ①養育費の問題等について検討
 - ②支援について
- 4. 「里親」の名称変更
- 5. 里親、養親の開拓および支援（包括的里親支援事業）の構築
- 6. 社会的養護を職業とする里親・ファミリーホームの創設の検討
 - ① 職業里親：夫婦とも専業の里親
 - ② 独立自営型ファミリーホームで夫婦が専業養育者
 - ③ 法人型ファミリーホームで夫婦が専業養育者⇒これらの専業養育者は高度専門里親とみなして、一定期間の里親等の経験と特別な研修を受けることも考えられる
- 7. 障害を持った子どもも、家庭での養育が困難な場合は「家庭の養育環境と同様の養育環境」で養育がなされることを重視した提言とする

8. 社会的養護を含めた社会的養育のあるべき全体図を実現するためのロードマップを提示する
9. 子どものニーズに応じたケアとそれによる施設類型の基準を再検討する
10. 社会的養護全体（里親、養親、施設）の養育においては、子どもの発達支援、特に、トラウマやアタッチメントの問題を持った子どもへのケア、実家族の喪失に配慮したケア、子どもの自分史や家族観(家族への認知・感情等)の整理含むケアが必要であり、それが可能となる研修のあり方を提示する

以上

構成員提出資料

藤林構成員	1
相澤構成員	19
林構成員	41

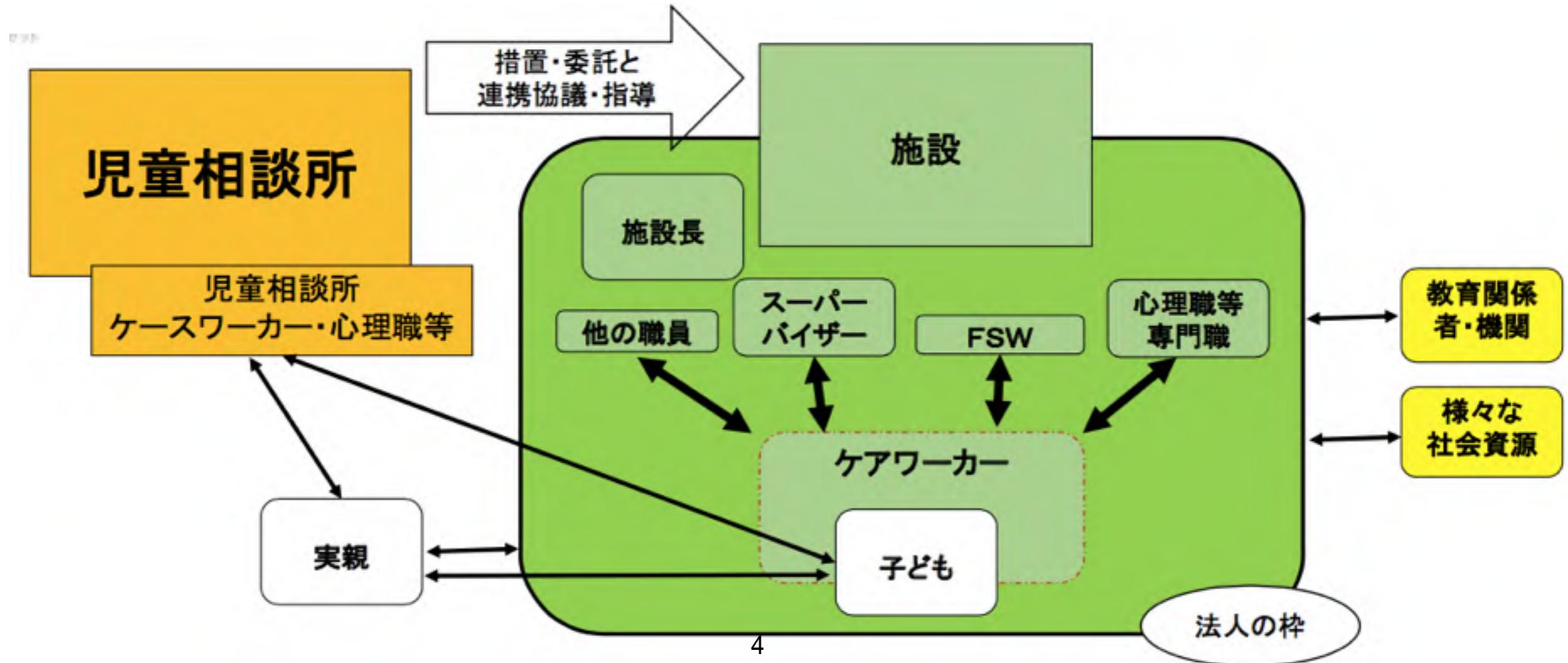
藤林構成員提出資料

「家庭における養育環境と同様の養育環境」に必要な要件

1. 一貫かつ継続した、養育能力のある、適切な関係性を形成して子育てできる特定の養育者の存在
2. 子どもの安全が守られる「家」という物理的環境の提供
3. 特定の養育者との生活基盤の共有
4. 養育者や同居者との生活経験の共有、ただし、同居者は比較的固定されており、安定した同居者となっていることが必要
5. 生活の柔軟性 有機的で臨機応変な変化のできる営み
6. 子どものニーズに敏感でそれに合った適切なケアを提供できる
7. 社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重される
8. 地域社会に存在して、子どもも養育者も地域社会に参加している
9. 子どもの権利を守る場になっている
10. 子どものトラウマや関係性の問題に対するある程度の知識と対応方法を獲得しており、必要に応じて専門家の助言を求めたり受け入れたたりできる
11. 子どもの状況に応じて適切な家庭教育を行える

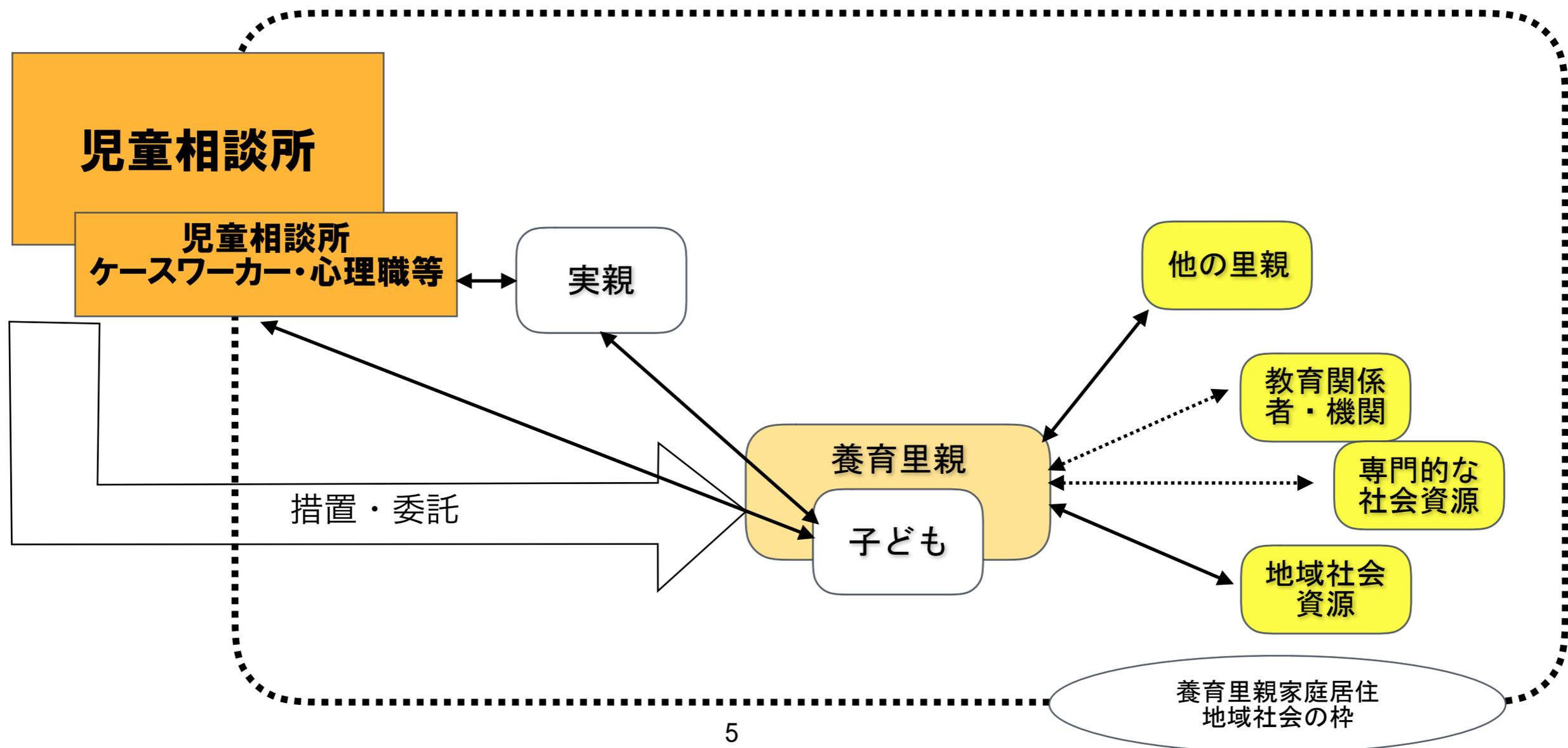
施設ケアにおいては

- ・ 自立支援計画とその時々のアセスメントに沿って、子どものニーズを敏感にキャッチし必要なケアを個々の職員が提供できるよう、施設の枠組みの中の様々な専門職、スーパーバイザー及びピアからの支援を組織的に提供。
- ・ 法人や施設の枠内の専門性だけで子どものニーズに応えることが難しい場合は、施設外の社会資源や関係機関を活用できるよう、他の施設職員がコーディネートしている。
- ・ 職員は、施設の養育チームに帰属感を持ち、安心な養育が可能



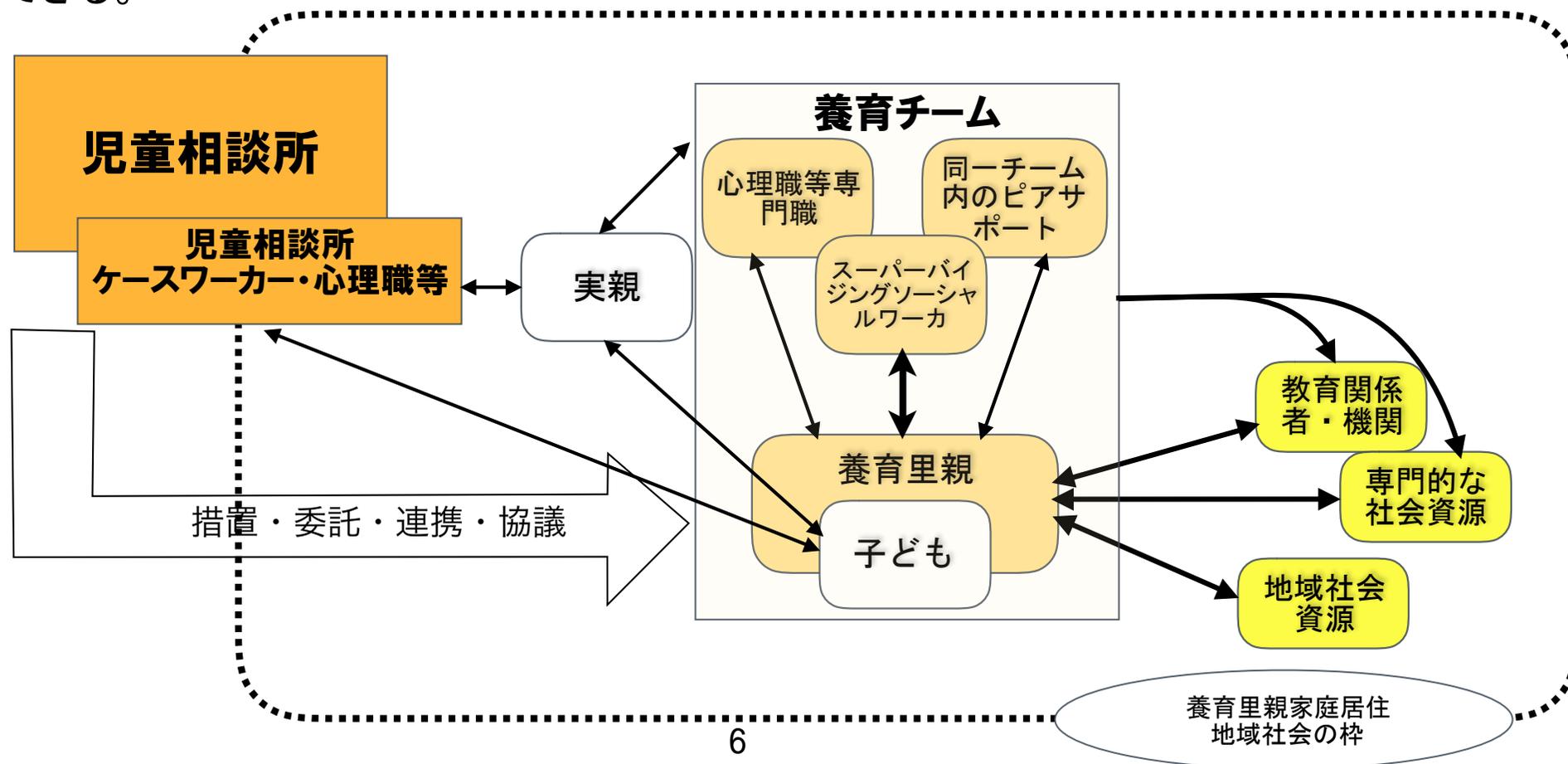
家庭養育（里親・FH）の現状

- ・ 個々の里親は、里親会に属する等ピアサポートは受けているが、スーパーバイズを受けたり、心理職等からのサポートを受ける機会は少ない
- ・ 家庭養護としての強みである、子どものニーズに応えるための地域社会資源の活用は、あまり意識されないことも多く、個々の努力に任されている。専門的な社会資源の活用についても、個々の努力や判断に任されていることが多い。



子どもを中心としたチーム養育

- ・ 養育里親が、養育者個人だけの判断で養育方針や社会資源を開拓・選択するのではなく、子どもを中心とした養育チームの一員として、アセスメントや自立支援計画に基づいて、スーパーバイズを受け、心理職からの助言、実親との関係性支援、地域の社会資源のコーディネートを受ける。
- ・ このことによって、子どもが地域社会から利益を得たり、養育者が地域社会から子どものニーズに応えるための資源等を獲得したりする家庭養護の強みをより機能させることができる。



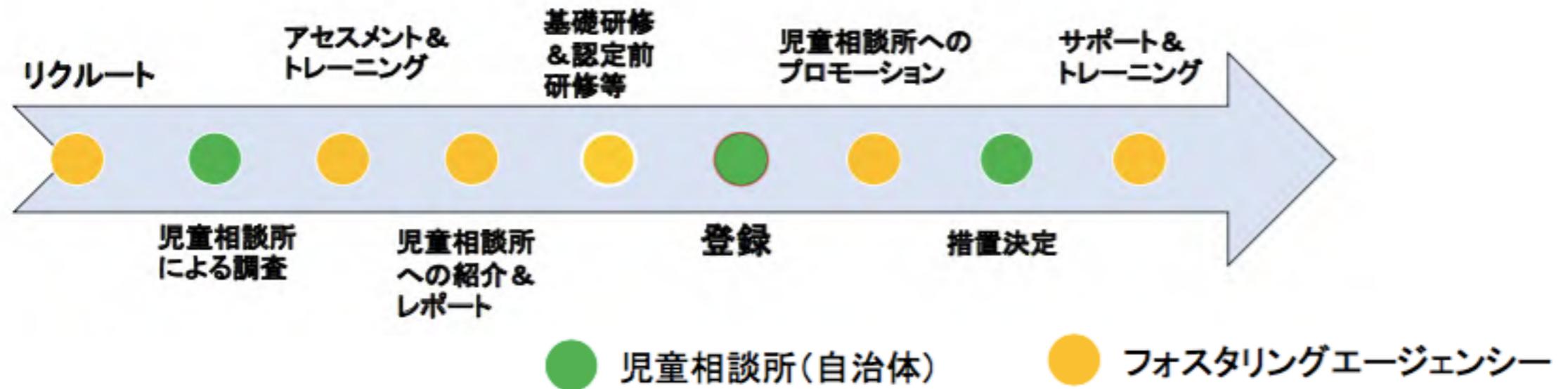
チーム養育が成り立つ要件としての「帰属感」

- ・ チーム養育が可能となるためには、養育里親自身が、自分が「養育チームに属している」「養育チームが拠り所である」という明確な実感(帰属感)が不可欠である。
- ・ 職業倫理や業務命令及び管理職からの指導などが明確である法人の枠と比較して、児童相談所からの委託措置には養育上の指導権限が明確でなく、チームでの協働を、明確に意識してもらうために、強力な帰属感が必要。
- ・ 養育者が自他の役割を理解して社会的養護を担うためには、帰属先の組織には、明確な理念、専門性、一貫性、継続性が求められる。
- ・ 養育者が登録される前の候補者の段階(リクルート)からアセスメントやトレーニングによって、強み弱みを理解しているひとつの機関に対して、「養育チーム」としての帰属感を持ちやすい。
- ・ 帰属する養育チームの形態として、下記の3つが考えられる
 - ・ 児童相談所の里親専従係(課)
 - ・ フォスタリング・エージェンシー
 - ・ 児童相談所担当者と里親支援専門相談員等の混合チーム

里親養育チームの3形態

- ・ 児童相談所の里親専従係(課):
児童相談所が養育チームの機能を担えるためには、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った、多数の職員が、長期間継続的に確保できることが条件。リクルート・トレーニングと支援の連続性があることはメリット。一方、行政職員の異動スパンを長くできるかどうかポイント
- ・ 児童相談所担当者と里親支援専門相談員等の混合チーム:
混合チームにおいても、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った複数の職員が、長期間継続的に確保できることが条件。行政職員と異なり、専門性や経験を持った職員を長期間確保できる可能性がある。しかし、リクルート・トレーニングと支援の連続性が分断される危険性。行政と民間機関のパートナーシップも不可欠。
- ・ フォスタリング・エージェンシー:
上記二つの長所を併せ持つ。要するに、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った、多数の職員が、長期間継続的に確保し、しかも、リクルート・トレーニングと支援の連続性を持つ。

フォスタリングエージェンシー事業の大まかな流れ

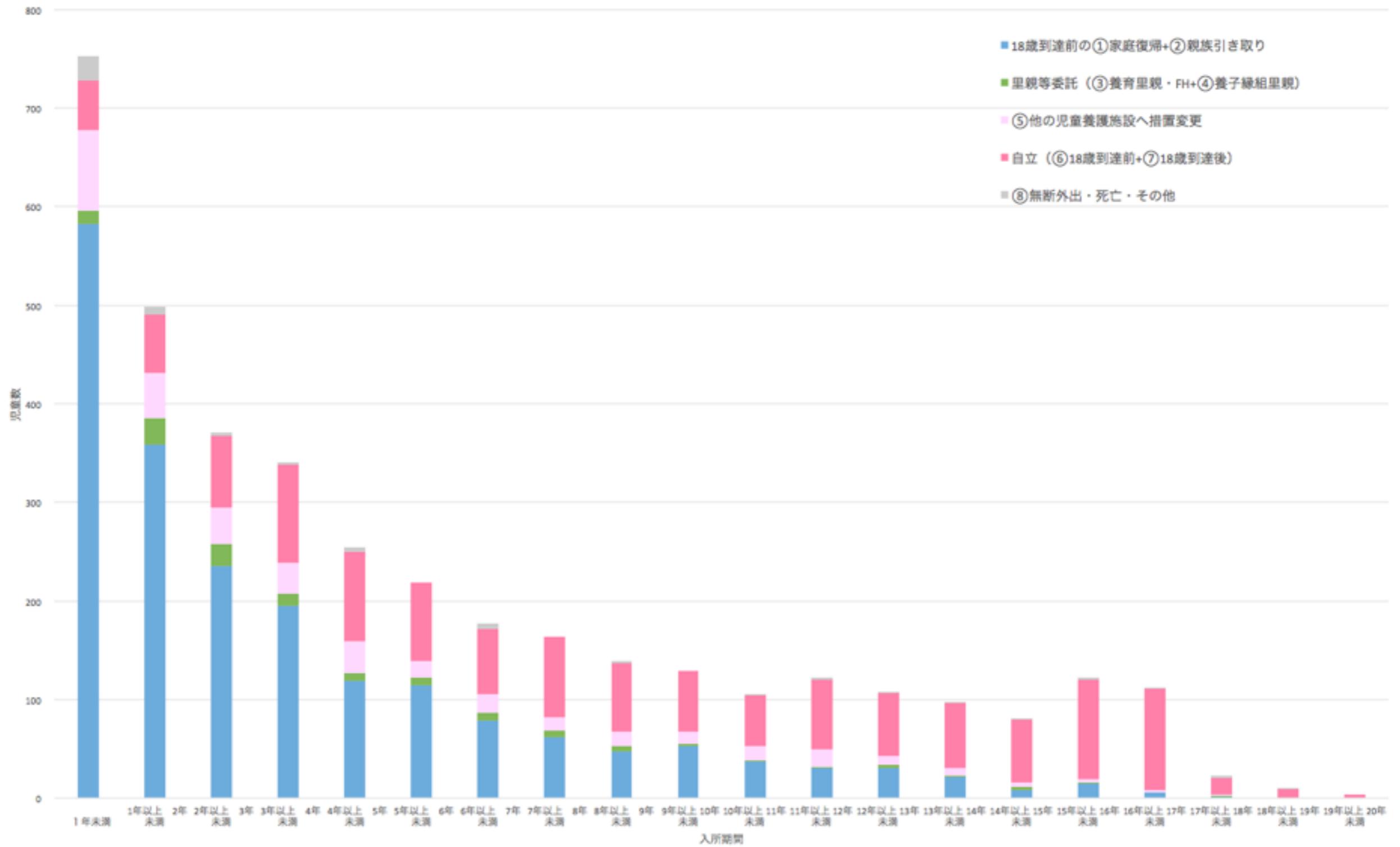


- ・ 積極的にリクルートすることにより、委託可能な 養育里親家庭数を増やす
- ・ アセスメントとトレーニングを同じ組織で一貫しておこなうことで、登録候補者家庭の強み弱みを把握することができると。同時に、その弱みに対するサポートについても計画することが可能になる。また、アセスメントとトレーニングのなかで、協働可能な候補者であるかどうかを確認できる。
- ・ 登録につながった養育里親家庭の強み弱みを把握できることで、児童相談所のケースワーカーに対して、その家庭のプロモーションをすることができる。
- ・ リクルートから委託後まで、同じ組織による一貫したサポートとトレーニングを提供することができ、チームによる養育が可能になる。

フォスタリングエージェンシーの運営イメージ

- ・ 養育里親家庭が所属する養育機関として、社会的養護の一類型として捉え、**措置費(義務的経費)**により安定的に運営できることが必要
- ・ 施設のような定員制ではなく、規模(所属する養育里親家庭数、委託児童数)は流動的である。そのため、1か所あたり固定額の〇〇百万円といった設定ではなく、エージェンシーの規模と**前年度の成果評価**をもとに、**毎年度運営費を設定し契約**
- ・ なお、成果は、量的・質的両方の成果を含み、成果が予算額に反映されることで競争原理が働き、質が担保
 - 量的成果**: 委託児童数、養育里親家庭数)
 - 質的成果**: 養育の質、緊急ケースや高度専門性が必要なケースの多さ、不調の少なさ、子ども、里親、実親のアンケート結果等を第3者機関 (cf Ofsted) が評価
- ・ **固定費用**: 人件費(管理者、リクルート担当者、アセスメントワーカー、心理職、事務員) + 必要な経費(リクルート費用など)
流動的費用(委託児童数や養育里親家庭数に応じて変動): 人件費(スーパーバイジングソーシャルワーカー(里親 * 人に一人)、その他ユース担当サポーター等
- ・ 既存の施設や新規のNPOが実施する場合、積極的に取り組めるような運営費の仕組みに留意

児童養護施設退所児童の退所理由と入所期間（平成27年度） N=3,827



在宅支援サービスの対象となる者

- 児童養護施設調査から、4年を越えると家庭復帰が困難となり、18歳到達までの長期入所となる可能性が高くなる（福岡市調査では3年以上、伊藤嘉余子「児童養護施設におけるアフターケアの課題」でも3年以上。なお、伊藤論文によると、家庭復帰した児童のうち、3分の1は問題未解決であった）
- 児童福祉法3条の2家庭養育原則を実現するためには、
 1. 入所当初からの、長期施設入所にならないための計画と定期見直し
 2. 現在、長期間施設入所している子どもの家庭移行支援計画
→家庭復帰、里親委託・養子縁組、自立生活に向けて
 3. 家庭復帰・家庭養育（里親等）への移行に際しては、十分な在宅支援サービスが必要
 4. 一方、在宅ケース（要保護児童等）に対しても、十分な在宅支援サービスが必要。在宅のまま発達・成長が保障されていないケースが少なくない。

要保護児童等に対する在宅支援サービスの問題

- 在宅支援サービス量・サービスメニューの不足

(例)ショートステイ先の不足解消、子育て支援ヘルプサービスの柔軟活用、親子入所サービスの創設、多様な通所相談支援・治療プログラム等



子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスの質・量・メニュー・アクセシビリティの改善

- 在宅支援サービスが利用されない問題
不十分なアセスメントやプラン
児相措置と市町村支援の連携の問題
保護者の利用拒否、継続困難、中断



ソーシャルワーク力の強化(児相、市町村)

「通所・在宅における指導措置」の活用

保護者への支援の枠付け

保護者への支援の枠付け

- 児童及び保護者に対する通所・在宅における指導措置
「市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとする。これにより、在宅ケースについて、児童や保護者の置かれた状況に応じ、児童相談所の責任の下で、市町村による養育支援等を受けよう指導する措置を行うことが可能となる」
- 問題は、指導措置に基づく市町村からの支援を拒否、中断する保護者への支援の枠付けをどうするか？ 現状の指導措置(27条1項2号)の限界

(参考) 司法関与検討会での提案(平成28年11月14日藤林・久保構成員提出)
「27条1項2号の指導措置も行政処分であり、保護者の同意を要しないという意味では強制力を有すると言えなくもないが、(略)、これらの「強制力」は、これに反した場合における手当が何ら用意されていない。そのため、強制力があると言っているだけで、強制力を働かせることにより達成すべき目的(ここでは、子どもの権利保障)を達成することのできる実効性が担保されていない。

- 実効性を担保するための仕組みの創設・導入(司法関与を想定)

在宅支援サービスのアクセシビリティの改善

- 原則として、在宅支援サービスは、要保護児童だけが対象ではなく、要支援児童や一般世帯も使えるもの（サービス対象者を限定することで却ってアクセスが悪くなる）
- 一方で、要保護児童等が利用しやすく、継続できる仕組みの導入
 - 「通所・在宅における指導措置」を活用
（参考：障害児の施設入所と同様に、契約と措置の使い分け）
 - 在宅支援サービスの中でも有料サービス（ショートステイ、ホームヘルプサービス、産後ケア等）に対する、利用料・負担金の扱いをどうするか？
契約の場合：所得による軽減措置、措置の場合：負担金の扱い
- サービスが物理的に遠方にしかない、あるいは、近辺にあっても受け入れ枠がない → サービス量の拡大、サービス提供者の拡大
 - （例）ショートステイ枠の拡大 → 施設定員外に「ショートステイ枠」を設定
ショートステイ里親の活用（フォスターリングエージェンシーの活用）
 - 児童心理治療施設・通所措置 → 児童家庭支援センター等に拡大

在宅支援サービスのメニューの多様化

1. 子育て支援ヘルプサービスの柔軟活用

- 授乳,沐浴,調理,清掃,買い物,保育所送迎、訪問型学習支援など家庭の多様なニーズに柔軟に対応できる訪問型サービス。
- 産後だけに限定しないヘルパー制度。あるいは、養育支援訪問事業のヘルパー制度化。

2. 身近なショートステイサービスの拡充

- ショートステイ里親,日帰りショートステイ、母子ショートステイ、ショートステイ送迎サービス、滞在・宿泊型ベビーシッター

3. 多様な通所相談支援・治療プログラム・デイケア(サービス)

- 児童家庭支援センターも含めた多様な実施主体。
- 支援実績(質と量)に見合った運営費
- 質の高い治療プログラム(PCIT.TF-CBT等)を提供する場合は通所措置費 (児童心理治療施設通所措置と同様、ただし、回数に応じた措置費)

在宅支援サービスのメニューの多様化

4. 親子措置、親子入所ホームの創設

- 特定妊婦等が使いやすい「産後ケア」

- 親子里親委託措置

イギリスのparent and child placements「子どもを育てるために特別なサポートが必要な親がいます。そこで、親子を里親家庭に委託措置することで、若い親たちは家庭的な環境の中で自然に養育方法を身につけることができ、子どもを養育するための自信を持たせることにもつながります。子どもが施設入所となって別々になるのではなく、共に過ごせる最良の方法です」

- ・ Assessment placements – assessing parenting ability over a 12 week period
- ・ Pre-birth placements – helping parents to prepare for the birth of their child
- ・ Parenting support placements – teaching and supporting the development of parenting skills

- 親子入所ホーム

オックスフォードシャーCounty 管内 2 施設(Thame and Eynsham Assessment Centre)の説明「1 施設あたりの定員は親子あわせて 12 名であり、平均 6 週間～最大数か月の入所により在宅復帰を支援しています。対象は、産後期～5 歳頃の子どものもつ若年母子が主ですが、12 歳まで入所可能です。ホーム職員が親子と寝食をともにし、関わりを助言しながら持続可能な愛着形成や養育スキル獲得を支援します。たとえば、おむつ交換を《助言なくできた/助言した》等のチェックリストを親と職員が確認しあいながらステップアップを目指します。精神不調のある親の休息を兼ねる意味合いもあり、職員が保育園や学校の送迎、親子各々の受診同行等も実施しながら、家庭養育可能か、必要な支援は何かなどをアセスメントしていきます」

- 新たなNPOの参画、既存の施設機能の転用や活用(親子宿泊訓練の長期プログラム化など)

参考文献

- 伊藤嘉余子「児童養護施設におけるアフターケアの課題：退所理由に焦点をあてて」大阪府立大学学術情報リポジトリ
<http://repository.osakafu-u.ac.jp/dspace/bitstream/10466/14806/1/2015000157.pdf>
- 「平成28年度こども総合相談センター事業概要「施設入退所調査と英国研修に基づく家庭移行支援の試み」
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/12986/1/28JIGYOUUGAIYOUU.pdf>
- Core Assets: Parent and Child Placements
<http://www.coreassets.com/what-we-do/fostering/for-local-authorities/specialist-placements/parent-and-child/>

家庭支援の在り方

自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり

= 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

相 澤 仁

国及び地方公共団体の責務である家庭支援（保護者支援）

家庭・家族形態に応じた包括ケア・支援の提供が必要

虐待、貧困、障害、疾病など社会的な養育・支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな生育を等しく保障することを目指す。

家庭・家族形態	提供する施策
単身世帯・夫婦世帯	青少年施策 又は 高齢者施策（障害者施策など）
ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）	子ども家庭施策 + ひとり親家庭施策
ステップファミリー	子ども家庭施策
二世帯同居家族（妊婦を含む）	子ども家庭施策
三世帯以上同居家族	子ども家庭施策 + 高齢者施策
二世帯同居家族 + 別居要支援高齢者	子ども家庭施策 + 高齢者施策
障害者のいる家族	子ども家庭施策 + 障害者施策（+ 高齢者施策など）
その他子どものいる家族（貧困など）	子ども家庭施策 + α （生活困窮者自立支援施策など）

自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり(その1)

= 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

未定稿

	胎児期 (成人期)	乳児期 (成人期)	幼児期 (成人期)	学童期 (成人期)	思春期・ 青年期 (成人期)	障害児・慢性 疾病児 障害者	親になる準備 期 (壮年期)	老夫婦期 (老年期)
主な法律	児童福祉法 母子保健法 社会福祉法 民法 健康保険法 生活保護法 母体保護法 DV防止法 子ども・子育て支援法	児童福祉法 母子保健法 社会福祉法 民法 生活保護法 子ども・子育て支援法 児童手当法 児童扶養手当法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法	児童福祉法 母子保健法 学校教育法 社会福祉法 民法 生活保護法 子ども・子育て支援法 児童手当法 児童扶養手当法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法	児童福祉法 学校教育法 社会福祉法 民法 生活保護法 児童手当法 児童扶養手当法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法 少年法 子ども・若者支援推進法	児童福祉法 学校教育法 社会福祉法 民法 生活保護法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法 少年法 子ども・若者支援推進法 職業安定法	児童福祉法 母子保健法 障害者総合支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 発達障害者支援法 精神保健福祉法 社会福祉法 民法 障害者虐待防止法 障害者差別解消法 児童虐待防止法 DV防止法 障害者優先調達推進法	社会福祉法 民法 生活保護法 子ども・若者支援推進法 職業安定法 DV防止法 公営住宅法	社会福祉法 民法 介護保険法 高齢者医療確保法 生活保護法 国民年金法 公営住宅法 バリアフリー法 高齢者虐待防止法 理学療法士及び作業療法士法等
主な相談 機関	市町村保健センター 保健所 子育て世代包括支援センター 医療機関 福祉事務所 児童相談所 女性センター 配偶者暴力相談支援センター 精神保健福祉センター	市町村保健センター 保健所 子育て世代包括支援センター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 児童相談所 配偶者暴力相談支援センター	市町村保健センター 保健所 子育て世代包括支援センター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 児童相談所	市町村(家庭児童相談室など) 教育相談機関 少年サポートセンター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童相談所 司法福祉相談機関	市町村(家庭児童相談室など) 青少年センター 教育相談機関 少年サポートセンター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童相談所 精神保健福祉センター 司法関係相談機関 職業安定所	市町村保健センター 保健所 福祉事務所 児童発達支援センター 児童相談所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター	青少年センター 消費生活センター 市町村保健センター 保健所 福祉事務所 精神保健福祉センター 職業安定所	地域包括支援センター 在宅介護支援センター 市町村保健センター 保健所 福祉事務所 年金事務所 社会福祉協議会 消費生活センター
主な相談 事業など	産前・産後サポート事業 妊娠SOS相談 家計相談支援事業・自立相談支援事業	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業	利用者支援事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業 地域若者サポートステーション事業 ひきこもり地域支援センター設置運営事業	障害者相談支援事業 障害者就業・生活支援センター 基幹相談支援センター等機能強化事業 地域生活支援事業(相談支援事業) 計画相談支援 地域相談支援 障害児相談支援 家計相談支援事業	家計相談支援事業・自立相談支援事業 地域若者サポートステーション事業 ひきこもり地域支援センター設置運営事業	福祉サービス総合支援事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業 包括的支援事業 高齢者見守り相談窓口設置事業
← (市区町村における総合的子ども家庭支援拠点事業(24時間365日体制)) →								
主なネット ワークなど	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会 少年サポートチーム	要保護児童対策地域協議会 子ども・若者支援推進協議会 少年サポートチーム	地域自立支援協議会 特別支援連携協議会	子ども・若者支援推進協議会	在宅医療連携拠点事業
← (多機関の協働による包括的支援体制構築事業) →								

自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり(その2)

= 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

	胎児期 (成人期)	乳児期 (成人期)	幼児期 (成人期)	学童期 (成人期)	思春期・ 青年期 (成人期)	障害児・慢性 疾病児 障害者	親になる準備 期 (壮年期)	老夫婦期 (老年期)
権利擁護	胎児の人権の制定	未成年後見制度	未成年後見制度	未成年後見制度	未成年後見制度	成年後見制度		成年後見制度 福祉サービス利用 援助事業
← (都道府県児童福祉審議会(権利擁護機能強化)の活用及びシステムの創設) →								
生活基盤	生活保護 住居確保給付金 一時生活支援事業	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付 事業 家計相談支援事業 (住居確保給付金) 一時生活支援事業	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付 事業 家計相談支援事業 (住居確保給付金) 一時生活支援事業	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付 事業 家計相談支援事業 (住居確保給付金) 一時生活支援事業	生活保護 実費徴収補足給付 事業 奨学金 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業 就労準備支援事業	生活保護 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業 就労準備支援事業	生活保護 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業 就労準備支援事業	生活保護 公的年金 家計相談支援事業 一時生活支援事業 生活福祉資金
予防 健全育成	妊婦健診 母子健康手帳 妊婦(胎児)家庭全 戸訪問事業 食育活動	乳児家庭全戸訪問 事業 食育活動 母親クラブ	乳幼児健康診査 食育活動 母親クラブ	学校保健(健康教育 など) 食育活動 児童館 児童遊園 母親クラブ	学校保健(健康教育 など) 食育活動 青少年教育施設 勤労青少年ホーム	地域活動支援セン ター 社会参加支援(レク リエーション活動等 支援) 食育活動	食育活動 青少年教育施設 勤労青少年ホーム	食育活動 介護予防・日常生 活支援総合事業(一 般介護予防事業) 社会参加
支援	妊娠検査・健診支援 事業 地域子育て支援拠 点事業	産後ケア事業 地域子育て支援拠 点事業 ファミリーサポートセ ンター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業	地域子育て支援拠 点事業 ファミリーサポートセ ンター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業	子どもの学習支援 事業	若年者のためのワ ンストップサービスセ ンター(ジョブカフェ) 公的職業訓練	児童発達支援 居宅介護 同行援護 行動援護	若年者のためのワ ンストップサービスセ ンター(ジョブカフェ) 公的職業訓練	介護予防 ケアマネ ジメント 介護予防・日常生 活支援総合事業(介 護予防・生活支援 サービス事業)
ハイリスク 支援	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事 業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事 業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事 業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 子どもの学習支援 事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業	医療型児童発達支 援 ショートステイ 未熟児養育医療	ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業	介護予防 サービス 計画 介護予防サービス (介護予防訪問看 護・介護予防通所リ ハビリ・介護予防居 宅療養管理指導) 地域密着型介護予 防サービス(介護予 防小規模多機能型 居宅介護・介護予 防認知症対応型通 所介護)
在宅支援	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業 治療的保育事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 治療的保育事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業 家族療法事業	重度障害者等包括 支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 自立支援医療 小児慢性特定疾病 医療費支給	ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業	(同上)

自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり(その3)

= 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

	胎児期 (成人期)	乳児期 (成人期)	幼児期 (成人期)	学童期 (成人期)	思春期・ 青年期 (成人期)	障害児・慢性 疾病児 障害者	親になる準備 期 (壮年期)	老夫婦期 (老年期)
補完	産前産後母子支援 事業	産前産後母子支援 事業	幼稚園	小学校 放課後児童クラブ	中学校・高等学校	特別支援学級・学校 放課後等デイサービ ス	大学等	居宅サービス計画 居宅サービス(訪問 介護・訪問看護・通 所介護・短期入所 など)
介護		保育所・保育事業 (家庭的保育・小規 模保育・事業所内保 育・居宅訪問型保 育)	保育所・保育事業 (家庭的保育・小規 模保育・事業所内保 育・居宅訪問型保 育)			保育所等訪問支援 (児童養護施設等も 対象)		地域密着型サービ ス(定期巡回・随時 対応型訪問介護看 護・小規模多機能 型居宅介護・夜間 対応型訪問介護・ 認知症対応型共同 生活介護など)
一時保護		一時保護里親	一時保護里親	(一時保護所最低基準及び第三者評価基準策定)				
保護・代替	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホー ム制度 包括的里親支援事 業 助産施設	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホー ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 乳児院	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホー ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 児童養護施設	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホー ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホー ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム 大学進学等自立生 活支援事業	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホー ム制度 包括的里親支援事 業 福祉型障害児入所 施設 医療型障害児入所 施設 共同生活援助(グ ループホーム)		特別養護老人ホー ム 介護老人保健施設 介護療養型医療施 設
		(総合的移行定着支援事業(アドミッションケア～アフターケア/ライフサイクル))						
人材確保・ 育成		子ども家庭相談機関職員(児童福祉司・スーパーバイザー・要対協調整機関担当職員など)研修システム						
		社会的養護関係職員(児童指導員・ファミリーソーシャルワーカー・心理療法担当職員など)研修システム						
統計・デー タベース		子ども家庭相談情報整備事業(子ども家庭相談データベース&社会的養護関係情報データベース)						

赤字:創設 緑字:改革・改正 青字:推進・拡充・強化 下線:障害者のみ

これからの包括ケア・支援システムのあり方

個人単位から家族単位への包括ケア支援施策へ

- 出生前の妊娠期から高齢者の終末期まで全住民を対象にした包括ケア・支援システムの検討が必要。
- 子ども・障害者・高齢者などすべての住民を対象にした包括ケア・支援システムの検討が必要。(新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン)
- 例えば家族内で障害者や高齢者のケアや介護している場合、その家族に子どもがいれば子育て支援は必要であり、家族を単位にした家庭内の構造的課題として総合的に対応することが必要。
- これまでの個人単位や各分野(保健・医療・福祉・心理・教育・労働など)単位でのケア・支援システムでは効果が期待できない。



- これからは、個人から世帯・家族を単位にした多機関(多分野)連携による総合的なチームによる包括ケア・支援システムが必要。
 - * 家族全体が継続的にケア・支援を得られるシステムの構築
 - * 家族内エンパワーメント・ホメオスタシスなどを高めることのできる事業の拡充

家族のライフステージ別の包括ケア・支援システム(案)

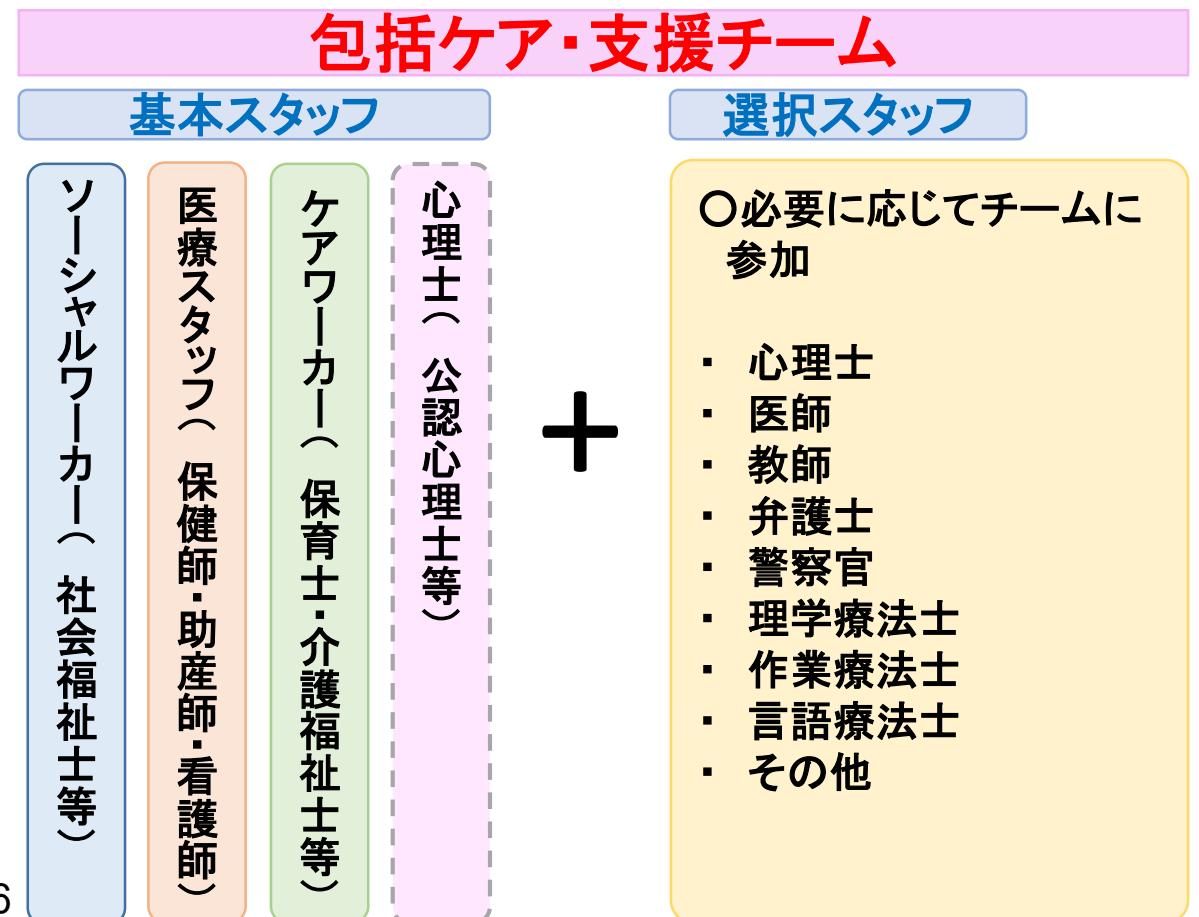
=胎児期から老年期まで、家族のライフステージに合わせた包括支援システムの構築=

◎家族を対象にしたチームによる**継続的・連続的**な包括ケア・支援システム

- 家族アセスメントや家族支援プラン策定など、ケースマネジメントを行うための組織づくり(チームづくり)及び人材育成・確保の必要性
- 市町村の相談機関には、児童虐待などの家族の構造的問題に迅速かつ適切に対応できる基本スタッフをチームとして配置し、その家族に対して継続的連続的な包括的なソーシャルワークを展開することが必要。
- チーム内の基本スタッフを必ず1名は残すように異動させることによって、家族への支援は、切れ目のない継続的なソーシャルワークが可能になる。

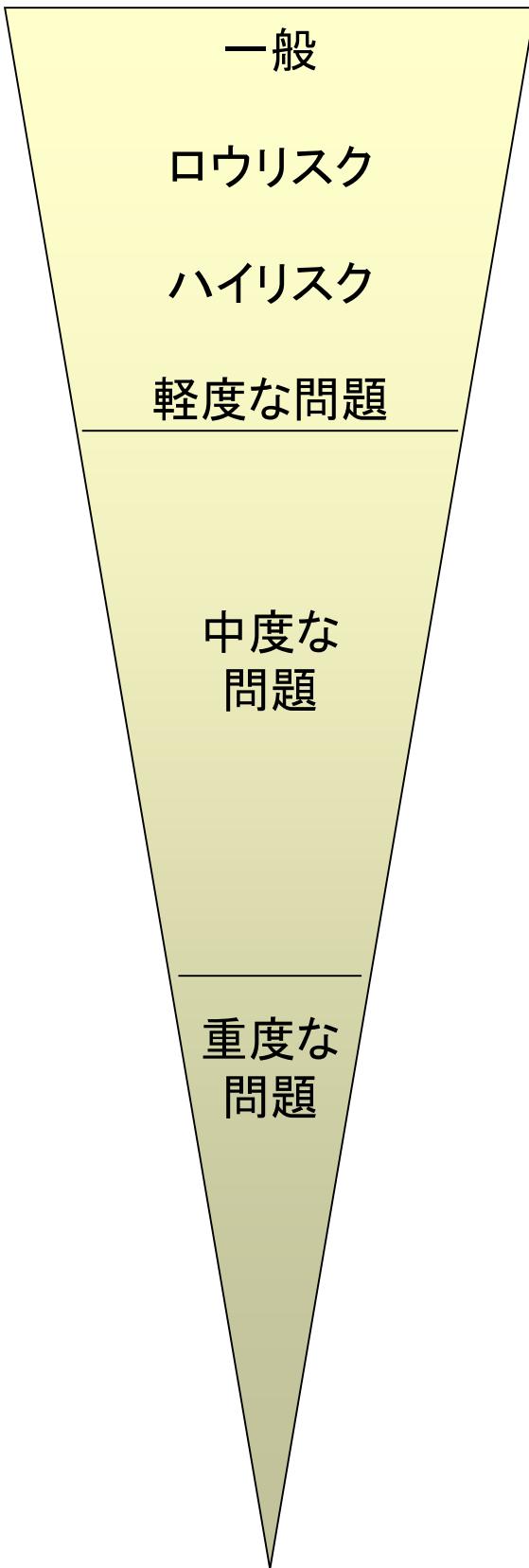
■家族・子どものライフステージ

- ・ 妊娠・周産期(成人期)【胎児期】
- ・ 養育期(成人期)【乳幼児期】
- ・ 養育・教育期(成人期)【学童期】
- ・ 自立支援期(成人期)【思春・青年期】
- ・ 子独立期(壮年期)【親になる準備期】
- ・ 老夫婦期(老年期)〔孫〕



これからの子ども家庭相談体制について(案)

住 民 (子ども・家庭)



市区町村圏域

中間圏域

都道府県圏域

一体的に担う支援拠点の整備

市区町村

(子ども家庭支援拠点)

(福祉事務所(家庭児童相談室)、保健センター、子育て世代包括支援センター、教育相談所等)

一義的な相談全般

実情の
把握

情報の
提供

相談への
対応

調査及び
支援(指導)

関係機関と
の連絡調整

在宅での包括的なケア・支援の提供

(母子保健・子育て支援・保育事業などの有効活用)

送致
(協働)
(連携)

児童福祉施設(児童家庭支援センター・
児童発達支援センター)、福祉事務所など

要保護児童
対策地域
協議会

都道府県

専門的な知識・技術を必要とする相談

包括的里親支援機関
(包括的里親支援事業)

児童相談所

児童虐待相談を中心に

広域的・専門的対応

児童自立支援施設
(児童家庭支援センター機能)
非行相談

保健所
精神保健福祉センター

知的障害者更生相談所
身体障害者更生相談所
発達障害者支援センター

医療機関等関係機関

家庭裁判所

市区町村の実情に応じた子ども家庭支援拠点の整備(案)

子ども減少地域での整備

地域の实情に応じた機能強化

都市部での整備

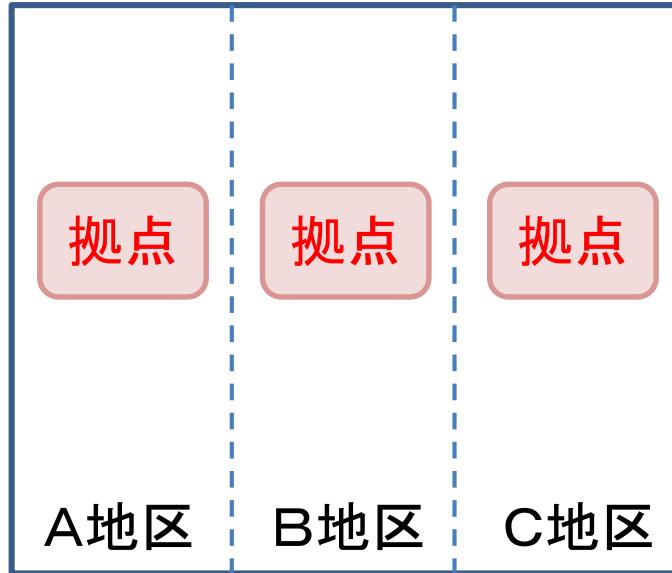
子ども家庭支援拠点の主な重点機能	子ども人口が少なく、単独で設置する必要の低い町村部は他の地方公共団体と共同して設置。	子どもが減少する中で、他の分野と協同した包括支援システムを構築することが必要。	子ども家庭支援を包括的に行う機能を付与した子ども家庭福祉・保健機関を整備することが必要。(複数設置可)
<p>① 児童家庭支援センター的機能・ワンストップ相談支援機能 24時間365日相談支援機能及び分かりやすいワンストップの窓口機能などをもった総合的な相談支援体制を整備する。</p>	<p>複数の自治体内にある児童家庭支援センターなどの相談支援機関に委託して子ども家庭福祉・保健の提供を行う。</p>	<p>子どもが減少しても、他の分野と協同しつつ、包括支援ができる機関を活用して、子ども家庭福祉・保健の提供を行う。</p>	<p>子ども家庭支援を包括的に行う機能を付与できる子ども家庭福祉・保健機関を活用して、支援を行う。(社会福祉法人に業務の一部委託)</p>
<p>② 一般の子ども家庭相談支援～子ども虐待事例の在宅支援 全家庭を対象にしたポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチ及び在宅支援までのケースに対応する。</p>	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等に関する相談全般(一般子育て相談から児童虐待等に関する相談まで)</p>	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等に関する相談を行いつつ、家族を単位にして障害者・高齢者を含め包括支援を行う。</p>	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等に関する相談について一般の相談と虐待対応セッションとを分けて対応する。</p>
<p>③ 要保護児童対策調整機関 専門職員を配置して、ケースの進行管理、関係機関の調整を行う。</p>	<p>専門職員を配置し、広域での要保護児童対策協議会の調整機関として機能する。</p>	<p>専門職員を配置し、要保護児童対策協議会のみならず他の協議会の調整機関としても機能することもありうる。</p>	<p>専門職員を配置し、要保護児童対策協議会のみでの調整機関として機能する。</p>
<p>④ 人的資源(ソーシャルワーカー・保健師など)の配置 子ども家庭支援拠点が適切に機能するための専門職種の配置を行う。(最低限2名は(うち常勤1名)配置し、人口・相談件数によって加算)</p>	<p>自治体間で協議の上、専門職種を配置する。</p>	<p>各専門職種を配置するが、常勤職員を複数配置するなど最低配置人員基準を超えている場合には、他の分野も兼任することもできる。</p>	<p>子ども家庭分野を専任できる専門職種の配置を行う。</p>

基盤：国及び都道府県による積極的な財政的措置・人的資源の充実

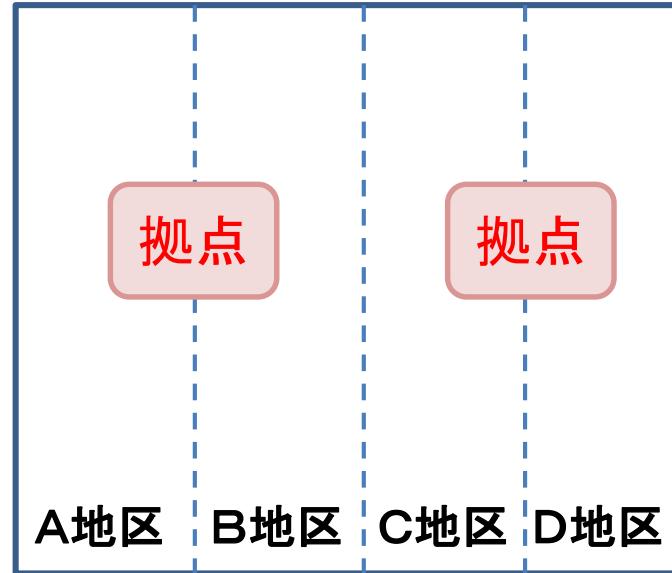
市区町村の実情に応じた子ども家庭支援拠点の整備(案)

大規模・中規模市区町村の場合

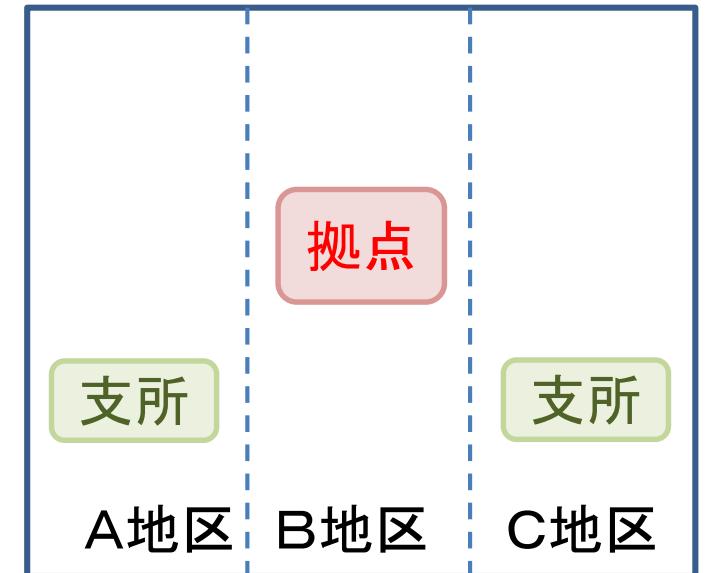
各地区に拠点を設置



複数地区ごとに拠点を設置



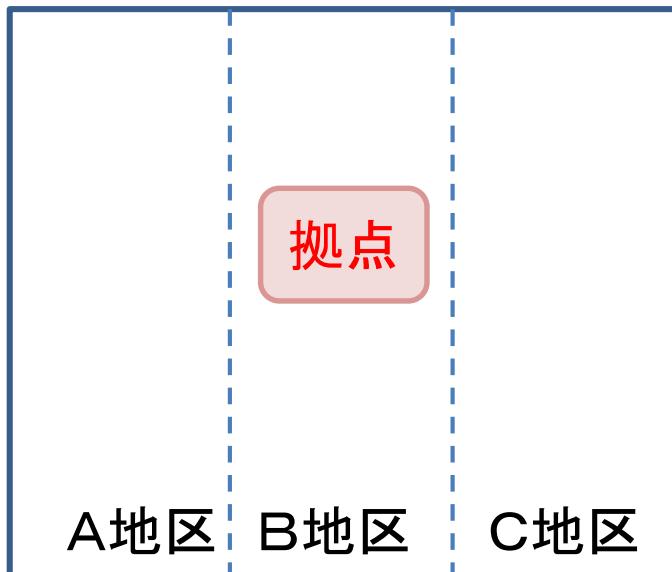
各地区に拠点・支所を設置



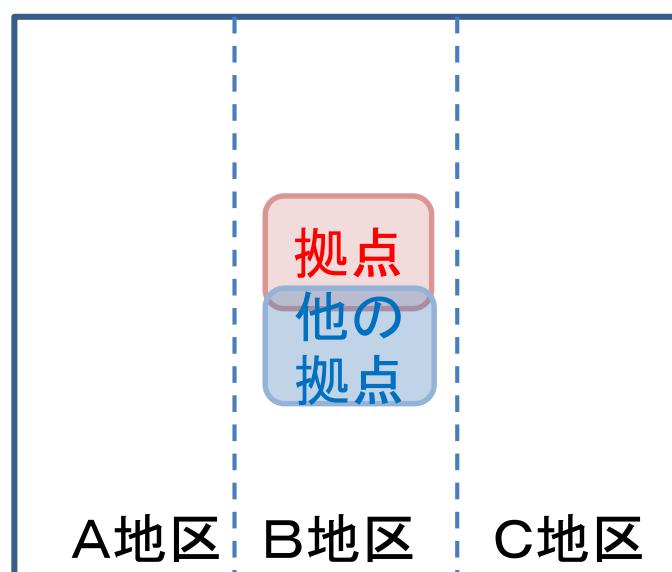
※ 支所は子育て世代包括支援センターなどを活用

小規模市区町村の場合

市全域に拠点を設置

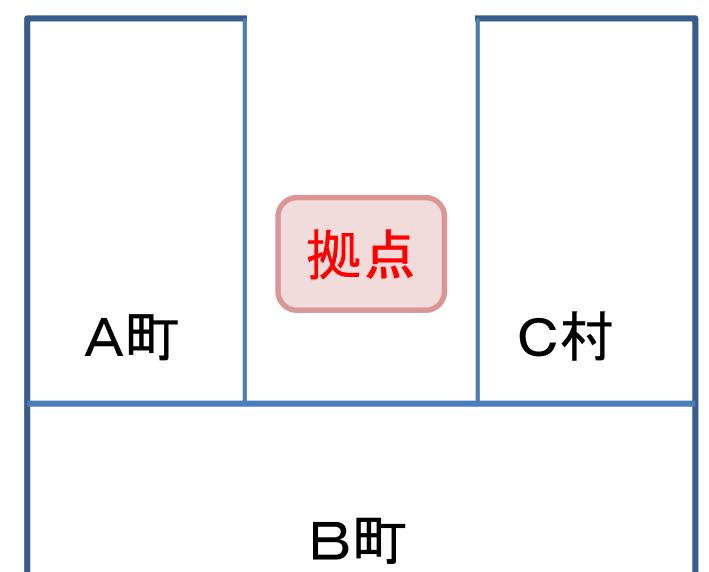


市町村全域に他の分野と協同する拠点を設置



※ 他の拠点は地域包括支援センターなど

他の自治体と共同して拠点を設置



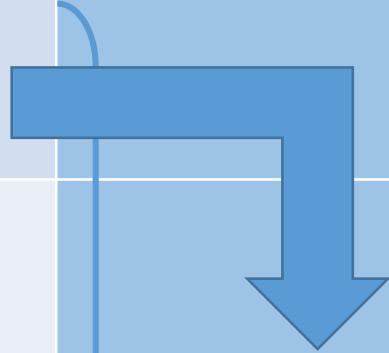
※ 拠点は都道府県福祉事務所
児童家庭支援センターなどに委託

市区町村における家庭内等虐待暴力防止対策について(案)

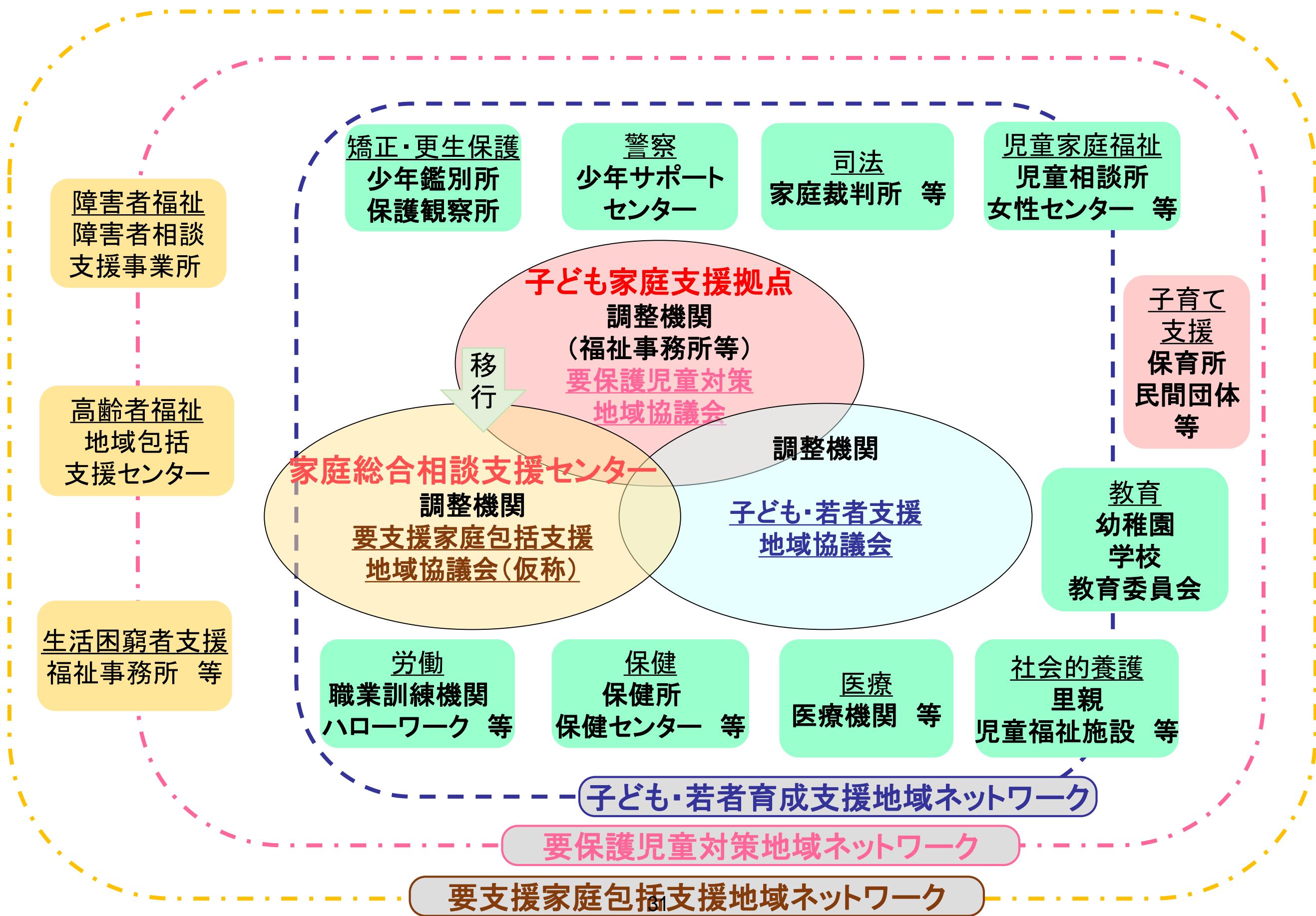
児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、DVなど、特定の対象者や分野ごとに相談支援体制が整備されてきた。障害者・高齢者虐待の目撃もDV同様に児童虐待と定義すべきではないのか、相談支援の対象である家庭が複合的な課題を抱えている場合、対象者・分野別での対応では十分とは言えず、さらに深刻化する場合もある。

こうした課題に対応するためには、的確なアセスメントに基づき、様々な相談支援施策やサービスを早期に一体的・総合的かつ個別的に継続して提供することが重要である。

このため、地域における包括的な相談支援ネットワークや相談支援機関を設置し、対応することが必要。

虐待防止制度	市町村相談対応機関	ネットワーク	ステップ1	ステップ2
児童虐待防止制度	子ども家庭支援拠点	要保護児童対策地域協議会	 <p>要支援家庭包括支援(家庭内等虐待暴力防止対策)地域協議会(仮称)の設置</p> <p>地域の包括的な相談支援ネットワークの設置</p>	 <p>子ども家庭支援拠点など</p> <p>家庭総合相談支援センター(仮称)の設置</p> <p>ワンストップ・中核的な相談支援機関の設置</p>
障害者虐待防止制度	障害者虐待防止センター			
高齢者虐待防止制度	地域包括支援センター 高齢者虐待防止センター	高齢者虐待防止ネットワーク		
DV防止制度	(配偶者暴力相談支援センター)			

要支援家庭包括支援のための地域ネットワークシステム(案)(市町村)



福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例 (地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドラインより)

高齢者、障害者、児童等の各制度を組み合わせる福祉サービスを総合的に提供する際の、人員の兼務、設備の共用ができる事項について、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせる提供する場合の例を用いて示した。

【通いのサービスや居場所を提供するサービスを組み合わせる例】

例① 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 放課後等デイサービス(障害児)

例② 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 小規模保育事業(B型)(児童)

例③ 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 地域子育て支援拠点事業(児童) + 利用者支援事業(基本型)(児童)

例④ 小規模多機能型居宅介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 一時預かり事業(児童)

【訓練や就労支援を行うサービスを組み合わせる例】

例⑤ 認知症対応型通所介護(高齢者等) + 就労継続支援 B 型(障害者) + 放課後児童健全育成事業(児童) + 就労訓練事業(生活困窮者)

【泊まりのサービスを組み合わせる例】

例⑥ 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 就労継続支援 B 型(障害者) + 短期入所生活介護(高齢者等) + 短期入所(障害者) + 保育所(児童)

例⑦ 認知症対応型共同生活介護(高齢者等) + 共同生活援助(障害者)

障害者施策や高齢者施策などの有効活用や共同事業の創設(案)

○障害者施策の活用:社会的養護のもとで生活している障害のある児童は増加している。

① 障害者福祉サービスの有効活用(18歳以上)

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助(創設)、就労定着支援(創設)など



【今後の方向性】

対象の拡充:里親・児童養護施設等入所児童(18歳以上)も可とする。

○高齢者施策の活用と子ども家庭施策の共同事業

① 介護予防事業として、高齢者の子育て支援員としての活用(子育て支援の担い手のとしての社会参加)

② 介護予防事業(高齢者)+地域子育て支援拠点事業(児童)

③ 単身高齢者と学生・母子家庭との共同生活事業

学生や母子家庭が単身高齢者の住宅をシェアハウス(無・低家賃)として利用し、学生・母子家庭の生活・自立支援及び高齢者の見守り支援などを行う事業。

○労働施策との共同事業

青少年施策は不十分であり、充実強化が必要である。

勤労青少年福祉法に位置づけられている全国に約300カ所ある勤労青少年ホームなどを活用して、一定の条件を満たした施設を選定して整備を行い、以下のような機能をもった総合的な青少年(15歳～30歳程度)の自立を支援する青少年自立支援センター(仮称)を都道府県に数カ所(青少年人口に応じて)設置する。

里親・施設を退所した年長児童など個々の青少年の状況に応じた支援を展開する。

機能：相談機能、生活支援機能、就労支援機能、レクリエーション機能、一時保護・短期宿泊機能、コーディネート機能など

札幌市円山勤労青少年ホームの転用事例

～関係機関等との緊密な連携と、充実したインフラを活用した若者のキャリア形成支援について～



I 旧札幌市円山勤労青少年ホーム（若者支援総合センター）の概要

- 設立：昭和44年（平成22年4月から若者支援総合センターに転用）
- 設置主体：札幌市
運営主体：指定管理者（財）札幌市青少年女性活動協会
- 所在地：札幌市中央区北8条西24丁目（地下鉄東四線「二十四軒駅」徒歩7分）
- 施設の概要：1階部分：事務室、休憩室、カウンセリングルーム
2階部分：集客室、調理室、図書室、軽食スペース、カウンセリングルーム
- 運営体制：館長1名、主任指導員1名、青少年指導員3名
- 平成21年実績：登録者数647人、講座、イベント等への参加者数5,191人

II 取組みの特徴

1 新たな若者支援体制の構築

- 勤労青少年ホームの老朽化、若者が抱える現代的な課題に対応するため、平成21年4月に「札幌市若者支援基本構想」を策定、本構想に基づく施策を進めるにあたっての「若者向け施設設置の考え方」を整理。

これに基づき平成22年4月に、円山勤労青少年ホームを「若者支援総合センター」として転用。

- 「若者支援総合センター」は、ハローワーク、精神保健福祉センターなどの専門機関と相互に連携を取りながら、「さっぽろ若者支援ネットワーク」の中核的機関として、若者の社会的自立を総合的に支援。

- 「若者総合支援センター」内に設置されている「さっぽろ若者サポートステーション」の運営団体である（財）札幌市青少年女性活動協会が、「子ども若者育成支援推進法」に基づき、平成22年9月から開催されている地域協議会の指定支援機関及び事務局（調整機関）としても機能。

2 関係機関との連携等、若者のキャリア支援体制の整備

- ジョブ・カフェにサポステ相談ブースを設けての相談（月2回程度）、定時制高校へのスタッフ派遣に加え、教育委員会の依頼に基づく学校関係者への講演、就労体験先開拓などを目的に地元事業所への積極的な働きかけ等、関係各種機関と密接に連携している体制を築いている。

- ヨガ、調理、創作活動などのコミュニケーショントレーニングや、自信回復に効果の高い各種プログラムを実施することのできるインフラ施設があり、こうしたプログラムをより実効性の高い取組にするため、参加者の状態を担当者からキャリア・コンサルタント等の相談員に伝達し、常に情報の共有化を図っている。

- 月に2回、精神科医の訪問相談があり、障害や病気などが疑われる者に対しても相談しやすい環境整備を図っている。

3 訪問支援、学業への復帰等の能動的支援

- 学校における出張相談などを行っているほか、進路未決定のまま卒業した者や早期離職をした者について学校を介して来所につなげている。

- 財団法人札幌市青少年女性活動協会が指定管理者として運営している児童館を活用し、大学生の学習ボランティアや教員OBなどに学習指導、教材の提供などに協力してもらうことで、学び直しの場を提供することができる仕組みを構築している。

課題として認識されている点

- 各種関係機関とは双方向で補完しあうことが重要であるが、本人の理解が得られず、医療機関や精神保健福祉センター等へは誘導しにくい状況。そのため、就労に結びつくことが難しい精神疾患や障害が疑われるにも関わらず、必要な支援が受けられないケースがある。
- 連携先の学校を通じて進路未決定者や早期離職者の情報を得ているが、中退者へ対応するにはより早期からの信頼関係構築が重要。また、マンパワーが足りず特定の学校とのつきあいが深い状況。より幅広い教育機関への普及・連携が課題。
- 経済団体から、トレーニングの場としての会社を紹介されても、なかなか雇用には結びつかない。

【参考】

(2) 勤労青少年ホーム等の多様な観点からの活用促進

- 勤労青少年ホームの利用実績等は、平成16年度から平成21年度までの5年間で、延べ利用者数は約115万人減少し、平成21年度は279万人となっている。施設数も84箇所減少し、同年度末で395箇所(地方公共団体が類似施設として位置付けている施設を含めると約450箇所)となっており、勤労青少年数の減少、若者の余暇活動の変化等に伴い、長期的に見ても減少傾向にある。
- また、利用者の年齢別の傾向を見ると、平成16年度と比べ、平成21年度では20歳台後半層が約45%の減、逆に30歳以上の者の利用が約40%の増となるなど、全体として利用者の年齢層が上がっていることがうかがえる。
- 平成20年度には、国の補助により設置された施設の財産処分手続きが簡素化され、これに伴い、勤労青少年ホームの用途の変更、取り壊し等の案件も増加しており、今後とも施設数の減少が見込まれる。
- こうした中、設置・運営主体である地方公共団体と、関係者の連携・協力のもと、勤労青少年ホームに本来期待される余暇活動等の活性化に取り組み、地域の若者の交流・人材定着に寄与している事例や、勤労青少年のキャリア形成という観点から、専門的な相談、各種支援プログラムの充実に取り組むなど、勤労青少年ホームの役割を拡大し、活性化を図っている事例も見られる。
- これらの事例も踏まえ、勤労青少年ホーム等の設置・運営主体である地方公共団体を始め、関係者の創意工夫の下、クラブ活動や各種講座等の余暇活動に加え、ボランティア活動や伝統行事への参加の場を提供し、同世代・異世代間、地域間の幅広い交流を促すなど、勤労青少年の福祉向上の基盤として確立されることが望まれる。
- さらに、勤労青少年のキャリア形成支援の充実に向け、キャリア・コンサルティング等の相談機能を強化するほか、ニート等の若者も対象に含め、職業的自立の実現に向け、グループワーク方式を取り入れた各種支援プログラムを展開する事業を施設内外で展開するなど、活性化を図ることも重要である。
- 地方公共団体は、こうした観点を中心に、自らの目標設定、創意工夫により、地域の実情に即した、勤労青少年ホーム等の役割を明確化し、これに応じて具体的な機能の充実を図るとともに、関係者の参画により基盤を整備していく立場にある。
- このため、地域の若者を取り巻く現状・課題を分析の上、勤労青少年ホーム等の資源の特性を踏まえ、利用者である勤労青少年自身の提案も積極的に取り入れ、キャリア形成支援の観点も含めた勤労青少年ホーム等の具体的な活性化方策を確立する必要がある。
- また、各勤労青少年ホーム等が、こうした自らの具体的な支援機能はもとより、地域の社会的活動から仕事に関することまで、勤労青少年を始めとする若者のキャリア形成や社会参加に関する様々な情報を幅広く分かりやすく提供する、いわば情報発信基地としての役割を備えるなど、若者の総合的な支援の拠点として発展していくことが期待される。
- なお、その際、各勤労青少年ホーム等の特徴・役割を反映した愛称等を、住民、利用者からの公募等により定め、広報に活用することも一考の価値がある。

里親支援のあり方

家庭養護支援体制の拡充（児童相談所）

① 専任職員の配置

里親委託の推進及び里親・委託された子どもの支援の充実のためには、複数の専任職員を児童相談所に配置する体制が確保されるべきである。

② 専任職員の継続勤務年数の長期化

里親担当職員の専門性を高め維持するためには、職員の異動周期を長くして、経験を蓄積できるようにすべきである。

③ 里親応援ミーティングの実施

子どもを里親に新規に措置する際に、関係機関・関係者（委託児童担当児童福祉司、担当児童心理司、里親委託等推進員、里親支援担当職員（児童家庭支援センター職員など）、児童福祉関係部署の市町村職員、里親支援専門相談員、保健師、保育所、学校、地区里親会、必要に応じて里親など）による里親応援ミーティングを開催して、養育計画書（里親版、里子版）、訪問・面接計画書などを作成、チーム養育であることを確認し、委託前後における里親養育への支援を実施する。なお、場合によっては実親が参加するミーティングを開催したり、ファミリーグループカンファレンスなども実施すること。

④ 二つの措置の活用

乳児院から里親委託の一定期間の複数養育（二つの措置）や里親委託中の保育所利用、障がい児サービスの複数養育など二つの措置の活用を広める。乳児院や児童養護施設から里親委託に移行する段階では、双方の入所措置と委託措置を重ね合わせて移行期支援ができるように、二つの措置をかけられるようにすべきである。

また、里親委託中の保育所利用や障がい児サービスの活用について、積極的な利用を可能とすべきである。

⑤ レスパイト事業の拡充

レスパイト事業における受け入れ対象を親戚・友人等にまで拡大する。

⑥ 委託児童健診の実施

乳幼児健診のように、委託された子どもに対しても定期的（委託された子どもの年齢、委託期間等により時期検討）に心理検査などを行い、子どもの里親家庭での適応、安定感を把握し支援の方向性の材料とする。

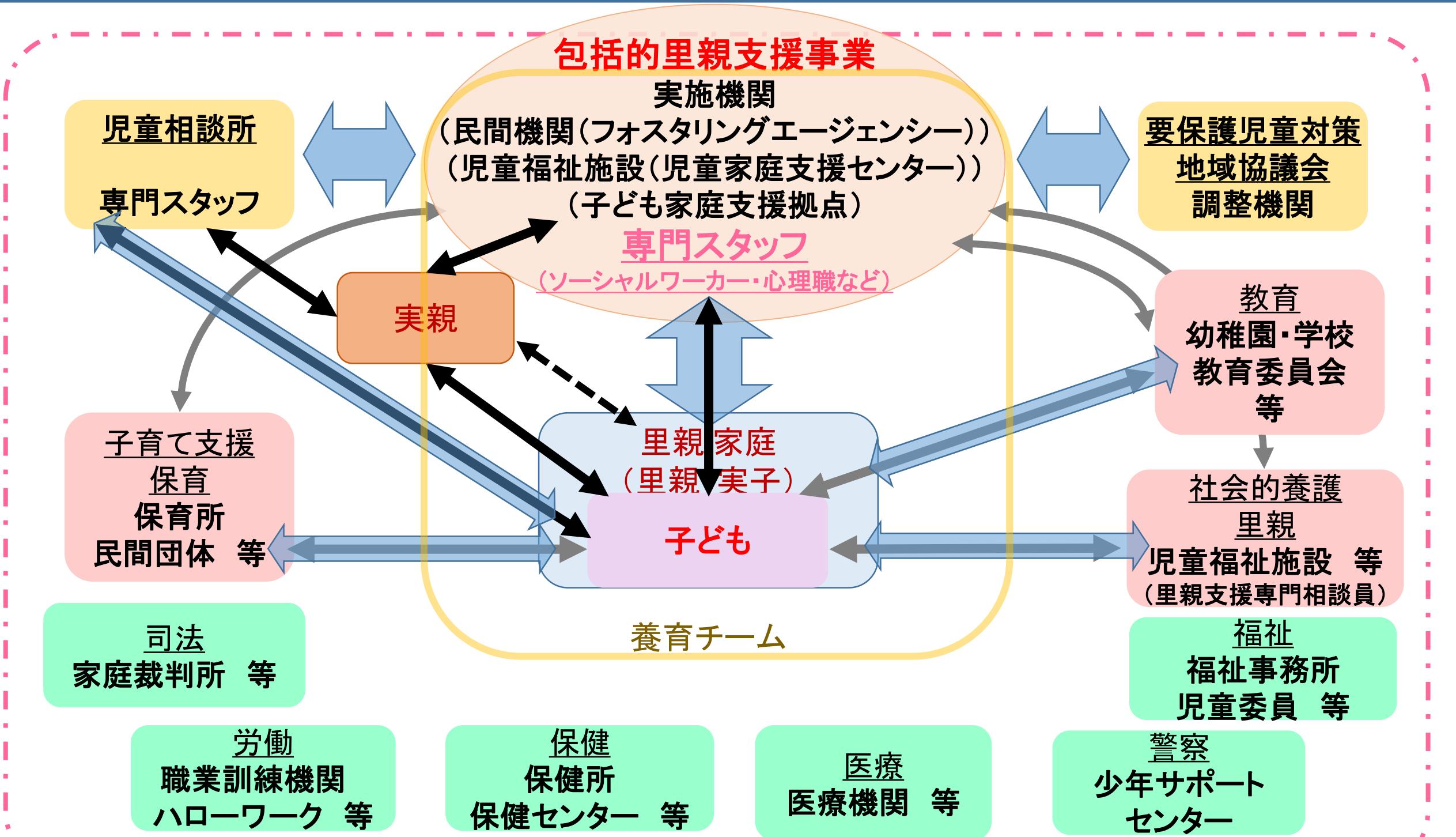
（「全国里親会中長期ビジョンに関する報告書」より）

包括的里親支援事業(案)

○子どもの最善の利益を中心に据えた里親ソーシャルワークのできる機関に、里親のリクルートから里親支援までをする事業を委託して行う。

委託機関: ①民間機関(フォスタリング・エージェンシー) ②児童福祉施設(児童家庭支援センター) ③市区町村子ども家庭支援拠点 など

事業内容: 里親開拓、里親研修、相談支援(24時間365日)、マッチング、移行支援、訪問支援、レスパイトケア、関係機関調整、里親間交流(里親サロン)、実親支援、アフターケア など ※ 里親支援機関事業からの移行



1. 縁組前における課題

(1) 児相 里親登録のあり方の自治体間格差→実態との齟齬、経済的支援の格差

- ① 養育里親、養子縁組里親の重複登録を認めている自治体 (任意・義務化双方含む)、重複登録の義務付け→研修義務化により今後は任意に?) (約7割) (厚労科研 2014)
試験養育期間・・・養育里親として里親手当+事業費を支給
申し立てから縁組認容・・・養子縁組里親として手当の支給なし (事業費のみ支給)
- ② 養育里親が養子縁組里親どちらかの登録しか認めていない自治体 (約15%)
委託から縁組成立まで一貫して手当支給なし (事業費のみ支給)
- ③ 養育里親登録のみしか認めていない自治体 (約1割) →縁組里親に対する研修義務化に伴い変更?
一貫して手当支給 (里親手当+事業費支給)
→経済的支援の手厚さの順位 ③ ① ②

・民間あっせん機関の場合
支給なし (手数料の支払い)

・家庭における養育環境と同様の養育環境とは、里親や養子縁組家庭を意味すると考えられ里親か、あるいは養子縁組か子どもそれぞれの状況に応じて検討する必要があるが、家庭復帰が困難な子どもには原則的に、法的親子関係に基づく養子縁組を考慮することが必要。しかし現実には長期里親が縁組の代替策として活用されている実態や、里親と縁組の対象児の混同が現場において散見される。

・里親と養子縁組の制度的運用 (厚労科研 2014)
統合型 (日本、アメリカ、カナダ、アイルランド、イギリス)、別制度型 (韓国、オーストラリア、ドイツ、フランス、ベルギー)

・こうした状況を踏まえ日本では統合的に活用しつつ、公民機関における不公平感への対応を考慮する必要はないか?
また自治体における登録・経済的支援格差の是正は必要ないか? 里親家庭の子どもの縁組の促進策は必要ないか? 里親制度と縁組制度を区別化する方策は必要ないか?

→こうした課題を踏まえ、縁組前委託費および縁組手当の創設を公民あっせん機関一貫して検討できないか。例えば養子縁組里親を廃止し、公民機関ともに「養親登録者」とし、児童相談所や民間あっせん機関を介して行われる (要保護児童を対象とした) 養子縁組を児童福祉法に位置付け、児童法第27条の措置の中に養子縁組あっせんを規定し、成立までの間双方ともに「養子縁組前委託」として事業費 (養育費) を、また縁組後「縁組手当」の支給を行うことで、公民機関の公平性の担保、社会的養護としての養子縁組の位置づけ、縁組と里親の意義の明確化、長期の里親委託の縁組の促進を図るのではないか。

(2) 民間機関における子どもの養育、妊娠相談、生みの親子の保護状況の把握・公民連携と生みの親に対する中立的な意思決定支援

・「特別養子縁組に関する調査結果(2016)」によると、民間機関では養親が監護開始する直前の状況は「ベビーシッターを活用し」が54.2%を占め最多、次いで「認可外保育所やベビーホテル等」が1.9%となっている。

→実態把握の必要性、児相と連携した里親や施設活用、市町村と連携したショートステイの活用を促進できないか
→基本的に生みの親の中立的な意思決定支援を保障するために、妊娠相談機能、子どもの養育機能、生みの親子の保護機能は連携による方が望ましいと考えられる (あっせん法では民間あっせん機関とおし、児相との連携について規定されているが、市町村機関との連携も重要)。

・海外ではこうした観点から保護機能、妊娠相談機能を外部機関に求めることを規定 (韓国、仏、独)

2. 縁組後支援に関して

・児童福祉法改正により、養子縁組里親が法定化されるとともに、都道府県 (児童相談所) の業務として、養子縁組に関する相談・支援が位置付けられた。これまで里親登録を抹消していた一部の児相でも引き続き何らかの形での把握が求められている。また縁組後児相の管轄が異なる地域へ転居する縁組家庭の把握も検討を要する。

- ・一方、民間機関についてはいわゆるあっせん法において縁組後の支援について規定された。
- ・厚労科研調査結果 (2014) によると、縁組家庭への支援について

縁組後支援を行っている」と回答した見相 65.0% (支援内容；養親研修、子育て支援に関する情報提供、里親会・サロンに関する情報提供、家庭訪問、真実告知に関する支援 など)、また「特別養子縁組に関する調査結果(2016)」のよると、見相では「養親」に対しては60.7%、「養子」については46.7%、民間機関では「養親」に対しては100%、「養子」に対しては78.6%であった (支援内容；上記以外に養親に対しては「孤立防止支援 (他の里親家庭との交流の促進)」 「思春期等の子どもの成長段階に応じた養育に関する助言」 「問題行動、発達の遅れ等、養育に関する相談、養子に対しては「ルーツ探しへの対応」 「養子同士の交流機会への提供」 「発達面での検査」)

・イギリス (PAC-UK) (Post Adoption Center) 上鹿渡報告(厚労科研 2015)

子どものアセスメントと治療的ケア (充実した治療的ケア・プログラム体制の確保) の提供

→日本との大きな相違～日本では子どものケアが養親に大きく依存 (チーム養育におけるターゲットの検討)、今後不妊治療者を対象とした乳児委員からさらに幼児、学童期の縁組を促進する上で子どもへの治療プログラムの提供は必須

・日本ではアセスメント後の子どものケアプログラムの欠如、個人の努力に委ねられる傾向→こうした観点からの民間機関の職員配置と財政支援のあり方

・生みの親支援 (「特別養子縁組に関する調査結果(2016)」 見相 「支援なし」が最多、民間機関 「自立支援」 「実親と養子の手紙、写真、プレゼントの仲介」 「メンタルケア」 →「(セミ) オープンアドプション」のあり方は？

・「特別養子縁組に関する調査結果(2016)」によると、養親家庭への支援の継続が困難な理由としては見相の場合、里親会の退会、縁組成立後の登録抹消、養親からの支援拒否、民間では転居後の住所の不明があげられている。→先に述べた社会的養護としての位置づけ、以下の養親の把握システムにより支援継続の促進を図る。

3. ハーグ国際養子縁組条約批准と国内養子縁組体制 (養親・養子候補者の一元的管理の促進)

・中央管理局 (記録保存、養子・養親候補者情報の管理)、権限ある当局 (機関監督)

・養子縁組里親・養親登録者情報の管理体制

国際条約では、国際養子縁組は国内で受け入れ家族を見いだせない子どもに代替的手段として認められている。国内において、幅広く養親探索システムをつくり、出身国内で養親候補者を探す努力を最大限に行う必要がある。そのため、「養親登録者」や子どもの情報を一元化することによって広域的マッチングを可能にするシステムを設けることを国際条約では奨励している。

→日本では当座、各都道府県の中央児童相談所で都道府県内の児童相談所及び民間養子縁組機関における登録者の情報を一元的に管理し、養親候補者を探すシステムをつくることも考えられる。このシステムにより転居者の把握も可能とならないか

(参照)

ハーグ国際養子縁組条約

奥田安弘ほか『養子縁組あっせん―立法試案の解説と資料』(日本加除出版、2012年)

第7条 [中央当局の任務]

1 中央当局は、子の保護およびこの条約のその他の目的を達成するため、互いに協力し、かつそれぞれの国の権限ある当局間の連携を促進しなければならない。

2 中央当局は自ら、次の目的のために適切な措置をすべてとる。

a 自国の養子法に関する情報ならびに統計および標準書式などその他一般的な情報を提供すること。

b この条約の運用に関する情報を交換し、かつ可能な限りその適用の障害を除くこと。

第9条 [同上]

中央当局は、自らまたは公的当局もしくはは自国において適正に認可を受けた団体を介して、特に次の目的のために適切な措置をすべてとる。

a 養子縁組の成立に必要な限りにおいて、子および養親になるうとする者の状況に関する情報を収集し、保存し、かつ交換すること。

b 養子縁組に関する手続を援助し、遂行し、かつ円滑にすること。

c 自国における養子縁組および養子縁組後のフォローアップに関する助言サービスの発展を促進すること。

d 国際的な養子縁組の実績の一般的な評価に関する報告書を交換すること。

e 自国の法律により認められた限りにおいて、他国の中央当局または公的当局からの特定の養子縁組の状況に関する情報の正当な請求に応じること。

第11条 [認可の要件]

認可団体は、次の要件を満たさなければならぬ。

- a 認可する国の権限ある当局が定めた要件および監督の下で、非営利目的のみを追求すること。
- b 倫理観および訓練または経験により国際的な養子縁組の分野において活動する資格を認められた者が管理運営していること。
- c 組織、運営および財政状況についてその国の権限ある当局の監督を受けていること。

4. 統計上の里親種類別、未委託率における数値と実態の齟齬の解消

- ・ 里親種類別 養育里親、縁組里親（養親登録者）数
- ・ 里親種類別未委託率（委託率） 縁組後における実態に適合した登録維持や把握のあり方

英国における養子縁組支援に関する資料

上鹿渡 和宏

『国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続の在り方に関する研究』厚労科研 2015 での報告より(一部修正・加筆)

ポスト・アダプション・センター (PAC-UK) について

はじめに ～ 2007年以降の PAC-UK

2007年に出版された『要保護児童養子斡旋の国際比較』のなかで、イギリスにおける養子縁組の制度と実態について担当した津崎は「この種の機関の存在は養子縁組の成否に密接にかかわる」として、ポスト・アダプション・センター (PAC: 現在は PAC-UK) の概要を紹介し、「85年以降イギリスにおける縁組後支援サービスの先駆的組織であり、同種の多くの組織のモデルとなったものである」と報告している¹。

その後も PAC-UK は養子縁組支援機関として、養子縁組後の養子、養親、実親等への直接的なサポートに加えて、ソーシャルワーカーや学校の教員等この領域に関わる専門職を対象とした研修会等も実施している。特に 2009年からは学校におけるスタッフへのトレーニングを開始し、養子や社会的養護下の子どもの幼少期の経験による影響についての理解を広め、2013年には「学校のための良い実践ガイド」²を作成し、それをもとに学校現場のさらなる理解を深めるべく多くの取り組みがなされてきた。2014年10月には PAC と After Adoption Yorkshire(AAY)が合併し民間養子縁組支援機関としてさらなる展開を図っている。養子縁組支援機関として関連法規や国の定める最低基準を満たしているかチェックされる Ofsted の 2014/15年監査でも最高 (Outstanding) の評価を受けており、その後も高い水準のサービス、プログラムを現場に提供し続けてきたと言える。

また、養子縁組後の治療的サポートを提供するために養子縁組支援基金 (The Adoption Support Fund: ASF) が創設され、イングランドの 152自治体を対象として 2015年5月より運用されている³が、ASFは養子縁組後多くの家族が治療的なサポートを必要としながら、これまでそのニーズを満たすような支援を受けることが困難なことが多かったことか

¹ 津崎哲雄「イギリスにおける養子縁組の制度と実態」湯沢雍彦編『要保護児童養子斡旋の国際比較』日本加除出版、2007年、p.120.

² Julia Clements “A Good Practice Guide for Schools Understanding and Meeting the Needs of Children who are Looked after, Fostered, Adopted or otherwise Permanently Placed” 2013, PAC

³ <http://www.adoptionsupportfund.co.uk/>

ら政府によって創設され、これまでの支援よりも専門性の高い、より包括的なサービスを提供するための財政基盤となっている。実際のサービス提供者としては、自治体、Ofstedにより登録された独立したサービス提供者、また、NHSによる児童思春期精神保健サービス（CAMHS）などがあるが、これまでのこの領域での経験と実績、培われてきた高い専門性を持つ PAC-UK のこの領域における役割と期待はますます大きくなっている。

本稿においては、PAC-UK が現在、どのような対象に、どのようなサービス、プログラム、トレーニング等を提供しているかについて、その概要を PAC-UK のホームページ、年次報告書と長年この組織に所属し現在「子ども家族サービス（Child and Family service）」の責任者として豊富な経験を持つ Franca Brenninkmeyer 氏へのインタビュー⁴をもとにまとめた。

PAC-UK の対象範囲とサービス内容

ホームページ上⁵の「PAC-UK について」のページに以下のような記載がある。「PAC-UK は個別のニーズに合わせた適切なサポートと個別のサービスを提供、養子縁組やパーマネンシーを保障する他の形態で影響をうけている家族や個人の生活状況（人生）を向上させるために存在する。また、PAC-UK は一般市民や専門家への気づきや知識の向上も目指す。」

この記載からも明らかであるが、PAC-UK がその対象とする範囲は単純に養子縁組親子だけにとどまらず、養子縁組候補者、長期里親委託やキンシップ・ケアのケース、子どものころ養子縁組された大人、かかわりのある実の家族や親族、様々な専門家、学校関係者を含んでいる。

特に養子縁組される子どもについてはその多くがネグレクトや虐待、家族の機能不全が理由で社会的養護を受けるようになり、養子縁組されるようになるころまでには何か所もの里親家庭に委託された経験があり、年齢も平均すると4歳ほどになっている。それゆえ、養子縁組される子どもの多くは実家族の中で早期に繰り返されるトラウマを経験し、また、その後の度重なる委託変更と喪失を経験している。このような経験により養子縁組後、家庭、学校、地域で様々な情緒的問題や、人間関係上の問題、行動上の問題を生じることも多く、「子どもと家族へのサービス」として、それらに応じた助言やカウンセリング、トレーニングが提供されている。

実の家族、親族、特に実母に対してもサポートにも取り組み、子どもと別れた後の悲しみや落ち込んだ状況をサポートしている。それぞれの養子縁組経験について傾聴し、その混乱した状況を整理し現状と今後の見通しを説明。子どもへの手紙をどう書くかを支援する、他の親がどう感じているかグループを通して気づいてもらうなどのサポートがある。方法としては電話での相談、直接の面接、グループがある。これには50~60年前に当時の社会的状況下で子どもを手放さざるを得なかった親へのカウンセリングといったサポート

⁴ 2015年11月11日、PAC-UK ロンドン事務所にて実施

⁵ <http://www.pac-uk.org/>

も含まれているという。

また、子どもの頃養子縁組され現在大人になった人のカウンセリングとサポートもある。情緒の問題や引き続く喪失と悲しみの問題、低い自尊感情、孤独感、アイデンティティの混乱、関係性の問題等での相談希望が多い。方法としては電話での相談、直接の面談、グループなどがある。本人の養子縁組に関する疑問や実の家族や親族との接触希望に対する調査や調整も含まれる。

関連専門職への支援

このような養子縁組の当事者への直接のサポート、サービスのほかに、学校関係者やソーシャルワーカー、カウンセラーなど、養子縁組家庭を支援する専門職の資質向上に関するトレーニングやセミナー、コンサルテーションのサービスもある。学校へのトレーニングについては先生やスタッフが子どもの示す問題行動に方略を持って対応できるようにするためのトレーニングを 2014/15 の一年間で 37 校 767 人のスタッフに実施した⁶。また、PAC-UK が 2014/15 の一年間で実施したトレーニングは 80 日、1638 人で前年度よりも参加者が 34%増加している。参加者全体の 52%は専門家、45%は養親または養育者、2%が養子縁組された人(大人)であったという。評価表によれば 91%の参加者がコースを **excellent** または **very good** と評価していた⁷。さらに、自治体とのパートナーシップを結び、自治体が地域内の養子縁組当事者や、その関係者に PAC-UK の質の高いサービスを提供できるよう協力している。この場合、利用者は自分の住む自治体のサービスとして PAC-UK の提供するサポートやプログラムと同内容のものを受けられる。PAC-UK はこのような支援者サポート、トレーニングを通して、養子縁組当事者への直接サポートだけでは補えない幅広い現場のニーズに対応していると考えられる。

「子どもと家族へのサービス」について

ここで、PAC-UK の提供するサービスの中でも重要な領域と考えられる「子どもと家族へのサービス」について、その責任者の **Franca Brenninkmeyer** 氏からの説明⁸も含めてまとめる。まず、養子縁組されるまでに、幼少期の虐待、ネグレクト、頻回な措置変更に関わる喪失とトラウマを経験した子どものアセスメントが重要であり、そのために相談の最初数回がこのアセスメントに使われる。様々な観点からアセスメントツールを用いて、子ども自身、親・養育者と子どもの関係、親・養育者・先生の子どものに関する評価、親・養育者の自分自身に関する評価がなされる。その上で個別に合わせた治療的なサービスがケースに合わせた形で（子ども個別、親個別、家族一緒、養子縁組家族と実家族も一緒、自宅

⁶ PAC-UK Annual Review 2014/15, p.6.

⁷ PAC-UK Annual Review 2014/15, p.8.

⁸ 2015年11月11日インタビュー時に頂いたパワーポイント資料も参照。

で⁹など) 実施される。

実際にどのような介入がなされているかについては、詳細なアセスメントに基づき、以下に挙げる通り多岐にわたる方法の中から最も効果的と考えられる方法が用いられるという。Brenninkmeyer 氏によれば、PAC-UK は Therapeutic model での対応が特徴的で、同じ問題に対応している CAMHS の Medical model からみると代替的方法であると語った。ただ、介入のために準備されている具体的な方法は以下に示すごとく多様で、これを本人含め 8 人のスタッフ¹⁰で対応しているとのことであった。以下具体的対応方法を列挙する¹¹。

- ・ 感覚統合
- ・ セラプレイ
- ・ VIG(Video Interaction Guidance)
- ・ エモーショナル・リテラシー
- ・ DDI(Dyadic Developmental Psychotherapy)
- ・ アタッチメント・フォーカスト家族療法
- ・ EMDR (眼球運動による脱感作と再処理法)
- ・ ソーシャルストーリー
- ・ 行動の調査と修正
- ・ ACT (Attachment Communication Training)
- ・ 治療的ペアレンティング・サポート
- ・ 他のムーブメントや音楽、アートなどを使った様々な統合的方法
- ・ その他

このように多くの介入方法を一つの機関で準備できていることで、その前に実施される評価も実際に意味のあるものになっていると思われた。評価がその後の対応方法を決めるというのは当然のことであるが、実際にはある機関でとり得る介入方法が、その評価に影響を与えているということを経験することもあり、この介入方法の多様性が PAC-UK の利用者への個別対応の水準を高めることに大きく貢献しているように思われた。

最後に Brenninkmeyer 氏は、子どもの現在の問題の水準、親の問題、セラピストの能力、経済的問題をすべて勘案したうえで、インタビューや関係資料をもとに、関係性の観察、質問票の使用、必要なテストを実施するなどしてしっかりした評価を実施することの重要性を改めて強調した。そして、養子縁組とは、喪失やトラウマからの回復をもたらすもの

⁹ 自宅でスカイプ等を利用して 3 から 9 歳で養子縁組して間もない家庭において 10 週間のペアレンティング・プログラム (Enhancing Adoptive Parenting:EAP) を実施 (PAC-UK Annual Review 2014/15, p.7.)

¹⁰ Brenninkmeyer 氏はフルタイム、他のスタッフは週 3.5 日が 1 人、週 3 日が 2 人、週 2 日が 4 人の構成で一人当たり 15, 6 人の家族を対応しているとのことであった。

¹¹ 2015 年 11 月 11 日パワーポイント、スライド 16・17 より引用。

であることをまとめとして強調した。養子縁組とは「人生における辛いときと楽しいときの両方を共有する経験」であること、「辛さは共有されると半分になり、楽しさは共有されると倍になる」こと、そして、「辛さと楽しさが共有されることでその関係性がより深まる」ということを指摘された。

さいごに

PAC-UK の提供しているサービス、プログラムについて概観し、特に「子ども家族サービス」についてはさらに具体的に内容を確認することで、養子縁組が子どもにとって最善の選択となるために必要な支援についてみてきた。養子縁組に関わる人たちが必要とするものは何か、どのような人たちにアプローチする必要があるのか、さらに、サービスをどのような形で受けられるようにするか（電話、直接、グループ、スカイプ）など、養子縁組に必要とされる支援を考えるにあたって留意すべき点も示唆された。

今回の報告書をまとめるにあたってご協力いただいた PAC-UK の「子ども家族サービス」責任者 Franca Brenninkmeyer 氏に心より感謝申し上げます。

各国の養子縁組あっせん制度と実務に関する質問票 調査担当部分の回答から

質問 9

養子縁組機関以外の養子・養親の相談支援機関または支援システムやグループ活動の状況について

回答

養子縁組支援機関 (adoption support agency) がある。養子縁組支援機関は Ofsted によって登録され、関連法規や国の定める最低基準を満たさなければならない。Ofsted (Office for Standards in Education, Children's Services and Skills) への登録システムによって、養子縁組支援機関の適格性が担保されている。また、養子縁組機関の中には養子縁組支援機関としての登録をしている機関もある。

養子縁組された子どもや大人にカウンセリングを実施したり、個々の養子縁組についての詳細な情報を探すとといったようなサービスを提供する機関もある。養子縁組された子どもや大人、その親族が血縁関係者についての詳細を知りたいと思い、その調査を希望すればその支援もする。この機関の役割として以下が挙げられる。

- ・養親のための準備やトレーニングに関して養子縁組機関の補助
- ・養子縁組された子どもや大人、またその実親へのサポート
- ・養親が子どもにとっての安定した永続的な家庭を子どもに提供するためのサポート

・養子縁組された子どもや大人がその血縁関係者とコンタクトをとることの補助、これには養子の血縁関係者の追跡調査も含まれる

回答者が今回調査した PAC-UK も養子縁組支援機関として登録されているが、養子縁組後の養子、養親、実親等への直接的なサポートに加えて、ソーシャルワーカーや学校の教員等この領域に関わる専門職を対象とした研修会等も実施している。

また、養子縁組に関する専門知識やスキル、経験を有するソーシャルワーカー、セラピスト（遊戯療法、家族療法さまざまなアプローチによる）、心理士等が個人で養子縁組支援機関として登録し、養子縁組を前提に委託されている子ども、養子や養親、成人した養子、養子縁組に影響を受ける大人(たとえば自分の子どもを養子縁組した母親)等を支援する形も存在する。

(質問 9 に関する参考資料等)

・養子縁組支援機関コンソーシアムのホームページ <http://www.casa-uk.org/> (2016 年 1 月 9 日アクセス)

・PAC-UK ホームページ <http://www.pac-uk.org/> (2016 年 1 月 9 日アクセス)

・この回答については英国での里親養育、養子縁組分野での長年にわたるソーシャルワーク経験をもつ Seamus Jennings 氏(現在は Capstone Foster Care の Registered Manager)へのメール・電話によるインタビューと PAC-UK の Franca Brenninkmeyer 氏(Head of Child and Family service)へのインタビューをもとに、上記ホームページも参考にして作成した。

質問 10

①養親および②養子縁組機関の職員の研修専門機関について

回答①

イングランドには養親の研修、準備、評価、認定を担う 2 種類の養子縁組機関がある。一つは自治体の養子縁組機関であり、もう一つは非営利民間養子縁組機関 (voluntary adoption agency) である。これらの養子縁組機関は全て認定前の養親候補者に対して準備研修を提供する。

BAAF (現在は CoramBAAF) からその研修のための資料 (Preparing to Adopt Trainers Guide & Applicants Guide) が出版されている。その内容を見ると、養子縁組について、養子となる子どもの背景、これまでの経過、特徴について、養子縁組プロセスについて、子どもの発達とアタッチメントについて、虐待やネグレクト環境で育った子どものニーズと対応について、養親となることについて、マッチングについて、養子縁組について子どもに語ることについて、実親との接触について、また養子縁組経験者の話などで構成されている。このガイドをもとに養子縁組プロセスの中で養親として認可されるまでに研修が実施される。ある自治体養子縁組機関

(Medway Council) では週一日、4週にわたるグループ研修を年に4回実施している。

多くの養子縁組機関は引き続き研修、養親としての認定後研修を提供する。たとえば、養子に対して養子縁組の事実についてどのように説明し明らかにするか等。

ある民間非営利養子縁組機関 (PACT <http://pactcharity.org/>) では、養子縁組における養育の特徴について学び、養親や養子を助けサポートしてもらえるように養親の家族や友人(たとえば祖父母や叔父叔母等向けに1日研修を提供している。

また、養親は無料のオンライントレーニング(たとえばアタッチメントについて)を First4Adoption のホームページ (<http://firststeps.first4adoption.org.uk/>) で受講できる。

回答②

自治体、民間いずれの養子縁組機関に属するソーシャルワーカーも次のような幅広い専門知識や経験を持っていなければならない。子どもと家族のソーシャルワークの役割、子どもの発達、成人の精神疾患、物質乱用、家庭内暴力、身体疾患、障害、子どもの虐待やネグレクト、子どもと家族への効果的な直接介入、子どもと家族のアセスメント、分析・決定・計画・再検討、法制度、専門職としての倫理観、スーパービジョンと研究等。また、英国のソーシャルワーカーは3年ごとに資格登録の更新があり、専門家としての能力向上が求められる。これに加えて養子縁組に関する専門的な知識とスキルが必要とされる。たとえば、養子縁組の現場で働くソーシャルワーカーはアタッチメントやトラウマ、虐待が子どもの発達に及ぼす影響、また、多くの子どもが実親の精神疾患、物質濫用、家庭内での暴力暴露の経験を有するため、これらのもたらす子どもへの影響についての知識も必須である。また、養子縁組のための審査会や裁判所への詳細な報告書を作成する必要もあり優れたアセスメントスキルも要求される。さらに、養子縁組に関連する法制度や国の最低基準等についても熟知している必要がある。

養子縁組にかかわるソーシャルワーカーがこのような知識やスキルを身に着ける方法としては所属機関内での1日研修や、2-3日間の研修があるが、実際の仕事を通して学び身に着ける知識やスキルもある。

また、PAC-UK (<http://www.pac-uk.org/>) や Adoption UK (<http://www.adoptionuk.org/>) などの養子縁組支援機関が専門家のための研修を実施している。

さらに、専門的な研修としては大学院レベルでのコースを受講するということも可能である。たとえば、2013年12月から2014年5月までスコットランドの University of Strathclyde と BAAF によって Securing Children's Futures: Good Practice in Permanence Planning and Family Placement というコースが実施されている。

(質問10に関する参考資料等)

・ Elaine Dibben, et,al., *Preparing to Adopt TRAINER'S GUIDE A TRAINING PACK FOR PREPARATION GROUP IN ENGLAND Fourth Edition*, BAAF, 2014

- ・ PACT のホームページ <http://pactcharity.org/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ First4Adoption のホームページ <http://firststeps.first4adoption.org.uk/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ PAC-UK ホームページ <http://www.pac-uk.org/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ Adoption UK ホームページ <http://www.adoptionuk.org/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ この回答については英国での里親養育、養子縁組分野での長年にわたるソーシャルワーク経験をもつ Seamus Jennings 氏(現在は Capstone Foster Care の Registered Manager)へのメールと電話によるインタビューと PAC-UK の Franca Brenninkmeyer 氏(Head of Child and Family service)へのインタビューをもとに、上記ホームページも参考にして作成した。

質問 21

養子縁組成立後の支援(①国内養子縁組)について

質問 24

養親家族への社会的援助について(援助内容、時期)

回答

(※回答者は、養子縁組に関する支援は、養親として認定される前から引き続く一連のものとして考え、これらの質問に関連して養子縁組のプロセスに添ってどの時点でどのような支援がありうるか、下記参考文献、ウェブサイトの情報をもとに現時点で把握した主要な内容を以下に記載した。)

英国政府は養子縁組プロセス改善のため 2012-2013 年に養子縁組の準備とアセスメントにおける変革を実施した。The First4Adoption は養子縁組に関心を持った人が最初にアクセスする場として教育省の支援を受け、電話によるヘルプラインとウェブサイトを作成した。養子縁組についての包括的な情報がわかりやすく提示され、e ラーニング等も用意され、このサイト自体が養子縁組に関連する支援の一つとも言える。

養親候補として認可を得るための手続きの中では、養子縁組のための準備研修の機会がそれぞれの養子縁組機関から与えられる (Preparing to Adopt 等のプログラム)。これは養子縁組の子どもや養親自身、その家族にとっての意味や、制度、支援、養子となる子どもの抱える問題への対応方法等、養子縁組に関する包括的な知識を提供し養子縁組のための準備をするための研修であり、養親として認可される前からのサポートといえる。

養親候補者として認定された後のサポートとしては、養子縁組過程で認可された養親候補のもとに自治体が養子縁組を必要とする子どもが委託(裁判所からの placement order)され始めたところで Adoption Placement Plan が養子縁組機関より養親候補者に提示されることになるが、その中でどのような養子縁組サポートサービスが、いつ、どのように支援

されることになるかについても示される。また、子どもが委託されるにあたって必要な経費について支援を受けることも可能。さらに、養子縁組休暇制度とその間の賃金保障制度（statutory adoption leave and statutory adoption pay: SAP）等も養子縁組機関を通して事業主にマッチング証明を提出することで可能である。また、養子縁組が法的に認められる（adoption order）までの間ソーシャルワーカーが定期的に訪問し委託の状況を確認し必要な報告が行われるが、ソーシャルワーカー訪問時に養育上の質問や困りごとなど相談することも可能である。

養子縁組後のサポートについては自治体によるもの以外に Adoption UK、Post-Adoption Centre(今回上鹿渡が調査対象とした機関)等の養子縁組支援機関や、民間非営利養子縁組機関等によるものがある。社会的養護下にあった子どもが養子縁組された場合のその後の具体的なサポートについては以下のようなものがある（Adoption Passport に提示されている事項から以下に列挙）

- ・学校への優先的入学・転入
- ・2歳からの無料早期教育
- ・教育上の特別なニーズの評価
- ・養子縁組休暇・賃金保障
- ・公営住宅への優先的入居
- ・子どもの健康に関する自治体による医学的アドバイスと子どものライフストーリーブック
- ・カウンセリング、アドバイス
- ・子どもの問題行動やアタッチメント等に関連する支援
- ・経済的支援(子どもの障害に関わる特別なニーズ等に応じて)
- ・養子とその実家族との接触に関連する支援
- ・養親や養子のグループミーティングやイベント
- ・養親の研修
- ・養子の短期休養(別の養育者のもとで)

また、上記のような基本的なサポートに加えて養子縁組後の治療的サポートを提供するために養子縁組支援基金（The Adoption Support Fund:ASF）が創設され、イングランドの152自治体を対象として2015年5月より運用されている。

<http://www.adoptionssupportfund.co.uk/>

ASFは養子縁組後多くの家族が治療的なサポートを必要としながら、これまでそのニーズを満たすような支援を受けることが困難なことから政府によって創設され、必要なサービスへのアクセスがより容易になった。養親が直接基金に申請するのではなく、法的責任のある自治体による養子縁組家族の個別ニーズ評価を受けた上で、自治体が申請する形をとる。基金からのサポートを得てどのようなサービスを利用するのかに

については自治体のソーシャルワーカーとの相談となる。実際の支援提供者としては、自治体、Ofstedにより登録された独立したサービス提供者、また、NHSによる児童思春期精神保健サービス（CAMHS）などがある。

ASFを通して提供されるサポートは、養子や養親に以下のような成果をもたらす様々な治療的サービスである。これまでの支援よりも専門性の高い、またはより包括的なサービス（CAMHS、多職種による評価や EMDR、治療的介入の一部としてのレスパイト等）を提供するための財政基盤となっている。

- ・友人、家族、学校の先生や職員との関係改善
 - ・学習面での取り組み
 - ・感情制御や行動のマネジメント
 - ・肯定的な家庭生活や人間関係の享受と自信の回復
- (<http://www.adoptionssupportfund.co.uk/> より)

(質問 21 と 24 に関する参考資料等)

- ・ Elaine Dibben, et,al., *Preparing to Adopt TRAINER'S GUIDE A TRAINING PACK FOR PREPARATION GROUP IN ENGLAND Fourth Edition*, BAAF, 2014
- ・ Amy Neil Salter, *the adopter's handbook information resources services*, BAAF, 2013
- ・ <http://www.first4adoption.org.uk/adoption-support/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ <http://www.first4adoption.org.uk/wp-content/uploads/2014/07/The-Adoption-Passport.pdf> (2016年1月9日アクセス)
- ・ <http://www.adoptionssupportfund.co.uk/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ <http://www.adoptionssupportfund.co.uk/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ 英国での里親養育、養子縁組分野での長年にわたるソーシャルワーク経験をもつ Seamus Jennings 氏(現在は Capstone Foster Care の Registered Manager)へのインタビュー、メールやり取りでの内容を参考に、上記資料で確認の上この回答を作成した。

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案） （市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ）

1. 趣旨・目的

- (1) 今般の児童福祉法等改正において、市区町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化された。
- (2) また、都道府県（児童相談所）が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があり、市区町村が、身近な場所で、子どもやその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者。以下同じ。）に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要であることから、市区町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが盛り込まれている。
- (3) 市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。
- このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。
- (4) 本運営指針は、支援拠点が、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、責任を持って必要な支援を行うことを明確化するとともに、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）・要保護児童対策調整機関との関係整理や児童相談所との連携、協働のあり方など、適切な運営が行われるようにするための基本的考え方を示すものである。

《参考1》児童福祉法第3条の3第1項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、（略）その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

《参考2》児童福祉法第10条第1項

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

《参考3》児童福祉法第10条の2

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

2. 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができることを認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、委託先の選定に当たっては、支援拠点が子どもとその家庭及び妊産婦等の個人情報を取り扱うことになるため、徹底した情報の管理や知り得た内容を外部に漏らすことがないように守秘義務の徹底等を図る体制が整備されている委託先を選定すること。その際、市区町村は、支援内容の役割分担や個人情報の取扱いなどについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に業務を行うことができるよう援助する必要がある。さらに、委託先が行った業務の結果の把握と管理など、業務を適正に行う責任は市区町村にあるため、委託先と緊密に連携し、信頼関係を構築する必要がある。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

3. 対 象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

4. 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努める。

さらに、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした、「(2) 要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

《参考》要支援児童、要保護児童及び特定妊婦の法律上の定義

【児童福祉法第6条の3第5項及び第8項】

○要支援児童

・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）

○要保護児童

・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

○特定妊婦

・出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(1) 子ども家庭支援全般に係る業務

① 実情の把握

子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等か

ら必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行う。

その際、保育所・幼稚園、学校等に在籍していない子どもや「居住実態が把握できない児童」にも留意して把握に努める。

② 情報の提供

子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行う。

なお、関係機関への個人情報の提供に関しては、法律を遵守するとともに、④の総合調整を行う際にも、その方法について工夫する必要がある。

③ 相談等への対応

子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる。

その対応に際して、まずは、子どもとその家庭及び妊産婦等からの相談を受けやすい体制や遅滞なく適切に対応する体制を整備して、相談に応じることが必要である。

相談対応に当たっては、適切に相談者のニーズを把握し、それに応じたカウンセリング等の支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策に係る市区町村事業（利用者支援事業（基本型）など）を十分に活用することが必要であり、さらに密接に連携する必要がある母子保健施策や障害児施策に係る市区町村事業の活用を図ることが求められる。当該家庭に関わる場合には、生活保護や高齢者等の福祉施策との連携、民生・児童委員（主任児童委員）、妊娠相談や子育て支援などを行う民間団体等の社会資源も活用して、相談者のニーズに応じた支援を行うとともに、学齢期の子どもへの対応では、いじめ等の問題への取組や特別支援教育等の教育関連施策との連携も視野に相談対応を行うなど、妊娠期から子どもの自立までに関わる社会資源の機能を的確に把握し、十分な連携を図りながら相談対応、支援を行う。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条に基づく要保護児童を発見した者からの通告及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 6 条第 1 項に基づく児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告や、法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に基づく要支援児童及び要保護児童等と思われる者を把握した関係機関等からの情報の提供を受け、その場合には、(2) ①及び②の対応を行う。

さらに、法第 26 条第 1 項第 3 号に基づく児童相談所からの送致や、法第 26 条第 1 項第 8 号に基づく通知を受け、その場合には、児童相談所を含む関係機関と連携して、必要な支援等を行う。

④ 総合調整

個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な援助を行う。

特に、要支援児童及び要保護児童等に関しては、支援拠点が中核となって必要な支援を行うとともに、関係機関でサービスを分担する際には、責任を明確にして、円滑なサービス提供を行う。

(2) 要支援児童及び要保護児童等への支援業務

① 危機判断とその対応

4 (1) ③の通告や関係機関等からの情報の提供があった場合、状況により要支援児童及び要保護児童等に関する認識を得た場合には、以下の手順で危機判断とその対応を行う。

ア 情報源からの聞き取り

通告又は情報の提供があった場合には、危機判断に資するよう、詳細に内容を聞き取る。

イ 安全確認

子どもや妊産婦を直接目視することにより行うことを基本とし、速やかに、関係機関等と連携しながら、当該子どもや妊産婦等の家庭に訪問する等により、安全を確認する。

ウ 危機判断

②アの調査を行いつつ、限られた情報の中からでもリスクが高いかどうか常に留意して、危機判断を行う。

エ 危機対応

子どもがその養育環境により、危機状態である可能性もしくは危機状態に至る可能性が高いと判断した場合には、速やかに児童相談所と連携して、児童相談所に送致することを含め、危機対応を行う。

また、自殺企図や胎児への虐待を行っている妊婦等については、母子保健分野や精神保健分野などの関係機関等とも連携しながら、危機対応を行う。

② 支援

ア 調査

関係機関等に協力を求め、家庭の生活状況や得られた情報に関する事実把握を行った上で、要支援児童及び要保護児童等と判断した子どもとその家庭及び妊産婦等に関しては、子どもの状況、保護者の状況、親子関係等の家庭環境、家庭とその支援体制の状況及び地域との関係等に関する情報や要支援児童及び要保護児童等に至った経緯の把握等の必要な調査を行う。

イ アセスメント

アの調査によって得られた情報を基に、家庭、子ども、保護者、妊婦、親子関係、地域との関係及び支援の状況等の評価を行い、ニーズやリスクを的確に把握して、支援計画の作成に資する総合的なアセスメントを行う。また、必要に応じて、協議会の個別ケース検討会議を開催し、情報を共有する。

ウ 支援計画の作成等

必要に応じた関係機関等との連携を行い、支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。その作成に当たっては、イのアセスメントに基づき支援目標を設定し、可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加

を求める。

なお、支援計画を立てる際に、支援の過程で危機状態に至る可能性があることを常に念頭に置きながら作成する必要がある。

また、エの支援及び指導等を行いながら、必要に応じて、定期的にその支援計画の見直しを行う。

エ 支援及び指導等

支援計画に基づき、子ども、保護者及び妊婦等に電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援が必要な場合には、関係機関と役割分担を行い、通所、訪問等の方法による継続的な養育支援やカウンセリング、ソーシャルワーク等を行う。

また、必要に応じて関係機関と協議、調整した上で、要支援児童及び要保護児童等への在宅支援サービス（養育支援訪問事業、ショートステイ事業、保育所、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等）の提供や、障害児・者施策、生活困窮者施策、ひとり親支援施策等のサービスを活用するとともに、身近で利用しやすい社会資源を活用して効果的な在宅支援を行う。

さらに、相談対応から支援及び指導等に至る一連の援助過程が理解でき、継続的に支援できるよう、要支援児童及び要保護児童等に関する支援経過や関係機関間の情報のやり取りなどの記録を作成し、管理・保管する。

また、必要に応じて、児童相談所に対応している施設入所等の措置を行っている子どもの保護者やその家庭の支援についても、家庭復帰支援の一環として児童相談所と連携しながら対応する。

オ 都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導

法第 26 条第 1 項第 2 号及び法第 27 条第 1 項第 2 号に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導（以下「市区町村指導」という。）は、支援を適切に受け入れられない保護者、家庭等や継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例に対し、都道府県（児童相談所）の措置という行政処分を背景に行うものであり、都道府県（児童相談所）から委託を受けた市区町村では、以下の事項に留意し、児童相談所と常に協働して市区町村指導を実施する。

- (ア) 市区町村は、都道府県（児童相談所）の措置による児童福祉司指導という枠組みの中で委託を受けて、子どもや保護者等の家庭を訪問し、家事援助等の支援や必要に応じ通所による支援等の市区町村指導（以下「市区町村による支援等」という。）を実施する。また、児童相談所と情報を共有し、参考となる事項を詳細に把握するとともに、児童相談所と市区町村の役割を明確にし、協働して支援計画を作成し、共有する。
- (イ) 市区町村による支援等を行うに当たっては、頻回に児童相談所と情報を共有し、その有効性を判断する。また、市区町村による支援等の趣旨の徹底を図る必要がある場合には、児童相談所が当該家庭に対して当該措置に関する理解を促す対応を行うよう、児童相談所と協議を行うとともに、児童相談所の介入的な対応と並行して市区町村による支援等を行う。
- (ウ) 当該措置の解除又は変更に当たっては、事前に都道府県（児童相談所）と市

区町村とが十分協議を行う必要がある。また、市区町村による支援等の結果、市区町村が当該措置の解除又は変更を適当と認めた場合にも、児童相談所と協議を行い、措置の解除又は変更を促す。

《参考 1》児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号

児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三～七 （略）

《参考 2》児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号

都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三・四 （略）

（3）関係機関との連絡調整

① 協議会の活用

協議会の対象ケースに関しては、進行管理を行う会議など実務者会議等を通じて、要支援児童及び要保護児童等に関する情報の交換及び共有や支援内容の協議等を行う協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。

② 児童相談所との連携、協働

ア 支援拠点と児童相談所は、個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行うこととし、定例的に情報交換や連絡調整の機会を設けるなど、日頃から良好なコミュニケーションを図る必要がある。

イ また、ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防ぐため、必ず主担当機関を定め、緊密な連携のもとに相談援助活動を行う。その際、ケース対応に関する共通理解や問題認識の共有、円滑な情報共有を図り、遅延なく初期対応に当たる必要がある。その後のケース対応においても、児童相談所と認識を共有しながら、相互の意見が違ったときに、ケースの客観的な見立ての見直しを行う。

③ 他関係機関、地域協議会等との連携

支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、保健所、保健センター、民生・児童委員（主任児童委員）、教育委員会、学校、医療機関、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設・里親、養子縁組家庭、地域子ども・子育て支援事業実施機関、障害児支援実施事業所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、警察、少年サポートセンター及び子ども・若者支援地域協議会その他地域の関係機関、地域協議会等との連携の確保に努める。

（４）その他の必要な支援

- ① 児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子ども等が、新しい生活環境の下で安定した生活を継続していくために、支援拠点は、児童相談所と十分に連携を図り、必要に応じて、協議会（進行管理を行う会議など実務者会議等）の活用などにより、子どもや家族からの相談や定期的な訪問等を行うなどのアフターケアを行う。
- ② 子どもを養育している里親、養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が、地域において社会的につながりを持ち、孤立しないために、支援拠点は、地域の社会資源の活用や、役所の手続が円滑に進むよう、児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行う。
- ③ 不良行為に関する相談など非行相談の対応に当たっては、地域での支援の可否について判断し、学校、児童相談所、警察等の関係機関との連携を密にして、十分協議を行いながら対応する。

5. 設置形態等

（１）類 型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

① 小規模型【小規模市・町村部】

ア 小規模A型：児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）

イ 小規模B型：児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）

ウ 小規模C型：児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）

② 中規模型【中規模市部】：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）

③ 大規模型【大規模市部】：児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）

の5類型に区分する。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められる。

(2) 運営方法等

地域の実情に応じた多様な運営方法等を工夫することができる。

① 要保護児童対策地域協議会との関係

支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、法第 25 条の 2 第 5 項に基づく、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められる。

② 子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））との関係

支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの 2 つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる。

また、支援拠点と子育て世代包括支援センターをそれぞれ別の主担当機関が機能を担う場合には、適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるような体制を整備（それぞれ別の主担当機関が機能を担うことによる漏れを防止するため、担うべき機能を所掌事務等で明確化するなど）することが必要である。

③ 利用者支援事業（基本型）との関係

支援拠点は、一般子育てに関する相談などにも応じ、適切な支援に有機的につながり、役割も担っているため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業やその他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるようにするには、利用者支援事業実施機関と適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるよう、有効な社会資源の一つとして活用することが求められる。

④ 家庭児童相談室との関係

支援拠点は、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応を行う役割も担っており、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う既存の家庭児童相談室の機能を包含することにもなるため、家庭児童相談室の機能を核として支援拠点の機能を拡充していくことも想定される。

⑤ 庁内の関係部局との関係

支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等の状況に応じて、様々な社会資源を活用して、有機的につなげ、包括的な支援に結び付けていく役割も担っているため、庁内の関係部局、特に、保健担当部局（母子保健、精神保健、地域保健）、教育担当部局（生徒指導、特別支援教育）、福祉担当部局（障害児・者福祉、生活保護、母子福祉、地域福祉、高齢者福祉）、青少年担当部局（青少年育成、若者支援）とは、情報の共有を含む緊密な連携が不可欠であり、これらを相互に結び付けるネットワークの中核機関となることが求められる。

6. 職員配置等

(1) 主な職員

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができる。

(2) 主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

① 子ども家庭支援員

ア 主な職務

- (ア) 実情の把握
- (イ) 相談対応
- (ウ) 総合調整
- (エ) 調査、支援及び指導等
- (オ) 他関係機関等との連携

イ 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等（別表の1参照）

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

② 心理担当支援員

ア 主な職務

- (ア) 心理アセスメント（心理査定）
- (イ) 子どもや保護者等の心理的側面からのケア

イ 資格等

大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

ア 主な職務

- (ア) 虐待相談
- (イ) 虐待が認められる家庭等への支援
- (ウ) 児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整

イ 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等（別表の2参照）

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

(3) 配置人員等（別紙の1参照）

5（1）の類型ごとに、主な職員のそれぞれの最低配置人員等を定めることとし、

① 小規模型

ア 小規模A型：子ども家庭支援員を常時2名（1名は非常勤形態でも可）の常時計2名以上

イ 小規模B型：子ども家庭支援員を常時2名（1名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時1名（非常勤形態でも可）の常時計3名以上

- ウ 小規模C型：子ども家庭支援員を常時2名（1名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時2名（非常勤形態でも可）の常時計4名以上
- ② 中規模型：子ども家庭支援員を常時3名（1名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時1名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時2名（非常勤形態でも可）の常時計6名以上
- ③ 大規模型：子ども家庭支援員を常時5名（1名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時2名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時4名（非常勤形態でも可）の常時計11名以上

を配置するなどを標準とする。

ただし、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別紙の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乘せして配置することを標準とする。

また、今般の児童福祉法等改正の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の体制強化を図り、現行の水準を下回ることがないように努めること。

なお、福祉事務所に設置している家庭児童相談室の職員（家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員））と兼務することも可能である。

（4）人材育成

市区町村は、支援拠点に配置する職員の計画的な育成に努め、人事異動等によって質の低下を招くことがないように、効果的かつ計画的なローテーションに配慮しつつ、社会福祉士等の資格等の取得や、研修受講やスキルアップのための自己研鑽等を行う職員に対する必要な支援など、職員の資質の向上に努めることが求められる。

7. 施設・設備

支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。

なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。

ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

(別表)

1. 「子ども家庭支援員」の資格等

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 社会福祉士となる資格を有する者（(4) に規定する者を除く。）
- (10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
- (11) 保健師
- (12) 助産師
- (13) 看護師
- (14) 保育士
- (15) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者
- (16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (17) 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（(16) に規定する者を除く。）
- (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員

2. 「虐待対応専門員」の資格等

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したものの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 社会福祉士となる資格を有する者（(4)に規定する者を除く。）
- (10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
- (11) 保健師
- (12) 助産師
- (13) 看護師
- (14) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- (15) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- (16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (17) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（(16)に規定する者を除く。）
- (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員

(別紙)

1. 主な職員の最低配置人員

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合 計
小規模型				
小規模 A 型	常時 2 名	—	—	常時 2 名
小規模 B 型	常時 2 名	—	常時 1 名	常時 3 名
小規模 C 型	常時 2 名	—	常時 2 名	常時 4 名
中規模型	常時 3 名	常時 1 名	常時 2 名	常時 6 名
大規模型	常時 5 名	常時 2 名	常時 4 名	常時 11 名

(※) この他、支援拠点には、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員等の職員を配置することが望ましい。

2. 虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

$$\bigcirc \left[\frac{\text{各市区町村の児童虐待相談対応件数} - \text{各市区町村管轄地域の児童人口} \times \frac{\text{全国の児童虐待相談対応件数}}{\text{全国の児童人口}}}{\text{全国の児童人口}} \right] \div 40$$

(※1) 市区町村内に複数の支援拠点を設置する場合には、支援拠点単位で算定。

(※2) 各年度における上乗せ人員は、児童人口は直近の国勢調査(平成27年)の数値を、児童虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。

(※3) 「40」は、平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数(年間約40ケース(雇用均等・児童家庭局総務課調))を踏まえたもの。

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG (児童福祉司等の義務化された研修の骨子案について)

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG(座長 山縣文治:関西大学教授)」により議論・検討が進められ、以下に示す骨子案が取りまとめられた。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間(90分×20コマ) 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間(90分×20コマ) 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間(90分×19コマ) 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間(90分×19コマ) 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 (修業期間は概ね1月以内)	5日間程度 (修業期間は概ね6月以内)	OJTをはさんで前期3日 程度、後期3日程度 (修業期間は概ね6月以内)	5日間程度、または3日程度 を2回 (修業期間は概ね6月以内)
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り(レポート作成等)、修了証の交付、修了の記録(修了者名簿等による管理)			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

要保護児童対策調整機関の専門職(市区町村職員) の研修到達目標案

<一般到達目標 (General Instruction Objective[GIO]) >

- ・子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives[SBOs])>

1 知識

- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べるができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・子ども家庭相談担当職員として身に付けるべき倫理について述べるができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる
- ・一時保護の方法、目的とともに、一時保護の及ぼす影響（子ども、保護者、関係機関）について説明することができる
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所の業務について述べるができる
- ・子育て世代包括支援センター及び児童等に対する必要な支援を行うための拠点について説明することができる
- ・子ども家庭相談の業務とその流れについて述べるができる
- ・市町村児童家庭相談援助指針の骨子について述べるができる

- ・所管児童相談所と子ども家庭相談担当課間の役割や協働について説明することができる
- ・ソーシャルワークの定義、基本的な考え方について説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べるすることができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び永続性と継続性について説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・里親制度を理解し、その普及の意義について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・新生児期から思春期までの子育ての方法について述べるすることができる
- ・乳幼児の成長発達に必要な栄養、ケア及び環境について説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・子どもの心身の状態についての評価のあり方について説明することができる
- ・子どもの精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等について説明することができる
- ・保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等及び子育てへの影響について説明することができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について説明することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・体罰や過度の叱責に頼らない適切な子どもへの対応方法を伝えるための技術や手法について述べることができる
- ・非行問題の概要について説明することができる

- ・少年事件、刑事事件に関する警察の対応と、その後の司法手続について述べるができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べるができる
- ・心理検査、心理療法の適用について述べるができる
- ・家族機能の評価の方法について述べるができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べるができる
- ・各関係機関の機能・役割について説明することができる
- ・医療機関の機能・役割と連携の方法について説明することができる
- ・多職種それぞれの専門性について説明することができる
- ・子ども虐待防止を地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくために必要な知識を有している
- ・要保護児童対策地域協議会の法的根拠（条例等を含む）を説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会の意義を説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会の守秘義務について説明することができる
- ・要保護児童対策調整機関の意義と役割を説明することができる
- ・要保護児童対策調整機関担当者の役割を説明することができる
- ・要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という）の対応には、各関係機関等が情報共有し、役割分担し協働して支援することの必要性を説明することができる
- ・要保護児童等に関する他機関等からの情報提供依頼の根拠を説明することができる
- ・要保護児童等に関する包括的な評価に基づく対応について説明することができる
- ・要保護児童等として扱うべき判断の基準とその違いについて説明することができる
- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の意義と目的を説明することができる
- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催に必要な準備、実施方法を説明することができる
- ・進行管理を行う意義と目的を説明することができる
- ・進行管理を行うために必要な準備、実施方法を説明することができる
- ・身体的虐待について説明することができる
- ・性的虐待について説明することができる
- ・ネグレクトについて説明することができる

- ・ 心理的虐待について説明することができる
- ・ 教育ネグレクトについて説明することができる
- ・ 医療ネグレクトについて説明することができる
- ・ 代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）について説明することができる
- ・ 乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）について説明することができる
- ・ ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べるすることができる
- ・ 子ども虐待のリスク因子に関して述べるすることができる
- ・ 虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・ 心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べるすることができる
- ・ 子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- ・ 配偶者からの暴力の特徴と制度、対応及びその子どもに及ぼす影響について述べるすることができる
- ・ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ 居住実態が把握できない児童の調査に関する知識を有している
- ・ ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチについて説明することができる
- ・ 母子保健事業の歴史と課題について説明することができる
- ・ 妊娠・出産に係る法律（母体保護法、民法、母子保健法）について述べるすることができる
- ・ 妊娠・出産に係るそれぞれの時期での心身の危険と支援について述べるすることができる
- ・ 特定妊婦の支援について説明することができる
- ・ 母子保健情報の記録について説明することができる
- ・ 精神疾患に関する保健所の役割について説明することができる
- ・ 学校教育に関する法令と制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・ 教育委員会の組織とそれぞれの役割について説明することができる
- ・ 学校組織（校務分掌含む）について説明することができる
- ・ 特別支援教育制度について説明することができる
- ・ 生徒指導の概念と手法について説明することができる

- ・学校のいじめ、不登校への取り組みについて説明することができる
- ・スクールソーシャルワーカーの役割を理解し、説明することができる
- ・スクールカウンセラーの役割を理解し、説明することができる
- ・保育所等に関する制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・子ども・子育てに関する制度や事業及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・子ども・若者支援に関する制度について説明することができる
- ・ひとり親家庭への支援制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できる市区町村のサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する制度について理解し、説明することができる
- ・子どもの貧困に関する制度について説明することができる
- ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・入院助産制度について理解し説明することができる

2 技術

- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・児童相談所への送致が必要なケースを適切に見立てることができる
- ・児童相談所による判定が必要なケースを適切に見立て、つなぐことができる
- ・児童相談所から指導委託されたケースについて児童相談所と協働し、適切に支援を実施することができる
- ・児童相談所から送致されたケースについて適切に調査、支援を実施することができる
- ・児童相談所と子ども家庭相談担当課の間で、ケース対応における支援の隙間が生じないように、現実的な役割分担をすることができる
- ・保護者の生き方に寄り添い、子育てを支えるための相談援助関係を築くことができる
- ・保護者と適切なコミュニケーションを図ることができる
- ・保護者の特性を見立てることができる

- ・保護者に対して、受容的な面接と指導的な面接を組み合わせることができる
 - ・夫婦面接、家族合同面接を行うなどして家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整をすることができる
 - ・家庭訪問による調査、面接、支援を適切に実施することができる
 - ・母親の知的能力に応じた妊娠、出産、子育てについて支援することができる
 - ・特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援を行うことができる
 - ・心理職の専門性を活用することができる
 - ・子どもを社会的養護に委ねている家族に対して、児童相談所と連携して支援を行うことができる
-
- ・一時保護、被措置児童等の家庭への対応について、児童相談所と協働して関係機関の支援の調整ができる
 - ・子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく支援方針を立てることができる
 - ・個々のケースを継続的に助言、指導することができる
 - ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けた支援方針の検討と役割分担の協議を進め、深めることができる
 - ・子どもの生活に関する諸問題について適切にケースマネジメントができる
 - ・相談内容に応じて他機関による支援に移行されるよう、適切な援助・指導をすることができる
 - ・アセスメントに必要な情報の把握を適切に行うことができる
 - ・アセスメントシートを活用したケースの客観的な評価ができる
 - ・アセスメントに基づきケースのリスクと支援の必要性のランク付けをすることができる
 - ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて、子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができる
 - ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと支援を行うことができる
 - ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
 - ・包括的なアセスメントとリスクアセスメントに基づく一時保護（送致）

の必要性の判断ができる

- 生育歴等を踏まえた包括的なアセスメントとリスクアセスメントを行うことができる
- 在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- 地域の関係者の役割分担を行い、効果的にその家族や子どもに関わっていくことができる
- 関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートを行うことができる
- 支援において、地域資源を適切・有効に利用することができる
- 学校や保育所等、子どもにとっての身近な居場所となる機関とのつながりを活用し、協働することができる
- 警察の組織、役割を理解し、協力の依頼や連携をすることができる
- 産科と連携し、特定妊婦の把握、支援を適切に行うことができる
- 庁内の組織、役割を理解した調整ができる
- 関係機関等と信頼関係を築き、維持し、修復することができる
- 関係機関が抱く危機意識を受け止め、客観的な評価のもと、ケース対応の依頼や関係機関のフォローができる
- 地域で多機関ネットワークを構築することができる
- 要保護児童対策地域協議会において適切に情報共有ができ、多機関での支援計画を立てることができる
- 子どもに関わる様々なネットワークと連携し、協働することができる
- 関係機関の役割を十分に活用して、ネットワークで支援をしていくことができる
- リスク判断を行うために必要な情報の収集を、具体的に関係機関に対して依頼することができる
- 関係機関間で、要保護児童等として扱う基準が異なる際の調整ができる
- 関係機関間でのリスクの受け止め方の相違について、共通理解の促進と調整ができる
- 関係機関等に調整機関として必要な依頼や指示をすることができる
- 関係機関等に対応方法を提案し、具体的な援助の依頼ができる
- 他機関、多職種との連携のコーディネートができる
- 転居ケースについて、他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる
- 他機関、多職種が要保護児童等に対する理解と支援を促進するための

- 研修等を企画して実施することができる
- ・ 会議の議事運営を適切に実施することができる
 - ・ 会議において参加者が平等に意見を話せる工夫をすることができる
 - ・ 個別ケース検討会議の開催の必要性の判断ができる
 - ・ 個別ケース検討会議の開催の頻度や参加機関の判断ができる
 - ・ 個別ケース検討会議の開催に必要な準備や必要な資料（ケース概要、ジェノグラム、エコマップ等）の作成ができる
 - ・ 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理をすることができる
 - ・ 個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けたアセスメントに基づいた支援方針と役割分担の協議を進めることができる
 - ・ 進行管理を行う会議（実務者会議等）の実施に必要な情報の収集と、そのプロセスにおける関係機関への依頼や指示を適切に行うことができる
 - ・ 進行管理を行う会議（実務者会議等）を適切に実施することができる
 - ・ 進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を適切に記録することができる
 - ・ 進行管理を行う会議（実務者会議等）の適正な規模や開催頻度について工夫と調整ができる
 - ・ 進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を、次の支援活動に活かせるように、関係機関に具体的な提案、依頼ができる
 - ・ 進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる
 - ・ 進行管理台帳への登録の終結の際に関係機関への留意点を説明し、指示することができる
 - ・ 情報の客観性を評価し、合理的根拠に基づくケースの進行管理を行うことができる
 - ・ 長期的視点で進行管理を行うことができる
 - ・ 役割分担や支援の進捗状況について適切に連絡調整や情報の整理ができる
 - ・ 要保護児童に関する通告及び特定妊婦等に関する情報提供について、事実認定するための情報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論ができる
 - ・ 子どもの年齢に応じた聞き取りを行うことができる
 - ・ 子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
 - ・ 家族及び関連する者から十分な情報を収集する計画を立て、実行することができる

- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握することができる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・子ども虐待対応の寄り添い型のソーシャルワークの意義（必要性）を理解し、行うことができる
- ・配偶者からの暴力に関する知識を持ち、制度を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・配偶者からの暴力被害を受けた者の心理的傾向を理解し、女性相談員（婦人相談員）等と協働し、継続的な支援を実施できる
- ・居住実態が把握できない児童の調査を実施し、適切な対応ができる
- ・無戸籍児の対応を適切に行うことができる
- ・妊娠、出産から子育て期までの母子の健康上の課題、母子保健制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題の把握ができ、リスクを把握することができる
- ・特定妊婦への支援を協働して実施することができる
- ・母子保健情報を活用することができる
- ・母子保健と子ども家庭相談が切れ目のない支援を行うことができる
- ・予期しない妊娠をしている母親の支援をすることができる
- ・子どもの所属機関が適切に虐待通告、情報提供を行うことができるように連携の基盤を作ることができる
- ・不登校の背景の調査を適切に行うことができる
- ・子どもの特性に応じた教育を受けられるように支援を行うことができる
- ・学校教育に関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・保育所等入所に必要な手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・緊急一時保育、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・ひとり親家庭を対象とした制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・障害児支援施策について理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・入院助産制度を理解し、相談援助活動に活かすことができる

- ・地域の子どもと家庭のニーズに応じた施策の企画、立案、実施、変更ができる

3 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・子ども家庭相談担当職員が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・子ども家庭相談担当職員自らの対人関係やコミュニケーション上の傾向について自己覚知に努める
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・子どもの行動の問題に止まらず、その背景や深層を理解している
- ・子どもと家族の持つ力（レジリエンス）に注目している
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・保護者の様々な有り様（多様性）を理解し、受け止めることに努める
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡を取り、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている
- ・関係機関等が役割分担に基づく支援を継続できるように、関係者を支え、労うことができる
- ・地域でのネットワーク支援を継続的に行っていくための関係機関に対する思いやりや尊敬の念を有している
- ・関係機関（庁内を含む）に調整機関の意義と役割の理解を促進するとともに、組織間の信頼関係の構築、維持ができる
- ・主担当がどこの機関にあるかにかかわらず、地域のケースをマネジメントする立場を自覚している
- ・個別ケース検討会議等において、調整機関担当としての立場と、個人としての意見や感情を分けた姿勢、態度を取ることができる
- ・虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができる
- ・地域で暮らす家族の抱えるリスクを受け止め、支援を続ける覚悟を持つ

っている

- ・他機関の職員の専門性を尊重し、関係を築くことができる

要保護児童対策調整機関の専門職研修カリキュラム案

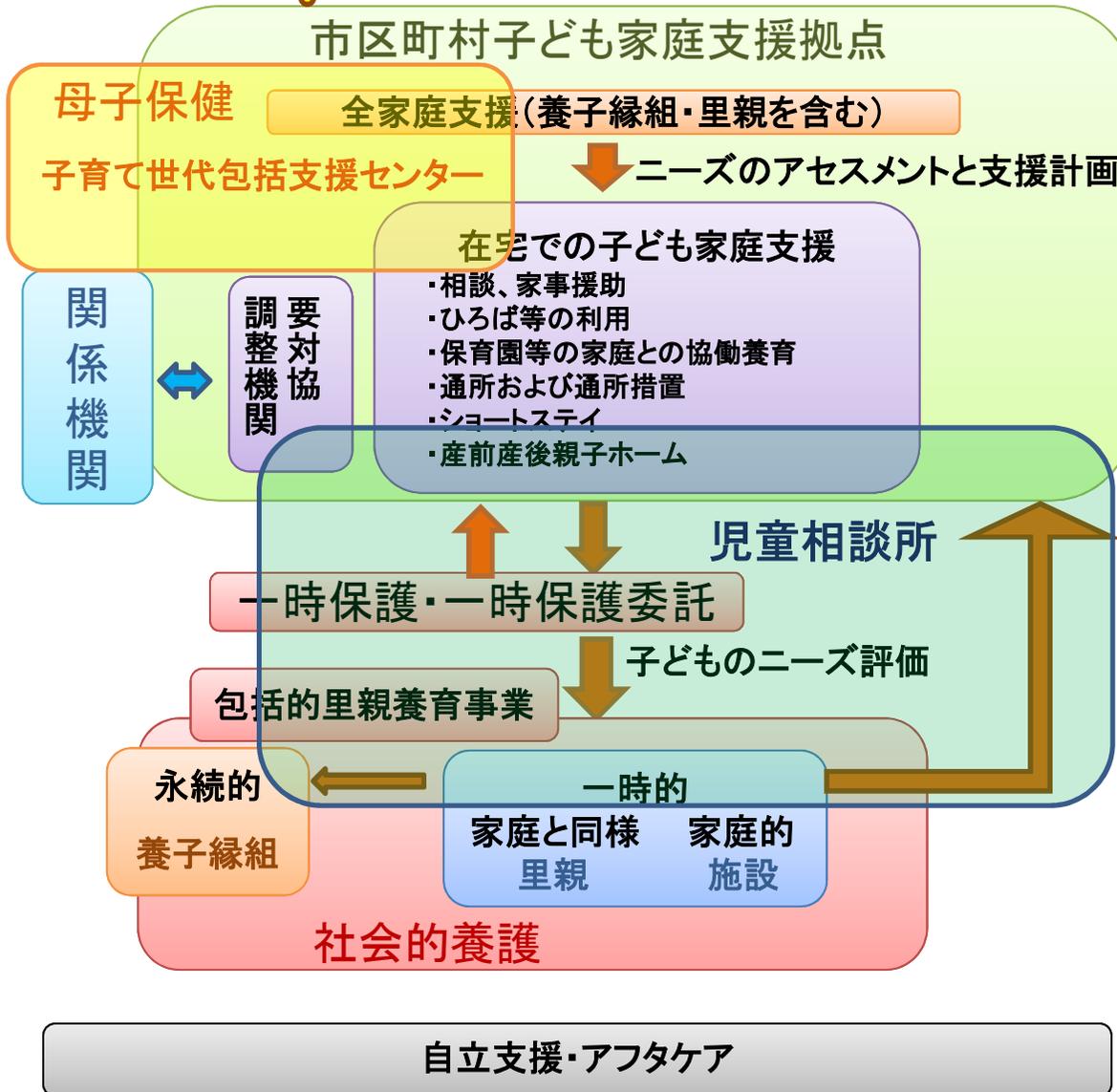
1コマ(90分)

科目	細目	コマ数	講義内容
1 子どもの権利擁護と倫理	○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○子どもの権利侵害 ○個人情報の取り扱い ○記録の取り方・管理 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	講義 1
2 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市区町村の役割	1	講義 1
3 要保護児童対策地域協議会の運営	○各関係機関の特徴と役割 ○医療機関との連携 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○多機関ネットワーク ○関係機関との協働と在宅支援 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○関係機関への説明の理論性と正当性の必要性 ○調整機関の役割 ○他市区町村及び管轄外児童相談所との連携	2	講義 1 演習 1
4 会議の運営とケース管理	○個別ケース検討会議の効果的な実施・運営 ○進行管理を行う意義と目的 ○要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理	1	演習 1
5 児童相談所の役割と連携	○児童相談所の業務 ○児童相談所の組織と職員 ○援助決定の流れ ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働	1	講義 1
6 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	○子ども家庭相談の業務 ○相談受理のあり方 ○援助決定の流れ ○保護者理解と支援 ○面接相談の方法と技術 ○子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方	2	講義 1 演習 1
7 社会的養護と市区町村の役割	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ○家庭復帰と市区町村の役割	1	講義 1
8 子どもの成長・発達と生育環境	○子どもの成長・発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困も含む） ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況	1	講義 1
9 子どもの生活に関する諸問題	○いじめ、子どもの貧困等の社会的問題 ○非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題	1	講義 1
10 子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方 ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、妊婦、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○ケースの進行管理・再評価 ○チームアプローチ ○ケースカンファレンス（事例検討） ○妊娠期におけるソーシャルワーク	2	講義 1 演習 1

11 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメントプランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応 ○居住実態が把握できない児童への対応 ○無戸籍児への対応 	3	講義 1 演習 2
12 母子保健の役割と保健機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健における視点 ○母子保健に関する法令と施策 ○母子保健事業の展開と実務 ○母子保健手帳の活用 ○特定妊婦の把握と支援 ○保健所・子育て世代包括支援センターとの連携のあり方 	1	講義 1
13 子どもの所属機関の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○学校組織 ○教育機関との連携のあり方 ○保育所等の利用と連携のあり方 ○所属機関における特別なニーズのある子どもへの支援 	1	講義 1
14 子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援制度 ○子ども・若者支援制度 ○ひとり親家族の支援制度 ○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度 ○生活保護制度・低所得者対策制度 	1	講義 1

合計 19 コマ

社会的養育全体の目標図



検討事項

- ・市区町村の基盤の強化方法
- ・支援拠点のあり方
- ・コミュニティーソーシャルワークのあり方(ニーズの把握と支援)
- ・在宅措置のあり方
- ・通所(治療的デイケア等)の場の開発
- ・妊娠期からの支援の構築(内密出産の制度の検討を含む)
- ・産前産後親子ホームの構築(社会的養護の一部の活用)
- ・児童家庭支援センターの役割
- ・親子分離中の家庭支援のあり方
- ・家庭復帰後の家庭支援のあり方

- ・継続性を担保するソーシャルワーク
- ・一時保護の機能の提示
- ・権利を保障した一時保護の場の要件
- ・「家庭と同様の養育環境」「できるだけ良い養育環境」「その要件」の整理
- ・アドボケート制度の構築
- ・包括的里親養育事業ガイドライン提示
- ・第三者評価基準の見直し、里親評価
- ・施設の機能およびあり方の総合的検討
- ・人材育成方法の提言
- ・継続的養育を意識したケアのあり方提言
- ・家庭復帰支援のあり方

- ・地域子ども家庭支援での自立支援のあり方
- ・社会的養護の自立支援・アフタケアガイドライン提示
- ・継続的支援の制度構築を提言

社会的養育の目標図を達成するためのプロセスを提言

第8回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会	資料6
平成29年1月13日	

平成28年12月28日「第7回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料5から変更なし

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 成果として提示すべき事項（案）

～「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて～

奥山 眞紀子

「社会的養護の課題と将来像」は、2011年6月施設の人員に関する児童福祉施設最低基準の見直しが行われたことを受けて、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会委員の中で、里親および各施設種別の代表者と当事者団体の代表者で「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を立ち上げて検討され、作成された。

その際、2009年12月に国連総会にて採択決議された「児童の代替的養護に関する指針」に関しては、その精神や内容が十分に議論されないまま、それまでの委員会で議論されてきた「家庭的」養護と国連指針の「家庭」養護（family-based care）および「家庭的」養護（family-like care）の整合性を表層的に示したのみであった。

その結果、多くの問題点が生じている。その一部を以下に挙げる。

- 1) 社会的養護が「家庭で養育できない子どもの養育」という狭い観点で語られており、全ての子どもの養育に関する社会（国連指針では国）の責任という観点が不明確である。
- 2) 国連指針述べられている子どもが家庭で育つ権利に関しての原則が不明確である。
- 3) 「社会的養護の将来像」としながらも、里親と各施設種別の機能はそのままに、人員配置中心の将来像を提示しており、社会的養護のあるべき将来像を提示していない。
- 5) 養護の永続性に関する議論が希薄で、養子縁組に関する記載がほとんどない。
- 5) 小規模化・地域化は養護施設のみに適応され、他の施設に適応されていない。
- 6) 国連指針が排除を求める大型や大舎施設が残る形での方向性の提示となっている。
- 7) ファミリーホームをすべて里親として「家庭」（family-based care）とした一方で、その理念とは乖離する危険のある制度が構築されているが、それに関する言及がない。
- 8) 社会的養護にとって最も重要な児童相談所が行うソーシャルワークに関しては全く議論されていない。
- 9) 地域の子ども家庭に対する養育支援に関しては、社会的養護が支援するという立場でのみ語られ、地域の養育は議論されていない。

本検討会では、今回の児童福祉法の改正に基づき、子どもが家庭で育つ権利を基本にしつつ、社会がその養育の一端を担うことが不可欠なことを踏まえ、社会的養護のみの観点からではなく、全ての家庭を対象にした社会的養育という観点でその在り方と実現の方向性を提示することとした。なお、その際に最も重要としたのは子どもからの視点である。

以下は、本検討会で最終的に提示すべき項目案である。

1. 法改正とその実装に関する評価
2. 社会的養育全体像とその達成プロセスへの提言
 - 1) 子どもを中心として、「継続性」「永続性」を考えた社会的養育全体の図を作成する(図1)
 - 2) それぞれのケアの在り方およびケアの形態が変化するときの移行期のケアの在り方を提言
 - 3) その実現へのプロセスを提言する(図2)
3. 社会的養育の基準(物理的基準からのケアの質の基準へ)
 - 1) 社会的養護・一時保護所に関する基準
 - (1) 最低基準項目の改定案の提示
 - (2) 第三者評価基準及び評価の在り方に関する提言
 - 2) 保育園等の協働養育についての養育の質の基準に対する提言
 - 3) 家庭養育に関しての支援とその基準
 - 4) 子どもの声を聞く、アドボケート制度の構築
4. 家庭への支援(市町村WGの成果を検討して提言)
 - 1) 子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスのあり方
 - 2) 子ども家庭支援拠点のあり方に関する検討
 - 3) 通所措置(治療的デイケア)に向けての提言
 - 3) 児童家庭支援センターの改革(再定義?)の提言
 - 4) 特定妊婦のケアの在り方への提言(含:内密出産制度)
5. 児童相談所の改革(人材育成WGの成果を検討して提言)
 - 1) 永続的家庭という育ちの場の保障を見据えたソーシャルワークへの提言
 - 2) それを可能にする人材育成、専門性の向上、資格化の可能性への提言
 - 3) 機能分化や通告窓口の一本化を含めた児童相談所の役割のあり方に関する提言
 - 4) 政令市・中核市・特別区の児童相談所の在り方への提言
6. 社会的養護
 - 1) 改正児童福祉法第3条の2の定義
「家庭と同様の養育環境」「それが適当でない場合」「できるだけ良好な家庭的環境」
 - 2) それに基づく社会的養護の在り方への提言
 - 3) 子どもの意見表明権の保障、アドボケート制度の構築
 - 4) 包括的里親養育事業(fostering agency)のガイドライン

- 5) 里親制度：里親名称変更の提言・職業里親に関する検討・母子里親 等
- 6) 「継続性」「永続性」を担保するソーシャルワークへの提言
- 7) 産前産後母子ホームのあり方の提言
- 8) アドミッションケア、インケア、リービングケアに関する提言
- 9) 社会的養育全体像に基づく施設の在り方の提言
- 10) 養子縁組制度に対する提言（養子縁組後支援を含む）
- 11) 社会的養護を担う人材の研修方法に関する提言

7. 一時保護（委託を含む）

- 1) 一時保護を行う場に関する提言
- 2) 一時保護時の養育及びケアに対する提言（ケアの変更時の支援を含む）

8. アフター・ケア

自立保障の在り方に関する提言とアフタケア・ガイドラインの作成

- 1) 自律・自立のための養育のあり方に関する提言
- 2) 継続的支援の保証
- 3) そのマネジメントを行う機関のありかた
- 4) 地域生活支援

新たな社会的養育の在り方に関する検討会の進め方と議論のポイント（未定稿）

1. 新たな子ども家庭福祉実現への進捗状況の把握と全体の俯瞰

ロードマップの提示とその進捗状況の把握

- ① 法改正事項それぞれの実現へのロードマップの作製
 - ⇒叩き台作成を事務局に依頼
 - ⇒それを議論して、必要に応じて修正
- ② それに基づき、毎回の検討会時点での進捗状況を確認
- ③ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で議論されたが、積み残されている課題を含めて全体を俯瞰する

2. 新たな社会的養育の在り方を明確化し、その実現を図る

1) 社会的養育の基準の明確化

物理的基準から養育の質の基準へ
 子どもの権利を基礎とした基準へ

2) 社会的養育の構造

(1)家庭支援

改正児童福祉法第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

議論すべき事項

- ① 家庭への養育支援のあり方
 - 子どものための支援であることが基本
 - 要支援家庭のアセスメント
 - 支援の在り方
 - 在宅措置の在り方
 - 社会的養護との連続性
 - 児童家庭支援センターや民間支援機関の在り方
- ② 保育園等の補完的養育
 - 保育園での養育の質の向上に向けて
- ③ ショートステイ等の短期的ケア
 - ショートステイの機能の明確化や利用形態のあり方
 - 全体の支援計画の中の組み込み方

(2)社会的養護

改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

議論すべき事項

- ① 「家庭環境と同様の養育環境」の明確化
 - 養子縁組、里親、里親ファミリーホーム
 - 里親類型の見直しや新設
- ② 包括的な里親養育事業（fostering agency）の在り方
- ③ 社会的養護としての位置づけによる「里親」の名称変更
- ④ 「家庭及び当該養育環境で養育することが適当でない場合」の条件を明確化
- ⑤ 「できる限り良好な家庭環境」の条件を明確化
- ⑥ 社会的養護における「継続性」（continuity）と永続性（permanency）の担保のあり方
 - ・「継続性」を重視したソーシャルワークの在り方
 - ・子どもの立場に立った継続性・永続性とその計画（permanency planning）
 - ・子どもへの説明、意見聴取、同意
 - ・子どもにとって必要不可欠な措置変更の条件の明確化とそれ以外の措置変更の防止
 - ・養育者との関係性の継続の重視
 - ・養育者の頻繁な変更の回避と不可欠な養育者変更時の子どもへのケア
 - ・個の記録の確保
 - ・ゲートキーパー的な役割を果たす部署や人材
- ⑦ 措置時、措置解除時等における移行期のケアのあり方
- ⑧ それらの原則を守れる社会的養護体系の在り方
 - ・施設養護の専門性
 - ・施設類型の見直し ・施設養護の人員の配置基準
 - ・専門性による体系の再編成
 - ・ケアの個別化の必要性
- ⑨ 社会的養護提供時の家庭支援
- ⑩ その他必要な事項

(3) 一時保護

- ①法改正によって明確になった機能の在り方
- ②一時保護での養育基準の提示、「一時保護所」の在り方、一時保護委託の在り方
(物理的基準のみならず、養育の質の基準の明確化)
- ③第三者評価の在り方

3) 自律・自立保障

議論すべき事項

(1) 継続的支援の保障 (対象年齢以上のものを含む)

- ① 措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- ② 自治体におけるケア・リーバー支援の担当部署の設置と専門職配置
- ③ 措置解除後の支援のあり方を含む自立支援計画の策定
- ④ 措置解除時の関係機関合同会議と支援計画の確認
- ⑤ 支援計画の実行における自治体と施設・里親の役割分担と連携
- ⑥ 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保のあり方
- ⑦ 施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置
- ⑧ 自立援助ホームの成人後の利用の条件の再検討
- ⑨ 当事者の参画のあり方

(2) 自律・自立のための養育のあり方と進路保障

- ① 自律・自立の基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ② 生活管理能力と「支援を求める力」の形成
- ③ 原家族との関係の整理と再構築のあり方
- ④ 親密圏での暴力(性暴力を含む)と加害・被害の回避に関する知識・態度の醸成
- ⑤ 高卒後の進学・修学機会の保障と経済的支援
- ⑥ 職業意識の形成、就労機会の確保
- ⑦ 社会保障、労働法規等、市民的権利の知識と活用能力の形成
- ⑧ ステップハウス等の整備と活用

(3) 地域生活の支援のあり方

- ① 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保(再掲)
- ② 社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援
- ③ 地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ④ 金銭管理の支援と債務問題の回避
- ⑤ 暴力被害(性暴力を含む)時の早期介入と対応のあり方
- ⑥ 法的支援の保障と弁護士費用等の確保

- ⑦ 職場定着の促進と離職時の生活支援
- ⑧ 家族形成、妊娠と出産（本人・パートナー）時の支援と他制度へのつなぎ
- ⑨ 当事者団体の形成の促進と活動の支援

3. 「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて

- ・ 全ての子ども家庭（ポピュレーション）から社会的養護までを視野に入れた社会的養育の検討が必要
- ・ サービス提供側の視点からの「社会的養護の課題と将来像」から子ども側の視点からの「新たな社会的養育の構築」へ
- ・ 子どものニーズに沿った計画
- ・ 子どもを中心とした「新たな子ども家庭ソーシャルワーク」の確立

児童虐待防止対策関係・平成29年度予算案の概要



厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策推進室
家庭福祉課
母子保健課

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(※)、改正児童福祉法等に基づき、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。

これを踏まえた、平成29年度予算案の主な内容は以下のとおり。

※子どもの貧困対策会議(平成27年12月21日)で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)の1つ。

児童虐待防止対策関係予算 1,493億円の内数 (1,295億円の内数)

※児童虐待防止対策関連予算として、以下を積み上げた金額(括弧内は平成28年度予算額)

・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	154億円の内数	(73億円の内数)
・ 児童入所施設措置費等	1,227億円の内数	(1,140億円の内数)
・ 次世代育成支援対策施設整備交付金	66億円の内数	(57億円の内数)
・ 妊娠・出産包括支援事業	38億円	(24億円)
・ 産婦健康診査事業	4億円	(0億円)
・ 児童虐待防止対策費(本省費)等	1億円	(1億円)
・ 児童相談体制整備事業	4億円	(0.3億円)

1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割（平成26年度）であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※ 「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府予算に計上。

【妊娠・出産包括支援事業：38億円】

② 産前・産後母子支援事業（仮称）の創設【新規】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

③ 産婦健康診査事業の創設【新規】

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

【実施要件】

- (1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

【産婦健康診査事業：3.5億円】

1. 児童虐待の発生予防（続き）

（2）孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

② 養育支援訪問事業【拡充】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、公的な支援につなげていない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化するとともに、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要となる事務費に係る補助を創設する。

【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

（1）児童相談所の体制整備等

① 児童相談所の法的機能の強化【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家族、家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士の配置を促進する。このため、補助基準額を引上げ、児童相談所が弁護士を配置するための費用の充実を図り、日常的に法的支援を受けられる体制を強化する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 3,080千円→7,822千円（週3回→5回、日額19,600円→30,000円）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図る。また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・児童相談所分 12,813千円（3人分）
- ・市町村分 8,542千円（2人分）

【補助率】国1/2、都道府県等・市町村1/2

③ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上【拡充】

改正児童福祉法の施行に向け、新たに義務付けられた研修等を実施するため、研修メニューの組み替えを行い、都道府県等が当該研修を円滑に実施することができるよう、支援の強化を図る。

また、義務研修等を円滑に行うため、研修手続全般を担う研修専任コーディネーターを都道府県等に新たに配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】研修専任コーディネーター 4,271千円（1都道府県市当たり）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

④ 児童相談所の設置促進【新規】

中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・補助職員 2,172千円（1市区当たり）
- ・代替職員 1,303千円（1市区当たり）

【補助率】国1/2、市区1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業の充実【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、改正児童福祉法に基づき、児童福祉司スーパーバイザー研修の充実及び都道府県等が実施する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職等を対象とした義務研修の講師や企画担当者の研修の新たな実施等の研修経費の拡充及び実施体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の改善

児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーター（人）が対応する仕組みを構築する。

【児童相談体制整備事業：3.7億円】

（2）市町村の体制強化

① 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の運営支援及び整備の推進【新規・拡充】

市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）及び既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

【補助基準額（案）】

○直営の場合（1支援拠点当たり）

・小規模A型	3,721千円
・小規模B型	9,438千円
・小規模C型	15,660千円
・中規模型	20,873千円
・大規模型	38,701千円

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

・小規模A型	8,940千円
・小規模B型	14,657千円
・小規模C型	20,879千円
・中規模型	31,310千円
・大規模型	59,576千円

【補助率】国1/2、市町村1/2

※ 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置することとしているため、当該市区町村（支援拠点）には上乗せ配置人数分の額を加算した補助基準額が適用される。

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 市町村へのスーパーバイザーの配置【新規】

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置し、相談機能の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・児童相談所設置を目指す市区（中核市、特別区） 2,605千円（1市区当たり）
- ・その他、一般市町村 1,303千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化【新規】

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・代替職員 68千円（1市町村当たり）
- ・虐待対応強化支援員（仮称） 2,605千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊産婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,076億円】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（参考）平成28年度第2次補正予算

○ 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備

市町村が、児童福祉法に規定された支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を整備するため、既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

【補助基準額】 1施設当たり7,230千円（B地域の例）

【補助率】 国1/2、市町村1/2

（3）適切な環境における児童への対応

① 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 1,635千円（一時保護対応協力員一人当たり）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

② 一時保護所の整備の推進

一時保護を要する児童の増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

③ 一時保護所における第三者評価の受審費用の創設【新規】

一時保護所において、保護・支援を受ける児童の立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対し、第三者評価受審費を創設する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】

【補助基準額（案）】 308千円

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（参考）平成28年度第2次補正予算

○ 一時保護された児童の処遇向上のための環境整備

① 一時保護所における環境改善等事業

児童相談所一時保護施設において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の児童の状況に配慮した処遇を図るため、施設の創設及び改修等を実施する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

② 児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業

一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

（4）関係機関における早期発見と適切な初期対応

○ 医療従事者に対する研修の充実【拡充】【再掲】

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】540千円

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

3. 被虐待児への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築の支援

○ 家族再統合に向けた取組の推進【拡充】

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。特に、虐待の再発防止のため、保護者を指導する保護者指導支援員の配置を拡充するとともに、措置解除後の保護者指導に係る経費の拡充を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・ カウンセリング 706千円→ 886千円
- ・ 保護者指導支援員 1,506千円→3,528千円

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

(2) 家庭養護の推進

① 里親支援事業（仮称）の創設【里親支援機関事業を拡充し名称変更】

改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

（3）家庭的養護の推進

① 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

（参考）平成28年度第2次補正予算

○ 児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や施設機能の分散化を進めるとともに、入所している子どもの退所に向けた準備や自立のための支援を行うステップルーム（仮称）の整備を推進する。また、自立援助ホームについて、改正児童福祉法の施行を踏まえ、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が引き続き必要な支援を受けられるよう定員増や新設等の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

（4）被虐待児などへの支援の充実

① 児童自立生活援助事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法により、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象に追加されたことを受け、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援のため、児童自立生活援助事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

② 社会的養護自立支援事業（仮称）の創設【新規】

大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や児童養護施設等の入所児童等についても同様に、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

1) ①子育て世代包括支援センターの全国展開 (妊娠・出産包括支援事業の拡充)

23.8億円 → 37.8億円

要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。
また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

事業内容

	【28年度予算】	【29年度予算案】
①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）	160市町村	→ 240市町村
②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）	160市町村	→ 240市町村
③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）	52市町村	→ 52市町村
④子育て世代包括支援センター開設準備事業【新規】（立ち上げ準備経費）		150市町村
⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）	47都道府県	→ 47都道府県

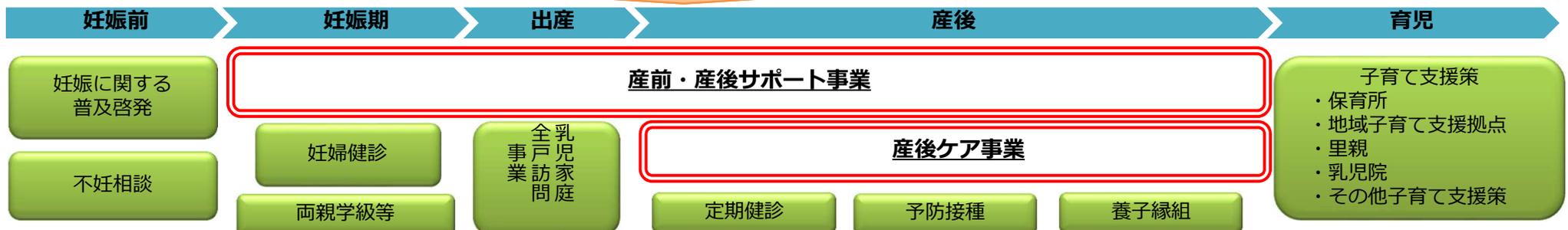
（実施主体：市町村（⑤は都道府県）、負担割合：国1/2、市町村（都道府県）1/2）

子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
- 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定

子育て世代包括支援センター開設準備事業
子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】

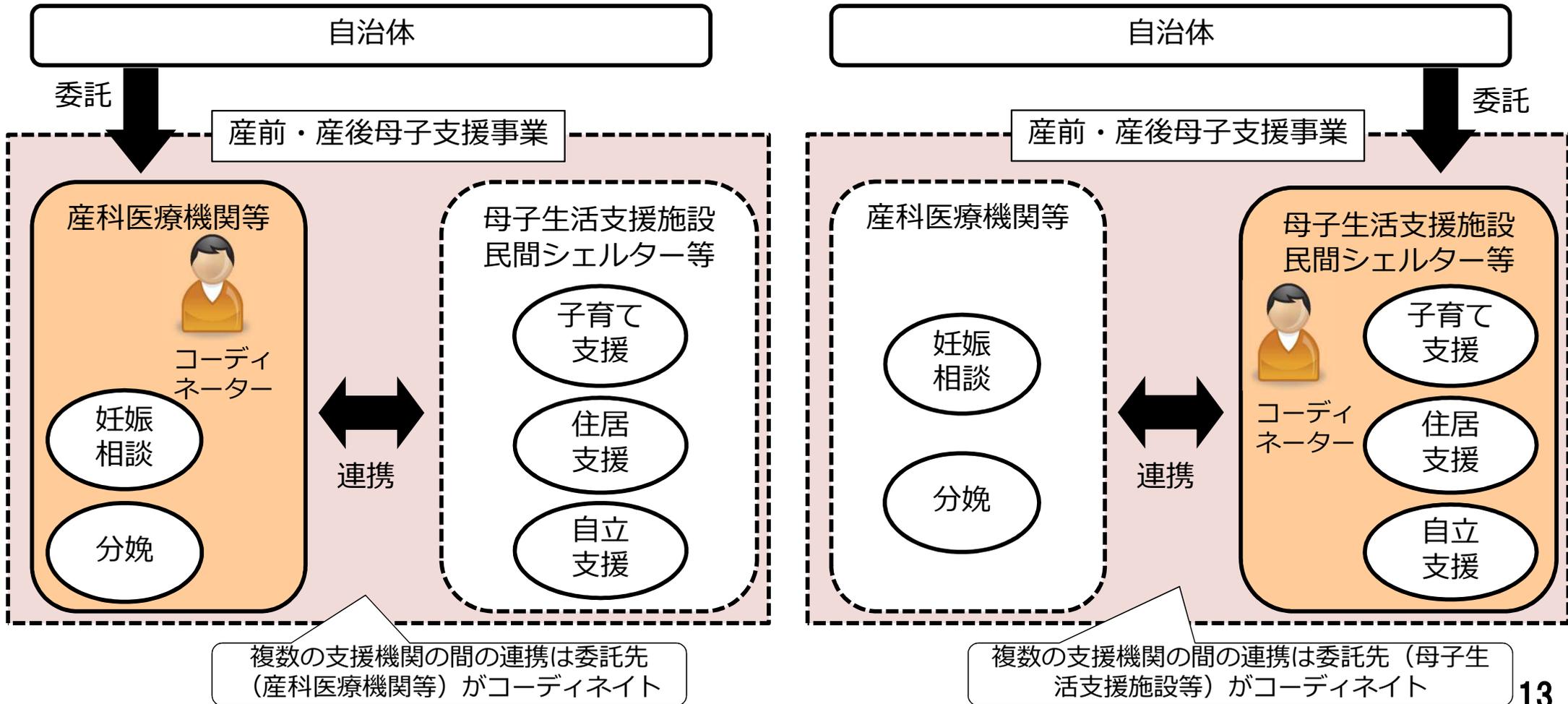


1) ②産前・産後母子支援事業（仮称）の創設

施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を創設する。

事業イメージ



1) ③産婦健康診査事業の創設

要旨

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

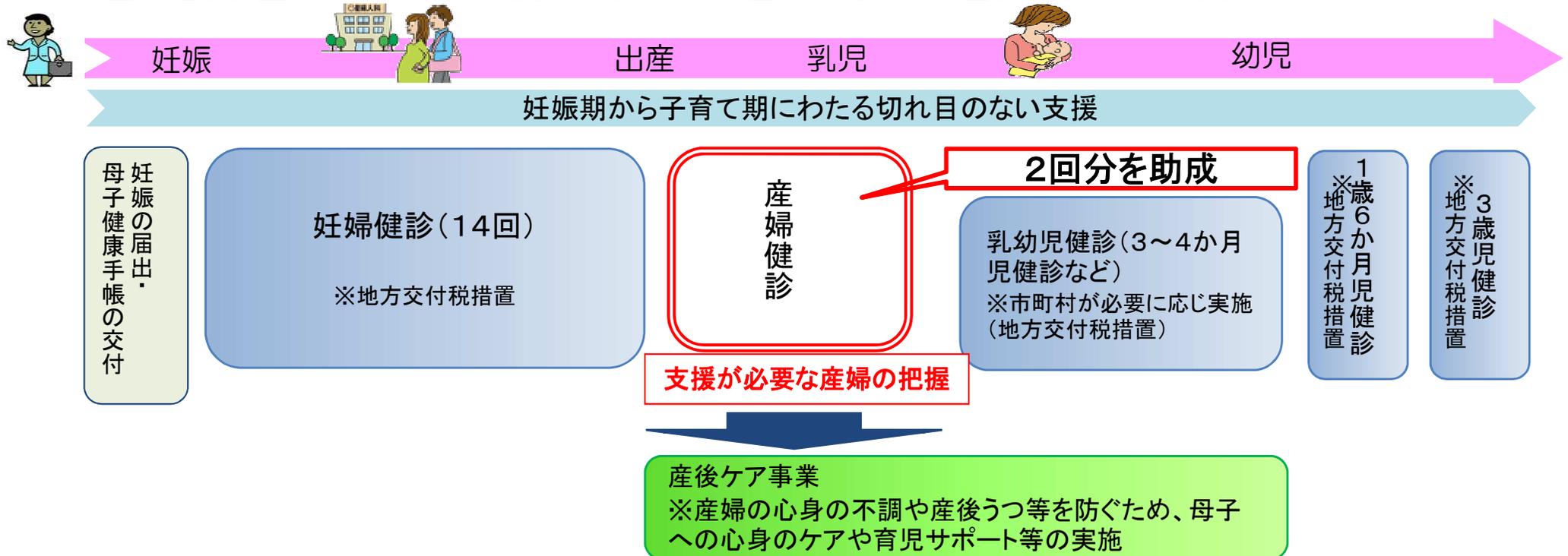
事業内容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

【実施主体】市町村 【負担割合】国1/2、市町村1/2

【実施要件】

- (1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



2) ② 養育支援訪問事業

現状・課題

- ・ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等を把握
- ・ 母子保健法に基づく、各種健診により養育環境等を把握
- ・ 上記等により、養育支援が必要と認めた家庭に対して、訪問による指導や助言を実施
- 妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭が存在
- 1歳6か月児健診～3歳児健診までの間は、母子保健法に基づく健診もなく、行政と接点を持たない家庭が存在
- 3歳～5歳までの間で、幼稚園や保育所等に通っていない場合など、行政と接点を持たない家庭が存在
- 養育支援訪問事業について、未実施市町村が存在。

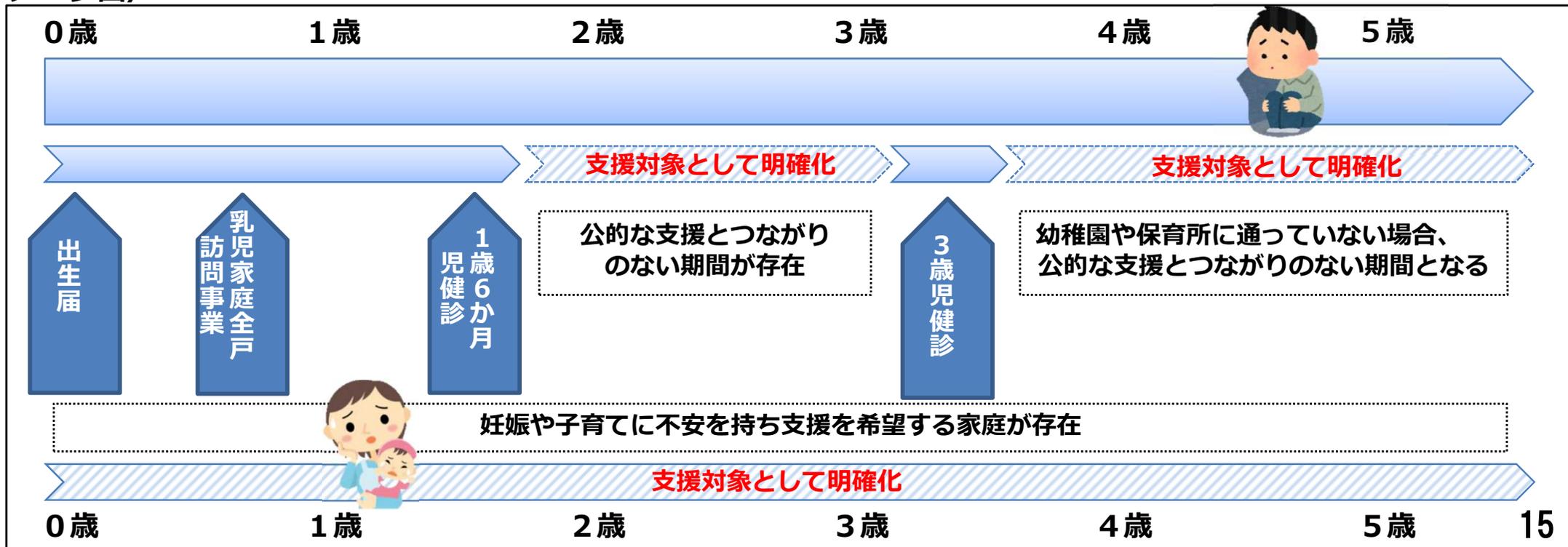
予算措置による対応

養育支援訪問事業について、

- ・ 妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭への訪問支援を明確化。
- ・ 健診の谷間にある児童や、3～5歳児で幼稚園や保育所等に通っていない児童のいる家庭に対する訪問支援を明確化。
- ・ 地域の実情に応じて、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要な事務費に係る補助を創設。



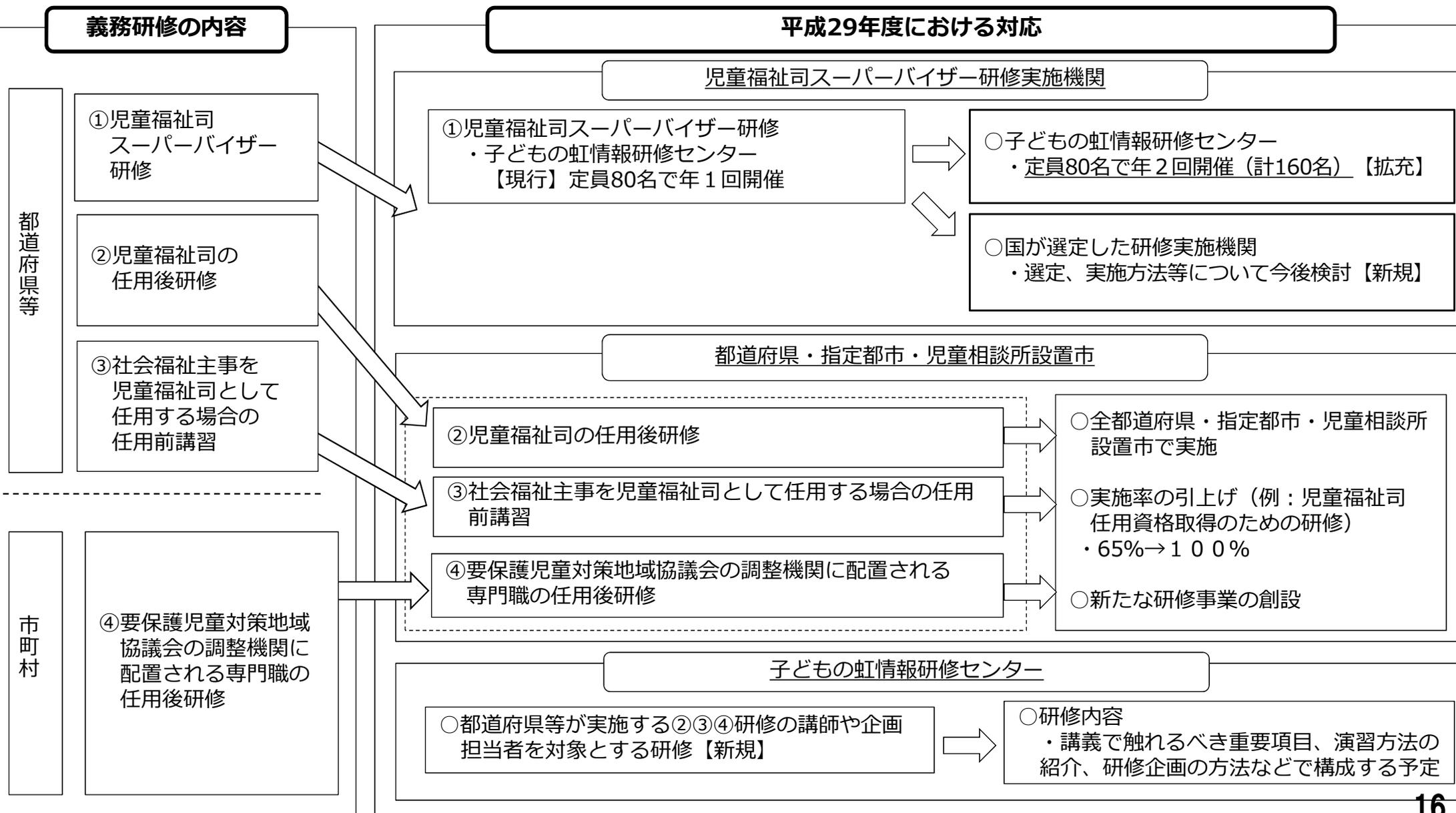
イメージ図



1) ③ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 改正児童福祉法では、児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司の任用後研修、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習、要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修が義務化される。
- 研修の実施に際しては、都道府県等が実施する研修体系の整理を行うとともに、研修実施に関する都道府県等への補助の充実、子どもの虹情報研修センター等の研修実施機関における研修体制の強化を図る。



○研修メニューの組み替えの内容

(平成28年度) 児童虐待防止対策研修事業

事業名	概要	H28' 予算	H26' 実施箇所
①協力体制整備事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員等に対し、児童虐待に関する専門研修を実施する。	34,549千円	62県市
②専門性強化事業	・地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成など、実践的研修を実施する。 ・児童相談所、市町村職員等に対する専門研修	35,064千円	174県市
③児童福祉司任用資格取得のための研修	児童福祉司に任用するための、保健師や保育士に対する講習会を実施する。	111,597千円	42県市
④未成年後見人制度研修	新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。	3,378千円	0県
合計		184,588千円	

事業再編

(平成29年度) 児童虐待防止対策研修事業

事業名	概要	H29' 予算案	1都道府県市 当たり単価案	備考
①児童福祉司任用前講習会	保健師や社会福祉主事などが、児童福祉司に任用されるために必ず受講しなければならない講習会を実施する。	70,311千円	2,038千円	28年度の③を拡充
②児童福祉司任用後研修	全ての児童福祉司が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施する。	73,554千円	2,132千円	創設
③要保護児童対策調整機関担当者研修	全ての要対協の調整機関の職員が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施する。	46,867千円	1,399千円	創設
④虐待対応関係機関専門性強化事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設等職員に対し、児童虐待に関する専門的な研修を実施する。 また、新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。	24,158千円	612千円	28年度の①+④
⑤児童相談所等職員専門性強化事業	児童相談所の児童福祉司、児童心理司等及び市町村職員に対するスキル向上のための研修を実施する。また、多職種による合同研修を実施する。	53,331千円	613千円	28年度の②を拡充
⑥医療機関従事者研修	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療機関従事者に対し、児童虐待に関する研修を実施する。	36,990千円	540千円	医療的機能強化事業から継続
合計		305,211千円		17

現状・課題

- ・ 児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加
- ・ 虐待が疑われるケースへのきめ細かな対応が必要

①家庭や子どもに対する相談、指導、②要保護児童の保護措置、
③里親認定・支援
といった業務を一貫して遂行できるよう、児童相談所設置を促進

改正法による対応

- ・ 政令で定める特別区（希望する特別区の要請に応じて指定）は、政令による指定を受けて児童相談所を設置するものとする【29年4月施行】
- ・ 政府は、施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、必要な支援を実施する

予算措置による対応

○児童相談所設置に必要な補助を創設

- ・ 児童相談所の設置に伴い増加する業務（事務手続、関係機関との調整、地域住民への周知・説明等）に対応するため、市区に補助職員（非常勤）の配置に要する補助を創設
- ・ 児童相談所の設置を検討する市区の職員が、児童相談所に赴き、実務を通じて児童相談所の業務を学ぶ間、当該市区に代替職員を置くための補助を創設

〈イメージ図〉

【市区】

【代替職員】

児童相談所に赴き、実務を通じて児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員を補助

【市区職員】

児童相談所に赴き、実務研修

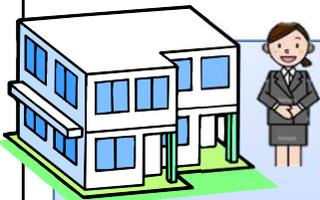
児童相談所の設置に当たっては、新たに、

- ・ 要保護児童の保護措置
 - ・ 里親の認定・支援
 - ・ 児童及び家庭の調査・判定等
- 等についての見識が必要となる

【児童相談所】

市区の職員を受け入れ、児童相談所を設置するに当たり必要となる知識等について、実務を通じて助言、指導

- ・ 要保護児童の保護措置
- ・ 里親の認定・支援
- ・ 児童及び家庭の調査・判定 等



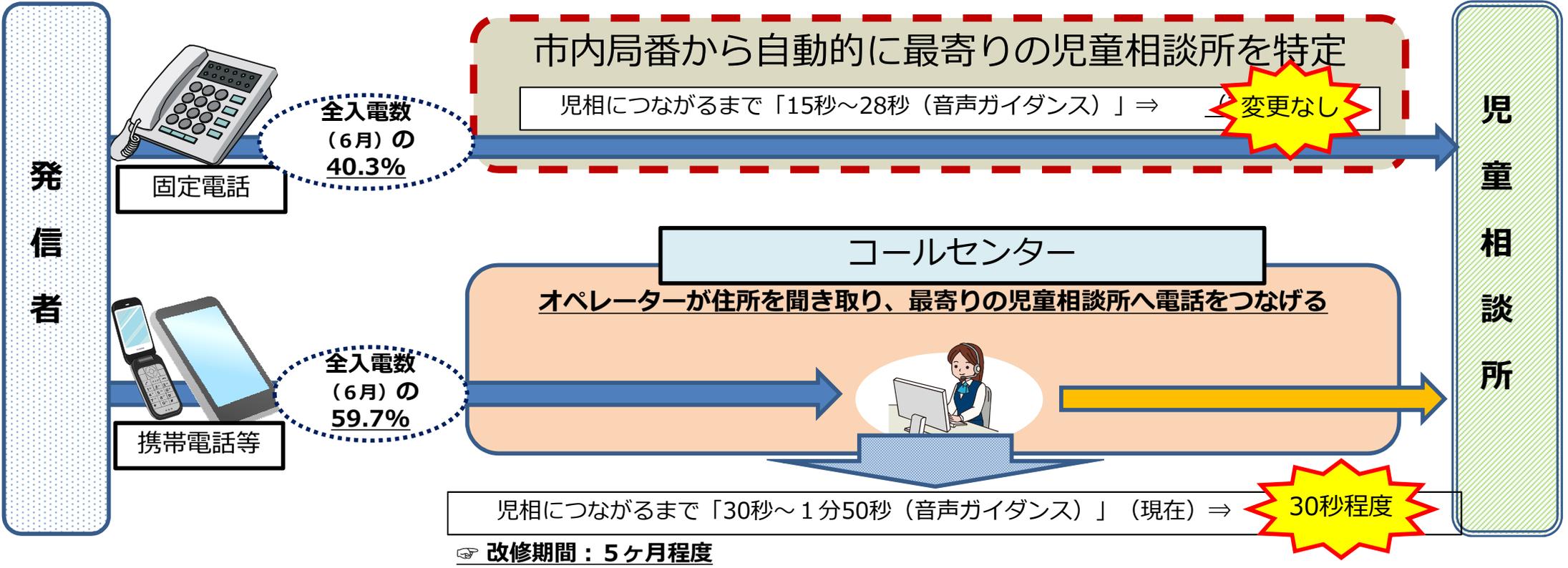
【補助職員】

児童相談所の設置に伴い増加する業務に対応するため、補助職員を配置



1) ⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の改善

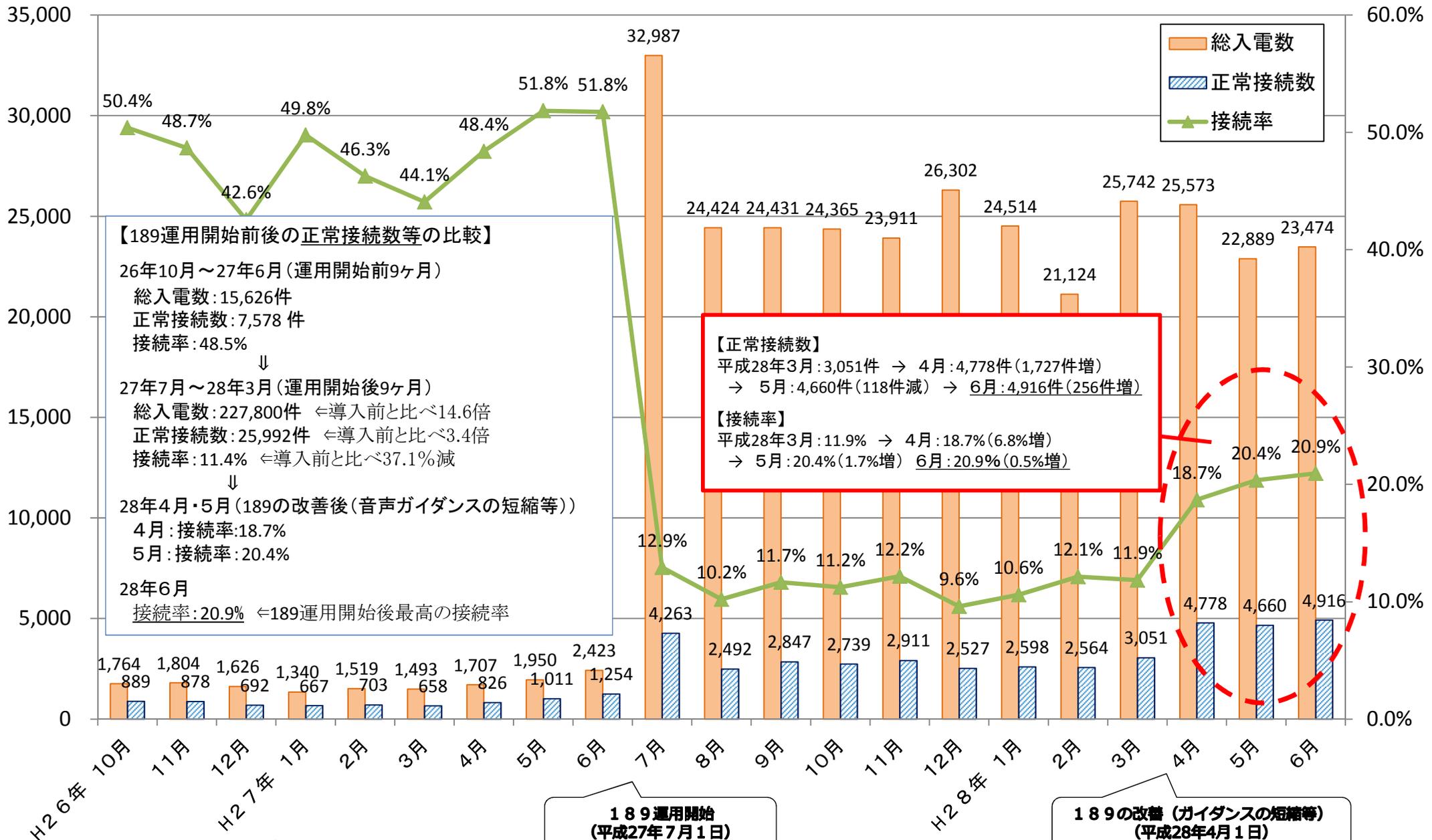
コールセンター方式 (現在の音声ガイダンスの仕組みを活用しつつ、携帯電話等からの入電のみコールセンター化)



※仮に全てをコールセンター化した場合、「固定電話」については、児童相談所へつながるまでの時間が、現在よりも長くなるケースがある

児童相談所全国共通ダイヤル（189）の利用状況等

189の入電数及び接続率の推移



※ NTTコミュニケーションズよりデータ提供。
 ※ 総入電数は、全ての入電数（「0570-064-000」の入電を含む）。
 ※ 正常接続数は、話し中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常につながらなかった電話を除いた入電数。
 ※ 接続率は、接続率(%) = 正常接続数 / 総入電数

(2) 市町村の体制強化

現状・課題

- ・児童相談所が相談対応等を行った児童のうち9割強は、在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
 - ・市町村が、身近な場所で、児童・保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要
 - ・地域社会から孤立しがちな子育て家庭が存在しておりアウトリーチ（訪問型）支援の強化が必要
- ※健診の谷間にある児童や、保育所・幼稚園等に通っていない児童等のいる家庭

- ・要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れがあり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要
- ・調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要

対応

(1)在宅支援の強化

【改正法】

- ・市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定（平成29年4月施行）
- ・児童相談所による指導措置の委託先として市町村を追加（公布日施行）
- ・一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設（平成29年4月施行）

【予算】

- ①市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の創設
 - ・市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）の補助の創設及び既存の施設の修繕等に要する費用の補助を拡充。
- ②市町村へのスーパーバイザーの配置
 - ・児童相談所による指導措置の委託等に対応するため、市町村にスーパーバイザーを配置するための補助を創設
- ③訪問型支援の拡充（子ども・子育て支援交付金の養育支援訪問事業）
 - ・公的な支援につながらない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化
 - ・「育児家事援助」について、民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要なとなる事務費に係る補助を創設

(2)要対協の機能強化

【改正法】

- ・調整機関に専門職の配置が義務化（平成29年4月施行）
- ・調整機関の専門職について、研修受講が義務化（平成29年4月施行）

【予算】

- ・義務研修を受講する職員の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ・関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ・都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

(2) ①市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）への運営支援及び整備の推進

1. 要 旨

- 改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを踏まえ、市町村が拠点を設置する際の財政支援を行う。

（参考）児童福祉法第十条の二

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

- また、拠点機能のあり方、推進方策については、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において検討を行い、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）がとりまとめられたところ。

2. 内 容

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）に基づき、国において設置運営要綱を定め、支援拠点の運営に要する人件費等の費用について補助を創設する。

設置運営要綱（案）の主な内容は、以下のとおり。

(1) 趣旨・目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。

(2) 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

(3) 対 象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

(4) 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした「②要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

具体的には、①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を行う。

(5) 類型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

- ① 小規模A型【児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）当たり1か所】
- ② 小規模B型【児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）当たり1か所】
- ③ 小規模C型【児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）当たり1か所】
- ④ 中規模型【児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）当たり1か所】
- ⑤ 大規模型【児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）当たり1か所】

以上5類型を基本とする。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが望ましい。

(6) 職員配置等

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができ、職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

① 子ども家庭支援員

- 職務：実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等、他関係機関等との連携 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

② 心理担当支援員

- 職務：心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア など
- 資格等：大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

- 職務：虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

主な職員の最低配置人数は以下のとおり

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名（1名は非常勤可）	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名（1名は非常勤可）	—	常時1名（非常勤可）	常時3名
小規模C型	常時2名（1名は非常勤可）	—	常時2名（非常勤可）	常時4名
中規模型	常時3名（1名は非常勤可）	常時1名（非常勤可）	常時2名（非常勤可）	常時6名
大規模型	常時5名（1名は非常勤可）	常時2名（非常勤可）	常時4名（非常勤可）	常時11名

(注) 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置すること。

(7) 施設・設備

支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

市区町村

都道府県

低

リスクの程度

高

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・支援プランの策定

同一の主担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施
 ※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の主担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

要保護児童対策地域協議会

- 関係機関が情報を共有し、連携して対応



市区町村子ども家庭総合支援拠点（案）

- 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導
- 関係機関との連絡調整

・実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
 ・複数の市区町村による共同設置可

支援拠点（主に児童福祉担当課）が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進

- その他の必要な支援
 - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定
 →主担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請 等

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等



2) ②市町村へのスーパーバイザーの配置

現状・課題

- ・ 児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準（尺度）がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている
- ・ 児童相談所が相談対応等を行った児童のうち多く（9割強）は、施設入所等措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
- ・ 市町村が、身近な場所で、児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要がある

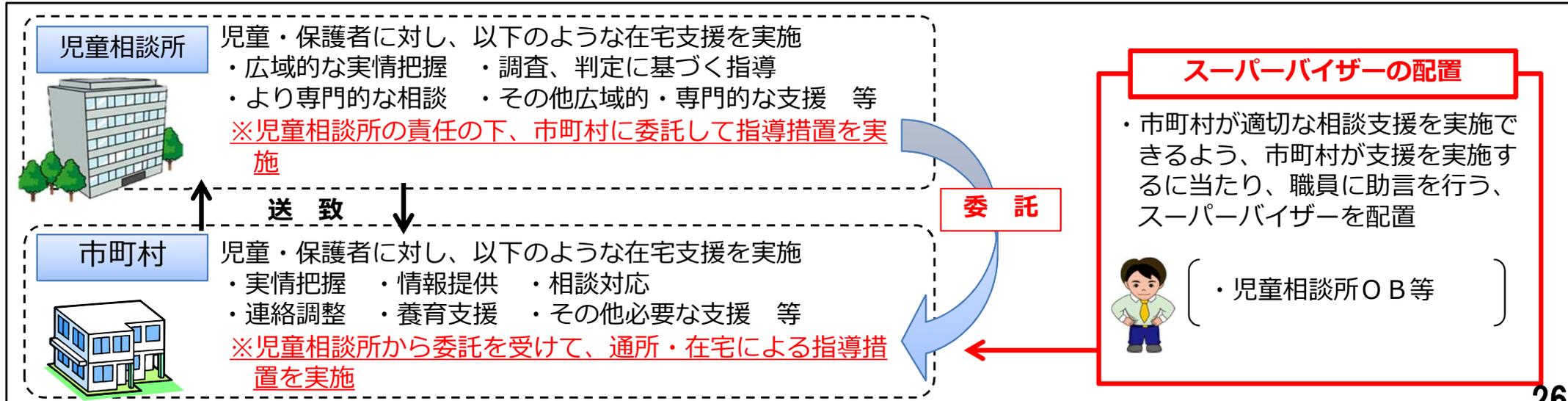
改正法による対応

- ・ 児童相談所による指導措置（通所・在宅）について、委託先として市町村を追加【公布日施行】
- ・ 一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設【平成29年4月施行】

予算措置による対応

- ・ 市町村が適切な相談支援を実施できるよう、市町村が支援を実施するに当たり、職員に助言を行うスーパーバイザー（児相OB等）の配置に必要な経費の補助を創設

〈イメージ図〉



2) ③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

現状・課題

- ・ 要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
- ・ 要保護児童対策調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。

改正法による対応

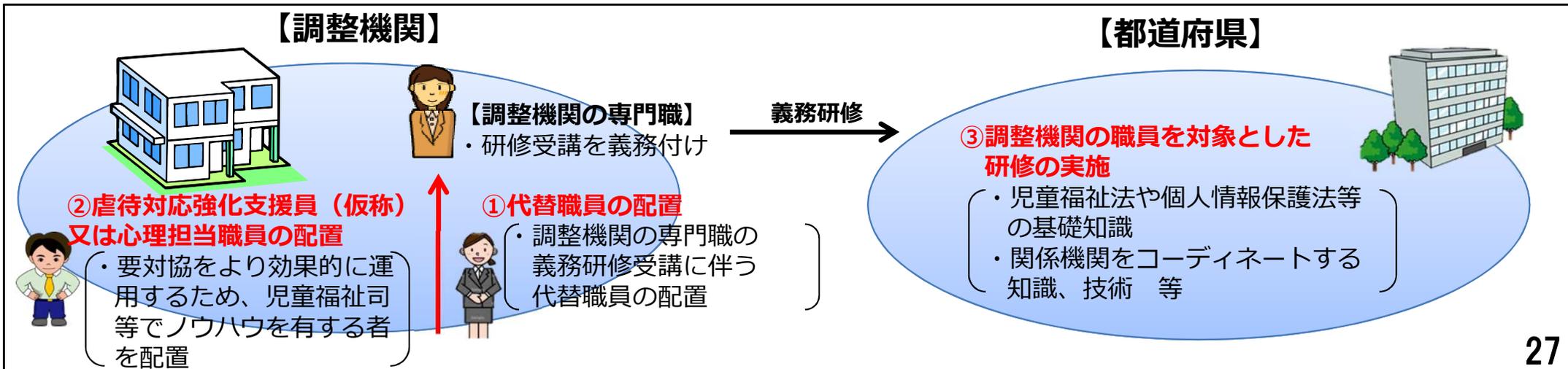
- ・ 調整機関に専門職の配置を義務付け
- ・ 調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け

【29年4月施行】

予算措置による対応

- ① 義務研修を受講する専門職の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ② 要対協調整機関職員が関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）（児相OB・ソーシャルワーカー等）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ③ 都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

〈イメージ図〉



課題

- 親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われていないほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分。
- 措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
 児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要がある。

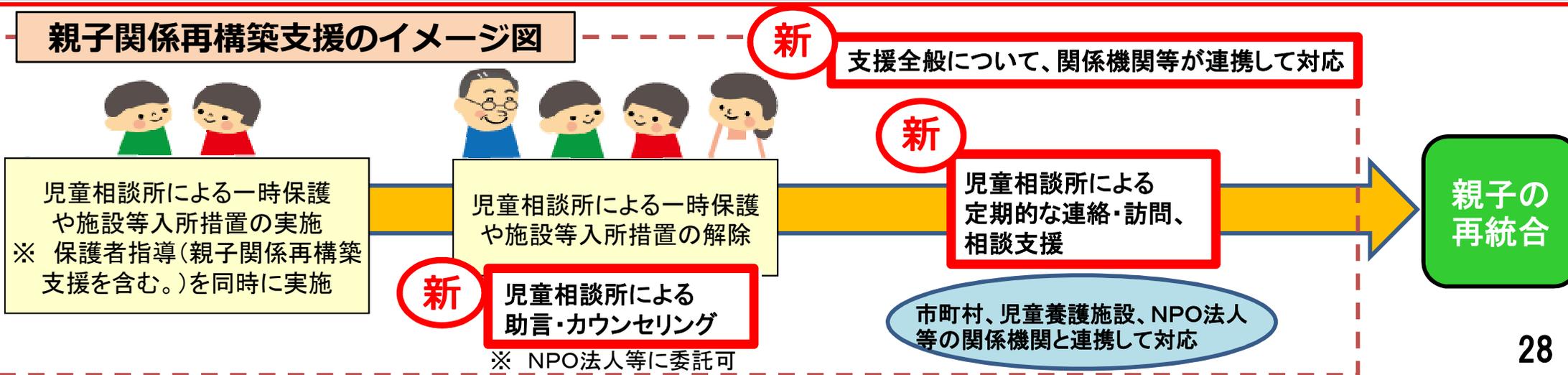
改正法による対応

- 親子関係再構築支援について、児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- 措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。
 - ・措置解除時、児童相談所が保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施(NPO法人等に委託可)
 - ・措置解除後の一定期間、児童相談所は地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施
- ※ 併せて、児童相談所の体制強化・専門性向上による保護者への継続的な指導等の実施、親子関係再構築プログラムの充実を含む国の調査・研究の推進、一時保護・保護者指導等への裁判所の関与の在り方の検討等に取り組む。

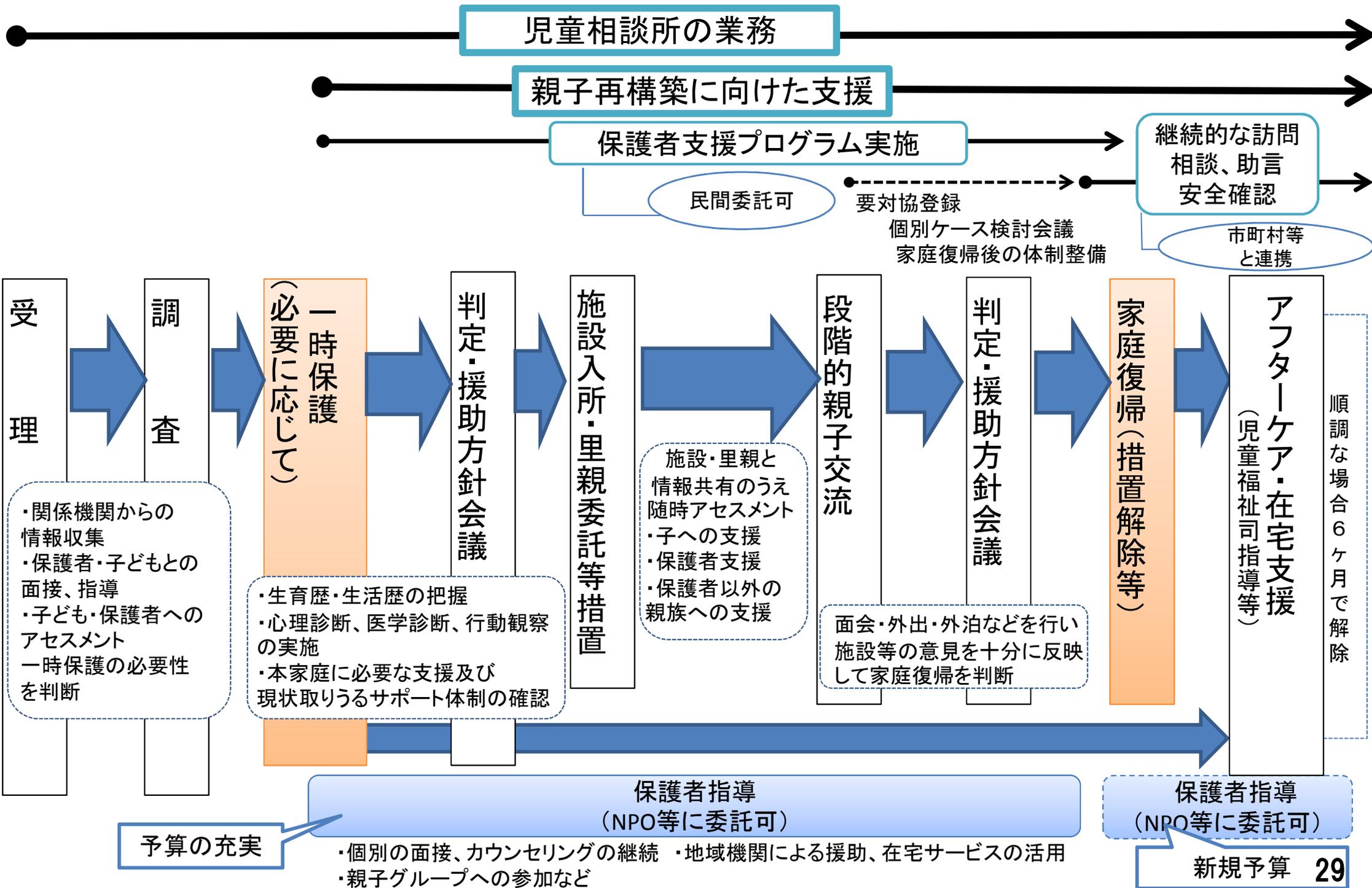
予算措置による対応

- 親子再構築のために重要な要素である、保護者指導について、個々の状況に応じた継続的な指導が実施できるよう、その保護者に対し寄り添った指導を行える保護者指導支援員を配置。(児童相談所1ヶ所当たり1,506千円→3,528千円)
- 措置解除後における定期的な連絡・訪問・相談支援を実施する。(児童相談所1ヶ所当たり706千円→886千円)

親子関係再構築支援のイメージ図



(参考) 児童相談所での児童虐待における親子関係再構築に向けた取組



2) ①里親支援事業（仮称）の創設

施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

内容

	現行（平成28年度）	平成29年度
名称	里親支援機関事業	里親支援事業（仮称）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （里親会、児童家庭支援センター、NPO法人、児童養護施設、乳児院等に委託可）	同左
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及啓発、研修の実施 ・里親委託支援 ・里親への訪問支援、里親の相互交流 ・未委託里親へのトレーニング ・共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・マッチング・自立支援計画作成 ※28年度に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及啓発、研修の実施 ・里親委託支援 ・里親への訪問支援、里親の相互交流 ・未委託里親へのトレーニング ・共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・マッチング・自立支援計画作成 ・養子縁組相談支援
相談員の配置	里親委託等推進員（非常勤1名） 里親トレーナー（非常勤1名）※1 委託調整員（常勤1名）※2 調整補助員（非常勤1名）※2	里親相談支援員（常勤1名） 心理面からの訪問支援員（常勤1名又は非常勤1名） 里親トレーナー（非常勤1名）※1 委託調整員（常勤1名）※2 調整補助員（非常勤1名）※2

里親の新規開拓から自立支援まで一貫した支援が可能

※1：未委託里親へのトレーニングを実施する場合に配置

※2：マッチング・自立支援計画作成を実施する場合に配置

社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

18歳（又は20歳）

22歳の年度末

※実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村（市町村は③のみ実施可）

※個々の支援内容に応じて民間団体への委託も可



家庭養護



施設養護

（本人の同意を得る）
継続支援計画の作成

措置終了

例1

一般の住居 貸付事業を利用可

- ②生活相談・就労相談を利用可
- ③身元保証を利用可

※親族等と同居する場合を含む
(その場合は②生活相談・就労相談の利用可)

例2

一般の住居

- ①居住支援
 - ・進学又は就職し一般の賃貸物件を実施主体が賃借して居住。家賃は貸付事業を活用。
 - ・進学したが中退した者
- ②生活相談・就労相談（必須）⇒別紙
- ③身元保証を利用可

例3

里親家庭・施設 又は

- ①居住支援
 - ・里親家庭又は施設（定員外で一定枠を確保）に居住。
 - ・本事業のために確保した部分は本事業により補助
- ①生活費支援
 - ・進学したが引き続き支援が必要な者（一部自己負担有り）
 - ・進学、就職していない者（全額を補助）
- ②生活相談・就労相談（必須）⇒別紙
- ③身元保証を利用可

一般の住居

生活困窮者自立支援制度等による支援の必要性が見込まれる場合には、継続支援計画にその利用を位置付け、段階的に利用開始

必要に応じて一般施策に移行
(生活困窮者自立支援制度など)

生活相談・就労相談（イメージ）

都道府県・児童相談所

担当児童福祉司

①委託

里親家庭・施設に
居住継続の場合の
居住支援

①委託

想定される受託機関

- ・ 現行の退所児童等アフターケア事業者
- ・ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関

④継続支援計画の作成
(原則措置期間中)

支援コーディネーターが、本人、児童福祉司、里親等、施設職員の意見を聞いて、計画を作成し、本人同意を得る

生活相談・就労相談

里親・ファミリーホーム

里親

養育者

支援コーディネーター

- ・ 継続支援計画を作成
- ・ 生活や就労面からの支援をフォロー

施設

児童指導員・保育士

相談支援担当職員

- ・ 主に生活面からの支援

就労支援担当職員

- ・ 就労面からの支援

自立支援担当職員

退所前のソーシャルスキルトレーニング等

(相談)

(支援)

⑤相談

⑤支援

対象者

②事業利用申請（原則措置期間中に行う）

③事業利用決定（原則措置期間中に行う）

⑤居住支援・生活費支援

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（概要）

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
 - ・業務の適正な運営を確保するための規制
- 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
- ⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること
 「民間あっせん機関」：許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者

三 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、

- ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
- ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力、 五 個人情報の取扱い

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、
 （これまで）第二種社会福祉事業の届出→（新法）許可制度を導入

- 〔許可基準（営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等）、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。〕

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

- 一 相談支援
- 二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等
- 三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者（研修の修了の義務付け等）
- 四 児童の父母等の同意（養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意（同時取得可））
- 五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育
- 六 縁組成立前養育
- 七 養子縁組の成否等の確認
- 八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置
- 九 都道府県知事への報告（あっせんの各段階における報告義務）
- 十 養子縁組の成立後の支援、 十一 養親希望者等への情報の提供
- 十二 秘密を守る義務等、 十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

- 一 （厚生労働大臣が定める）指針
- 二 （都道府県知事から民間あっせん機関に対する）指導及び助言、報告及び検査
- 三 （国・地方公共団体による）養子縁組のあっせんに係る制度の周知

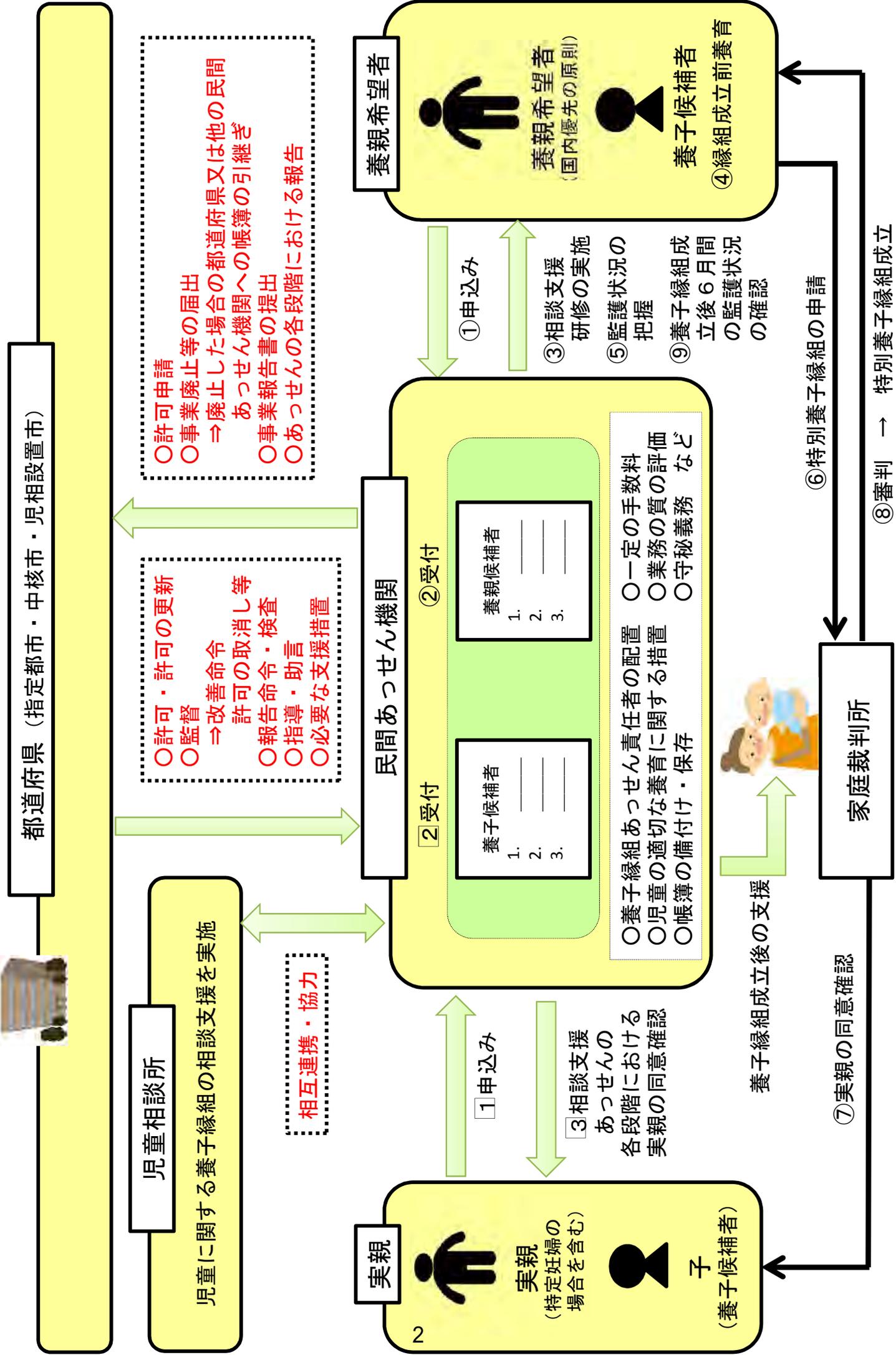
第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日（原則公布の日から2年以内）、経過措置、検討

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み (大まかなイメージ)



民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案
に対する附帯決議（平成 28 年 12 月 7 日 衆議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、養子縁組のさらなる促進に資するよう、養親希望者の負担の軽減を含む必要な支援の在り方について検討を行うこと。
- 二 予期せぬ妊娠等、産前産後において特に支援を要する妊産婦や不妊に悩んでいる者が、養子縁組のあっせんに係る制度及び特別養子縁組制度に対する理解を深め、必要に応じて利用することができるよう、産科を始めとする医療機関等において両制度の適切な周知に努めること。
- 三 民間あっせん機関が継続的かつ安定的に養子縁組あっせん事業を運営することが可能となるよう、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- 四 養子縁組のあっせんは家庭における養育を児童に確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、当該あっせん業務の質にばらつきが生じないように、厚生労働大臣が定める指針や運営基準等の周知徹底に努めること。また、営利目的が疑われるような悪質なあっせん事業を防止するよう、民間あっせん機関の指導監督に万全を期すこと。
- 五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。
- 六 養子縁組のあっせんに関する施策については、特定妊婦への支援、養子となった者の実父母が自立した生活を営むことができるようにするための施策その他の関連施策との有機的な連携を図ること。
- 七 本来の家庭における養育が困難な児童に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境の継続的な提供に資する観点から、児童相談所及び民間あっせん機関は、可能な限り連携を図りながら相互に協力すること。

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 民間あつせん機関の許可等（第六条―第二十二條）

第三章 養子縁組のあつせんに係る業務（第二十三條―第三十六條）

第四章 雑則（第三十七條―第四十三條）

第五章 罰則（第四十四條―第四十七條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あつせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あつせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あつせん機関による養子

一

縁組のあつせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とする。

二

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 児童 十八歳に満たない者をいう。
- 二 養親希望者 養子縁組によつて養親となることを希望する者をいう。
- 三 養子縁組のあつせん 養親希望者と児童との間の養子縁組をあつせんすることをいう。
- 四 養子縁組あつせん事業 養子縁組のあつせんに業として行うことをいう。
- 五 民間あつせん機関 第六条第一項の許可を受けて養子縁組あつせん事業を行う者をいう。

（児童の最善の利益等）

第三条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんは、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。

2 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんは、可能な限り日本国内において児童が養育されることと

なるよう、行われなければならない。

(民間あつせん機関及び児童相談所の連携及び協力)

第四条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんについては、当該民間あつせん機関並びに他の民間あつせん機関及び児童相談所は、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあつせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(児童等の個人情報の取扱い)

第五条 民間あつせん機関は、その業務に関し、児童、児童の父母（児童の出生により当該児童の父母となるべき者を含む。以下同じ。）、養親希望者その他の関係者の個人情報（以下この条において「児童等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で児童等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 民間あつせん機関は、児童等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第二章 民間あつせん機関の許可等

三

四

(許可)

第六条 国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あつせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あつせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の名及び住所

三 養子縁組あつせん事業を行う事業所の名称及び所在地

四 第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の氏名及び住所並びに経歴

五 その他厚生労働省令で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人にあつては、定款その他の基本約款を記載した書類

二 養子縁組あつせん事業の実施方法を記載した書類

- 三 養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとの当該養子縁組あつせん事業に係る事業計画書
 - 四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る養子縁組あつせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であつて厚生労働省令で定めるものの
 - 五 養子縁組のあつせんに関し手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料の算定の基準を記載した書類であつて厚生労働省令で定めるもの
 - 六 その他厚生労働省令で定める書類
- (許可の基準等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- 一 養子縁組あつせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。
- 二 養子縁組あつせん事業を行う者(その者が法人である場合にあつては、その経営を担当する役員)が社会的信望を有すること。

五

六

- 三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。
- 四 養子縁組あつせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 営利を目的として養子縁組あつせん事業を行おうとするものでないこと。
- 六 脱税その他不正の目的で養子縁組あつせん事業を行おうとするものでないこと。
- 七 個人情報 を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あつせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可のための審査に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、申請に係る養子縁組あつせん事業の実施に係る体制について申請者に対し説明を求め、及び実地の調査を行うものとする。

(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、
第六条第一項の許可をしてはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四 この法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

七

八

六 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

八 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（手数料）

第九条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあつせんに関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

2 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに関する手数料の額その他養子縁組のあつせんに係る業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し、情報の提供を行わなければならない。

（許可証）

第十条 都道府県知事は、第六条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁

組あつせん事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

- 2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。
- 3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第十一条 第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第十二条 第六条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

- 2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときに

九

一〇

あつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あつせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。
- 4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第六条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。
- 5 第六条第二項及び第三項、第七条第二項並びに第八条（第六号を除く。）の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第十三条 民間あつせん機関は、第六条第二項各号に掲げる事項（厚生労働省令で定めるものを除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が養子縁組あつせん事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に

係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により養子縁組あつせん事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

3 民間あつせん機関は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(事業の廃止)

第十四条 民間あつせん機関は、養子縁組あつせん事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第六条第一項の許可は、その効力を失う。

(改善命令)

第十五条 都道府県知事は、民間あつせん機関が、その業務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該民

一一

間あつせん機関に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、民間あつせん機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第八条各号(第六号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

三 第十一条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、民間あつせん機関が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて養子縁組あつせん事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第十七条 民間あつせん機関は、自己の名義をもって、他人に養子縁組あつせん事業を行わせてはならない。

(帳簿の備付け等)

第十八条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに係る業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(帳簿の引継ぎ)

第十九条 民間あつせん機関は、第十六条第一項の規定により第六条第一項の許可を取り消されたとき、第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けなかったとき又は養子縁組あつせん事業を廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保存に係る前条の帳簿を、都道府県知事又は他の民間あつせん機関に引き継がなければならない。

2 前項の規定により同項の帳簿の引継ぎを受けた民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、その帳簿を保存しなければならない。

(事業報告)

第二十条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとの養子縁組あつせん事業に係る事業報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(業務の質の評価等)

一三

一四

第二十一条 民間あつせん機関は、その行う養子縁組のあつせんに係る業務の質について、自ら評価を行うとともに、厚生労働省令で定めるところにより、評価機関(養子縁組のあつせんに係る業務についての評価を行う機関として厚生労働省令で定める者をいう。)による評価を受け、それらの結果を公表しなければならない。

2 民間あつせん機関は、前項の評価の結果に基づき、養子縁組のあつせんに係る業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(民間あつせん機関に対する支援)

第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あつせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあつせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三章 養子縁組のあつせんに係る業務

(相談支援)

第二十三条 民間あつせん機関は、養子縁組のあつせんに関し、児童の父母、児童の父母以外の者で児童を現に監護するもの、養親希望者、児童等を支援するため、これらの者に対し、専門的な知識及び技術に基

づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(養親希望者による養子縁組のあつせんの申込み等)

第二十四条 民間あつせん機関は、養親希望者から養子縁組のあつせんの申込みがあつた場合において、その申込みの内容が法令に違反するとき又は当該養親希望者による児童の監護が著しく困難若しくは不適當であることが明らかであるときは、その申込みに係る契約を締結してはならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者から養子縁組のあつせんの申込みがあつたときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

- 一 養親希望者の氏名、生年月日、性別及び住所
- 二 養親希望者の同居人がある場合にあつては、当該同居人の氏名、生年月日及び性別並びに養親希望者との関係
- 三 養親希望者の職業、収入及び経歴
- 四 養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

一五

一六

3 民間あつせん機関は、あらかじめ、養子縁組のあつせんの申込みをする養親希望者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに関する手数料の種類及び額を明示しなければならない。

(児童の父母等による養子縁組のあつせんの申込み等)

第二十五条 民間あつせん機関は、児童の父若しくは母(児童の出生により当該児童の父又は母となるべき者を含む。)又は児童の父母以外の者であつて児童についての監護の権利を有するもの(児童の出生により当該児童についての監護の権利を有する者となるべき者を含む。以下同じ。)から児童のためにする養子縁組のあつせんの申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、その申込みに係る契約の締結を拒んではならない。

2 民間あつせん機関は、児童のためにする養子縁組のあつせんの申込みがあつたときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

- 一 養子縁組のあつせんの申込みをした者の氏名、生年月日及び住所並びに児童との関係
- 二 児童の氏名、生年月日、性別及び住所
- 三 児童の父母の氏名、生年月日及び住所

四 前号に掲げる者以外に児童の法定代理人（児童の出生により当該児童の法定代理人となるべき者を含む。以下同じ。）又は児童についての監護の権利を有する者がある場合にあつては、その者の氏名、生年月日及び住所

五 児童の監護の状況

六 その他厚生労働省令で定める事項

（養子縁組のあつせんを受けることができない養親希望者）

第二十六条 民間あつせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第一号から第四号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあつせんを行つてはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執

一七

行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十二条の十に規定する被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

五 児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修として厚生労働省令で定めるものを修了していない者

六 第二十四条第二項又は第三十条の規定による確認に協力することについて同意しない者

（児童の父母等の同意）

第二十七条 民間あつせん機関は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下「特別養子縁組」という。）に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一 当該養子縁組のあつせんに係る児童の父母

二 前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者がある場

一八

合にあつては、当該者

- 2 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組（特別養子縁組を除く。第五項及び第八項において同じ。）に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。
 - 一 当該養子縁組のあつせんに係る児童の法定代理人
 - 二 前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあつせんに係る児童の父又は母でその監護をすべき者であるものがある場合にあつては、当該父又は母
 - 三 当該養子縁組のあつせんに係る児童の父又は母で親権を停止されているものがある場合にあつては、当該父又は母
- 3 民間あつせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該養子縁組のあつせんに係る児童から同意を得なければならない。

一九

二〇

- 4 民間あつせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる者から同意を得なければならない。
- 5 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる者から同意を得なければならない。
- 6 民間あつせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該養子縁組のあつせんに係る児童から同意を得なければならない。
- 7 民間あつせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者による養子縁組の成立前の児童の養育（以下「縁組成立前養育」という。）に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号

に掲げる者から同意を得なければならない。

8 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんに際し、縁組成立前養育を行わせようとするときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一 当該養子縁組のあつせんに係る児童の法定代理人

二 当該養子縁組のあつせんに係る児童の父又は母で親権を停止されているものがある場合にあつては、当該父又は母

三 第一号に掲げる者以外に当該養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者がある場合にあつては、当該者

9 民間あつせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんに際し、縁組成立前養育を行わせようとするときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一一

一 当該養子縁組のあつせんに係る児童

二 当該養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者

一二

10 民間あつせん機関は、前各項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者に対し、その置かれている状況等を勘案し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会等の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を十分に行わなければならない。

11 第一項から第九項までの規定は、民間あつせん機関が、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者から、第一項から第九項までの同意を同時に得ることを妨げるものではない。

12 第一項から第九項までの同意をした者は、養子縁組のあつせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、厚生労働省令で定めるところにより、その同意を撤回することができる。

(養子縁組のあつせんに係る児童の養育)

第二十八条 民間あつせん機関は、養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者から当該児童を委託された場合には、養親希望者が当該児童の養育を開始するまでの間、当該児童が適切に養育

されるよう必要な措置を講じなければならない。

(縁組成立前養育)

第二十九条 民間あつせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあつせんを受けることを養親希望者が希望する場合には、養親希望者に縁組成立前養育を行わせなければならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者に縁組成立前養育を行わせようとするときは、養親希望者から、次に掲げる事項について、書面による同意を得なければならない。

一 民間あつせん機関から、第三十二条第一項又は第二項の規定による報告を行うための協力その他児童の監護の状況等を把握するための協力を求められたときは、その求めに応ずること。

二 民間あつせん機関から、第五項の規定により縁組成立前養育の中止を求められたときは、当該縁組成立前養育を中止し、児童を民間あつせん機関に引き渡すこと。

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 民間あつせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合には、養親希望者及び児童に対して面会の方法により相談に応ずること等により、適時かつ適切に縁組成立前養育における監護の状況等を把握するよ

二三

二四

う努めなければならない。

4 民間あつせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合において、縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合すると認めるに至ったときは、養親希望者に対し、養子縁組を成立させるために必要な手続をとるよう指導及び助言を行うものとする。

5 民間あつせん機関は、次に掲げる場合には、養親希望者に対し、縁組成立前養育の中止を求めなければならない。

一 縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合しないと認めるに至ったとき。

二 第二十七条第七項から第九項までの同意が撤回されたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、児童と養親希望者との間で養子縁組が成立する見込みがないこと等により、縁組成立前養育を継続させることが相当でないと認めるに至ったとき。

(養子縁組の成否等の確認)

第三十条 民間あつせん機関は、その行つた養子縁組のあつせんに関し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始の有無
- 二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否
- 三 前号の養子縁組が成立した場合において、その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況その他厚生労働省令で定める事項
(縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置)

第三十一条 民間あつせん機関は、第二十九条第五項の規定により養親希望者に対して縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引渡しを受けて、当該児童についての監護の権利を有する者に引き渡すこと、児童相談所に児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告を行うことその他の児童の保護のための適切な措置を講ずるものとする。

(都道府県知事への報告)

第三十二条 民間あつせん機関は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その

二五

二六

事由が生じた日から一月以内に、都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 養親希望者との養子縁組のあつせんに係る契約の締結 第二十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 縁組成立前養育の開始 第二十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項、第二十五条第二項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項
- 三 第二十九条第五項各号に掲げる事由 (縁組成立前養育が行われている場合に限る。) 当該事由の内容その他厚生労働省令で定める事項
- 四 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始 第二号に掲げる事項 (縁組成立前養育が行われていない場合に限る。) その他厚生労働省令で定める事項
- 五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項

2 民間あつせん機関は、養子縁組の成立の日から六月が経過したときは、その経過した日から一月以内に、第三十条第三号に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る養親希望者が児童の養育を開始したときは、その養育を開始した日から一月以内に、当該児童の居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
(養子縁組の成立後の支援)

第三十三条 民間あつせん機関は、その行った養子縁組のあつせんについて、養子縁組の成立後において、養子となった者、養親となった者又は養子となった者の実父若しくは実母を支援するため、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。
(養親希望者等への情報の提供)

第三十四条 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る児童について養親希望者又は養親となった者(以下この条において「養親希望者等」という。)による養育が開始されるまでに、当該養親希望者等に対し、当該児童の心身の状況に関し、当該児童の養育に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあつせんに係る児童の父母に関する情報(当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。)として厚生労働省令で

二七

定めるものを提供してはならない。

(秘密を守る義務等)

第三十五条 民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

2 民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

(養子縁組あつせん責任者)

第三十六条 民間あつせん機関は、事業所ごとに、当該事業所に係る養子縁組のあつせんに係る業務を適正に実施するため、養子縁組あつせん責任者を選任しなければならない。

2 養子縁組あつせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あつせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有する

二八

ものでなければならない。

第四章 雑則

(指針)

第三十七条 厚生労働大臣は、民間あつせん機関が適切に養子縁組のあつせんに係る業務を行うために必要な指針を公表するものとする。

(指導及び助言)

第三十八条 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、民間あつせん機関に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第三十九条 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、民間あつせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あつせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることがで

二九

きる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(養子縁組のあつせんに係る制度の周知)

第四十条 国及び地方公共団体は、児童に対する養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育の機会の確保に資するよう、養子縁組のあつせんに係る制度の周知のための措置を講ずるものとする。

(大都市等の特例)

第四十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下この条において「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設

三〇

置市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（経過措置の命令への委任）

第四十二条 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項の許可を受けずに養子縁組あつせん事業を行つた者
- 二 偽りその他不正の行為により、第六条第一項の許可又は第十二条第二項の規定による許可の有効期間

三二

の更新を受けた者

- 三 第十六条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 四 第十七条の規定に違反した者

三三

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項の規定に違反した者
- 二 第十五条の規定による命令に違反した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第二項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第六条第三項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十三条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第十八条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又

は同条若しくは第十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

五 第三十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

六 第三十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

七 第三十六条第一項の規定に違反した者

八 第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

三三

三四

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第一項及び第六条の規定 公布の日

二 附則第三条の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十一条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に養子縁組のあつせんを業として行っている国、都道府県及び市町村以外の者であつて、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定による届出をしているものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（その者が当該期間内に第六条第一項の許可の申請をした場合又は施行日前に次条第一項の規定による許可の申請をした場合において、当該期間内に許可の拒否の処分があつたときは当該処分のあつた日までの間、当該期間を経過したときはこれらの申請について許可又は許可の拒否の処分があるまでの間）は、第六条第一項の許可を受けないで、引き続き養子縁組のあつせんを業として行うことができる。

(施行前の準備)

第三条 第六条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、第七条及び第八条の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において第六条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定による許可の申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(検討)

第四条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを受けて養子となつた者に対する当該養子縁組のあつせんに関する情報の開示等の制度の在り方については、この法律の公布後三年を目途として、検討を加え

三五

三六

られ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(社会福祉法の一部改正)

第五条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第 号)に規定する養子縁組あつせん事業

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を見直し確保する上で養子縁組あつせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資するため、養子縁組あつせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別養子縁組に関する調査結果について<平成28年12月9日現在>

- 全国の児童相談所(209か所)及び民間のあっせん団体(22か所)に対して調査を実施した。現時点の有効回収率は約98%である。(209児童相談所、18団体、平成28年12月9日現在)

① 特別養子縁組が成立した事案について

- (1) 特別養子縁組成立時における児童の年齢は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「1歳」以下で296件(48.5%)、「5歳」以上の事案が110件(18.0%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「1歳」以下の事案が266件(85.8%)、「5歳」以上の事案は20件(6.5%)。
- (2) 養親の監護開始時における児童の年齢は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「生後0ヵ月」が141件(23.1%)、「生後6ヵ月」以内が279件(45.7%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「生後0ヵ月」が191件(61.6%)、「生後6ヵ月」以内で249件(80.3%)。
- (3) 養親の監護前の措置期間、養親による監護期間については、
 - ・ 児童相談所の事案では、それぞれの平均が12ヵ月、19ヵ月。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、それぞれの平均が6ヵ月、11ヵ月。
- (4) 養親の年齢は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「40代後半」以上の養親が40.7%、30代以下の養親が23.9%。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「40代後半」以上の養親が17.4%、30代以下の養親が42.6%。
- (5) 特別養子縁組成立までに生じた困難は、実親の同意を得る際に218件(23.7%)の事案で何らかの困難が生じており、最も多かった。その他の段階(養親候補者に打診する際、養親候補者の養育期間中、養親が申立てを行う時点)においても、それぞれ10~15%程度の事案で何らかの困難が生じていた。
- (6) 裁判所の最終決定は、特別養子縁組が成立した事案のうち、父母の同意がない場合が8.4%。

○ 特別養子縁組の成立件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	304件	306件	610件
民間あっせん団体	154件	156件	310件
計	458件	462件	920件

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	合計	平均
児童相談所	124件 (20.3%)	172件 (28.2%)	94件 (15.4%)	66件 (10.8%)	44件 (7.2%)	45件 (7.4%)	33件 (5.4%)	22件 (3.6%)	10件 (1.6%)	0件 (0%)	610件 (100%)	2歳 9ヵ月
民間あっせん団体	215件 (69.4%)	51件 (16.5%)	9件 (2.9%)	6件 (1.9%)	9件 (2.9%)	4件 (1.3%)	7件 (2.3%)	4件 (1.3%)	3件 (1.0%)	2件 (0.6%)	310件 (100%)	1歳 5ヵ月
除く、家庭養護促進協会	215件 (81.4%)	40件 (15.1%)	2件 (0.8%)	2件 (0.8%)	1件 (0.4%)	0件 (0%)	1件 (0.4%)	1件 (0.4%)	0件 (0%)	2件 (0.8%)	264件 (100%)	0歳 11ヵ月
合計	339件 (36.8%)	223件 (24.2%)	103件 (11.2%)	72件 (7.8%)	53件 (5.8%)	49件 (5.3%)	40件 (4.3%)	26件 (2.8%)	13件 (1.4%)	2件 (0.2%)	920件 (100%)	2歳 4ヵ月

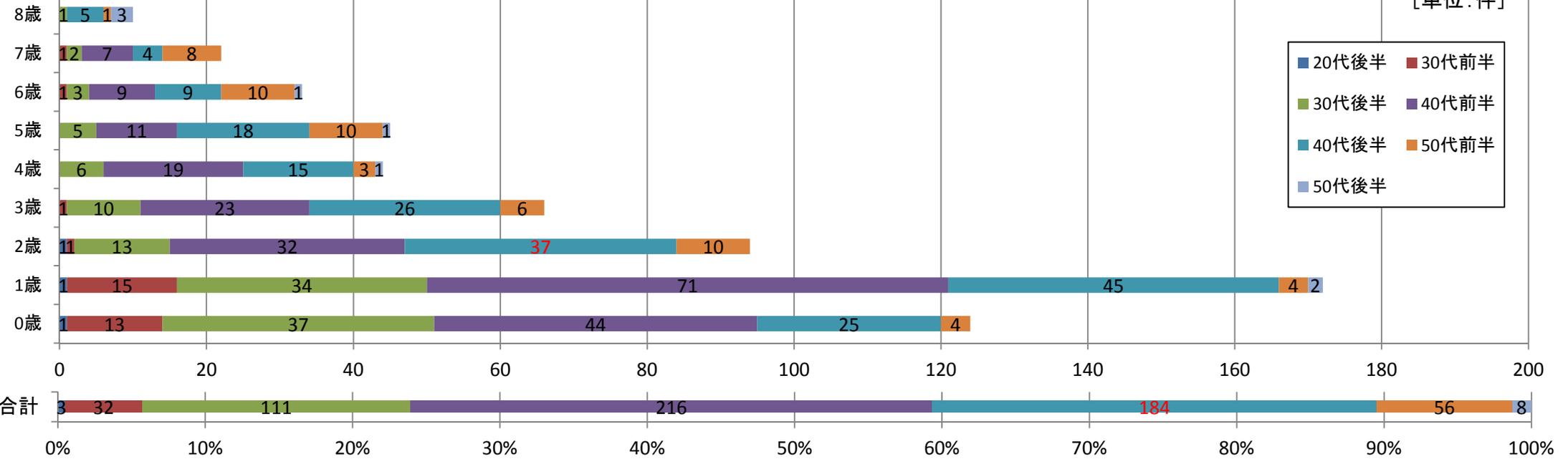
○ 特別養子縁組成立前の養親の立場

	養子縁組里親	養育里親	里親制度を利用せず
児童相談所	505件(82.8%)	66件(10.8%)	39件(6.4%)
民間あっせん団体	85件(27.4%)	0件(0.0%)	225件(72.6%)

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢に応じた養親(年齢が低い方)の年齢との関係

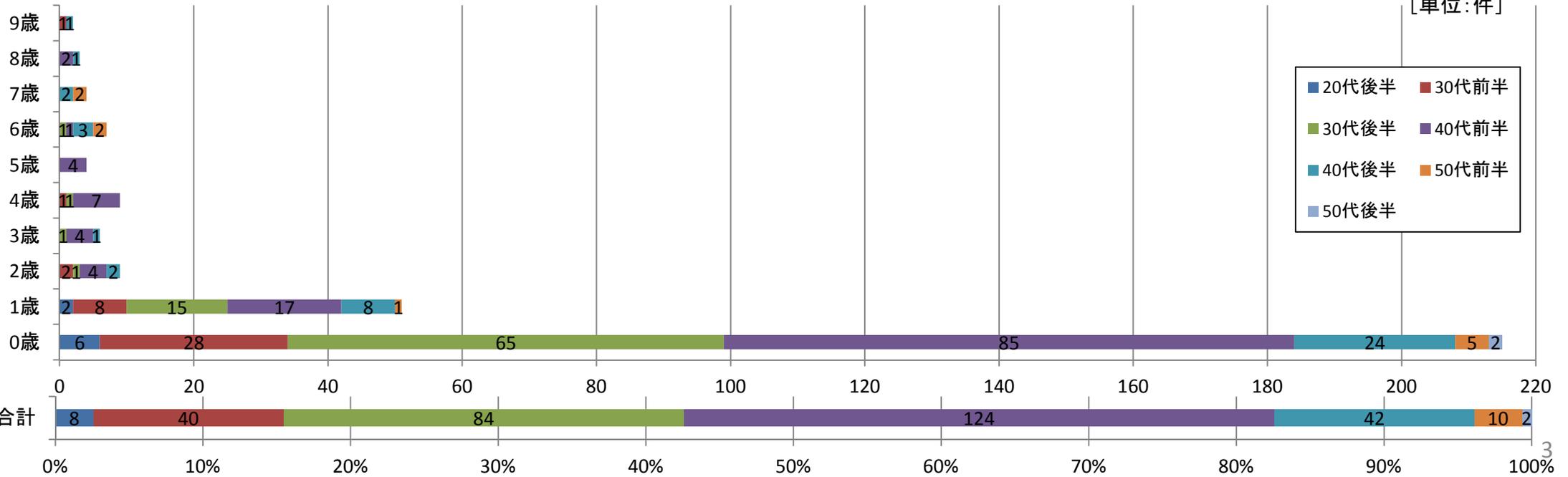
<児童相談所>

[単位:件]



<民間あっせん団体>

[単位:件]



○ 養親が監護を開始する直前の状況 【複数回答可】

		児童相談所	民間あっせん団体
医療機関	実親に監護権あり	131件(21.5%)	75件(24.2%)
	実親に監護権なし	1件(0.2%)	0件(0%)
親族	実親	20件(3.3%)	8件(2.6%)
	親族(実親、親族里親を除く。)	4件(0.7%)	0件(0%)
	親族里親	8件(1.3%)	0件(0%)
養親以外の里親等	養子縁組里親に委託	2件(0.3%)	0件(0%)
	養育里親に委託	29件(4.8%)	0件(0%)
	ファミリーホームに委託	5件(0.8%)	0件(0%)
施設等	児童養護施設に入所	(措置) 368件(60.3%)	(措置) 53件(17.1%)
		(契約) 0件(0%)	(契約) 0件(0%)
	障害児施設に入所	(措置) 2件(0.3%)	(措置) 0件(0%)
		(契約) 1件(0.2%)	(契約) 0件(0%)
児童相談所で一時保護(保護委託を含む)	14件(2.3%)	0件(0%)	
民間団体	団体所有施設	11件(1.8%)	0件(0%)
	認可外保育所やベビーホテル等	0件(0%)	6件(1.9%)
	ベビーシッターを活用	0件(0%)	168件(54.2%)
	団体の関係者宅	0件(0%)	0件(0%)
	その他	14件(2.3%)	0件(0%)

○ 養親の監護開始時における児童の年齢

	0カ月	1~6カ月	7~11カ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	8歳	合計	平均
児童相談所	141件 (23.1%)	138件 (22.6%)	61件 (10.0%)	136件 (22.3%)	64件 (10.5%)	45件 (7.4%)	9件 (1.5%)	14件 (2.3%)	1件 (0.2%)	1件 (0.2%)	610件 (100%)	1歳 2カ月
民間団体	191件 (61.6%)	58件 (18.7%)	18件 (5.8%)	11件 (3.5%)	9件 (2.9%)	6件 (1.9%)	4件 (1.3%)	10件 (3.2%)	1件 (0.3%)	2件 (0.6%)	310件 (100%)	0歳 7カ月
※	191件 (72.3%)	57件 (21.6%)	8件 (3.0%)	2件 (0.8%)	0件 (0%)	2件 (0.8%)	0件 (0%)	1件 (0.4%)	1件 (0.4%)	2件 (0.8%)	264件 (100%)	0歳 2カ月
合計	332件 (36.1%)	196件 (21.3%)	79件 (8.6%)	147件 (16.0%)	73件 (7.9%)	51件 (5.5%)	13件 (1.4%)	24件 (2.6%)	2件 (0.2%)	3件 (0.3%)	920件 (100%)	0歳 11カ月

※は家庭養護促進協会を除いた数字

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢に応じた措置期間及び監護期間

<児童相談所>

[単位:月]

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	平均
措置期間	0.2 (0~3)	4.2 (0~15)	11.4 (0~25)	19.7 (0~38)	23.8 (0~44)	26.3 (0~62)	29.6 (0~71)	30.2 (0~77)	38.1 (0~99)	12.1 (0~99)
監護期間	9.0 (6~11)	11.9 (6~22)	15.2 (6~34)	18.3 (8~41)	24.9 (10~49)	35.7 (6~70)	42.2 (7~72)	51.3 (6~90)	49.1 (10~83)	18.8 (6~90)

※数字は平均値(括弧内は最長と最短)

<民間あっせん団体>

[単位:月]

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	平均
措置期間	0 (0~0)	2.0 (0~12)	9.3 (0~15)	19.0 (0~31)	25.8 (13~43)	46.8 (32~56)	49.9 (30~71)	72.0 (69~77)	61.0 (54~71)	94.0 (92~96)	5.6 (0~96)
監護期間	8.5 (6~11)	11.6 (7~23)	15.2 (11~25)	17.2 (9~37)	22.1 (11~32)	16.3 (10~28)	22.3 (10~37)	16.8 (10~24)	32.0 (24~37)	13.5 (11~16)	10.5 (6~42)

※数字は平均の値(括弧内は最長と最短)

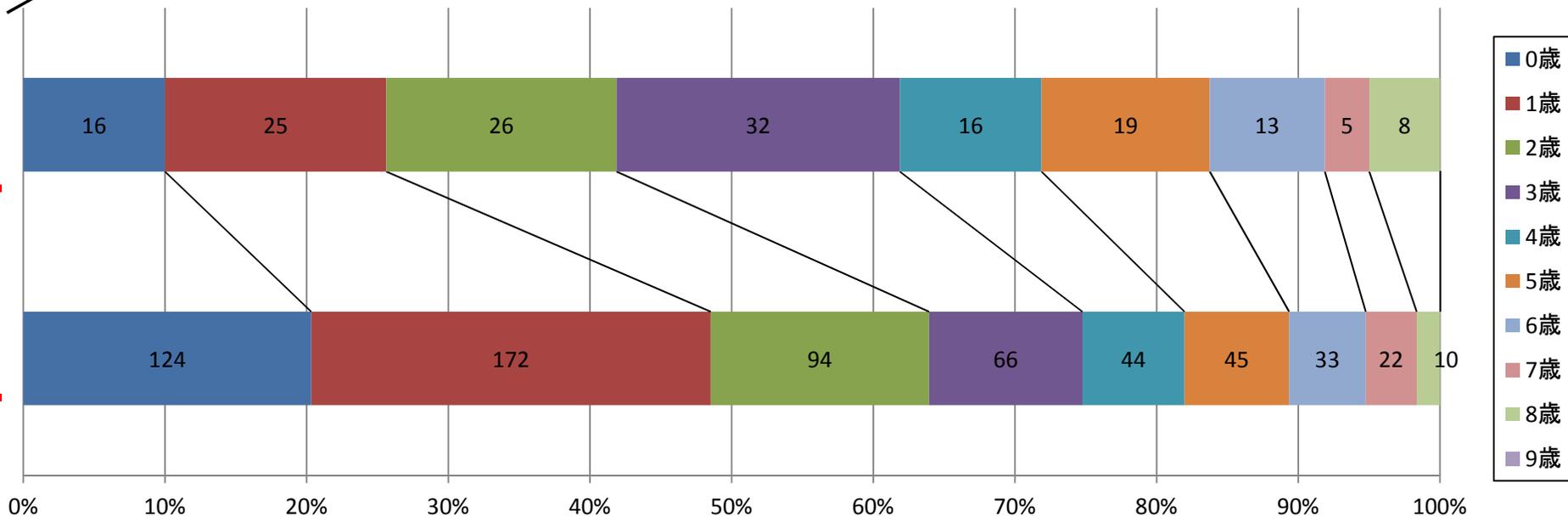
【参考】実親の同意を得る際に困難が生じた事案

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢

<児童相談所>

実親の同意を得る際に困難が生じた事案
(平均:3歳7ヵ月)

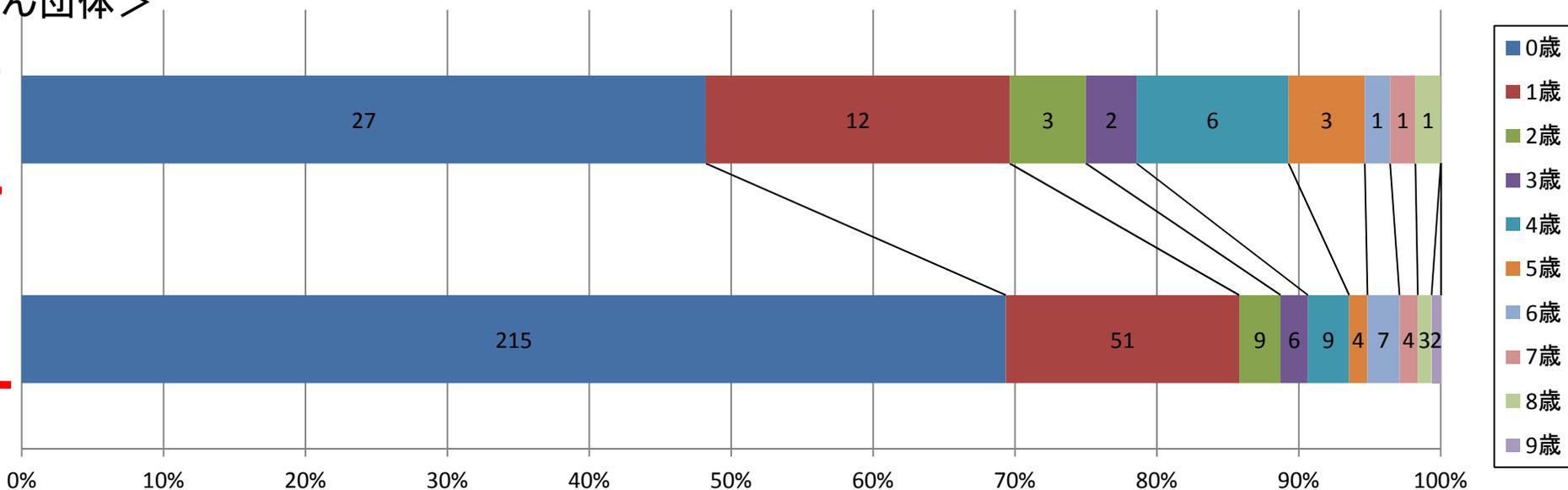
(参考)全体
(平均:2歳9ヵ月)



<民間あっせん団体>

実親の同意を得る際に困難が生じた事案
(平均:2歳1ヵ月)

(参考)全体
(平均:1歳5ヵ月)

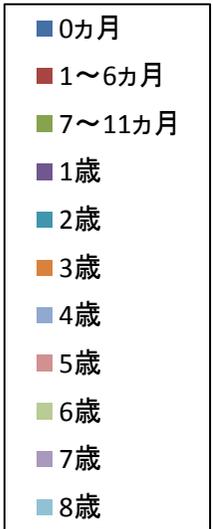
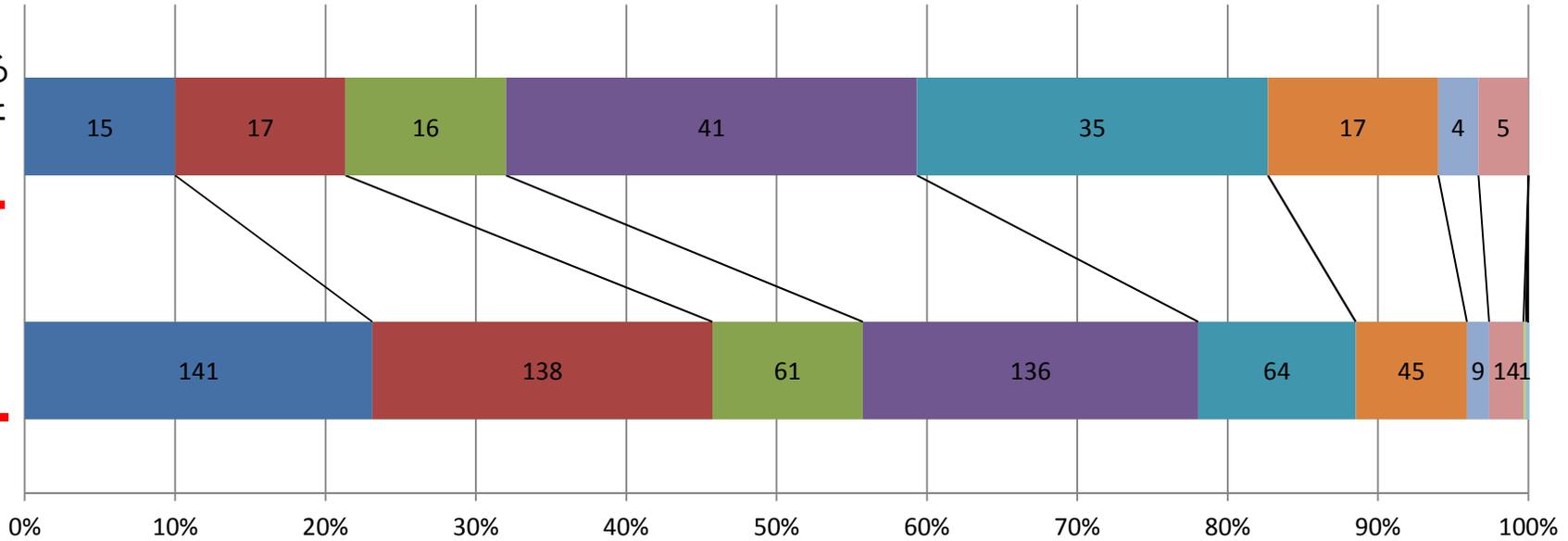


○ 養親の監護開始時における児童の年齢

<児童相談所>

実親の同意を得る際に困難が生じた事案
(平均:1歳8カ月)

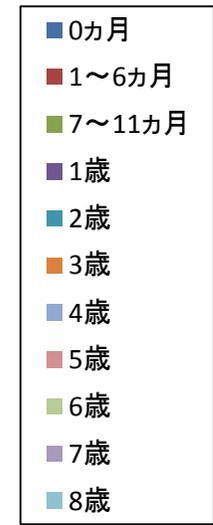
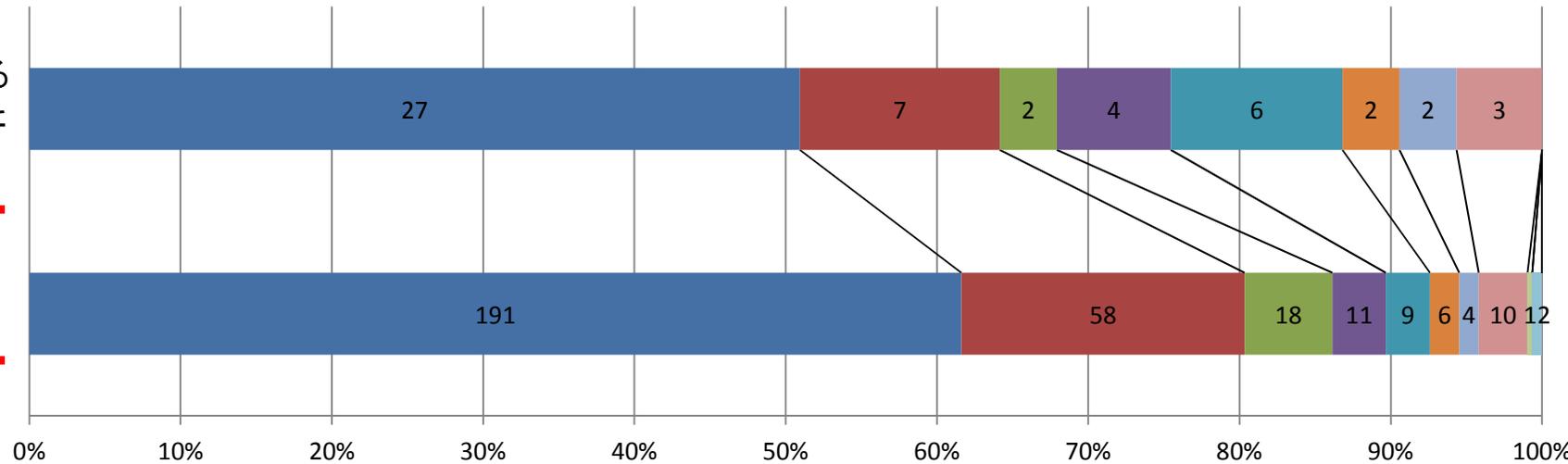
(参考)全体
(平均:1歳2カ月)



<民間あっせん団体>

実親の同意を得る際に困難が生じた事案
(平均:1歳0カ月)

(参考)全体
(平均:0歳7カ月)



○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢に応じた措置期間及び監護期間

<児童相談所>

[単位:月]

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	平均
実親の同意を得る際に困難が生じた事案	措置期間	0.2 (0~3)	6.2 (0~14)	11.3 (0~22)	20.4 (0~38)	26.8 (0~40)	25.4 (0~46)	30.8 (6~66)	46.8 (21~71)	27.6 (0~71)	17.8 (0~71)
	監護期間	8.7 (6~11)	10.5 (7~19)	14.9 (6~27)	17.9 (9~40)	24.7 (10~48)	37.6 (11~70)	40.2 (11~63)	39.6 (15~70)	64.0 (30~83)	22.4 (6~83)
(参考)全体	措置期間	0.2 (0~3)	4.2 (0~15)	11.4 (0~25)	19.7 (0~38)	23.8 (0~44)	26.3 (0~62)	29.6 (0~71)	30.2 (0~77)	38.1 (0~99)	12.1 (0~99)
	監護期間	9.0 (6~11)	11.9 (6~22)	15.2 (6~34)	18.3 (8~41)	24.9 (10~49)	35.7 (6~70)	42.2 (7~72)	51.3 (6~90)	49.1 (10~83)	18.8 (6~90)

※数字は平均値(括弧内は最長と最短)

<民間あっせん団体>

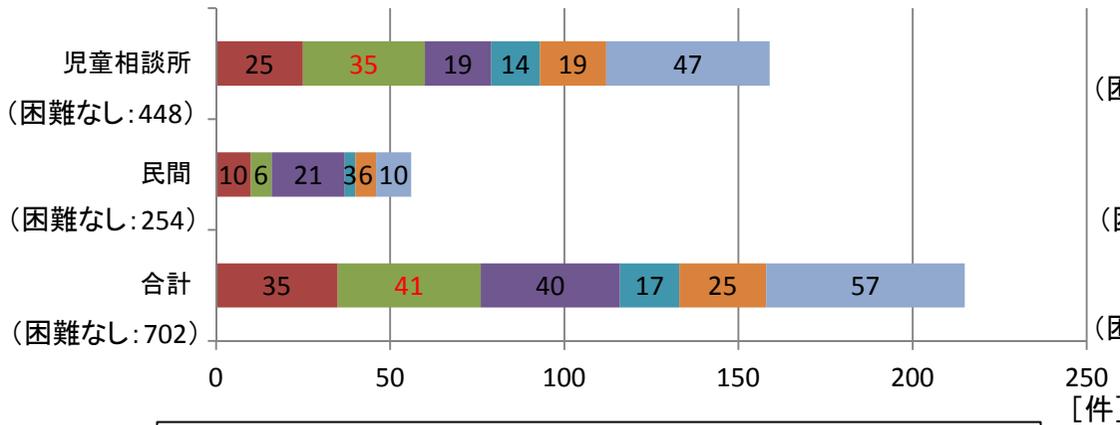
[単位:月]

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	平均
実親の同意を得る際に困難が生じた事案	措置期間	0.0 (0~0)	2.0 (0~11)	12.0 (10~14)	15.0 (0~30)	29.8 (18~43)	44.0 (32~56)	71.0 (71~71)	69.0 (69~69)	54.0 (54~54)	10.6 (0~71)
	監護期間	8.9 (7~11)	13.1 (8~23)	14.0 (14~14)	26.5 (16~37)	22.7 (13~32)	16.7 (10~28)	12.0 (12~12)	17.0 (17~17)	37.0 (37~37)	13.3 (7~37)
(参考)全体	措置期間	0 (0~0)	2.0 (0~12)	9.3 (0~15)	19.0 (0~31)	25.8 (13~43)	46.8 (32~56)	49.9 (30~71)	72.0 (69~77)	61.0 (54~71)	5.6 (0~96)
	監護期間	8.5 (6~11)	11.6 (7~23)	15.2 (11~25)	17.2 (9~37)	22.1 (11~32)	16.3 (10~28)	22.3 (10~37)	16.8 (10~24)	32.0 (24~37)	10.5 (6~42)

※数字は平均値(括弧内は最長と最短)

○ 特別養子縁組成立までに生じた困難 【複数回答可】

＜実親の同意を得る際の困難＞

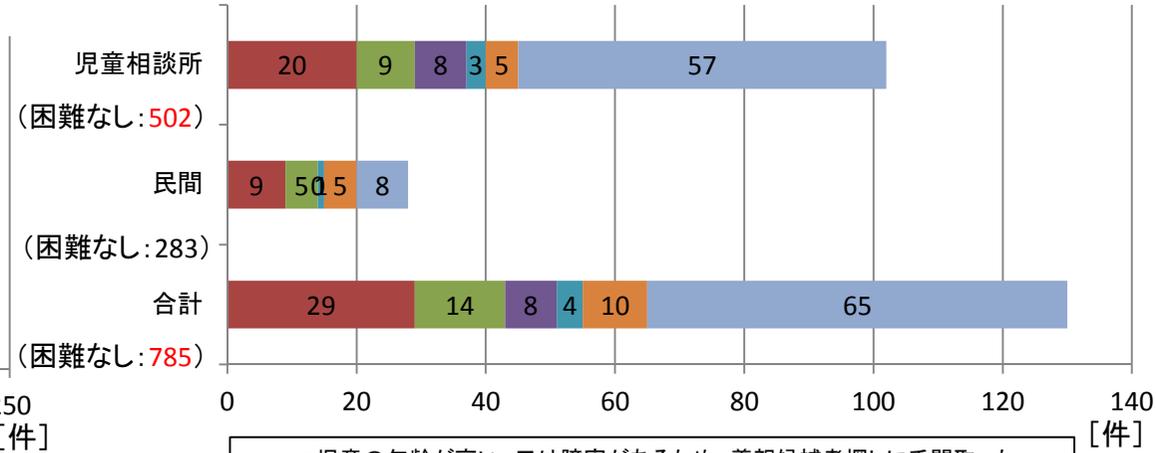


- 実親が行方不明で連絡がとれず、なかなか同意確認ができなかった
- 実親の居所はわかっているものの応答が全くなく、なかなか同意確認ができなかった
- 両親のうち一方の同意が得られたものの、もう一方の同意の確認ができなかった
- 当初実親の不同意が表明されていた
- 実親の同意が得られていたものの、同意が翻るなど不安定な状況にあった
- その他

【その他の主なもの】

- ・離婚していた実父の同意をとる作業が必要だった
- ・市町村長申立により戸籍を作成した児童であるため、戸籍上の父母でない場合、同意を要するかの判断に検討を要した
- ・実親が重度知的障害のため同意確認できず、親族から同意を得た
- ・未成年の実親からは同意を得ていたが、子の親権者である祖父母から同意が得られなかった

＜養親候補者に打診する際の困難＞

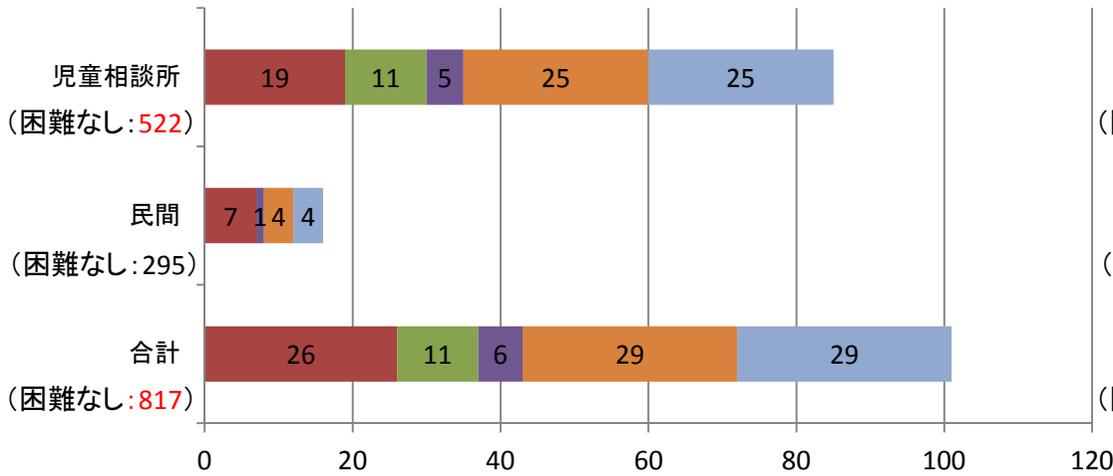


- 児童の年齢が高い、又は障害があるため、養親候補者探しに手間取った
- 実親の同意が不安定な状況にあったため、養親候補者に不安があった
- 実親の同意が確認できていないため、養親候補者に不安があった
- 実親が不同意のため、養親候補者に不安があった
- 養親の個人情報を実親に知られることに不安があった
- その他

【その他の主なもの】

- ・希望する養親候補者が1組しかおらず、複数の養親候補者の中から最善の候補者を選ことができなかった
- ・管内の里親に適合者がおらず、
- ・実親が障害を有していた、薬物を使用していた等により、子どもにも障害があるおそれがあった
- ・未熟児のため、障害等のおそれがあった
- ・一度不調になっており、養親候補者に再度不調になることへの不安があった
- ・実親との連絡がとりずらく、養親候補者に審判が長引くのではないかと不安があった
- ・認知していない父親の同意が不明だった

<養親候補者の養育期間中の困難>

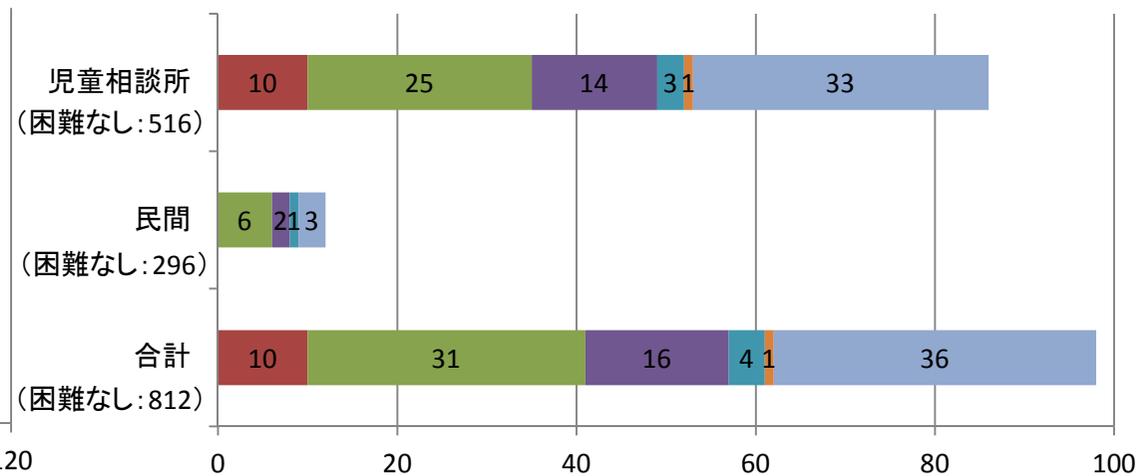


- 児童の問題行動等で養育が困難になった
- 養親候補者の健康上の理由で養育が困難になった
- 養親候補者の生活上の理由で養育が困難になった
- 実親との関係で養育が困難になった
- 養親から家庭裁判所への申立てに時間がかかった
- その他

【その他の主なもの】

- ・先に特別養子縁組が成立した長男との関係がうまく取れない時期があった
- ・養親候補者のしつけが厳しく、愛着形成が困難だった
- ・養親候補者の養育態度に問題があった
- ・養親候補者の告知が遅れていた

<養親が申立てを行う時点での困難>



- 実親の同意があるものの、申立てによって養親の個人情報を実親に知られることを養親が不安に感じた
- 実親の同意があるものの、審判の時に撤回するのではと、養親が不安に感じた
- 実親の同意が不明な状況で、縁組が認められるかどうか養親が不安に感じた
- 実親が不同意のまま申立てを行うことに、縁組が認められるかどうか養親が不安に感じた
- 実親が不同意のままであり、申立てによって養親の個人情報を実親に知られることを養親が不安に感じた
- その他

【その他の主なもの】

- ・子どもに障害等が発覚し、養親が養子縁組申請する決意を固めるまで時間がかかった
- ・出産前の母の生活状況(喫煙・飲酒等)が今後子どもの発達に影響を及ぼすか、養親候補者が不安になった
- ・子どもが無戸籍状態であり、手続きに時間を要した
- ・実親が行方不明で、家庭裁判所の実親の同意を得るのに時間を要した
- ・実親が同意を翻した
- ・養親候補者が再婚同士ということもあり、決定に至るまで、長期の試験養育期間を要した

○ 児童相談所又は民間あっせん団体による支援内容(主な意見)

- ・養親候補者は不安を抱きやすかったため、養育不安や家庭裁判所に提出する書類作成について支援を行った
- ・委託後の試し行動に対する不安等が大きかったため、頻繁に家庭訪問し助言等に努めた
- ・養育期間中に実父と名乗る男性(認知なし)が現れ、養親候補者の不安を少しでも取り除くため、家庭裁判所への手続きを遅らせ、養育期間を長くとした
- ・養親となった里親に委託する際は、里親会行事で児童にマッチング対象の里親であることをふせ、顔合わせを行い、様子を見守った
- ・児童相談所や病院等に里親が積極的に相談し、発達障害についての知識を学び、周囲の支援を受けながら養育していく意向を固めた
- ・子どもの成長発達に遅れが出現したため、適応訓練等の必要な支援を行った
- ・里母の体調不良や、里父の転職など、家庭にとって大変な時期もあったが、その都度、児相等が相談に応じ、励ましながら乗り切ることができた
- ・養親と生活する前に、施設で十分な交流を行い、養育の自信を持たせながら委託を進め、同居後も養親をフォローした
- ・試験期間中から市の子育て支援課につなげ養親の相談フォローとして連携をとった

○ 裁判所の最終決定及び「父母の同意がある場合」以外の場合の概要

民法第817条の6 の該当要件	父母の同意 がある場合	父母がその意思を 表示することができない 場合	父母の同意がない場合 で、父母による虐待、悪 意の遺棄である場合	その他養子となる者 の利益を著しく害す る事由がある場合	不明
児童相談所	546件(89.5%)	30件(4.9%)	14件(2.3%)	18件(3.0%)	2件(0.3%)
民間あっせん団体	293件(94.5%)	8件(2.6%)	3件(1.0%)	5件(1.6%)	1件(0.3%)
合計	839件(91.2%)	38件(4.1%)	17件(1.8%)	23件(2.5%)	3件(0.3%)

○ 他の児童相談所又は民間あっせん団体との連携

	他の児童相談所	他の民間あっせん団体
児童相談所が連携して取り組んだ事案	63件(10.3%)	57件(9.3%)
民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案	57件(18.4%)	55件(17.7%)

○ 妊娠相談機関との連携

	件数(割合)	連携先の妊娠相談機関
児童相談所が連携して取り組んだ事案	63件(10.3%)	医療機関:47件(74.6%)、民間団体:0件、その他(保健所等):16件(25.4%)
民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案	27件(8.7%)	医療機関:27件(100%)

② 普通養子縁組が成立した事案について

- (1) 普通養子縁組が成立した事案は、児童相談所で34件、民間あっせん団体で2件(平成26・27年度計)。
- (2) 普通養子縁組成立時における児童の年齢は、18歳(原則として児童の措置が終了)が10件(約28%)と最も多く、平均は14歳2カ月。
- (3) 養親による監護期間は、平均105カ月。(児童相談所における特別養子縁組成立事案では平均19カ月)
- (4) 養親と養子の関係は、養育里親が20件(55.6%)で最も多く、次いで養子縁組里親が12件(30.8%)。

○ 普通養子縁組の成立件数

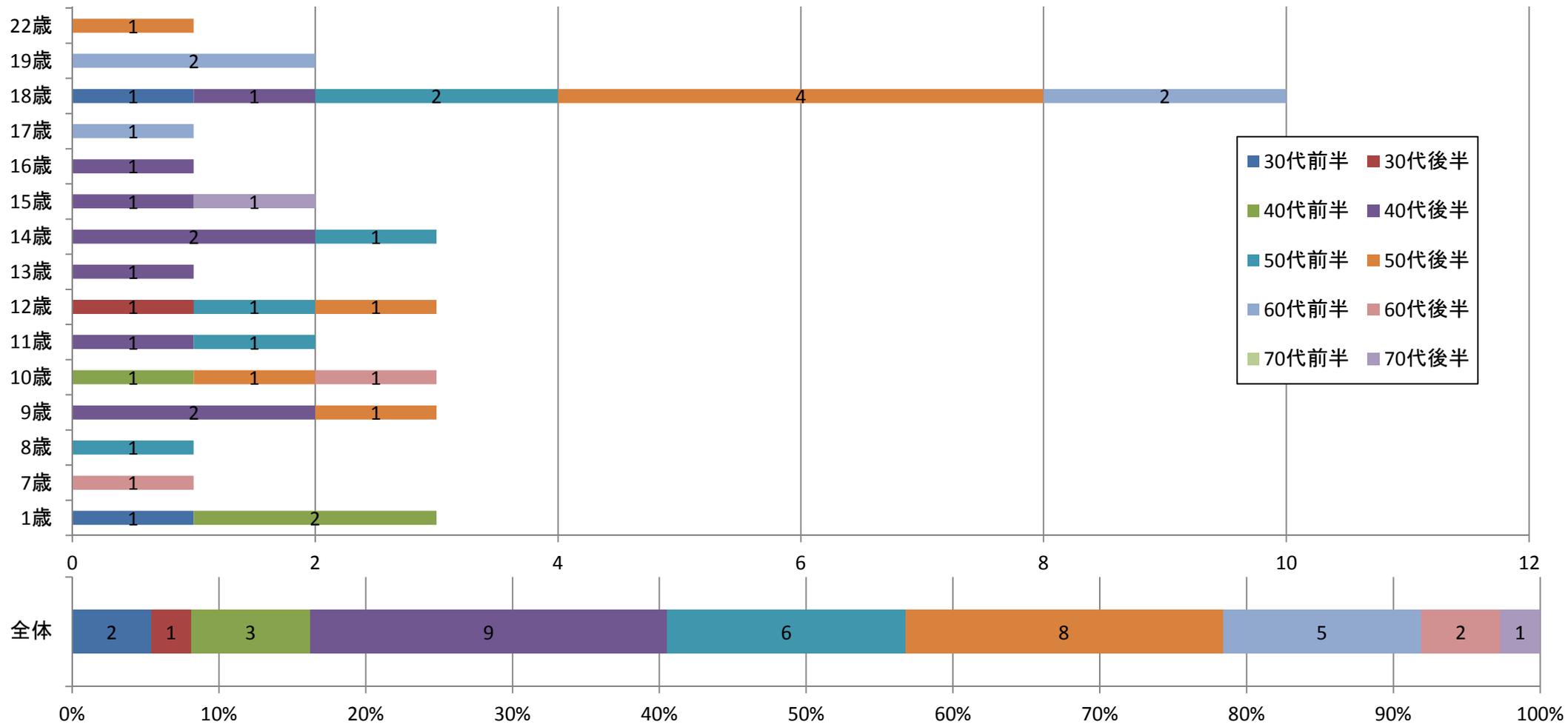
	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	19件	15件	34件
民間あっせん団体	0件	2件	2件
合計	19件	17件	36件

○ 普通養子縁組成立時の児童の年齢

1歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	22歳	合計	平均
3件	1件	1件	3件	2件	2件	3件	1件	3件	2件	1件	1件	10件	2件	1件	36件	14歳 2カ月
8.3%	2.8%	2.8%	8.3%	5.6%	5.6%	8.3%	2.8%	8.3%	5.6%	2.8%	2.8%	27.8%	5.6%	2.8%	100%	

○ 普通養子縁組成立時の児童の年齢に応じた養親(年齢が低い方)の年齢との関係

[単位:件]



○ 養親と養子の関係 【複数回答可】

実親を除く親族 〔直系血族に限らず、 親族里親を除く。〕	養子縁組里親 〔養子縁組を前提とした 養育里親を含む。〕	養育里親	親族里親	その他 〔未成年後見人 知人等〕
3件(8.3%)	9件(25.0%)	20件(55.6%)	1件(2.8%)	5件(13.9%)

○ 普通養子縁組成立時の児童の年齢に応じた監護期間

[単位:月]

	1歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
監護期間	8 (0~13)	72 (72~72)	74 (74~74)	42.5 (11~117)	29 (0~49)	60.5 (10~111)	60 (29~76)	141 (141~141)

	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	平均
監護期間	120.7 (78~143)	98 (38~158)	147 (147~147)	167 (167~167)	167.5 (98~192)	199.5 (177~222)	105.0

※数字は平均値(括弧内は最長と最短)

○ 養親が監護を開始する直前の状況 【複数回答可】

実親が養育	親族が養育		他の養親が養育			児童相談所で一時保護	児童養護施設	
	親族	親族里親	養子縁組里親	養育里親	ファミリーホーム		措置	契約
1件 (2.5%)	5件 (12.5%)	1件 (2.5%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (2.5%)	1件 (2.5%)	26件 (57.5%)	0件 (0%)

障害児施設		民間あっせん団体				
措置	契約	団体所有施設	認可外保育所等	ベビーシッター	団体関係者宅	その他
1件 (2.5%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)

○ 他の児童相談所又は民間あっせん団体との連携

	他の児童相談所	他の民間あっせん団体
児童相談所が連携して取り組んだ事案	4件 (11.8%)	0件 (0%)
民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案	2件 (100%)	0件 (0%)

○ 妊娠相談機関との連携

	件数(割合)
児童相談所が連携して取り組んだ事案	0件 (0%)
民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案	0件 (0%)

③ 特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった事案について

- (1) 特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった事案は、
 - ・ 児童相談所の事案では、94件。(特別養子縁組が成立した事案は611件)
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、123件。(特別養子縁組が成立した事案は310件)
- (2) 成立までに生じた困難は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「養親候補者は見つかったものの、試験養育に至らなかった事案」が37件(39.4%)、「養親候補者が不存在だった事案」が21件(22.3%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「養親候補者が不存在だった事案」が30件(24.4%)、「その他」(実親と音信不通、出産等を契機とした実親の心変わり等)が76件(61.8%)。
- (3) 各段階における困難としては、
 - ① 「養親候補者が不存在だった事案」のうち、
 - ・ 児童相談所、民間あっせん団体ともに、「児童の障害等の要因のため希望する養親候補者がいなかった」が最も多かった(23件(45.1%。児童相談所、民間あっせん団体の計))。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「その他」として、「適当な養親候補者がいなかった」が多かった。
 - ② 「養親候補者が見つかったが、試験養育に至らなかった事案」のうち、
 - ・ 児童相談所の事案では、「実親が不同意を表明している事案」が15件(40.5%)、「実親の同意が不明な事案」が9件(24.3%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「実親の同意が不明だった事案」が7件(46.7%)と最も多かった。
 - ③ 「その他の事案」として、民間あっせん団体の事案では、「出産等を契機として実親が心変わりした」が34件(44.7%)、「実親と連絡が不通となった」が30件(39.5%)。
- (4) 現在の措置状況は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「児童養護施設」が34件(36.2%)と最も多く、次いで、「他の養育里親に委託」が19件(20.2%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「実親」が44件(35.8%)、「不明」が45件(36.6%)。

○ 特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった件数

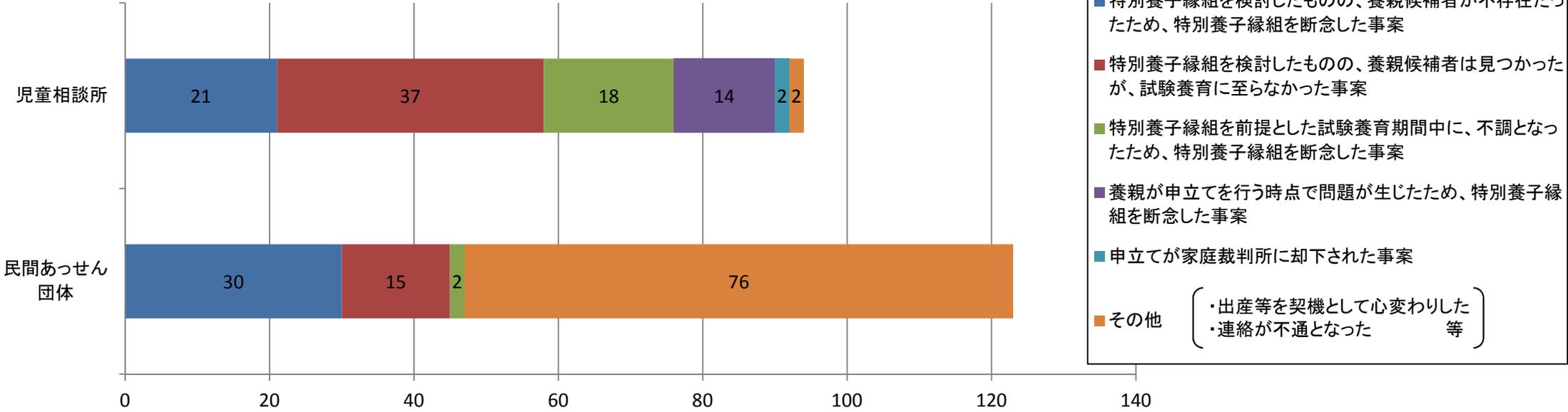
	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	50件	44件	94件
民間あっせん団体	47件	76件	123件
計	97件	120件	217件

○ 特別養子縁組を検討した時の児童の年齢

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	合計	平均
児童相談所	42件 (44.7%)	14件 (14.9%)	15件 (16.1%)	10件 (10.6%)	3件 (3.2%)	5件 (5.3%)	2件 (2.1%)	2件 (2.1%)	0件 (0%)	0件 (0%)	94件 (100%)	1歳 11カ月
民間あっせん団体	104件 (84.6%)	8件 (6.5%)	4件 (3.3%)	1件 (0.8%)	2件 (1.6%)	2件 (1.6%)	1件 (0.8%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (0.8%)	123件 (100%)	0歳 6カ月
合計	146件 (67.3%)	22件 (10.1%)	19件 (8.8%)	11件 (5.1%)	5件 (2.3%)	7件 (3.2%)	3件 (1.4%)	2件 (0.9%)	0件 (0%)	1件 (0.5%)	217件 (100%)	1歳 1カ月

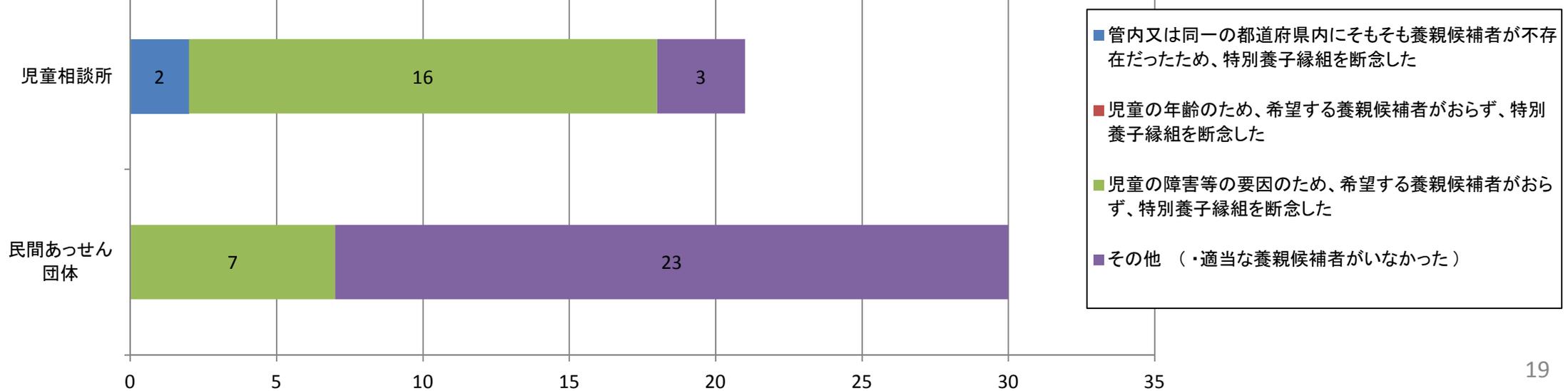
○ 成立までに生じた困難

[単位:件]

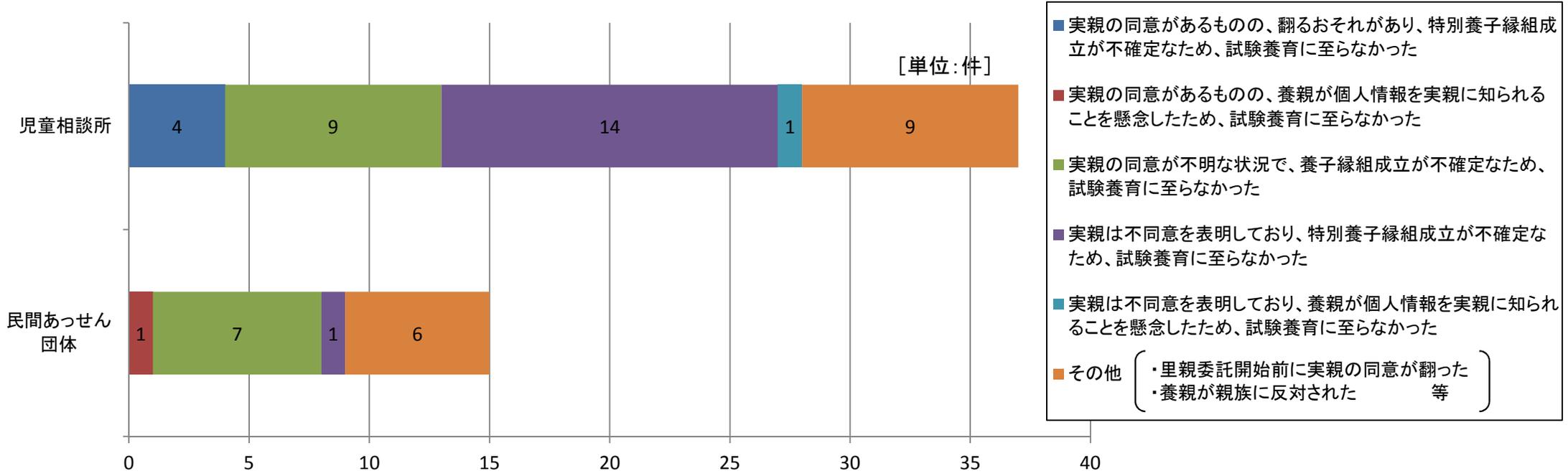


<特別養子縁組を検討したものの、養親候補者が不存在だったため、特別養子縁組を断念した事案>

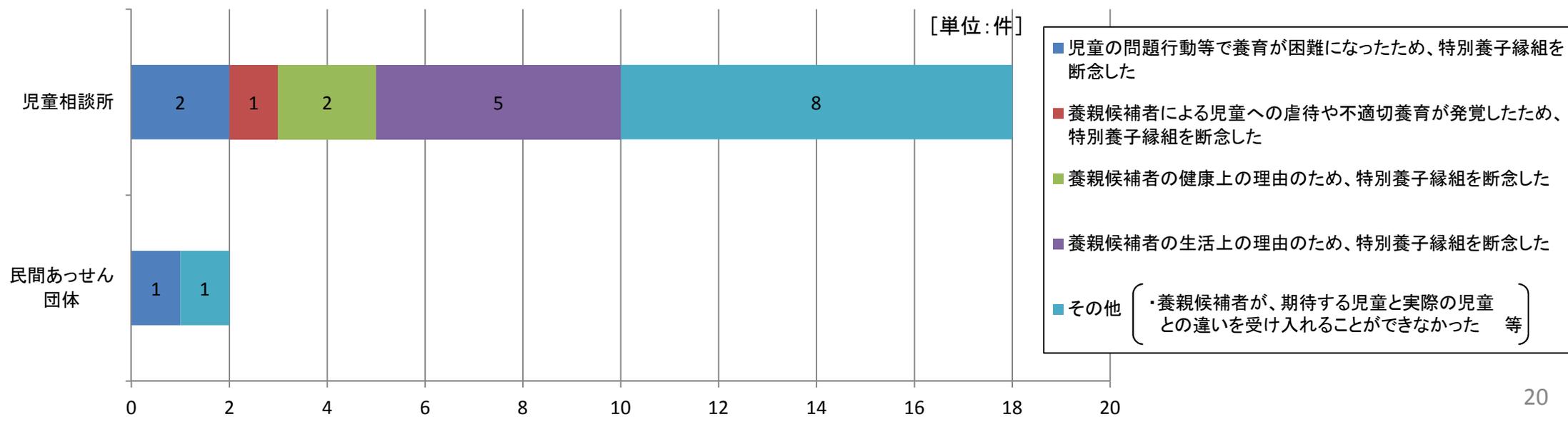
[単位:件]



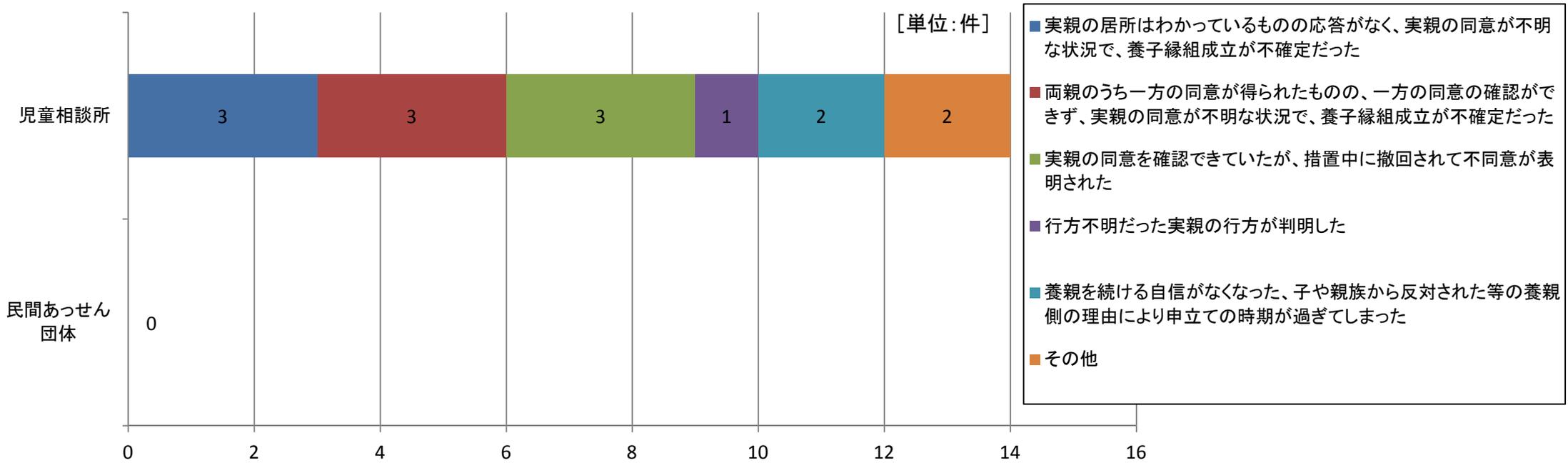
<特別養子縁組を検討したものの、養親候補者は見つかったが、試験養育に至らなかった事案>



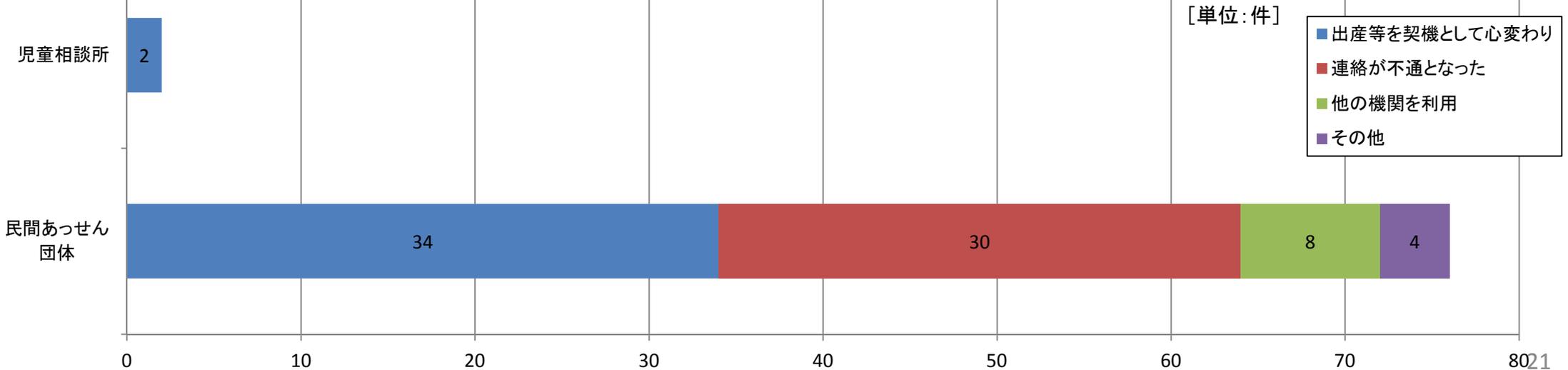
<特別養子縁組を前提とした試験養育期間中(試験養育期間前の実習や外泊も含む。)に、不調となったため、特別養子縁組を断念した事案>



<養親が申立てを行う時点で問題が生じたため、特別養子縁組を断念した事案>



<その他>



○ 現在の措置状況 【複数回答可】

	親族が養育			養親候補者が引き続き養育		他の養親が養育				児童養護施設に入所	不明	その他
	実親	親族	親族里親	普通養子縁組成立	引き続き委託	特別養子縁組成立	普通養子縁組成立	養子縁組里親に委託	養育里親に委託			
児童相談所	8件 (8.5%)	0件 (0%)	1件 (1.1%)	3件 (3.2%)	12件 (12.8%)	5件 (5.3%)	0件 (0%)	9件 (9.6%)	19件 (20.2%)	34件 (36.2%)	0件 (0%)	2件 (2.1%)
民間あっせん団体	44件 (35.8%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	3件 (2.4%)	0件 (0%)	3件 (2.4%)	11件 (8.9%)	17件 (13.8%)	45件 (36.6%)	0件 (0%)

○ 他の児童相談所又は民間あっせん団体との連携

	他の児童相談所	他の民間あっせん団体
児童相談所が連携して取り組んだ事案	3件(3.2%)	9件(9.6%)
民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案	41件(33.3%)	1件(0.8%)

○ 妊娠相談機関との連携

	件数(割合)	連携先の妊娠相談機関
児童相談所が連携して取り組んだ事案	7件(7.4%)	医療機関:4件(4.3%)、民間団体:0件(0件)、その他:3件(3.2%)
民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案	5件(4.1%)	医療機関:1件(0.8%)、民間団体:0件(0.0%)、その他:4件(3.3%)

④ 選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる事案について

- (1) 特別養子縁組を選択肢として検討すべき(※)であるものの、特別養子縁組に関する障壁により特別養子縁組が行えていない事案は、**298件**。
 ※ 長年にわたって親との面会交流がない児童、将来的にも家庭復帰が見込まれない児童等
- (2) 社会的措置をとった時の児童の年齢については、
- ・ 平均3歳8ヵ月、5歳以下は**234件(78.5%)**。
 - ・ 6歳以上は64件(**21.5%**)。
- (3) 障壁となっている事由としては、「実親の同意要件」が**205件(68.8%)**で最も多く、次いで「年齢要件」が46件(**15.4%**)。

○ 選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	140件	148件	288件
民間あっせん団体	3件	7件	10件
計	143件	155件	298件

○ 社会的養護措置をとった時の児童の年齢

<児童相談所>

[単位:件]

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計	平均
105	27	32	40	12	9	11	4	3	8	7	7	7	3	4	3	4	1	1	288	3歳 8ヵ月
36.5%	9.4%	11.1%	13.9%	4.2%	3.1%	3.8%	1.4%	1.0%	2.8%	2.4%	2.4%	2.4%	1.0%	1.4%	1.0%	1.4%	0.3%	0.3%	100%	

<民間あっせん団体> 0歳が8件、1歳、7歳が1件ずつ。平均1歳0ヵ月。

○ 現在の措置状況

	養育里親	親族里親	児童養護施設 (乳児院を含む。)	民間団体	その他
児童相談所	66件(22.9%)	2件(0.7%)	212件(73.6%)	0件(0%)	8件(2.8%)
民間あっせん団体	0件(0%)	0件(0%)	7件(70.0%)	0件(0%)	3件(30.0%)
合計	66件(22.1%)	2件(0.7%)	219件(73.5%)	0件(0%)	11件(3.7%)

【その他の主なもの】

- ・障害児施設
- ・ファミリーホーム
- ・年齢により里親委託が解除

○ 実親の養子縁組に関する同意の状況

	有	無	意思表示不能 (障害等)	未打診	打診不能 (行方不明等)
児童相談所	44件(15.3%)	99件(34.4%)	12件(4.2%)	81件(28.1%)	52件(18.1%)
民間あっせん団体	4件(40.0%)	3件(30.0%)	2件(20.0%)	0件(0%)	1件(10.0%)
合計	48件(16.1%)	102件(34.2%)	14件(4.7%)	81件(27.2%)	53件(17.8%)

○ 児童本人の養子縁組に関する同意の状況

	有り	無し	未打診
児童相談所	3件(1.0%)	1件(0.3%)	284件(98.6%)
民間あっせん団体	0件(0%)	0件(0%)	10件(100%)
合計	3件(1.0%)	1件(0.3%)	294件(98.7%)

○ 養親候補者の有無

	有り	無し	未打診
児童相談所	55件(19.1%)	29件(10.1%)	204件(70.8%)
民間あっせん団体	1件(10.0%)	2件(20.0%)	7件(70.0%)
合計	56件(18.8%)	31件(10.4%)	211件(70.8%)

○ 障壁となっているもの 【複数回答可】

	年齢要件	実親の同意要件	養親候補者の不在	養親の個人情報開示	その他
児童相談所	46件(16.0%)	197件(68.4%)	35件(12.2%)	3件(1.0%)	31件(10.8%)
民間あっせん団体	0件(0%)	8件(80.0%)	1件(10.0%)	0件(0%)	3件(30.0%)
合計	46件(15.4%)	205件(68.8%)	36件(12.1%)	3件(1.0%)	34件(11.4%)

【その他の主なもの】

- ・児童に障害がある(発達性のものを含む。)
- ・養親候補者が申立てを行うのに時間を要している
- ・高齡の兄弟が将来的に引き取りを希望している
- ・兄弟で同じ措置を講ずることが妥当である
- ・親族の同意が得られない

○ 特別養子縁組を検討すべきであると考え理由(主な意見)

- ・実親が行方不明、又は長期間実親との交流がない。
- ・実親は家庭引き取りを希望しているものの、ほとんど面会交流がない。
- ・実親は既に婚姻して新たな家庭を築いており、子どもを引き取る意思がない。
- ・実親に精神疾患等、養育環境の問題があり、家庭復帰は望めない状況にある。
- ・上の兄や姉も全て児童養護施設等へ入所中であり等であり、家庭での適切な養育が期待できない。

⑤ 特別養子縁組又は普通養子縁組の成立後に、養親による養育困難の訴えや虐待等の問題が生じた事案について

- (1) 特別養子縁組成立後に問題が生じた事案について、養子縁組成立時の児童の年齢が3歳から7歳で問題発生率(※)が10%を越えた。
(3歳が14件(問題発生率19.4%)と最も問題発生率が高く、6歳が7件(同17.5%)、7歳が4件(同15.4%))
(※)平成26・27年度の特別養子縁組成立件数に対する、特別養子縁組成立後(平成25年度以前に特別養子縁組が成立した場合を含む。)、平成26・27年度に問題が生じた事案の割合。
- (2) 対応時の児童の年齢は、特別養子縁組では、11～14歳の思春期頃の年齢で22件(37.9%)。
- (3) 特別養子縁組成立後に生じた問題の内容は、児童相談所の事案では「児童の問題行動」が20件(42.6%)と最も多かった。
- (4) 特別養子縁組事案の児童相談所における対応の内容は、「相談支援」が36件(76.6%)と最も多く、次いで「一時保護」が7件(14.9%)、「施設入所」が5件(10.6%)。
- (5) (4)の対応の結果(現在の措置状況)は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「養親が引き続き養育を続けている」が36件(76.6%)、「児童養護施設に入所」が7件(14.9%)、「一時保護」が1件(2.1%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「養親が引き続き養育を続けている」が15件(93.7%)、「児童養護施設に入所」が1件(6.3%)。
- (6) 普通養子縁組成立後に問題が生じた事案は、5件であった。

○ 特別養子縁組又は普通養子縁組の成立後に、養親による養育困難の訴えや虐待等の問題が生じた件数

	平成26年度		平成27年度		合計	
	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組
児童相談所	15件	4件	27件	1件	42件	5件
民間あっせん団体	5件	0件	11件	0件	16件	0件
計	20件	4件	39件	1件	58件	5件

○ 養子縁組成立後に問題が生じた事案における、養子縁組成立時の児童の年齢

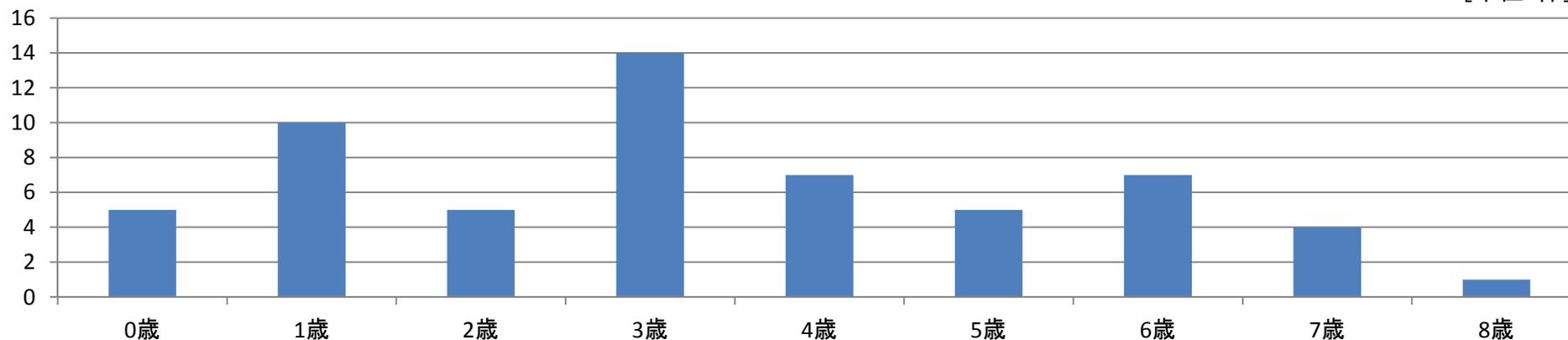
＜特別養子縁組＞

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	合計	平均
件数	5件	10件	5件	14件	7件	5件	7件	4件	1件	58件	3歳
問題発生率	1.5%	4.5%	4.8%	19.4%	13.2%	10.2%	17.5%	15.4%	7.7%	6.3%	11カ月
(参考)平成26・27年度の特別養子縁組成立件数	339件	223件	104件	72件	53件	49件	40件	26件	13件	921件	

＜普通養子縁組＞ 4歳、8歳、9歳、10歳、12歳で1件ずつ。平均9歳2カ月。

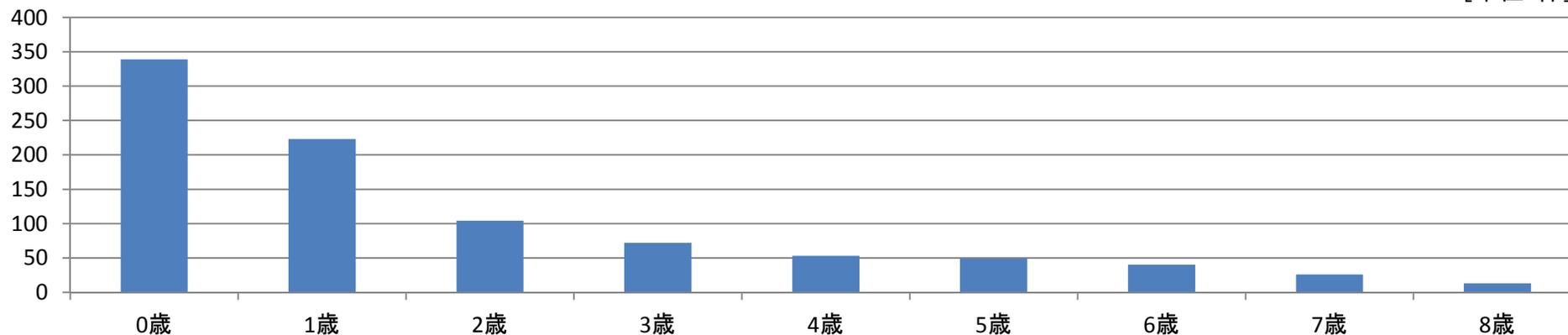
【参考：養子縁組成立後に問題が生じた事案について特別養子縁組成立時の児童の年齢】

[単位：件]



【参考：平成26・27年度の特別養子縁組成立事案における、特別養子縁組成立時の児童の年齢】

[単位：件]



○ 養子縁組成立後に問題が生じた事案における、対応時の児童の年齢

＜特別養子縁組＞

[単位:件]

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	合計	平均
2	2	4	2	1	3	1	4	5	1	5	7	5	5	3	2	1	3	1	1	58	10歳 5ヵ月
3.4%	3.4%	6.9%	3.4%	1.7%	5.2%	1.7%	6.9%	8.6%	1.7%	8.6%	12.1%	8.6%	8.6%	5.2%	3.4%	1.7%	5.2%	1.7%	1.7%	100%	

＜普通養子縁組＞ 9歳、11歳、12歳、13歳、14歳で1件ずつ。平均11.8歳。

○ 養子縁組成立前の養親と養子の関係

	実親を除く親族 (直系血族に限らず、 親族里親を除く。)	養子縁組里親 (養子縁組を前提とし た養育里親を含む。)	養育里親	親族里親	その他
児童相談所	0件(0%)	33件(70.2%)	12件(25.5%)	0件(0%)	2件(4.3%)
民間あっせん団体	0件(0%)	16件(100%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)
合計	0件(0%)	49件(77.8%)	12件(19.0%)	0件(0%)	2件(3.2%)

○ 生じた問題の内容 【複数回答可】

	児童の問題行動があった	児童の病気や障害が明らかになった	養親から養育困難の訴えがあった	養親等による虐待があった	その他
児童相談所	20件(42.6%)	8件(17.0%)	10件(21.3%)	6件(12.8%)	8件(17.0%)
民間あっせん団体	16件(100%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)

【その他の主なもの】

・養親が離婚した ・真実告知に係る相談があった

○ 対応の内容 【複数回答可】

	相談支援	一時保護	施設入所	親権の制限	その他
児童相談所	36件(76.6%)	7件(14.9%)	5件(10.6%)	0件(0%)	0件(0%)
民間あっせん団体	16件(100%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)

○ 対応の結果(現在の状況) 【複数回答可】

	親族が養育	養親が引き続き養育	他の養親が養育	児童相談所で一時保護	児童養護施設に入所	民間団体のもとで養育	その他
児童相談所	0件(0%)	36件(76.6%)	0件(0%)	1件(2.1%)	7件(14.9%)	0件(0%)	3件(6.4%)
民間あっせん団体	0件(0%)	15件(93.7%)	0件(0%)	0件(0%)	1件(6.3%)	0件(0%)	0件(0%)

⑥ 子どもの出自に関する情報提供等について

- (1) 資料は、紙のみ(44.9%)又は紙と電子媒体の両方(54.2%)で保存され、児童相談所63.6%、民間あっせん団体82.4%が永年で保存していた。
- (2) 子どもから出自に関する情報の提供を求められた事案は38件あり、そのうち32件(84.2%)において、一部の情報を提供していた。
- (3) 実親から養子に関する情報の提供を求められた事案は50件あり、そのうち48件(96.0%)において、一部の情報を提供していた。

○ 特別養子・普通養子に関する資料の保管方法等

	特別養子縁組と 普通養子縁組の相違		資料の保管方法			明文化された ルール(※)	
	あり	なし	紙のみ	電子媒体のみ	両方	あり	なし
児童相談所	15 (7.2%)	194 (92.8%)	94 (45.0%)	0 (0.0%)	115 (55.0%)	105 (50.2%)	104 (49.8%)
民間 あっせん団体※	0 (0.0%)	17 (100.0%)	8 (47.0%)	1 (5.9%)	8 (47.0%)	8 (47.0%)	9 (52.9%)

(※) 文書保存に関する総則的な規定のほか、運用上の養子縁組に関する資料の保管方法等における明文化されたルールの有無

(※) 民間あっせん団体1団体が未回答

<保存期間>

	30年	永年	その他
児童相談所	25(12.0%)	133(63.6%)	51(24.4%)
民間あっせん 団体	0(0.0%)	14(82.4%)	3(17.6%)

【その他の主なもの】

・子どもが25歳になるまで ・子どもが40歳になるまで ・子どもが50歳になるまで ・終結後5年 ・長期間

○ 子どもから出自に関する情報の提供を求められた件数

	平成26年度		平成27年度		合計	
	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組
児童相談所	8件	2件	7件	2件	15件	4件
対応 (一部でも提供)	7件 (83.3%)	2件 (100%)	3件 (40.0%)	2件 (100%)	10件 (63.6%)	4件 (100%)
対応 (一切提供せず)	1件 (16.7%)	0件 (0%)	4件 (60.0%)	0件 (0%)	5件 (36.4%)	0件 (0%)
民間あっせん団体	4件	6件	5件	4件	9件	10件
対応 (一部でも提供)	3件 (75.0%)	6件 (100%)	5件 (100%)	4件 (100%)	8件 (88.9%)	10件 (100%)
対応 (一切提供せず)	1件 (25.0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (11.1%)	0件 (0%)
計	12件	8件	12件	6件	24件	14件

○ 具体的な対応

児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養子縁組することになった経緯及び戸籍等で確認し得る情報について提供した。 ・ 生みの母に会いたいとの申し出であったので、従前の戸籍をたどって実母の所在を探す方法を教示した。 ・ 実親に会いたいとの申し出だったが、会うには児童の年齢では時期尚早と判断したため、新たな情報提供はしなかった。 ・ 実親が行方不明で、児童への情報提供に関する同意を得られなかったため、実親に関する情報は提供できなかった。 ・ 実親・養親の双方にとって知られたくない個人情報であったことから、同意がないと照会には対応できないなどの説明を行った上で理解を得た。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実親の本籍地の区役所に出かけ、戸籍謄本の請求した。 ・ 実親の同意が無かったため、養子になった経緯を口頭で説明し、ルーツを探る方法についても説明した。 ・ 児童相談所の記録から実親の養育できなかった理由のみ説明。 ・ 子どもがまだ小学生のため情報提供は行わなかった。

○ 伝える上での留意点(主な意見)

- ・ 養親による告知がどこまでされているか、養親にも面接し確認のうえ、本人が何を知りたいのか、どうして知りたいのか確認し、実親が拒否することもある旨を本人と一緒に考えた上で対応した。
- ・ 児童の「知りたい」という訴えがどのようなことをどのような理由で知りたいのか、きちんと把握すること。また、実親と会う場合には、必ずしも実親の生活状況が安定しているとは限らないため、児童自身がそのことを受け止められるくらい成長していることが必要と考える。
- ・ 実親とは法律上親子ではなくなっているため、必ず実親の現住所まで辿れるかということは約束はできないことや、実親の現状が期待通りでないこともあるということも伝えておく必要がある。
- ・ 身分証明書により本人確認し、本人が取得可能な情報のみ閲覧とした。
- ・ 推測を交えないよう、記録にある内容のみ淡々と回答した。
- ・ 養子には記録と資料に基づく客観的な情報提供に努めた。
- ・ 必ず実母と連絡を取れる保証はないこと、すでに他界している可能性もあることなど、期待する通りの結果がもたらされないことを説明し、理解を得たうえで、実母の居所探し支援を開始した。

○ 養親による真実告知(主な意見)

- ・ 養親からの真実告知はなく、子どもが母子手帳を確認したり、仕事の関係で戸籍を確認したりして初めて養子であることを知った。
- ・ 養親は児童を委託直後から真実告知を行っており、児童も自身の経緯については年齢相応の理解をしている。子どものルーツ探しには、真実告知は不可欠であり、里親には真実告知からルーツ探しまでに協力いただけるように研修中から説明をしている。
- ・ 幼少期より血のつながりはないが大切な家族であると伝えており、事情が大きくなったら一緒に児童相談所に聞きに行こうと説明していた。
- ・ 幼児期より養子であることについての真実告知は随時行っていた。(実親の情報提供はせず。)
- ・ 4歳での委託のため、委託時より本人の理解があった。

○ 実親から養子に関する情報の提供を求められた件数

	平成26年度		平成27年度		合計	
	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組
児童相談所	1件	0件	3件	0件	4件	0件
対応 (一部でも提供)	0件 (0%)	0件 (0%)	2件 (66.7%)	0件 (0%)	2件 (50.0%)	0件 (0%)
対応 (一切提供せず)	1件 (100%)	0件 (0%)	1件 (33.3%)	0件 (0%)	2件 (50.0%)	0件 (0%)
民間あっせん団体	24件	1件	18件	3件	42件	4件
対応 (一部でも提供)	24件 (100%)	1件 (100%)	18件 (100%)	3件 (100%)	42件 (100%)	4件 (100%)
対応 (一切提供せず)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)
計	25件	1件	21件	3件	46件	4件

○ 具体的な対応

児童 相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養親の同意のもと、年に1回、子どもの写真を実親に提供(養親の姿は写っていないもの)。 ・ 養親の同意のもと、実親から不定期に電話で問い合わせがあった場合、健康状態等を口頭で伝えている。 ・ 養親はかまわないとのこと意向であったが、特別養子縁組は法的に実親との縁を切るというものであり、成立後も実親と継続的にやりとりをしていくことは望ましくないことから、情報提供は行わなかった。 ・ 法律上は親子でなくなっているため、答えられないと返答した。 ・ 生育経過についてのみ伝えた。
民間 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が6歳に到達するまで、養親が承諾をし、実親が希望した場合のみ養子の写真と短文でどのような成長をしたか(好きな食べ物、好きな遊び、教科など)のみを伝えている。 ・ 養親の同意があったため、養子となった者の写真・健康状態、生活状況、養親との関わりが良好であることを伝えた。

⑦ 特別養子縁組又は普通養子縁組成立後の養親・養子・実親に対する継続的な支援について

(1) 必要と考えられる養子縁組成立後の養親・養子・実親に対する継続的な支援について、「真実告知に関する助言や相談体制の整備、記録の管理」、「縁組家庭の孤立防止支援(他の里親家庭との交流、定期的な家庭訪問、サロン等)」、「思春期等の子どもの成長段階に応じた養育に関する助言等」といった意見があった。

また、「子ども・子育て支援関係の相談窓口の紹介や市町村の保健師、児童担当との連携」といった意見もあった。

(2) 現在行っている支援について、

① 養親に対する支援は、

- ・ 児童相談所では、「里親研修や里親会活動」、「問題行動、発達の遅れ等、養育に関する相談に応じる」、「定期的な家庭訪問」、「真実告知に関する助言」が多かった。
- ・ 民間あっせん団体では、「交流会」、「子育て、真実告知、健康面での相談に応じる」、「実親と養子の手紙、写真、プレゼントの仲介」が多かった。

② 養子に対する支援は、

- ・ 児童相談所では、「家庭訪問による養育状況確認」、「発達面での検査」が多かった。
- ・ 民間あっせん団体では、「養子同士の交流やレクリエーション」、「ルーツ探しへの対応」が多かった。

③ 実親に対する支援では、

- ・ 児童相談所では、「行っている支援無し」が多かった。
- ・ 民間あっせん団体では、「自立支援」、「実親と養子の手紙、写真、プレゼントの仲介」、「メンタルケア」が多かった。

○ 必要と考えられる支援の主なもの

- ・ 地域で孤立しないことや、真実告知の際の養子への対応方法など、相談しやすい体制作り
- ・ 真実告知を行う時期及び方法や、思春期の対応、ルーツ探しの方法等の相談を受けるシステム作り
- ・ 特別養子縁組成立後も継続して児童相談所や里親支援機関が支援できる体制作り(里親会への継続加入を勧める等)
- ・ 一般的な子育て相談に加え、養子であるため家族病歴や遺伝的要因についてわからないことが多く、養子縁組親子であることを理解したうえでの相談が気軽にできること

○ 現在行っている支援の有無の割合、主な支援内容

＜特別養子縁組＞

	養親	養子	実親
児童相談所	115(55.0%)	85(40.7%)	9(4.3%)

【主な支援内容】

- ・ 真実告知の際の支援やフォロー、ルーツ探しの際の支援。
- ・ 児相内で里親サロン(交流の場)を実施し、座談会、交流行事、講演等を開催。乳児院の里親支援専門員が参加し、必要な助言に当たっている。児童も参加し交流を図っている。
- ・ 特別養子縁組成立後も里親登録をされている里親家庭に対しては、年1回家庭訪問し、養育の支援を行っている。

	養親	養	実親
民間あっせん団体	15(83.3%)	12(66.7%)	13(72.2%)

【主な支援内容】

- ・ 養育に関する相談、真実告知、思春期、ルーツ探しなどの相談に、訪問、電話、メールなどで随時対応。
- ・ 年に1回、養親が集う会を開催しているし、情報共有や先輩養親の話を聞ける場を提供している。
- ・ 子ども同士の交流、レクレーションへの参加、ルーツ探しへの対応、生い立ちの受容への援助。
- ・ 実親が希望すれば、養子の近況を伝えたり、手紙やプレゼントの受け渡しの仲介を担うことあり。

<普通養子縁組>

	養親	養子	実親
児童相談所	34(16.3%)	26(12.4%)	3(1.4%)

【主な支援内容】

- ・ 養子縁組が成立した後は、一般的な養育相談として対応。養親から相談があった場合に支援を実施している。養親が里親登録を継続している場合は、家庭訪問等を行い世帯状況等の確認を行うなど、引き続き支援を行っている。
- ・ 月2回、児相内で里親サロン(交流の場)を実施し、座談会、交流行事、講演等を開催。乳児院の里親支援専門員が参加し、必要な助言に当たっている。児童も参加し交流を図っている。

	養親	養子	実親
民間あっせん団体	4(22.2%)	4(22.2%)	2(11.1%)

【主な支援内容】

- ・ 養育に関する相談、真実告知、思春期、ルーツ探しなどの相談に、訪問、電話、メールなどで随時対応。
- ・ 家庭訪問、里親サロンへの参加、研修会、講座、レクレーション、交流会などへの参加。
- ・ ルーツ探し支援(養子が成人年齢に達していることを条件とする。)* 養子が未成年者の場合は、養親からの依頼を受けて、情報提供等の支援を行う。

○ 養子縁組成立事案のうち、実際に支援が行えている者の割合

<特別養子縁組>

	0%	1～19%	20～39%	40～59%	60～79%	80～99%	100%
児童相談所	5	6	1	16	2	2	24
民間あっせん団体	2	0	0	1	0	2	3

<普通養子縁組>

	0%	1～19%	20～39%	40～59%	60～79%	80～99%	100%
児童相談所	13	0	0	0	0	0	11
民間あっせん団体	1	0	0	0	0	0	1

○ 支援が行えなかった事案があった児童相談所・民間あっせん団体の数及びその理由

児童相談所	15(7.2%)
民間団体	8(44.4%)

【支援が行えなかった理由(主な意見)】

- ・ 里親会会員を対象にした案内(支援)であるため、里親会を退会した場合、継続的な支援を行えない。
- ・ 縁組成立後に児童相談所の関わりを望まれない養親は登録削除を希望される。登録を削除すると研修やサロンの案内もできない。
- ・ 児相が訪問等で関与することで、養子に不必要な刺激を与えたくないとの理由で養親から支援を拒まれた。
- ・ 当団体から送付している月刊紙が、転居先不明により返送されてくることはある(民間あっせん業者)

⑧ 特別養子縁組の利用促進のための養親の確保等について

○ 専従組織の有無(児童相談所)

有り	57(15.6%)	無し	152(84.4%)
----	-----------	----	------------

○ 養親候補者の確保の方法(主な意見)

児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親登録時に希望を聞きながら対応しており、里親制度の普及を図る中で確保することとしている。 ・ 一般県民向けに「里親入門講座」を開催して里親制度の広報啓発や里親への研修を行っている。 ・ 特別様子縁組に特化した取り組みは行っておらず、養育里親の中で特別養子縁組を希望する中で確保している。 ・ 里親養育体験発表会の開催、管内市発行の広報誌掲載、大型商業施設での広報活動。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告。口コミ紹介。HP情報発信。説明会の開催。メディアを見てこちらへコンタクトその他。 ・ 10月の里親月間に「里親制度をすすめるための講演とシンポジウム」を開催し、市民への啓発を行い、養子縁組にも関心のある市民への働きかけをしている。 ・ 養親は、医療機関、児相から紹介されている。又、口コミ(インターネットの書き込みをみて)などで申し込んでくる。

○ 養親候補者の確保のために必要なもの(主な意見)

児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な情報提供, 基礎的な養育知識・経験を持った特別養子縁組目的を希望する里親希望者の開拓。 ・ 年齢の高い子どもを育てる不安をもつ養親を支える相談体制、地域(市町村等)の協力。 ・ 年少児の養子縁組希望者及び養育里親希望者への年長児の受託や養子縁組の可能性にかかる説明と相談。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年長の養子を受け入れるには、養子の生育歴の理解、試し行動に愛情と忍耐をもって付きあう養親としての質の高さが求められる。養子が自分の出自を受け止められる家族の在り方を、法人スタッフも一緒に模索していく必要があると考えている。 ・ きちんとした養親の心構えを伝え、登録の条件として明記することで、覚悟のある養親が申し込んでくる。

○ 養親候補者をよりよく知るための工夫の有無及び主な方法

児童相談所(※)	有り	100(57.0%)	無し	109(43.0%)
民間団体	有り	17(85.7%)	無し	1(14.3%)

(※) 児童相談所では、養子縁組里親の登録時に研修を行うこととしているため、独自の工夫の有無の割合

児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親認定にあたり家庭訪問調査を実施。年3回実施している里親研修会や毎月実施している里親サロンへの参加を案内している。 ・ 里親支援機関による、宿泊を伴う養育体験。 ・ 申請書提出から、調査・面談の機会を複数回設けることにより、養親の人柄を正確に把握出来るように対応している。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養親ご夫婦と赤ちゃんが同室で2泊3日の教育入院として育児体験指導。 ・ ワーカーによる面接を重ねる、事前研修の実施(講義だけでなく、ディスカッションやロールプレイなどの導入)、保育ボランティアなどで子どもとの関わりの様子を見る。 ・ すでに養子縁組で児童を迎えた養子縁組ファミリーによるピア。医療施設で入院して行う、医療従事者による新生児育児研修。

○ 現行の特別養子縁組制度の問題点(主な意見)

- ・ 養子縁組制度の社会的な理解はまだ進んでおらず、偏見を持ってみられることが大きな問題である。
- ・ 養親の個人情報を実親に知られる。年齢制限があるため実父母が同意しても申立が不可となる場合がある。
- ・ 養親は特別養子縁組を強く希望しているため、希望する児童年齢がどうしても5歳未満になってしまう。特別養子縁組の児童の年齢制限をもう少し高くすれば、もっと多くの児童が養子縁組に繋がる。
- ・ 相談にくる時点で、50歳をすぎている方も多く、50歳を過ぎても小さい子や新生児との縁組を希望している。子どもの将来を考えると養父母の健康・経済面に不安があるが、希望者は感じておらず「赤ちゃん」をほしがること。
- ・ 養子縁組以前に要保護児童の保護者が施設入所に同意しても里親委託に同意しないケースが多い印象。同様に特別養子縁組について親の同意を得ることが困難。
- ・ 児童相談所や施設、民間斡旋団体などの関係機関の連携(児童相談所間において特別養子縁組に対する温度差がある)。

雇児発0217第6号
社援発0217第44号
平成27年2月17日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について (抜粋)

社会福祉施設等の第三者評価については、平成16年5月7日付雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(以下「第三者評価指針通知」という。)により実施しているが、平成24年度より、社会的養護関係施設に第三者評価の受審及びその結果の公表が義務づけられることとなり、当該施設に対する第三者評価については、第三者評価指針通知のほか、平成24年3月29日付雇児発第0329第2号、社援発第0329第6号「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(以下、「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。)及び平成24年3月29日付雇児福発0329第1号、社援基発0329第1号「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」(以下、「第三者評価基準等課長通知」という。)により実施しているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準は、同通知に示すとおり、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、平成26年4月1日付雇児発第0401第12号、社援発第0401第33号、雇児発第0401第11号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」(以下「第三者評価指針改正通知」という。)により、第三者評価指針が全部改正されたことも受けて、今般、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)に設けられた福祉サービス質

の向上推進委員会等で、見直しが行われたところである。

同委員会の報告を踏まえて、第三者評価基準の改定を行い、社会的養護関係施設第三者評価通知を改正することとなった。

本通知の改正内容については、平成27年4月1日から適用することとするが、各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意の上、適切な実施にご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

これにより、社会的養護関係施設第三者評価通知は廃止とする。

記

1. 趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項で、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められ、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として、「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

この第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。）については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。

このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の3及び第84条の3で、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにその結果の公表を義務づけることとした。また、各都道府県、指定都市及び児童相談所を設置する市（母子生活支援施設については各都道府県、指定都市及び中核市）では、この基準を参酌し、条例で児童福祉施設の最低基準を定めることとされている。

第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、質の向上に結びつけることを目的とするものである。

第三者評価は、まず、評価基準に沿って自己評価を行うことから始まり、施設の

職員全体で、施設運営を振り返り、できていることやできていないことを洗い出し、そして、外部の目で評価を受けることを通じて、今後の取組課題を把握することが重要である。外部の第三者に対して、自らの取組を説明できるようになることも重要である。

社会的養護の施設においては、子どもの最善の利益の実現のために、施設運営の質の向上を図るための取組として、第三者評価及び自己評価を行う。

2. 定期的な実施

- (1) 社会的養護の施設は、第三者評価指針改正通知及びこの通知に基づいて行われる第三者評価を3か年度に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、その間の年度においては、第三者評価基準の評価項目に沿って、自己評価を行わなければならない。

3. 推進組織

社会的養護関係施設の第三者評価については、第三者評価指針改正通知に基づく次の推進組織において推進する。

① 全国推進組織

第三者評価指針改正通知の別紙「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」により、全国社会福祉協議会が、第三者評価事業の全国推進組織と定められている。

なお、同指針による業務に加え、全国推進組織は、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関すること、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、第三者評価結果の取扱いに関すること、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、その他必要な業務を行う。

② 都道府県推進組織

第三者評価指針改正通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人又は都道府県が適当と認める団体に、第三者評価事業の都道府県推進組織が設置されている。

4. 第三者評価基準

(1) 施設運営指針と全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、平成24年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により施設種別ごとの施設運営指針が定められ、第三者評価指針通知の別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づく共通評価基準53項目を全て含むとともに、施設種別ごとの内容評価基準の項目も合わせて一体のものとして作成していたものである。

しかし、今回の社会的養護関係施設の第三者評価通知の改正により、社会的養

護関係施設の第三者評価基準は、運営指針に対応するものとするが、今後、評価をより効果的に実施するため、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準を分けたものとして改定したところである。

共通評価基準は、項目の統合や配置、文言の変更等を行い、53項目を45項目に改定しているが、社会的養護関係施設での評価が円滑に実施されるように、本来の趣旨が変わらぬよう配慮して、別紙のように「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「社会的養護関係施設独自の内容の付加」を行って、共通評価基準及び判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点についての解説版を作成したところである。

共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても、児童養護施設（45項目を41項目）、乳児院（27項目を22項目）、情緒障害児短期治療施設（43項目を42項目）、児童自立支援施設（43項目を41項目）、母子生活支援施設（33項目を28項目）と項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定したところである。

各施設種別の共通評価基準の解説版及び改定した内容評価基準を別添1-1から別添5-2までのとおり示すこととする。

また、第三者評価基準等課長通知は、廃止とし、評価基準及び判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方については、別添6-1から別添10-2までのとおり本通知に含めることとした。

なお、社会的養護関係施設の第三者評価基準は、第三者評価指針改正通知の定めにかかわらず、原則として全国共通のものとすることを申し添える。

（2）都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、（1）にかかわらず、第三者評価指針改正通知の別添1（都道府県推進組織に関するガイドライン）により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護の各施設の施設運営指針に基づくとともに、（1）の全国共通の第三者評価基準をガイドラインとしてこれに基づいて定めるものとする。

なお、第三者評価指針改正通知においては、社会福祉事業共通の第三者評価事業について、国の定めるガイドラインに基づいて都道府県推進組織で第三者評価基準を定める仕組みとしていることから、当該基準の内容が国のガイドラインと同じである場合も、都道府県推進組織で第三者評価基準自体の策定は行う必要がある。しかしながら、社会的養護については、国が全国共通の第三者評価基準を定めることから、都道府県独自の第三者評価基準を定めない場合には、都道府県推進組織で基準を定める必要はなく、全国共通の第三者評価基準がそのまま適用される。

5. 第三者評価機関

（1）社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設の第三者評価を行う評価機関は、「社会的養護関係施設第三

者評価機関」の認証を受けた機関でなければならない。なお、当該認証の有効期間は、認証を受けた日から3か年度毎の満了日とする。

社会的養護関係施設は、虐待を受けた児童等が多く措置される施設であったり、DV被害を受けた母子が多く入所する施設であるとともに、今般、第三者評価を義務実施とするため、一層質の高い第三者評価が求められる。しかしながら、社会的養護関係施設については、各地域の施設数が少ない中で第三者評価機関の評価の質を高めるためには、社会的養護関係施設の特質と動向を十分知り、社会的養護関係施設の評価を多数経験し、社会的養護関係施設の質の向上に資する取組に意欲を持つ評価機関であることが必要である。この場合、評価機関数が多くなり評価経験が蓄積できなくなることを避ける必要があり、評価機関はブロックなどの広域あるいは全国の単位で活動することが適当である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。

(2) 全国共通の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関の認証は、次の要件により、原則として全国推進組織が行い、この認証は全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあつては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修あるいは継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。なお、認証の更新時には、3か年度毎に10か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。
- ② ①以外の評価機関にあつては、第三者評価指針改正通知の別添2「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

(3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(2)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることを要件とする。なお、認証の更新時には、一定以上の評価実績と評価の質を要件とする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

(4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合に

は、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修、あるいは継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針改正通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づいて都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度終了後速やかに全国推進組織に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

この養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、③乳児院の現状と第三者評価、④情緒障害児短期治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知験を有する講師により、講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針改正通知の別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

7. 利用者調査の実施

第三者評価指針改正通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」の5(3)において、「利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を実施するよう努めるものとする。」とされているが、社会的養護関係施設については、利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、第三者評価基準等課長通知の廃止により、評価基準の判断基準と同様に、別添1 1から別添1 2までのとおり本通知に含めることとした。

8. 第三者評価結果の公表

(1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。

なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

(2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、事業者情報、理念・基本方針、施

設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果（すべての評価細目ごとの a, b, c の 3 段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント）を記述して公表し、その様式は、第三者評価基準等課長通知の廃止により、別添 1 3 から別添 1 7 までのとおり本通知に含めることとした。

なお、4（2）で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針改正通知の別添 5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織において、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上のための調査研究及び情報交換を行う組織を設け、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、取組を行う。

10. 自己評価の実施

- (1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価の評価基準に基づき、自己評価を行うものとする。自己評価は、まず職員個々が行い、職場全体で協議し、取組内容の自己点検を行い、取組の改善を行う。
- (2) 第三者評価を受審しない年度には、(1)の自己評価を行う。

11. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 28 及び第 36 条の 23 により、第三者評価は努力義務とされており、平成 22 年 3 月に、これらの事業の第三者評価基準ガイドラインが作成されている。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価についても、5 の社会的養護関係施設第三者評価機関が行うものとする。

なお、これらの事業は、小規模であることから、第三者評価の受審の義務化をしなかったところであり、過度の事務的負担により、事業の本質である子どもの養育等に支障をきたすことのないようにしながら、第三者評価のあり方については、今後検討していくこととしている。

12. 第三者評価の受審費用

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価の受審費用については、これらの施設等においては、3 年に 1 回に限り、1 回 30 万 8 千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

13. その他

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況をみながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととする。

(参考) 関係条文

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

（業務の質の評価等）

第二十四条の三 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（業務の質の評価等）

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（業務の質の評価等）

第四十五条の三 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（業務の質の評価等）

第七十六条の三 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（業務の質の評価等）

第八十四条の三 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

第一条の二十八 小規模住居型児童養育事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第三十六条の二十三 児童自立生活援助事業者は、自らその提供する児童自立生活援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

雇 児 福 発 0 3 3 0 第 2 号
社 援 基 発 第 0 3 3 0 第 4 号
平 成 2 2 年 3 月 3 0 日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

児童自立生活援助事業並びに小規模住居型児童養育事業に係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等について」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について（抜粋）

福祉サービス第三者評価事業については、平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を発出し、福祉サービス第三者評価事業に関する指針を示しており、また、平成22年3月30日付け雇児発第0330第11号、社援発第0330第29号、老発第0330第6号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の一部改正について」を発出し、本指針の一部改正を行ったところである。

社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が設置した評価基準等委員会においては、本年度、標記事業の福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの在り方の検討を行い、今般、「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準等」の自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）版（別紙1）並びにファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）版（別紙2）をそれぞれ策定したので、都道府県推進組織、貴管内市町村及び関係者に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配慮願いたい。

なお、これらは、先にお示しした福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの評価項目等についてその基本を維持しつつ、児童自立生活援助事業及び小規模住居型

児童養育事業の特性を踏まえて所要の修正を加えたものである。

さらに、あわせて、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業におけるサービスの内容を具体的に評価する際の評価基準として、それぞれ自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）版「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」（39項目）（別紙3）並びにファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）版「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」（38項目）（別紙4）を策定したので、評価基準の策定等について、十分にご活用願いたい。

なお、評価機関が評価結果を受審者に伝える際は、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業におけるサービスの質の向上に資する観点から、各評価項目の評価理由を付して結果を通知することが望ましいのでご留意願いたい。

また、小規模住居型児童養育事業は、個人立で運営される場合があり、その適用についての留意事項を別紙2の前文として示している。

本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

前文

平成 21 年4月に「小規模住居型児童養育事業(以下、ファミリーホーム)」が、社会福祉事業として新たに創設された。ファミリーホームは家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的としている。

ファミリーホームの設立については、事業主体として里親等個人立の場合と社会福祉法人等法人が設立し、養育者を雇用する場合の2種類がある。法人立の場合、本 53 項目は当然そのまま適用となるが、個人立の場合、その適用については以下について留意が必要と考えられる。

ファミリーホームは、3人以上の養育者を置かなければならないとされており、現在最も多くとられている職員の構成は、「管理者」(夫)＋「専任の養育者」(妻)＋「補助者」となっている。その場合、事業主たる「管理者」が「補助者」を雇用することが通常である。

ファミリーホームは、家庭という子どもの生活の場そのものが事業の中心であり、そこに制度の優位性を見出すところであるが、同時に事業体としての脆弱さも内包している。

個人立のファミリーホームの場合、組織化された法人を前提とした福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの共通 53 項目を字義通り適用することに馴染みにくい項目も存在するが、委託された子どもの権利擁護、また、事業者としての責任や事業の社会的使命という観点からは、個人立であっても課せられた責任は同等であり、基本的に全項目において適用されるべきである。但し、過度の事務的負担により、事業の本質である子どもの養育に支障をきたすことのないようにしなければならない。

特に「Ⅱ－2人材の育成・確保」の評価領域においては、文字通りの取り組みの難しいところもあるが、その趣旨を理解した上での工夫と取り組みを評価することにより、ファミリーホームの質の確保と向上が図られるべきである。

福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける 各評価項目の判断基準等

〈ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）版〉

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。

I-1-1-(1)-① 理念が明文化されている。

【判断基準】

- a) ホームの理念を明文化しており、ホームの使命・役割を反映している。
- b) ホームの理念を明文化しているが、ホームの使命・役割の反映が十分ではない。
- c) ホームの理念を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには福祉サービスの質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。

○本評価基準では、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえたホームの理念が、具体的に示されているかどうかを評価します。

○理念は、ホームの社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、養育者らの行動規範であることからホームの経営や様々な事業を進める上での基本となるため、養育者らや利用者等への周知を前提として明文化されていることが必要となります。

○本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際、次項の評価基準の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。個々の評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、その行われている具体的な取組がホームの理念や基本方針を達成するためにふさわしいものであるのか、といった観点から評価される点に留意が必要となります。

評価の着眼点

- 理念が文書（事業計画等のホーム内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 理念から、ホームが実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえたホームの使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。

I-1-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。

【判断基準】

- a) 理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 理念に基づく基本方針を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○基本方針は、ホームの理念に基づいて利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいはホームが持つ機能等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。

○基本方針が明確にされていることよって、養育者らは自らの業務に対する意識づけや利用者への接し方、福祉サービスへの具体的な取組を目的的に行うことができようになります。また、対外的にも、実施する福祉サービスに対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、ホームに対する安心感や信頼を与え、ことにもつながります。

○第三者評価では、ホームの理念とあわせて、ホームが実施する福祉サービスに関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。養育者らや利用者等への周知を前提としていることも、ホームの理念と同様です。

○ホームによっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものと「基本方針」を位置付けています。

評価の着眼点

- 基本方針が文書（事業計画等のホーム内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 基本方針は、ホームの理念との整合性が確保されている。
- 基本方針は、養育者らの行動規範となるよう具体的な内容となっている。

I-1-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。

I-1-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。

【判断基準】

- a) 理念や基本方針について、養育者らに十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 理念や基本方針について、養育者らに理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 理念や基本方針について、養育者らに理解を促すための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○理念や基本方針は、ホームの福祉サービスに対する考え方や姿勢を示し、養育者らの行動規範となるものですから、養育者らには十分な周知と理解を促すことが重要となります。

○理念や基本方針を策定するにあたって、管理者だけでなく養育者らが参画している場合も本評価基準では評価します。

○本評価基準では、理念や基本方針について、養育者らに、より理解を促進するためなどのような取組が行われているかを評価します。その手法として、理念や方針を文書にして養育者らが常に確認できる状態にすることがあげられます。

○評価方法は、訪問調査においてホームとして養育者らへの周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、養育者らへの聴取・確認を行うことによりその周知の状況をあわせて把握することになります。

○本評価基準にいう「養育者ら」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、ホームに雇用される全ての者を指しています。

評価の着眼点

- 理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- 理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

I-1-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。

【判断基準】

- a) 理念や基本方針について、利用者等に十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 理念や基本方針について、利用者等に理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 理念や基本方針について、利用者等に理解を促すための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○理念や基本方針は、ホームの福祉サービスに対する考え方や姿勢を示すものですが、養育者らに限らず、利用者や家族等にも広く周知することが必要となります。また、利用者や家族等に対して理念や基本方針を周知することによって、実施する福祉サービスに対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

○利用者や家族等に周知する手法として、理念や基本方針を文書にして配布することがあげられます。作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある利用者に対しては、養育者らに対する方法とは違った工夫も求められます。

○評価方法は、前項の評価基準と同様、訪問調査において利用者や家族等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

- 理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 理念や基本方針を利用者や家族等に資料をもとに説明している。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

1-2 事業計画の策定

1-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

1-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。

<p>【判断基準】</p> <p>a) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期計画および中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。</p> <p>c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p>

評価基準の考え方と評価のポイント

○「中・長期計画」とは、ホームの理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。(本評価基準における「中・長期」とは3～5年を指すものとします。)

○本評価基準では、実施する福祉サービスの更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、ホームにおける体制や設備の整備、人材育成等に関する具体的な計画を評価します。

○本評価基準では、以下の順序でホームの現状が整理され、中・長期計画が策定されることを期待しています。

- i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
- ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、実施する福祉サービスの内容、ホームにおける体制や設備の整備、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
- iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
- iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、ホームとして取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。

○これら中・長期計画を実現するためには中・長期の収支計画を持つことが必要です。

○中・長期計画は、ホームの継続的かつ安定的な経営を実現する上では必要です。しかし、経営的視点を重要視するあまりに、養育者と利用者の関わりが減るなど利用者の利益が損なわれることのないよう留意して作成することが求められます。

評価の着眼点

- 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- 実施する福祉サービスの内容や、ホームにおける体制や設備の整備、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。
- 中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画に基づき取組を行っている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容および中・長期の收支計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容または中・長期の收支計画の内容のどちらかのみを反映させている。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容も中・長期の收支計画の内容も反映していない。

評価基準の考え方や評価のポイント

- 本評価基準における評価のポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要がある場合があります。上記の評価ポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることを求めています。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について管理者から聴取して確認します。

○なお、事業計画には収支の裏づけが必要となります。

○事業計画は、ホームの継続的かつ安定的な経営を実現する上では必要です。しかし、経営的視点を重要視するあまりに、養育者らと利用者との関わりが減るなど利用者の利益が損なわれることのないよう留意して作成することが求められます。

評価の着眼点

- 事業計画には、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。
- 事業計画は、実行可能かどうか、数値目標等を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。
- 事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。

I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。

【判断基準】

- a) 各計画が、養育者らの参画のもとで策定されるとともに、養育者らによって実施状況の把握や評価・見直しが行われている。
- b) 各計画が、養育者らの参画のもとで策定されているが、養育者らによって実施状況の把握や評価・見直しが行われていない。
- c) 各計画が、養育者らの参画のもとで策定されていない。

評価基準の考え方や評価のポイント

○本評価基準における評価のポイントは、各計画の策定にあたり、養育者らの参画や意見の集約・反映の仕組みがホームとして定められており、機能しているかという点です。また、内容によっては利用者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、養育者らや利用者等の意見を取り込むような手順がホームとして定められ、実施されているかという点も重要です。

○中・長期計画の評価は、社会の動向、ホームの状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するために行います。単年度事業計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの基本となりま

す。

○評価方法は、計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、事業計画の評価結果が、次年度の事業計画に反映されているかについての継続した事業計画の比較等で確認します。

評価の着眼点

- 年度終了時よりも、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
- 評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。
- 一連の過程が一部の養育者だけで行われていない。

I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。

【判断基準】

- a) 各計画について、養育者らに十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画について、養育者らに理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画について、養育者らに理解を促すための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○各計画について養育者らがよく理解することは、計画達成のために欠かせない要件です。本評価基準では、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○その手法として、養育者らが話し合い、各計画を作成し、これを文書にして養育者らが常に確認できる状態にすることがあげられます。

○評価方法は、訪問調査において養育者らへの周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、養育者らへの聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 各計画を会議や研修において説明している。
- 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画の進捗状況を確認し、継続的な取組を行っている。

I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。

【判断基準】

- a) 各計画について、利用者等に十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画について、利用者等に理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画について、利用者等に理解を促すための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○利用者・家族等に対する周知する手法の一つとして、各計画を文書にして配布することがあげられます。その際、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。

○障害のある利用者、乳幼児等に対しては、利用者の家族に対して説明することも求められます。

○評価方法は、訪問調査において利用者・家族等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、利用者・家族等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 利用者・家族等向けに各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画について利用者・家族等に説明している。

I-3 ホーム長（管理者）の責任とリーダーシップ

I-3-(1) ホーム長（管理者）の責任が明確にされている。

I-3-(1)-① ホーム長（管理者）自らの役割と責任を他の職員に対して表明している。

【判断基準】

- a) ホーム長（管理者）は、自らの役割と責任を養育者らに対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) ホーム長（管理者）は、自らの役割と責任を養育者らに対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) ホーム長（管理者）は、自らの役割と責任を養育者らに対して明らかにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ホーム長（管理者）が、ホーム全体をリードする立場として、養育者らに対して自らの役割と責任を明らかにすることは、養育者らからの信頼を得るために欠かせないこととができないものです。質の高い福祉サービスの実施や、効果的な運営は、ホーム長（管理者）だけの力で実現できるものではなく、ホーム内での信頼のもとにリーダーシップを発揮することがホーム長（管理者）の要件と言えます。

○具体的な取組については、文書化するとともに会議や研修において表明する等、ホーム内に十分に伝えるとともに、理解を得ることができている方法で行われていることが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- ホーム長（管理者）は、自らの役割と責任について、利用者、養育者らに表明している。
- 平常時のみならず、有事（災害、事故等）におけるホーム長（管理者）の役割と責任について、明確化されている。

I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) ホーム長（管理者）自らが、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) ホーム長（管理者）自らが、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) ホーム長（管理者）自らが、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ホームが社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や事業者としての倫理を踏まえて事業を進める必要があります。ホーム長（管理者）は、まず自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、ホーム全体をリードしていく責務を負っています。

○ホームとして遵守しなければならぬ基本的な関連法令について、リスト化される等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。

○遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含まれることが望まれます。

○本評価基準では、ホーム長（管理者）の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組と、実際に遵守するための具体的な取組の双方を求めています。

評価の着眼点

- ホーム長（管理者）は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ホーム長（管理者）は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- ホーム長（管理者）は、養育者らに対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

I-3-(2) ホーム長（管理者）のリーダーシップが発揮されている。

I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) ホーム長（管理者）は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲を持ち、ホームとしての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) ホーム長（管理者）は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲を持ち、ホームとしての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) ホーム長（管理者）は、実施する福祉サービスの質の向上に関するホームの取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○社会福祉基礎構造改革の進展にともしない、事業者は福祉サービスの質を向上させることが不可欠かつ重要な課題になりました。これは、利用者による選択が進んでいく状況の中で、安定した経営状態を確保するためにも求められるものです。

○ホーム長（管理者）は、理念や基本方針に照らし合わせた福祉サービスの質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組をホーム全体に明らかにしながら指導力を発揮することが重要です。

○本評価基準では、ホーム長（管理者）がこの課題を正しく理解した上で、ホームに對してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

評価の着眼点

- ホーム長（管理者）は、実施する福祉サービスの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- ホーム長（管理者）は、福祉サービスの質の向上について、養育者の意見を取り込むための具体的な取組を行っている。
- ホーム長（管理者）は、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ホーム長（管理者）は、福祉サービスの質の向上についてホーム内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) ホーム長（管理者）は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) ホーム長（管理者）は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) ホーム長（管理者）は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ホーム長（管理者）は、事業経営の基本である経営や業務の効率化と改善という基本的な課題を常に視野に入れて、ホームを運営していくことが求められます。

○経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な福祉サービスの実施には不可欠となります。

○ホーム長（管理者）には、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれ視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組が必要となります。

○本評価基準では、ホーム長（管理者）がこれらの取組を自ら実施するとともに、ホーム内に同様の意識を形成し、養育者ら全員で合目的・効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。

○取組は具体的でなければなりません。訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

○経営や業務の効率化は、組織の継続的かつ安定的な経営を実現する上では必要です。しかし、経営的観点を見直し、養育者らと利用者とのかわり減るなど利用者の利益が損なわれることのないよう留意することが求められます。

評価の着眼点

- ホーム長（管理者）は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- ホーム長（管理者）は、ホームの理念や基本方針の実現に向けて、養育者らの働きやすい環境整備等について、具体的に取り組んでいる。
- ホーム長（管理者）は、上記について、ホーム内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- ホーム長（管理者）は、経営や業務の効率化や改善のためにホーム内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

II-1-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

II-1-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、事業経営の基本として、ホームとして外的な動向を的確に把握するための取組を行っているかどうかを評価します。

○社会福祉事業全体の動向、ホームが位置する地域での福祉に対する需要の動向、利用者数・利用者像の変化、福祉サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は、事業経営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。

○さらに本評価基準は、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることを求めています。情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。

○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握している。
- 利用者数・利用者像等について、ホームが位置する地域の特徴・変化等を把握している。
- 福祉サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータ等を収集している。
- 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

II-1-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。

【判断基準】

- a) 経営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、経営状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。

○評価のポイントは、経営状況の把握・分析のための方法が、ホームとして確立された上でその取組が行われているかどうかという点です。管理者が個人的に行っているだけでは、ホームとしての取組として位置付けることはできません。

○経営上の課題を解決していくためには、養育者らの意見を聞いたり、養育者らによる検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。

○評価方法は、把握・分析を実施する時期や頻度、養育者らへの周知の方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

- 定期的にサービスのコスト分析やサービス利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
- 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- 経営状況や改善すべき課題について、養育者らに周知している。

II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。

【判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた経営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた経営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○公認会計士等の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置付けることができます。

○本評価基準では、公認会計士等による外部監査を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

○ここでのいう外部監査の考え方は、以下の通りです。

1. 外部監査の趣旨について
広く外部の専門家によるチェックを通じてホーム運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。
2. 外部監査の範囲について
①公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸素の監査
②公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
③財務状況以外の事項（ホーム運営・事業等）の監査
3. 外部監査の実施者について
外部監査は、ホームの財務管理、事業の経営管理その他運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。
なお、当該ホームの養育者らと親族等の特殊の関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

○ファミリーホームにおいても、本評価項目の趣旨を踏まえた取組を行う必要がある。

評価の着眼点

□外部監査の結果や、公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、経営改善を実施している。

II-2 人材の確保・養成

II-2-(1) 人事管理体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。

【判断基準】

- a) ホームが目標とする福祉サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) ホームが目標とする福祉サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) ホームが目標とする福祉サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、ホームとして具体的なプランを持っているかどうかを評価します。

○プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、ホームの基本方針や各計画に沿って、ホームを適切に機能させるために必要な人数や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率、社会福祉士等の有資格職員の配置等も含めて立案される必要があります。

○本評価基準では、具体的な考え方・プランの有無とともに、プランどおりの人員体制が取られない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人事管理が行われているかどうかを、具体的な経過等から評価します。

○人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該ホームに関する具体的な考え方を評価します。

○ファミリーホームの職員配置については、平成21年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、以下のように定められています。

- (1) ファミリーホームごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者（養育者を補助する者）をもってその他の養育者に代えることができる。
- (2) 1人以上の養育者が当該住居に本拠をおき、専任の養育者でなければならぬものとし、うち1人をファミリーホームの管理者とする。

ファミリーホームで現在最も多くとられている職員の構成は、「管理者」（夫）＋「専任の養育者」（妻）＋「補助者」となっている。その場合、事業主たる「管理者」が「補助者」を雇用することが通常である。

個人が運営するファミリーホームも、労働基準法適用事業者であること等から、適正な人事管理等が行われることは当然のことであり、本項目の主旨を踏まえた取組が行われる必要があります。

評価の着眼点

- 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- 社会福祉士等の有資格職員の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- プランに基づいた人事管理が実施されている。

II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。

【判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○人事考課の持つ意味は、ホームの事情によって多少の違いはあるものの、基本的には、職員の仕事遂行にあたっての能力と行動及びその成果を評価者が、ホームとして定めた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用すること、と言えます。

○その目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、ホームの活性化に役立つこと、です。決して、賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。確かに人の評価に関わる問題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適正に運用していくことは、健全な組織では当然のこととも言えます。

○人事考課は、「成績考課」（仕事量、仕事の完成度、業務の達成度など）、「情意考課」（規律性、協調性、積極性、責任性など）、「能力考課」（知識・技能、実行力、指導力、判断力など）の3点から行われるのが一般的です。人事考課と人材の育成とを関連付けるとき、ホーム固有に求められる能力について具体的設定が重要となり、考課にあたっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。

○評価方法は、考課基準を養育者らに明示している書面によって確認するとともに、訪問調査によって客観性・公平性・透明性を確保するためにどのような取組を行っているかを具体的に聴取して確認します。

○個人が運営するファミリーホームも、労働基準法適用事業者であること等から、適正な人事管理等が行われることは当然のことであり、本項目の主旨を踏まえた取組が行われる必要があります。

評価の着眼点

- 人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- 考課基準を養育者らに明確に示すことや、結果の養育者らへのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。

【判断基準】

- a) 養育者らの就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。
- b) 養育者らの就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 養育者らの就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○サービスの内容を充実させるためには、ホームとしては、養育者らが常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。養育者らの就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を人材や人員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。

○養育者らの状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

○また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる養育者らに対する対応等、把握した養育者らの状況に対してどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において養育者らの就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

○個人が運営するファミリーホームも、本評価項目の趣旨をふまえた取組を行う必要があります。

評価の着眼点

- 養育者らの有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。
- 把握した養育者らの意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討している。
- 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 定期的に養育者らとの個別面接の機会を設ける等、養育者らが相談しやすいようなホーム内の工夫をしている。
- 希望があれば養育者らが相談できるように、カウンセラーや専門家を確保している。

II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 養育者らの福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 養育者らの福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 養育者らの福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、養育者らの処遇の充実に図るといいう広い観点からの取組を評価の対象とします。

○「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な方針」（平成19年厚生労働省告示第289号）第3に規定される人材確保の方策のうち、1.労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」および「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等があげられます。

○養育者らの健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全養育者らに予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどあげられます。

○相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば管理者に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口はホーム内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、ホーム内部に設置していれば評価の対象となります。

○福利厚生を取組としては、養育者らの余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福祉厚生事業の推進を図っているかどうかを確認します。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

○個人が運営するファミリーホームも、社会福祉事業として位置付けられているため、本評価項目の趣旨を踏まえた取組が必要です。

評価の着眼点

- 養育者らの希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- 養育者らの悩み相談窓口を設置する等、解決に向けた体制が整備されている。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。

【判断基準】

- a) ホームとして養育者らの教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- b) ホームとして養育者らの教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。
- c) ホームとして養育者らの教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○養育者らの教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、福祉サービスの質の向上のためにホームが定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、養育者らの研修計画が整合していかない点です。年度ごとに連続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは養育者らの希望だけを尊重した研修計画は、福祉サービスの質の向上に対する取組の一環と位置付けることはできません。ホームとして目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。

○本評価基準では、求められる養育者のあり方を、具体的な技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした養育者らの教育・研修に関するホームの基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることを求めています。

○ホームが実施する福祉サービス全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、養育者ら全体についての教育・研修を対象とします。

○また、ホームとしての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象なりません。ホームが求める養育者の技術や質について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。

○個人が運営するファミリーホームも、通知で「養育者に対し研修を実施する等の措置」が義務づけられており、措置費上「職員研修費」として組み込まれていることから、本評価項目の趣旨を踏まえた取組が必要です。

評価の着眼点

- ホームが目指す福祉サービスを実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、ホームが養育者らに求める基本的姿勢や意識を明示している。
- 現在実施している福祉サービスの内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、ホームが養育者らに求める専門技術や専門資格を明示している。

Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され、計画に基づいて具体的な取組が行われている。

【判断基準】

- a) 養育者ら一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 養育者ら一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 養育者ら一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、個別の養育者らに対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の視点から評価します。

○ホームは、基本姿勢に基づいてそれぞれの養育者らに求められる技術や知識等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要とされます。

○基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人ひとりの養育者らの持つ技術等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経歴年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかどうかの評価のポイントとなります。

○具体的には、養育者の面接等の援助技術向上のための国家資格の取得等があげられます。

○個人が運営するファミリーホームも、通知で「養育者に対し研修を実施する等の措置」が義務づけられており、措置費上「職員研修費」として組み込まれていることから、本評価項目の趣旨を踏まえた取組が必要です。

評価の着眼点

- 養育者ら一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 個別の養育者の技術水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。

Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（養育者別研修履歴等）を確認を行います。

○さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

○個人が運営するファミリーホームも、通知で「養育者に対し研修を実施する等の措置」が義務づけられており、措置費上「職員研修費」として組み込まれていることから、本評価項目の趣旨を踏まえた取組が必要です。

評価の着眼点

- 研修を終了した養育者は、報告レポートを作成している。
- 研修を終了した養育者が、研修内容を発表する機会を設けている。
- 報告レポートや発表、当該養育者らの研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。
- 評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。
- 評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムを用意されていない等、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について体制を整備しておらず、実習生を受け入れていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○福祉の人材を育成することは、ホームの社会的責務の一つです。地域の特性やホームの種別、規模等、状況によって異なりますが、ホームとしての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な実習が行われている必要があるとす。

○要員の補充や学生の青田買いを目的とした取組では意味がありません。

○ホームとしての基本的な考え方・方針を明確にした上で、受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習が行われているかどうかを評価します。

○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、利用者や家族等への事前説明、養育者らへの事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な利用者への配慮が求められます。本評価基準では、利用者の意向を尊重した実習生の受入れについて、ホームとして具体的にどのような取組を行っているかについても評価します。事前説明の方法や、実習生を忌避する利用者への配慮等について聴取します。

○さらに効果的な演習が行われるよう工夫しているか確認します。具体的には、①実習内容全般を計画的に字べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校側との連携を強めるための取組を行う、③実習生の種別等に考慮したプログラムを用意する、等が考えられます。

○なお、本評価基準では、社会福祉士、保育士等、児童福祉に関する資格取得のために入力される実習生が対象となります。

○実習指定施設ではない場合も、本評価項目の趣旨を踏まえた取組が必要です。

評価の着眼点

- 実習生の受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。
- 受入れにあたっては、学校との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。
- 実習指導者に対する研修を実施している。
- 実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。
- 学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

II-3 安全管理

II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、利用者の安全確保のために、ホームとして体制を整備し機能している。
- b) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、利用者の安全確保のために、ホームとして体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、利用者の安全確保のために、ホームとして体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者の安全を確保することは、最も基本的なサービスの提供であり、利用者や家族等が強く望むものです。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、福祉サービスの質の向上をめざす意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。
- また、安全確保のための体制の確立には、管理者が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。利用者の安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、ホーム内のシステムを確立し実行していくことは、利用者の安全等に関する意識を養育者ら全員で向上させていくことにもつながります。

○ 具体的には、①安全管理の責任の明確化、②定期的な検討の場の設置、③事故防止策の定期的な評価・見直しの実施等があげられます。

○ なお、安全確保のために把握すべきリスクには、衛生上のリスク、感染症のリスク及び利用者の症状が急変した場合の対応等、利用者に関する全てのリスクを含みます。

評価の着眼点

- 管理者は利用者の安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 事故発生対応マニュアル等を作成し養育者らに周知している。

II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、利用者の安全確保のための取組を積極的に行っている。
- b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者の安全を確保するためには、サービス上のリスク対策のみならず、災害等に対しても、ホームとしての対策を講じることが必要です。
- 特にホームにおいては、災害時においても、利用者の安全を確保するとともにサービスを継続することが求められます。「事業の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどがあげられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、利用者および養育者らの安否確認の方法を確立し養育者らに周知する、災害発生時の初動時の対応や行動基準を策定し、養育者らに周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどがあげられます。

評価の着眼点

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時の対応体制が決められている。
- 利用者および養育者らの安否確認の方法が決められ、養育者らに周知されている。
- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。
- 地元の消防署、警察、自治会などと連携するなど、工夫して訓練を実施している。

II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。

【判断基準】

- a) 利用者の安全を脅かす事例を収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 利用者の安全を脅かす事例を収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 利用者の安全を脅かす事例を収集していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者の安全確保のための体制整備の面では管理者のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、利用者の安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点にあります。
- 事例の収集は、利用者の安全確保を目的に養育者ら全員で情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。養育者らに対し、反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、養育者らの「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。
- また継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要もあります。（利用者の安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。）

評価の着眼点

- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組事例を書面と聴取によって確認します。会議において事故防止に向けた意識啓発をしているというような、具体性に欠けた取組は○)評価となります。
- 評価の着眼点
- 利用者の安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
- 収集した事例について、養育者らの参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
- 養育者らに対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

II-4 地域との交流と連携

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。

【判断基準】

- a) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○利用者が地域の人々と交流を持ち良好な関係を築くことは、利用者の活動範囲を広げ、QOLを高めるための大切なプロセスです。管理者は、利用者の地域活動への参加を推奨し、利用者が参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。

○同時に、利用者や地域の人々との交流は、地域とホームの相互交流を促進するといふ意味もあわせ持っています。ホームが、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、利用者の地域への参加は大きな意味を持つと言えます。

○本評価基準では、利用者の地域との交流を広げることを目的としたホームの取組について評価します。利用者が地域へ出て行きやすいような援助と同時に、地域に対して、ホームや利用者への理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。
- 利用者が地域の行事や活動に参加する際、必要があれば養育者らやボランティアが援助を行う体制が整っている。
- ホームや利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を設けている。
- 利用者の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

II-4-(1)-② 事業者が有する機能を地域に還元している。

【判断基準】

- a) ホームが有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) ホームが有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) ホームが有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○地域との関わりを深める方法として、ホームが持つ専門的な技術や情報を地域に提供することがあげられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。

○具体的には、専門的な技術講習会や研修会・講演会等の開催、福祉に関する相談窓口の設置等があげられます。

○また、ホームのこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。

○本取組を行うにあたっては、ホームの規模に応じて行うことが求められます。本取組のために、養育者と利用者との関わりや減少など利用者へのサービスの低下を招くおそれが生じることは避けなければなりません。

○ホームの規模によって、具体的な取組は様々だと恐われますが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 専門的な技術講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- 相談窓口、支援サークル等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、ホームで行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。なお、その際、利用者のプライバシーの保護に留意する必要がある。

Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会とホームをつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くのホームが、様々な形でボランティアを受け入れ、地域の人々との交流を図っていると思われませんが、ホーム側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。

○ 本評価基準では、まず、ホームとしての基本的な考え方・方針について、明文化されているかどうかを評価します。ボランティアに関するホームとしての姿勢や受入れの目的、業務の範囲等が明文化されていることが必要です。

○ 次に、ボランティア活動が不測の事故などに結びつかないためにも、ホーム側の体制が整っていることが求められます。特に利用者と直接接する場面では、十分な準備が必要で、見知らぬ人を回避する利用者への配慮も求められます。また、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、利用者トラブルになったり不測の事故が起きる危険も潜んでいます。

○ 本評価基準では、ボランティアの受入れに関するマニュアルの作成を求めています。マニュアルには、登録手続、ボランティアの配置、利用者等への事前説明、ボランティアへの事前説明、養育者らへの事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修実施が必要です。

○ 評価方法は、ボランティア受入れにあたっての手順や流れ、利用者等への事前説明の仕組み、ボランティアへの事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して必要な研修を行っている。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。

【判断基準】

- a) ホームの役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が養育者らの間で共有されている。
- b) ホームの役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が養育者らの間で共有されていない。
- c) ホームの役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ ホームの役割や機能を達成し、サービスの質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、利用者へのサービスの質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的に、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、当事者グループ等があげられます。

○ また、養育者らの間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて養育者らが活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等養育者らに周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

評価の着眼点

- 個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。
- 養育者らの間で情報の共有化が図られている。

II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な課題や事例検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○利用者に対してより良いサービスを行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、前項で明示された関係機関・団体との連携について、定期的な取組状況を評価します。

○定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他チームと定期的に連絡会を開催している、等があげられますが、利用者に対するサービスの一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。

○また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等があげられます。

○なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を積極的に行っている。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的にやっている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、ホームが地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。

○地域の福祉ニーズを把握するためには、平日頃からの地域とホームとの交流が必要となります。

評価の着眼点

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 民生委員・児童委員、教育機関、警察等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 平日頃からの地域住民との交流を通して、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した福祉ニーズに基づいた事業・活動の計画があり、実施されている。
- b) 把握した福祉ニーズに基づいた事業・活動の計画があるが、実施されていない。
- c) 把握した福祉ニーズに基づいた、事業・活動の計画がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、ホームが独自に行う取組を評価します。行政からの依頼によりサービスを新規受託することは、評価の対象ではありません。ただし、いまままで地域の福祉ニーズに基づいてホームが実施していた事業・活動を、行政側から委託を受けた場合には、当該事業・活動は評価の対象となります。

○具体例としては、グループホームの設置運営、地域生活を支援するホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の在宅サービス、相談事業、給食宅配サービス、一時保育サービス、育児支援の相談事業、ファミリーサポートセンター、一時預かり等があります。

○本取組を行うにあたっては、ホームの規模に応じて行うことが求められます。本取組のために、養育者と利用者との関わりや減少など利用者へのサービスの低下を招くおそれが生じることは避けなければなりません。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。
- 把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

III-1-1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者を尊重したサービス提供についての基本姿勢が明示され、ホーム内で共通の理解を持つための取組が行われている。
- b) 利用者を尊重したサービス提供についての基本姿勢は明示されているが、ホーム内で共通の理解を持つための取組は行っていない。
- c) 利用者を尊重したサービス提供についての基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○福祉サービスの実施では、利用者の意向を尊重することは当然ですが、さらに、利用者のQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。本評価基準では、利用者を尊重について、ホーム内で共通の理解を持つためにどのような努力が行われているかを評価します。

○ホームとしての基本姿勢と、ホーム全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。ホームの基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○共通の理解を持つための取組の具体例としては、利用者尊重や基本的人権への配慮に関するホーム内の勉強会・研修や、実施する福祉サービスの標準的な実施方法への反映、虐待防止についての周知徹底等があげられます。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示している。
- 利用者を尊重したサービス提供に関する基本姿勢が、個々のサービスの標準的な実施方法等に反映されている。
- 利用者尊重や基本的人権への配慮について、ホームで勉強会・研修を実施している。
- 虐待防止について養育者らに周知徹底している。

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。

【判断基準】

- a) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、養育者らに周知するための取組を行っている。
- b) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、養育者らに周知する取組が十分ではない。
- c) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。利用者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、例えば、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。利用者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。なお、個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含まれないものとします。(個人情報保護に関する取組は、Ⅲ-2-(3)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」の項目の対象となります。)

○養育者らに対し、利用者のプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させること、種別に応じた留意点に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。周知徹底は、単に養育者らに規程・マニュアル等を配布しただけではb)評価となります。

○サービス場ごとに作成されている手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができず。

○また、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、設備面での配慮や工夫も含めたホームとしての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

- 利用者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備や、施設・設備面での工夫等、ホームとして具体的に取り組んでいる。
- 利用者のプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、養育者らに研修を実施している。
- 規程・マニュアル等に基づいたサービスが実施されている。

Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○「個別サービス計画」のみならず、ホームとして利用者満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また利用者満足に関する調査の結果を活用し、ホームとしてサービス改善に向けた取組が行われているかどうかを評価します。

○利用者本位のサービスは、ホームが一方向的に判断できるものではなく、利用者がどれだけ満足しているかという視点から評価する必要があります。サービス内容改善の重要なプロセスとして、利用者満足の把握について評価します。

○具体的には、利用者満足に関する調査、利用者への個別の聴取、グループでの話し合いにおける聴取等があります。利用者満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

○さらに、利用者満足に関する調査の結果を活用し、具体的なサービス改善に結びつけているかどうか、そのためにホームとして仕組みを整備しているかどうかを評価します。

○実施する福祉サービスの質を高めるためには、定められた仕組みに従って、継続した取組を進める必要があります。このため、調査結果を随時活用するという方法では、有効な改善手法とすることはできません。

○調査結果を分析・検討する担当者を定めることや、定期的な検討の場を設けるなどの取組が求められます。

○このような仕組みが機能することで、養育者らの利用者満足に対する意識を向上させ、ホーム全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができようになります。調査結果が養育者らに共有されているかどうか、評価の対象となりません。

○評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 利用者満足に関する調査を定期的に行っている。
- 利用者満足把握を把握する目的で、利用者への個別の相談面接や聴取、グループでの話し合いを定期的に行っている。
- 利用者満足に関する調査の担当者を決めることや、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討の場を設けること等が行われている。
- 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。

Ⅲ-1-3) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。

【判断基準】

- a) 利用者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを利用者に伝えるための取組が行われている。
- b) 利用者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを利用者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 利用者が相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、ホームとして利用者が相談したり意見を述べたりしやすいような方法をどのように構築しているか評価します。
- 相談方法や相手を選択できるとは、日常的に接する養育者ら以外に、相談できる場所や人物を紹介する等、専門的な相談、あるいはホームに直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が示されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、利用者や家族等に十分に周知されている必要があります。利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によってホームとしての取組を聴取し、書面や実際の事業者内の見学等で確認します。

評価の着眼点

- 利用者が、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- 利用者や家族等に、その文書を配布したり、わかりやすい場所に掲示している。
- 相談や意見を述べやすいようにスペースに配慮している。

Ⅱ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ 社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みがホームの中で確立され機能しているかどうか、またホームが苦情解決について、提供するサービス内容に関する受容性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置付けているかどうかを評価します。

○ 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密着性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。

○ 苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出した利用者等に経過や結果をフィードバックしているかどうか、苦情を申し出した利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか、等が評価のポイントとなります。

○ また、ホームが苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、福祉サービスの向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。

○ 第三者委員が設置されていない、解決への話し合いの手順等が特に決まっていない、公表を行っていない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
- 苦情解決の仕組みを説明した資料を利用者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 利用者や家族に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など利用者や家族が苦情を申し出やすい工夫を行っている。

- 苦情を受けつけて解決を図った記録が適切に保管されている。
- 苦情への検討内容や対応策を、利用者や家族等に必ずフィードバックしている。
- 苦情を申し出した利用者や家族等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。

Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 利用者からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 利用者からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 利用者からの意見等に対する対応マニュアルを整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、苦情に限定されない利用者からの意見や、提案への対応について評価します。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けているホームも多いと思いますが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応体制を整えることが、利用者からの信頼を高めることにつながります。

○ホームには、利用者からの苦情のみならず、意見や提案からホームの改善課題を発見し、サービスの質を向上させていく姿勢が求められます。この姿勢を具体化したものが、本評価基準で取り上げている「対応マニュアル」となります。

○対応マニュアルには、意見や提案を受けた後の手順や、具体的なホーム内での検討等対応方法、記録の方法さらには利用者への経過と結果のフィードバック、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているとともに、より効果的な仕組みとしていくために、対応マニュアルの見直しを行うことが必要となります。

○また、対応マニュアルに沿って対応を図ることはもとより、利用者からの意見や苦情を、実施する福祉サービスの改善につなげていかなければなりません。

○本評価基準では、対応マニュアルの整備のほか具体的に福祉サービスの改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

- 意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった利用者には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
- 意見等を福祉サービスの改善に反映している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。

【判断基準】

- a) サービス内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) サービス内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) サービス内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○福祉サービスの質の向上は、P (Plan・計画策定) → D (Do・実行) → C (Check・評価) → A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。

○これを具体的に示すと、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更、となります。

○Ⅲ-2-(1)の①～②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「サービス内容」とは、個別の利用者に対するものではなく、ホームとしての対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。

○本評価基準は、現在のサービス内容を正しく評価するためのホームとしての体制整備に焦点をあてています。「定期的に評価を行う体制が整備され機能している」とは、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、ホームとして定められ実行されていることをさします。

評価の着眼点

- 定められた評価基準に基づいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価に関する担当者が設置されている。
- 評価結果を分析・検討する場が、ホームとして定められ実行されている。

Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になったホームとして取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、ホームとして取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。
- c) 評価結果を分析し、ホームとして取り組むべき課題を明確にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○実施した自己評価、第三者評価などの結果をホームがどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

○改善課題の明確化についての評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。

○課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。

○課題の改善についての評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。

評価の着眼点

- 養育者の参画により評価結果の分析を行っている。
- 分析した結果やそれに基づき課題が文書化されている。
- 養育者の間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、養育者の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
- 改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。

【判断基準】

- a) 提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいたサービスが実施されている。
- b) 提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいたサービスの実施が十分ではない。
- c) 提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○福祉サービスにおいては、個々の利用者の状況に応じたサービスを提供する必要があるため、ホームとして実施しなければならぬ事項をまとめ、標準的な実施方法を定めることが必要です。

○標準的な実施方法を定め、一定の水準以上のサービスを保つた上で、それぞれの利用者の状態に応じた個別の対応を行うことが必要であり、これは事故防止の観点からも有効です。

○本評価基準では、このような観点から、標準的な実施方法が文書化されているかどうかについて評価します。これは、全ての利用者に対する画一的なサービス実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。

○標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、サービス実施時の留意点や利用者のプライバシーへの配慮、設備等事業者の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施するサービス全般にわたって文書化されていることが求められます。

○また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることをホームとして確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法に合わないサービスが行われた場合の対応方法についてもあわせて評価を行います。

○評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、マニュアル等の活用状況について、サービス実施計画との突合せや、実施状況を確認する仕組みの有無、養育者への聴取等によって確認します。

○多くの職員が所属し、ソフト勤務や職員間の連携が求められる施設では、サービスの実施方法の文書化はサービスの質を担保する上では非常に重要な要素です。援助内容の文書化は、極めて少人数で運営するファミリーホームにおいては、通常施設で用いられるサービスの標準化とは意味や質が異なると思われる。しかし、ノウハウや知識の共有、伝承といった観点から、提供する援助内容について文書化することは重要となります。ただし、援助内容の文書化は、あくまでも利用者へのサー

ビスの質を担保するための手段です。文書化することが目的化し、かえって利用者個人々に応じたサービスの提供が困難になることは避ける必要があります。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって養育者らに周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法には、利用者尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しをホームとして実施できるような仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しをホームとして実施できるような仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しをホームとして行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しが実施されているかどうかを確認します。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、福祉サービスの質に関する養育者の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討がホームとして継続的に行われているという意味をあわせ持っています。
- 標準的な実施方法の見直しは、養育者らや利用者等からの意見や提案に基づいて福祉サービスの質の向上という観点から行われなければなりません。
- 評価方法は、訪問調査において、定期的な検証や見直しについて、マニュアルの改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

評価の着眼点

- サービスの標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法がホームで定められている。
- 見直しにあたり、養育者らや利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりのサービスの実施計画の実施状況が適切に記録されている。
- b) 利用者一人ひとりのサービスの実施計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。
- c) 利用者一人ひとりのサービスの実施計画の実施状況が記録されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○利用者一人ひとりに対するサービスの実施状況は、ホームの規定に従って統一した方法で記録される必要があります。記録は、養育者らの情報の共有化を図るとともに、サービス実施計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。

○適切に記録されているとは、サービス実施計画に沿ってどのようなサービスが実施されたのか、その結果として利用者の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。

○評価方法は、訪問調査において、利用者数名のサービス実施計画と、それに対する記録等の書面を確認します。

評価の着眼点

- サービス実施計画に基づくサービスが実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する者によって記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や養育者らへの指導などの工夫をしている。

Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 利用者に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 利用者に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 利用者に関する記録の管理について規程が定められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。

○利用者に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。

○ホームが保有する利用者の情報は、利用者の生活を振り返る場合に貴重な記録であり、適切な保存が必要であると同時に、その流出は利用者には大きな影響を与えることから、適切な情報の保存と、情報が外部に流出しないための管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。

○一方、情報開示については、利用者や家族等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、利用者への配慮等が必要です。

○評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

○なお、平成17年4月には「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」（平成15年5月30日公布）が全面施行されました。個人情報に関する基本的概念等、理解しておかなければならない関連法令です。

評価の着眼点

- 記録管理の責任者が設置されている。
- 利用者の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
- 利用者や家族等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、養育者らに対し教育や研修が行われている。
- 養育者らは、個人情報保護法を理解し、遵守している。

Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。

【判断基準】

- a) 利用者の状況等に関する情報を養育者らが共有するための具体的な取組が行われている。
- b) 利用者の状況等に関する情報を養育者らが共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。
- c) 利用者の状況等に関する情報を養育者らが共有するための具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、利用者に関する情報の流れについて、ホームとしての取組を評価します。
- 利用者の状況等に関する情報は、利用者の状況、サービス実施に当たり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントやサービス実施計画の実施状況等、利用者に関わる日々の情報全てを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が養育者らに正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えるはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化についてホームとして管理することは、利用者の状態の変化やサービス内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- 引継ぎや送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、ホームの特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- ホームにおける情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的として、ケアカンファレンスの定期的な開催等の取組がなされている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。

【判断基準】

- a) 利用希望者がサービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者がサービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者がサービスを選択するために必要な情報を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- ここて言う情報とは、契約締結時の重要事項説明等ではなく、複数の事業者・サービスの中から利用者が自分の希望に沿ったものを選択するための資料となるような、利用者の視点に立った情報を指します。
- サービス内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学・体験希望者への対応等、利用者が情報を簡単に入手できるような取組、利用者にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 本評価基準では、実施するサービスの内容等についてホームが積極的に情報提供を行うことを求めています。利用希望で訪れた人に対してパンフレットを渡しているというような取組は、c) 評価となります。

評価の着眼点

- 理念や、実施する福祉サービスの内容を紹介した資料を、公共施設等多数の人が手にすることができる場所に置いている。
- ホームを紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。

Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。

【判断基準】

- a) サービス開始の同意を得るにあたり、ホームが定める様式に基づき利用者や家族等にわかりやすく説明を行っている。
- b) サービス開始の同意を得るにあたり、ホームが定める様式に基づき利用者や家族等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) サービス開始時の同意を得るにあたり、ホームが定める様式に基づき利用者や家族等に説明を行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、サービス開始時に、利用者や家族等にわかりやすく説明を行っているかどうかの評価ポイントとなります。

○利用者や家族等に対する説明は、どの利用者に対しても、ホームが定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な利用者に対して、ホームがどのような援助の方法をとっているかも確認します。

○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、利用者や家族等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- サービス開始時に、サービス内容や料金等が具体的に記載された重要事項説明書等の資料を用意して、利用者に説明している。
- 説明にあたっては、利用者や家族等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- サービス開始時には、サービスの内容や料金等について、利用者や家族等の同意を得た上でその内容を書面で残している。
- 重要事項説明書等の資料の内容は、利用者にもわかりやすいように工夫している。

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

Ⅲ-3-(2)-① 事業者の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) サービスの内容やホームの変更、地域・家庭への移行等にあたりサービスの継続性に配慮している。
- b) サービスの内容やホームの変更、地域・家庭への移行等にあたりサービスの継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) サービスの内容やホームの変更、地域・家庭への移行等にあたりサービスの継続性に配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○利用者の状態の変化や家庭環境の変化等で、サービスの内容やホーム等の変更、地域・家庭への移行等を行う場合、利用者へのサービスの継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要となります。

○また、サービス終了後も利用者や家族等が相談を希望した場合のために、ホームとして対応することを利用者や家族等に伝えておくこともサービスの継続性を確保するために重要となります。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

○評価方法は、訪問調査において文書や事例の記録等の確認を行います。

評価の着眼点

- 他のホーム等や地域・家庭への移行にあたり、サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書等を定めている。
- サービス終了後も、利用者や家族等が相談を希望した場合に、ホームとして相談に応じるなどの対応をすることを明示している。
- サービス終了時に、利用者や家族等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。

Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の身体状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。
- b) 利用者の身体状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。
- c) 利用者の身体状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を明示していない。

評価基準の考え方や評価のポイント

- アセスメントには利用者の身体状況や生活状況等を把握するとともに、利用者にとってのようサービス実施上のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。
- 利用者の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、サービス実施計画作成の基本となる重要なプロセスです。身体状況や生活状況あるいはニーズをホームが定めた統一された手順と様式によって把握する必要があります。
- また、サービス開始直後には、事前に把握していた身体状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- 本評価基準では、①サービス開始前後におけるアセスメントに関する手順がホームとして定められているかどうか、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっているかどうか、③その手順に従って実施されているかどうか、さらに、④アセスメントによって、利用者全員について、個別に具体的なニーズが明示されているかどうかを評価します。定期的なアセスメントの見直しについても、ホームとして手順が定められていることが求められます。
- 利用者のニーズを把握するためのアセスメントを実施する上では児童相談所による協力が必要となります。しかし、定められた手順に固執してしまうために利用者のニーズを把握できず、マイナスの効果を及ぼすことは避けなければなりません。定められた手順を守りつつも、利用者の成長と置かれた状況等に応じた総合的なアセスメントによってニーズを把握することが重要となります。
- 評価方法は、訪問調査において、聴取、利用者数名分のアセスメント票、サービス実施計画や記録等文書確認によって行い、サービス開始前に誰がどのような形でアセスメントを行ったか、開始直後にはどのような体制で利用者の状況を確認したか、開始前の情報と開始後の状況に違いがあった場合に、どのような手順で対応してい

るか、利用者のニーズをどのように明確化し実施計画へ反映しているか、それらの情報はどのように記録されているか等を確認します。

○ホームにおいてアセスメントを全く行っていないことは想定していませんが、その場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 利用者の身体状況や生活状況等を、ホームが定めた統一した様式によって把握し記録している。
- アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係者（ホーム以外の関係者も）が参加して、アセスメントに関する協議を実施している。
- 利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりのサービスの実施計画策定のための体制が確立しており、実際に機能している。
- b) 利用者一人ひとりのサービスの実施計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。
- c) 利用者一人ひとりのサービスの実施計画策定のための体制が確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準の「サービス実施計画」とは、利用者一人ひとりについて具体的なサービス内容が記載されたサービスの実施計画を指します。サービス実施計画には、アセスメント結果を適切に反映させることが必要です。

○本評価基準では、サービス実施計画の策定にあたって、ホームでの体制が確立しているかどうかを評価します。具体的には、まずサービス実施計画策定の責任者の設置を求めます。サービス実施計画は、利用者の将来を見据えて総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、QOLを含め、総合的な視点から利用者により良い状態を検討する必要があること等から、全体を統括する責任者が必要だからです。

○責任者とは、必ずしもサービス実施計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画してサービス実施計画の内容の決定までを統括する、また家族への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。

○役割分担は、ホームの状況に応じて異なっても構いません。ホームとしてサービス実施計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、全体の内容を掌握した責任者が配置されていることなどが求められます。

○さらに、アセスメント結果をサービス実施計画に適切に反映されているかどうかについても評価します。アセスメント結果をサービス実施計画に反映させる際に関係者で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策をサービス実施計画に反映しているか等を記録等から判断することになります。

○利用者の意向の反映については、サービス実施計画に利用者の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。

○評価方法は、訪問調査において、サービス実施計画の策定・実施のプロセスを具体的に聴取します。また、利用者数名のサービス実施計画による確認も行いますが、責任体制を含めて実態がどのようになっているかという視点で評価が行われます。

○利用者一人ひとりのサービス実施計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- サービス実施計画策定の責任者を設置している。
- サービス実施計画を策定するための養育者ら（ホーム以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- サービス実施計画とおりにサービスが行われていることを確認する仕組みが構築されるところともに、機能している。

Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順をホームとして定めて実施している。
- b) サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順をホームとして定めて実施しているが、十分ではない。
- c) サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順をホームとして定めて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者一人ひとりに対するサービスの質の向上を図るためには、策定したサービス実施計画について、モニタリングとアセスメントを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- そのために、サービス実施計画の評価・見直しに関して、ホームとして決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と養育者らへの周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、サービス実施状況は管理者を含め、養育者ら全員が管理・共有する必要があります。実施記録でのサービス実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、管理者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- サービス実施計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な援助や解決方法の有効性等について検討しますが、変更に関する利用者の意向の確認と同意を得ることが重要な留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があればサービス実施計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。

評価の着眼点

- サービス実施計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討の方法、利用者の意向把握と同意を得るための手順等について細粒的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更したサービス実施計画の内容を、養育者らに周知する手順を定めて実施している。
- サービス実施計画を緊急に変更する場合は仕組を整備している。

A-1 利用者の尊重

1-1 (1) 利用者の尊重

A-1-1 (1) ① 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考え、ホームにおける生活改善ができるよう取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども自身が自主的に考え、ホームにおける生活改善ができるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 子ども自身が自主的に考え、ホームにおける生活改善ができるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) ホームにおける生活改善の取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ホームは、子どもを権利の主体として位置付け、常に子どもの最善の利益に配慮することが求められています。

○ホームは、「児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的」に養育しなければなりません。

○本評価基準は、ホームにおける子ども自身による自主的・主体的な取組や、それらに対する養育者の関わりについて評価します。

○ホームにおける生活改善ができるような取組や養育者らの支援は、集団的アプローチだけではなく、子ども一人ひとりの支援計画（ケアプラン）に基づき援助も含めて評価します。

評価の着眼点

生活全般について、子ども自身による自主的・主体的な取組を認めている。

これらの取組は、子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で実行、管理するといった内容を含んでいる。

子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう支援している。

子ども自身による生活改善にむけた取組が実現できるよう支援している。

子どもが自主的・主体的に導き出した要望等について可能な限り応えている。

福祉サービス内容評価基準ガイドライン

〈ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）版〉

A-1-1 (1) -② ホームでの生活及び援助について事前に説明し、子どもが主体的に決定できるような支援している。

【判断基準】

- a) ホームでの生活及び援助について事前に説明し、子どもが主体的に決定できるような積極的支援している。
- b) ホームでの生活及び援助について事前に説明し、子どもが主体的に決定できるような支援しているが、十分ではない。
- c) ホームでの生活及び援助について事前に説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○情報提供には、ホームにおける子どもの生活全般に関することと、プライバシーに関することの二つの側面があります。
○子どもに対する適切な情報提供は、子どもの知る権利を守ることであり、主体性のある「力」(エンパワメント)を高めることにつながります。
○あわせて、情報提供は、子どもの意見表明や自己決定の前提となるものであることから提供する情報の内容や方法も十分な配慮が求められます。
○本評価基準は、ホームでの生活について子ども自身が決定する力を身につけ、自己確立を図るという考えから十分な情報提供、説明が行われているかどうかについて評価します。

評価の着眼点

- あらかじめ、子どもにホームでの生活について十分説明している。
- 子どもが主体的に決定できるように必要な情報を提供している。
- 子どもが発達段階や能力に応じ、自己決定できる力量の形成に取り組んでいる。
- 養育者ら全員が子どもの自己決定の重要性について十分認識している。

A-1-1 (1) -③ 多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるよう積極的に支援している。
- b) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できないよう支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもの健全な自己の成長や問題解決力を高めるためには、ホームでの生活において多様な経験を積ませるための機会・体験を確保するとともに、つまずきや失敗を受けとめ、子どもとともに解決していくこととする養育者らの姿勢が大切です。
○本評価基準は、子どもの健全な自己成長や問題解決力が形成されるための支援の具体的な取組や養育者らの関わりについて評価します。
○ホームにおける生活改善ができるような取組や養育者らの関わりは、集団的なアプローチだけではなく、子ども一人ひとりの支援計画(ケアプラン)に基づき支援も含めて評価します。

評価の着眼点

- 多種多様な経験を積ませるような機会(自然体験等)や、豊かな情操が育まれるような活動がホームでの生活に組み込まれている。
- つまずきや失敗の体験も大切にしながら自主的な問題解決等により自己肯定感を形成し、たえず自己を向上発展していく態度が身につけられるよう支援している。
- 問題解決にあたり、謙虚に他から学び、他と協力できる力量や態度が形成できるよう支援している。

A-1-1 (1) -④ 多くの人たちとのふれあいを通し、子どもが人格の尊厳を理解し、自己の権利を尊重し共生できるよう支援している。

<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが人格の尊厳を理解し、<u>自己の権利を尊重し共生できるよう積極的に支援している。</u></p> <p>b) 子どもが人格の尊厳を理解し、<u>自己の権利を尊重し共生できるよう支援しているが、十分ではない。</u></p> <p>c) 子どもが人格の尊厳を理解するよう支援していない。</p>

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもが人格の尊厳を理解し、他者の権利を尊重するようになるには、まず、自分自身の人格や権利が十分大切にされているという実感や経験を積むことが基本となります。

○そのためには、養育者と子どもとが個別にふれあう時間を確保し、他者への基本的な信頼感を醸成することや、子ども間で生じたトラブルは可能な限り本人同士で解決することを支援する等、養育者の丁寧な関わりが重要です。

○また、円滑な人間関係を育ていくためにも、可能な限り同・異年齢交流の機会等を設け、多くの人たちとのふれあいを通じて、人格の尊厳や自己の権利を尊重できる人間性を養えるよう支援することが必要です。

評価の着眼点

基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために、養育者と子どもとが個別にふれあう時間を重要視している。

喧嘩など子ども同士の間のトラブルが生じた時、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援している。

ホーム以外の多くの人たちとふれあう機会を可能な限り実行している。

A-1-1 (1) -⑤ 子どもの発達に応じて、本人に出生や生い立ち、家族の状況等を適切に知らせている。

<p>【判断基準】</p> <p>a) <u>子どもの発達に応じて、本人に出生や生い立ち、家族の状況等を適切に知らせている。</u></p> <p>b) <u>—</u></p> <p>c) <u>本人に適切に知らせない。</u></p>
--

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、ホームにおける、本人に出生や家族の状況等に関する情報提供の対応について評価します。

○年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等については、子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、慎重な検討が必要であり、かつ、養育者の高い専門性が求められます。

○なお、親をはじめとする家族情報の中には、親等が子どもに知られたくない内容があることにも十分考慮する必要があるあり、児童相談所との連携が求められます。

○子どもに出生や家族の状況等を知らせる際は、子どもの自己肯定感の育成の観点からも配慮する必要があるあります。

評価の着眼点

子どもの発達段階に応じて、可能な限り事実を伝えようと努めている。

事実を伝える場合は、子どもの発達段階や個別の事情に応じて慎重に対応している。

伝え方や内容などについて協議し、養育者らで共有している。

事実を伝えした後、適切なフォローを行っている。

A-1-1 (1) ⑥ 被措置児童等虐待防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 被措置児童等虐待の防止と早期発見に具体的に取り組んでいる。
- b) 被措置児童等虐待の防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 被措置児童等虐待の防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○平成 20 年児童福祉法改正において、被措置児童等虐待の規定が盛り込まれました。ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）についても、被措置児童等虐待の対象事業者となっており、制度化を踏まえた対応が求められています。

○身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待といった、被措置児童等虐待は絶対に許されるものではありません。

○ホームは、日頃から研修や具体的な体制整備を通じて被措置児童等虐待の防止について対策を講じておかなければなりません。

○本評価基準は、ホームにおける被措置児童等虐待の防止・早期発見にむけた具体的な取組について評価します。

評価の着眼点

- 被措置児童等虐待の防止において、具体的な例を示し、徹底している。
- 被措置児童等虐待の防止において、具体的な例を示し、子どもに周知している。
- 被措置児童等虐待に迅速に対応できるよう、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 被措置児童等虐待の防止を徹底するため、日常的に話しあい、行われていないことを確認している。
- 被措置児童等虐待が起こりやすい状況や場面について、研修や話しあいを行い、これによらない支援技術を習得できるようにしている。
- 被措置児童等虐待の防止の視点から、ホーム内に第三者の視点が入るよう配慮している。
- 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。

A-1-1 (1) ⑦ 子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。
- b) —
- c) 子どもや保護者の思想や信教の自由を尊重していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもの思想・信教の自由は、最大限に配慮し、保障することが大切です。

○児童の権利に関する条約は、子どもの「思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利」を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という観点から最も大切にされなければなりません。

○本評価基準は、子どもや保護者の思想や信教の自由を保障するためのホームの取組について評価します。

評価の着眼点

- ホームにおいて宗教活動を強要していない。
- 子どもと保護者の個別的な宗教活動は尊重している。
- 子どもや保護者の宗教活動において、他の子どもや保護者の権利を妨げないよう配慮している。
- 保護者の宗教活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

A-2 日常生活支援サービス

2-(1) 支援の基本

A-2-1 (1) ① 子どもと養育者らの信頼関係を構築し、個々の子どもの発達段階や課題に考慮し援助している。

【判断基準】

- a) 子どもと養育者らの信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題を常に考慮し援助している。
- b) 子どもと養育者らの信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮し援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階や課題に考慮し援助していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子ども一人ひとりが抱える課題は個別のかつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。

○ホームにおける援助は、子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠です。そのため、養育者の高い専門性に基づく受容的・支持的関わりや深い洞察力による課題把握と対応が求められます。

○また、援助にあたっては、発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個性に十分配慮した関わりが求められます。

○本評価基準は、子どもと養育者らとの信頼関係の構築にむけた関わりや、子どもの発達段階や課題に考慮した支援について評価します。

評価の着眼点

- 子どもに対する受容的・支持的関わりを心がけている。
- 個々の子どもの気持ちを汲み取っている。
- 養育者らと子どもが個別的にふれあう時間を確保している。
- 子どもからの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。
- 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取りあげて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
- 個々の子どもの状況に応じて、日々の生活が組み立てられるようになっている。
- 子どもの生活を束縛するような管理や操作をしていない。

A-2-1 (1) ② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

【判断基準】

- a) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを積極的に育てている。
- b) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。
- c) 社会的ルールを尊重する気持ちを育てていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための援助について、養育者らの態度や子どもとの関わり方のほか、ホームのルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

評価の着眼点

- 養育者らは、普段のふるまいや態度で規範を示している。
- 子どもにも、ホーム生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとが理解できるよう説明し、責任ある行動をとるよう指導している。
- ホーム生活を通し、他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう援助している。
- 地域社会への積極的参加等、社会的ルールを習得する機会を設けている。
- ホーム生活のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。

2- (2) 食生活

A-2- (2) -① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮している。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分に配慮している。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮しているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○食事は、子どもの成長の基本であることから、年齢等に合った調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。

○従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てるうえでも重要な意味を持つことをあらためて認識する必要があります。

○そのため、栄養に配慮されたおいしい食事をゆつくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりを通して、精神的な安定と発達を促す取組が求められます。

○本評価基準は、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等のホームにおける取組について評価します。

評価の着眼点

- 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
- 養育者らや他の子どもと楽しく対話ができる場所となるよう工夫している。
- 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 陶器の食器等を使用したリ、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。
- 幼児など子どもの個人差や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
- 好き嫌いをなくす工夫や偏食指導については、無理がないよう配慮し実施している。
- 定期的な子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させている。
- 研修会や講習会に参加し、技術の向上に努めている。

A-2- (2) -② 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。
- b) 発達段階に応じた食習慣を習得するための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じた食習慣を習得するための支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、食生活への子どもの参加や、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。

○ホームでは、調理の仕方を覚えたり、買い物を手伝い材料の選び方等を知る機会が多いことから、これらの環境を活かした食器洗い、配膳、基礎的な調理技術等の習慣を習得するための支援について評価します。

○また、食事は、レストランでの外食、屋外での食事、バイキング方式での食事等、多様な機会を設け食事を楽しむとともに、正しい食習慣の習得にむけた支援を行うことが大切です。

○子どもの主体的選択を尊重し、希望に沿った食事を提供することも大切です。

評価の着眼点

- 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。
- 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身に付けられるよう工夫している。
- 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。
- テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。
- 外食の機会を設け、ホーム外での食事を体験させている。
- 食品分類やおやつのおやつ等、栄養についての正しい知識を教えている。
- 子どもの希望に沿った食事の提供（外食なども含む）をしている。

A-2- (2) -③ 子どもの生活時間にあわせて食事の時間を設定している。

【判断基準】

- a) 子どもの生活時間にあわせて食事の時間を設定している。
- b) -
- c) 子どもの生活時間にあわせて食事の時間を設定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定するとともに、食事に要する時間にも個人差に配慮して可能な限り幅とゆとりをもつ必要があります。
○また、クラブ活動等子どもの生活時間に配慮した対応が求められます。
○本評価基準は、子どもの生活時間にあわせて食事の時間の設定の取組について評価します。

評価の着眼点

□朝食、屋食、夕食それぞれの食事の時間が子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定している。
□クラブ活動等子どもの生活時間に応じて、食事の時間以外でも個別に対応している。
□電子レンジや保温庫、保冷庫等を用意し、食事の時間以外にもおいしく食べられるよう配慮している。
□無理なく楽しく食事ができるよう、年齢や個人差に応じ食事の時間を配慮している。

2- (3) 衣生活

A-2- (3) -① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。
- b) -
- c) 衣服の提供に配慮を欠いたものがある。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、主に低年齢児に対する生活における衣服の支援の取組について評価します。

評価の着眼点

□常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
□年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
□毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
□生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。

A-2-1 (3) ② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう積極的に支援している。
- b) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 衣服を通じて適切に自己表現できないよう支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 衣生活は、子どもにとって大切な領域であり自己表現の大きな手段として考えられることから適切な配慮が求められます。
- 画一的な衣生活にならないよう、可能な限り子どもの個性にあったもの、子どもの好みにあったものを購入するよう配慮が求められます。
- また、高年齢児においては自分自身で選び、購入できるような機会を確保することも必要です。
- あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができていくことが求められます。
- 季節や気候にあわせた衣服の選択や、衣類の補修等、発達段階に応じて子ども自身でできるように必要な支援を行います。
- 本評価基準は、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるための取組について評価します。

評価の着眼点

- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持つようになっている。
- 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を購入できる機会を設けている。
- 発達段階に応じて、衣服の着脱、整理整頓ができるよう支援している。
- 発達段階に応じて、選択、アイロンかけ、補修等衣服の自己管理ができるよう支援している。
- 衣服を通じて子どもが適切な自己表現ができるように支援している。

2-1 (4) 住生活

A-2-1 (4) ① 住居全体が生活の場としての安全性や快適さを配慮したものになっている。

【判断基準】

- a) 住居全体が生活の場としての安全性や快適さを十分配慮したものになっている。
- b) 住居全体が生活の場としての安全性や快適さを配慮しているが、十分ではない。
- c) 住居全体が生活の場としての安全性や快適さを配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの成長発達と権利擁護の観点から、生活の場である建物や設備のあり方をあらためて見直してみる必要があります。
- 本評価基準は、住居全体が生活の場としての安全性や快適さに配慮したものになっているかどうか、ホームにおける工夫や取組について評価します。

評価の着眼点

- トイレ、洗面所等は使いやすいよう配慮している。
- 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
- 子どもが私物を収納できるよう個々にダンス等を整備している。
- 日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
- くつろげる空間を確保するよう努めている。
- 必要に応じて、いつでも入浴やシャワーが利用できるようにしている。

A-2-1 (4) -② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう積極的に支援している。
- b) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもの自立に向けては、基本的な生活習慣・生活技術を身に付けることが必要であり、その支援は子ども一人ひとりの発達段階等によって大きく異なります。

○支援にあたっては、養育者が子ども一人ひとりの発達状況等を正しく理解したうえで、時間をかけて行うことが求められます。

○あわせて、子どもにも可能な限り多様な体験をさせることによって生活技術を高めしていくための働きかけも必要となります。

○本評価基準は、発達段階に応じた生活習慣の確立と生活技術の習得にむけた支援について具体的な取組を通して評価します。

評価の着眼点

- 居室の整理・整頓、掃除の習慣を身につけられるよう支援している。
- 洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理の習慣を身に付けられるよう支援している。
- 戸締り、施錠の習慣を身につけられるよう支援している。
- 住居の軽度な破損について、簡単な修理を依頼できるように配慮している。

2-1 (5) 衛生管理、健康管理、安全管理

A-2-1 (5) -① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、適切に対応している。
- b) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、子どもの健康管理における日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等具体的な取組について評価します。

評価の着眼点

□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。

□健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。

□養育者らは医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。

□服薬管理が必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬を確かめている。

□受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるように説明している。

A-2-1 (5) ② 発達段階に応じ、身体を自己管理できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じ、身体を自己管理できるよう具体的に支援している。
- b) 発達段階に応じ、身体を自己管理できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じ、身体を自己管理できるよう支援していない。

評価基準の考え方や評価のポイント

- 身体は健康（清潔、病気、事故等）は、子どもの健全な発達の基本となります。
- 本評価基準は、発達段階に応じて子ども自らが身体を自己管理を行うことができるよう支援するホームの取組について評価します。
- なお、本評価基準における身体は健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取組を評価します。

評価の着眼点

- 幼児へは、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を養育者らがきちんと把握している。
- 排泄後の始末と手洗いの指導をしている。
- 手が正しい洗い方の習慣を養うよう指導している。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう指導している。
- 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、爪きり等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。
- 定期的に理美容をするよう支援している。
- 発達段階に応じ、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るよう指導している。
- 交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から教えている。

2-1 (6) 問題行動に対する対応

A-2-1 (6) ① ホーム内の子どもの間の暴力、いじめ、差別などが生じないようホーム全体に徹底している。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないようホーム全体に十分に徹底している。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底していない。

評価基準の考え方や評価のポイント

- ホーム内における子どもの安全や安心を保障することは最も重要なことです。
- ホーム内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識をホーム全体に徹底することが必要です。
- また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても養育者らの連携や役割等をあらかじめ整えておくことが求められます。
- 本評価基準は、ホーム内における子ども間のいじめや暴力等の防止と、万が一発生した場合の対応策等ホームの取組について評価します。

評価の着眼点

- 養育者らは、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方の模範を示している。
- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援している。
- 課題がある子ども、入居間もない子どもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。
- 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合は、養育者らが中心になり適切な対応ができるよう体制になっている。
- 暴力やいじめに対処する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等に協力を要請するようになっている。

A-2- (6) ② 子どもの問題行動に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもの問題行動（暴力・不適応行動等）に適切に対応している。
- b) 子どもの問題行動（暴力・不適応行動等）に対応しているが、十分ではない。
- c) 子どもの問題行動（暴力・不適応行動等）に対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもが問題行動をとった場合は、子どもが訴えたいことを理解し、その問題行動の原因について十分な検討を行うことが大切です。

○また、問題行動のある子どもの特性等について、あらかじめ養育者間で情報を共有し、連携して対応することや、必要に応じて児童相談所、その他専門機関等とも情報交換するなど日常的な対応が求められます。

○本評価基準は、子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合の対応や日常的な取組について評価します。

評価の着眼点

- ホームが子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。
- 問題行動のある子どもについて、あらかじめ養育者間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。
- 問題行動のある子どもの問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激、人的・物的環境との因果関係を分析している。
- 養育者らは研修等を通して、問題行動に対する適切な支援技術を習得できるようにしている。
- 問題行動に対して、子どもの心身を傷つけずに対応するための体制を整えている。
- 必要に応じ、児童相談所その他専門機関等と協力し、対応している。
- 周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。

2- (7) 自主性、自律性を尊重した日常生活

A-2- (7) ① 子どもが余暇を有効に活用できるよう配慮している。

【判断基準】

- a) 子どもが余暇を有効に活用できるよう配慮している。
- b) -
- c) 子どもが余暇を有効に活用できるような配慮はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、余暇を子どもが自由に過ごせるような工夫や配慮等のホームの取組について評価します。

評価の着眼点

- 子どもの興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう工夫している。
- 子ども（外国籍の子ども等）の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。
- 学校のクラブ活動への参加は、本人の希望を尊重している。
- 子どもが外部のサークル活動やレクリエーション等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。
- 子どもの趣味に応じて、外部の文化・スポーツ活動への参加や習いごとを認めている。
- 図書・雑誌・新聞等、子どもの要望に応じた出版物を備えて、自由に閲覧できるようにしている。
- テレビ・ビデオ・ステレオ等オーディオ機器を備え、子どもの健全な発達に考慮したうえで、自由に使用できるようにしている。

A-2-1 (7) ② 買い物や外出、旅行などは、子どもとともに計画し、実施している。

【判断基準】

- a) 買い物や外出、旅行などは、子どもとともに適切に計画し、実施している。
- b) 買い物や外出、旅行などは、子どもとともに計画し、実施しているが、十分ではない。
- c) 買い物や外出、旅行などを、子どもとともに計画していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、買い物や外出、旅行などのイベント等に子どもが参画しやすいように計画・実施するホームの具体的な取組について評価します。

評価の着眼点

- 子どもの興味や興味にあったイベントになるように子どもの意見を反映させ、適宜変更している。
- 子どもが主体的にイベント等に関わることができる。
- イベント等に対して自発的な参加を促すよう支援している。
- イベント等に追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。
- イベント等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している。

A-2-1 (7) ③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう具体的に援助している。
- b) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが社会化していくためには、さまざまな生活技術が習得されなければならない。なかでも経済観念の確立はその基本となるものです。
- 経済観念の確立にむけては、子どもの発達段階に応じてこづかいの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの金銭管理や使い方など経済観念の確立にむけたホームの取組について評価します。

評価の着眼点

- 計画的なこづかいの使用等、金銭の自己管理ができるよう援助している。
- 無駄づかいをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を体験できるように工夫している。
- 大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど経済観念や金銭感覚が身につくよう援助している。
- こづかいの用途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制約を加えていない。
- 一定の生活費の範囲で生活することを学ばせている。

A-2-1 (7) ④ ホームが地域に開かれ子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが友人や地域との関係を深められるよう積極的に支援している。
- b) 子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが友人や地域との関係を深められるような支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、地域に開かれたホームにむけた取組について評価します。
○たとえば、学校の友人等がホームへ遊びに来やすいような環境作りといった、子どもが友人や地域との関係を深めるための支援について、ホームの具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 学校の友人等がホームへ遊びに来やすいような環境作りに努めている。
- 帰宅時間（門限）は、子どもと発達や状況に応じて決めている。
- 地域のボランティア活動への参加の機会を設けている。
- お祭りへの参加など、地域社会での活動や交流会への参加を支援している。

2-1 (8) 学習支援、進路指導等

A-2-1 (8) ① 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を適切に行っている。
- b) 学習環境を整備しているが、学力に応じた学習支援は十分でない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもの学習権を保障し、よりよい自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することがファミリーホームには求められます。

○本評価基準は、ホームにおける学習環境の整備と学習支援について具体的なホームの取組について評価します。

評価の着眼点

- 忘れ物や宿題の未提出がないよう把握している。
- 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習机を用意するなど、中学生、高校生、大学受験生のための環境づくりなどについて配慮している。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう支援している。
- 学校教員と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。

A-2-1 (8) ② 学校との連携により子どもの状況に応じた支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学校との連携により子どもの状況に応じた必要な支援を積極的に行っている。
- b) 学校との連携により子どもの状況に応じた必要な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学校との連携を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもへの十分な支援を実現するためには、子どもの学校生活の状況を把握し、必要に応じて学校と連携を図ることが重要となります。

○学校側の問題で、十分な連携が実現できない場合もあるため、本評価基準は、学校との連携に向けてホームが積極的に努力しているかどうかについて評価します。

評価の着眼点

- 保護者会に出席する、担任と連絡をとるなどの取組を行っている。
- 子どもに関する関係者間での話し合いの場の設定を提案している。

A-2-1 (8) ③ 学校を卒業する子どもの進路について、幅広い選択肢のもと、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの進路について、進路の自己決定が出来るよう積極的に支援している。
- b) 子どもの進路について、進路の自己決定が出来るよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの進路について、進路の自己決定が出来るよう支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な情報提供がその基本となります。

○とくに、進路選択という子ども的人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止め、きめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。

○本評価基準は、学校を卒業する子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定にむけた支援の具体的な取組について評価します。

○あわせて、進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応等についても対応を評価します。

評価の着眼点

- 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供している。
- 進路選択にあたって、子どもと十分に話しあっている。
- 進路選択にあたって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 早い時期から進路について自己決定ができるよう相談、指導を行っている。
- 奨学金など進路決定のための経済的支援のしくみについての情報等も提供している。
- 就職にあたっては、その前段階において十分な情報提供や相談、指導を行っている。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。

2- (9) メンタルヘルス

A-2- (9) -① 虐待を受けた子どもなど心理的なケアを必要とする場合は、心理的な支援ができるよう関係機関と連携している。

【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な子どもに対して関係機関と十分に連携した支援を行っている。
- b) 心理的なケアが必要な子どもに対して関係機関と連携した支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な子どもに対して関係機関と連携し支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、関係機関との連携等の取組について評価します。

評価の着眼点

- 心理的な支援を必要とする子どもについて、関係機関と連携した取組を行っている。
- 日常生活の中で、心理的な支援が行える体制ができています。
- 必要に応じて臨床心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する研修等を受けている。

A-2- (9) -② 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を適切に設けている。
- b) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ファミリーホームにおける性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう支援していくことが求められます。

○そのためには、日頃から養育者らの間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強を行うことも必要となります。

○また、実生活のうえでも年齢にふさわしい異性とのつきあいができるような配慮が必要となります。

○本評価基準は、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組について評価します。

評価の着眼点

- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 年齢相応で健全な異性とのつきあいができるよう配慮している。

2ー(10) 家族とのつながり

A-2-1 (10) ① 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。

【判断基準】

- a) 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制あり、機能している。
- b) 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制があるが、十分に機能していない。
- c) 児童相談所等と連携し、相談に応じる体制ができていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○家族との交流の機会が保障されていることは子どもの重要な権利です。
○本評価基準は、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを児童相談所と連携し、協力しているかについて評価します。

評価の着眼点

- 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- ホームと家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- 親との面会に協力するなど、親子関係の継続や修復に努めている。
- 面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりを発見に努めている。
- 子どもの日常生活の様子について家族に伝えている。
- 子どもに関係する学校、地域、ホーム等の予定や情報を、家族に随時知らせている。
- 子どもが家族との交流を望む場合、積極的に支援している。

A-2-1 (10) ② 関係機関と連携し、子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などの機会を保障している。

【判断基準】

- a) 関係機関と連携し、子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などの機会を十分に保障している。
- b) 関係機関と連携し、子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などの機会を保障しているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族の関係づくりのための面会、外出、一時帰宅などの機会を保障していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、子どもと家族の関係づくりのために必要な面会や外出、一時帰宅等の機会の設定に関する具体的な取組について評価します。
○家族との交流の機会の保障は子どもの重要な権利ですが、当該権利に十分配慮しつつも、子どもが交流を希望しない場合や強引な引き取り等子どもへの影響が考えられる場合にはあえて交流を行わないよう配慮していることも評価します。

評価の着眼点

- 一時帰宅については、児童相談所と連携して行っている。
- 子どもが家族との交流を希望しない場合には、その意思を尊重している。
- 虐待を受けた子どもなど配慮が必要な子どもについては、児童相談所と十分な連携のうえで行っている。

(改正後全文)

雇児発0330第9号
平成23年3月30日

【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第3号

【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第3号

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親委託ガイドラインについて

里親制度の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令及び平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

里親委託ガイドライン

1. 里親委託の意義

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高年齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
 - ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
 - ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、
- というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討すべきである。

もっとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

3. 里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

(1) 保護者による養育の可能性の有無

- ① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子ども

長期的な安定した養育環境が必要であり、養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。

- ② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども
家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要なことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。

(2) 子どもの年齢

- ① 新生児

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭的な

養育環境を提供することが必要である。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親委託は有用である。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。

また、望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が出産前から早期の相談支援に努める。

② 中学生や高校年齢の子ども

地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。

高齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。

なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。

(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更

施設に長期間入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。

① 乳児院から措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用する。

現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

② 施設入所が長期化している子ども

施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。

③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども

保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。

④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども

里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。

⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども

保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。

(4) 短期委託が必要な子ども

保護者の傷病や出産等委託の期間が明確な子どもについては、短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。特に幼稚園等に通う幼児や学齡児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとっても大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。

(5) 個別的な支援を必要とする子ども

① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども

集団での対人関係や施設での生活になじめず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

また、保護者がいない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

② 非行の問題を有する子ども

家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは里親委託を優先して検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。

- ① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）
- ③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要と判断された場合

4. 保護者の理解

(1) 保護者への説明

保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や施設の選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求める。

特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまうのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。

- ① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。
- ② 養育里親による家庭的環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。
- ③ 保護者との調整は基本的には児童相談所が行うが、対応困難な保護者等を除き、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合は、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。

(2) 保護者の承諾

保護者の承諾については、児童福祉法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表示がなければ、児童福祉法上、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。

① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合

保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、児童福祉法第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。

なお、都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法第27条第6項（児童福祉法施行令第32条）により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。

里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求める。

保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。

② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合

本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みであり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1)①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求める。

なお、最終的に理解が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て行う法第28条措置を除き、児童福祉法第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないので、結果として里親委託はできないことになる。

③ 児童福祉法第28条による措置の場合

法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。

ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておく必要がある。また、保護者に子どもの措置先を伝えない必要がある場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。

④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等

里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1)①②③について丁寧に説明し、理解を求める。

児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。

また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。

5. 里親への委託

(1) 里親委託の共通事項

① 里親家庭の選定（マッチング）

里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。

子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。

里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。

なお、子どものアセスメントや里親と子どもの調整には、里親支援機関と連携することも有用である。

② 委託の打診と説明

里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の予定、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。

また、里親に対し、受託を断ることができることを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。

新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。

③ 子どもと里親の面会等

子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。

施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するために初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。

家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。

このように里親委託までには、面会や外出、外泊など行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する児

童との適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。

里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるなど考慮することを踏まえ、里親と子どもの関係性を見極めた上で決定する。

なお、里親と児童相談所の子ども担当者、里親担当者、可能であれば保護者と、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。

また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。

(2) 養育里親へ委託する場合

保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。

また、家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。

短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。

その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。

なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。

委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。

また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

(3) 専門里親へ委託する場合

虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。

専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こすことがある場合があり、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、療育機関でのケアや治療を取り入れながら、委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要である。特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等子どもの担当職員やファミリーソーシャルワーカーに委託後の里親への助言や養育相談の支援を依頼する。

また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応については、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応する。

(4) 養子縁組を希望する里親の場合

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意志を確認する。

子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気は受け止めること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできることを説明する。

また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不相当である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法

律第89号)第817条の6ただし書)。

(5) 親族里親へ委託する場合等

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。)及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。

- ① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。
- ② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに助け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。
- ③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。
- ④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。
- ⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。

(6) ファミリーホームへの委託

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どもがいる環境の方がより適合しやすい子どもや、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。

(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点

未婚、若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てるので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。

まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や病気は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。

実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくることのできるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。

(8) 措置延長についての留意点

里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども

などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。

(9) 里親と子どもが不調になった場合

里親と子どもの調整を十分に行ってから、里親委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、里親と子どもが不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が高くなり、子どもとの関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。

不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら里親と子どもの関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。

- ① 情報の共有・協議・支援

不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をしてもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ委託継続が図ることができるよう支援を行う。

② 委託解除

やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でないと判断される場合は、無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する。

委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等里親のケアが重要である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したけれど合わない場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に振りかえり、前向きに今後につなげていくことが重要である。

6. 里親の認定・登録について

里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭に迎え入れて養育を行うものである。このため、里親は子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。

また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。

従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。

(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点

里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続き、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されること

など丁寧な説明を行う。

また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。

(2) 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点

再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託される子どもの状況で委託後に子どもの発達の遅れや障害が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。

養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。

(3) 要件審査に当たっての留意点

申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

養育里親については、児童福祉法第34条の20第1項に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の35の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。

① 里親の年齢

養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高年齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。

なお、養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

② 里親を希望する者が単身である場合

知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。

7. 里親家庭への支援

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支

援、里親の相互交流等の里親支援を行う。

里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。

里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。

また、多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に相互の信頼関係を築いていくことが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。

里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。

(1) 委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

(2) 定期的な家庭訪問

委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々の状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的に訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。

委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要であるが、その後においても、児童相談所や里親支援機関の担当者が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。

定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に訪問し、その後の定期的訪問は、施設の里親支援専門相談員が行うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。

里親委託等推進員や里親支援専門相談員が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明するとともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を共有した上で、訪問することが必要である。

里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状

況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供をするとともに、できる限り、子どもにも面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長の状況を把握する。

また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

(3) 里親の相互交流

児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。

(4) 里親の研修

養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養子縁組里親及び親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。

(5) 地域の子育て情報の提供

- ① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。
- ② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）

里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

- ① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。
- ② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。
- ③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設

や里親等を選択する。

(7) 相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要である。

里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。

複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたいことがあることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。

(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援

里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は情緒障害児短期治療施設に通所させることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。

(9) 養子縁組の支援

養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。

特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きが開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

(10) ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとって、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。里親に委託された子どもには「子どもの権利ノー

ト」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だけで対応が困難なとき、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。併せて、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。

また、子ども同士が交流する里子の会等を行うことは、子どもの声を聞く権利の擁護とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。

9. 里親制度の普及と理解の促進

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、里親について知ってもらう勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。

里親になろうとする動機は、子育てが好きとか、社会貢献をしたいとか、子どもがいないので子育てをしてみたいとか、自分の子育てに目途が立って余裕があるなど、様々であり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組む。

また、里親制度について広く理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進めるための理解を促進する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。

(1) 担当職員の充実

① 児童相談所の里親担当職員

里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県市（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、できる限り専任であることが望ましい。

里親担当職員は、児童のケースを担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、里親委託等推進員や里親支援専門相談員とチームを組み合わせながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。

② 里親委託等推進員

里親委託等推進員は、里親支援機関事業により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。

里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。

③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉士となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。

里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動することが望ましい。

里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。

(2) 里親支援機関

里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施

設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特徴に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

① 里親会

里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

このような役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。

里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。

② 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられているが、里親支援機関として指定し、意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。

③ 里親支援専門相談員を置く施設

里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域でその活動を行いやすくするために、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

④ 公益法人、NPO等

里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。

(3) 役割分担と連携

児童相談所の里親担当職員と、里親委託等推進員、里親支援専門相談員との間での役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役

割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。

行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、

- ① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、
- ② 委託に関する事務（里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等）、
- ③ 里親指導・連絡調整（養育上の指導、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等）、
- ④ 里親委託の解除（委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応）などは、児童相談所が直接に行う必要がある。

一方、それ以外の業務、すなわち、

- ① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）
- ② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）
- ③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）
- ④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）
- ⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談
- ⑥ レスパイト・ケアの調整
- ⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）
- ⑧ 里親会活動への参加勧奨、活動支援
- ⑨ アフターケアとしての相談

などは、児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）を活用して積極的に推進する。

その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。なお、里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。

（４）里親支援機関と守秘義務

都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。

また、同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされており、都道府県市の里親支援の業務を委託して行わせる里親支援機関は、この規定に該当するものである。さらに、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、この里親支援機関には、守秘義務が課されることになる。

なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。

(5) 市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携

里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。

(6) 里親委託等推進委員会

① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す。

これまでの新たな社会的養育の在り方に関する検討会における主な御意見【未定稿】

<「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう」に関する定義とそのあり方>

項目	ご意見
○「家庭養護」の定義とそのあり方について	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭養護や家庭的養護の定義について、国連ガイドラインの定義に沿って議論してはどうか。 ・ 「家庭養護」の要件については、「里親及びファミリーホーム養育指針」にある5つの「基本的な考え方（家庭の要件）」をたたき台にして具体的な要件を検討してはどうか。 ・ 子どもの発達にとっての家庭の役割をしっかりと議論する必要があるのではないか。 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭のあり方が多様化する中で、何をもちて当たり前の生活と捉えるのかは、養育観や家族観の違いがある。 ・ 子ども自身が家庭と思うかどうかの大事。子どもにとって自分が帰ってくる場所だと感じられるか。ずっと一緒にいてくれる人（心の中にいてくれる人）を得られる場所か。 ・ 子どもにとっての養育者の永続性をどれだけ担保するかや、生活をともにすることをどう担保するかで考えればよいのではないか。 ・ 一番大事な点は、子どもの愛着形成の発達上で何が必要か。安全基地としての機能を持つ家族というものをしっかり考えていくことが前提。
○ファミリーホーム	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態として、職員が通ってくるようなファミリーホームは施設ケアの一類型であり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」ではなく、「家庭的環境」に含めるべきではないか。 ・ 生活の基盤が外にあってファミリーホームに通ってくるのは補助者。法人型でも自営型でも、ファミリーホームに生活基盤を有している主たる養育者は少なくとも1人はおり、主たる養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行うことが通知には書かれている。

- ・ 施設の指導員や保育士で小規模グループケアを実施しようとした施設を、ファミリーホームに誘導したという経緯がある。その過程で起こったことであれば、あらためて小規模グループケアとして整理する必要がある。

<第4回>

- ・ ファミリーホームの職員としては、養育者と補助者がおり、養育者がファミリーホームに通うということは認められていない。現実に通っている場合があるのであれば、制度の運用の仕方や指導・監査の問題ではないか。
- ・ ファミリーホームの養育者の要件として、施設での勤務経験があることがそのまま家庭養護の養育者として適当と捉えていいかは疑問。ファミリーホームの養育者の要件に、里親登録を義務づけることにより、家庭養育に固有の価値、知識、技術の修得が促進されるとともに、施設が運営するファミリーホームの養育者を通じて施設側の職員の里親に対する認識を深め、施設と里親の架け橋として施設自身が機能することが期待できる。この場合には、養育里親研修のうち施設実習は免除してもいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型の中で、1人が居住していて補助者がつく場合、地域小規模児童養護施設の住み込み型と違いはないのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型は、急ぎ里親制度を推進するという意図で作られたのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について人事異動があるかどうかも大事な点ではないか。
- ・ 里親登録し、里親研修を受け、認定された者が開くファミリーホームは家庭養育と呼んでいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について、単身者は無理なのではないか。また、本体施設と同じ敷地、もしくは隣に住まわせて、食事のときには本体施設に行くような形態で実施するのは、ファミリーホームではない。
- ・ 家庭型のファミリーホームについては里親登録を原則とした方がいいのではないか。
- ・ 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」とは、心身や行動上の問題があり、家庭環境では対応が困難と考えられた場合や児童が家庭環境への抵抗感が強く、当初里親等への委託が難しい場合、または、「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合が考えられる。
- ・ 夫婦が里親やファミリーホームだけを職業とする形態があってもよいのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦が里親やファミリーホームだけをしている里親さんには、できるだけ困難な児童を受けてもらい、そこで家庭のケアを受けられるような形を作った方がよいのではないか。 <p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーホームについては、里親登録した養育者とするのが大事な視点ではないか。 ・ ファミリーホームの設置が施設を小規模化する際の条件になること自体がおかしい。 ・ 施設職員が独立してファミリーホームを開設することや、法人の職員のままでファミリーホームを開設することも選択肢として残していてもよいのではないか。施設のあり方として、里親ファミリーホームを支援する施設と、ソーシャルワーク機能を持った小規模施設のどちらを運営してもよく、一つの方向性に縛られない制度設計が重要。 ・ 今の児童養護施設のあり方を変えて、里親ファミリーホームを支援する形態に変わっていく施設もあると考えると、法人型を残した方がよいのではないか。 ・ 法人組織に属しながら、里親登録を原則として、法人からのバックアップを受けながらファミリーホームを運営する形態もあっていいのではないか。 ・ 独身で里親を長くやっていてファミリーホームを開設する希望のある方は何人もいる。 ・ 里親登録をし、まずは子どもの1人委託をうけて、それからファミリーホームへ転換する方がいいのではないか。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人、2人の少人数の子どもを養育する里親が突然5人以上のファミリーホームになるときに里親としての養育経験だけでいいのか。 ・ 単純に里親登録だけでなく、専門里親研修くらいまでを求めるのか。登録の中身についても議論したほうがいいのではないか。
○定義のまとめ方	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「一般の家族の機能」については、子どもの養育に関してかなり限定的に書いた方がよいのではないか。家族とはこうあるべきとミスリードされる可能性がある。また、「共有される価値がある」というと、家族は何か価値を共有していないといけないという理解のされ方になる恐れがある。

- ・ 「機能」を「養育環境としての機能」に直したほうがよいのではないか。
- ・ 「共有される価値がある」を独立させないという整理もあるのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」には、「発達が促されて、生活課題の修復が意図的に行われる場」ということも入れた方がよいのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」のうち「家庭同様の」という文言は要らないのではないか。
- ・ 情緒的な安定の回復などの文言のほうがよいのではないか。関係性の構築、発達の促進、生活課題の修復や解決という機能になるのではないか。
- ・ 家族には治療的機能があり、慰安的機能、問題解決機能も入れた方がよいのではないか。
- ・ 家族社会学のタルコット・パーソンズやバージェスなどの家族機能をベースに考えた方がよいのではないか。
- ・ 家族に限定せず、地域との関係やその他の機能を使いつつ回復していくという考え方のほうがよいのではないか。家族の機能を地域との関係でとらえるのが社会的養育の意味ではないか。安全が保たれていることと、開かれた家庭の必要性との両立をどう考えるか。
- ・ 子どもの養育について、何が原則的に大事かという観点で考え、具体的な条件や要件を具体的に広げていくほうがよいのではないか。
- ・ 子どもの養育に関して、情緒的で特定の人間関係や生活の基盤、発育や発達の保障、情緒的な回復の場のくらいにシンプルにしたほうがよいのではないか。
- ・ 継続的な人間関係、安定した人間関係が子どもの生活の基盤であること、心身の発達の保障について情緒的な安定性の回復の場ということぐらいに集約したほうがよいのではないか。
- ・ 要件として書かれているのは一定の養育環境であり、継続的な人間関係や生活基盤の共有というものは要件の中に含まれているおり、そういう環境が保障されることによって心身の発達や、癒しの機能というものが遂行されるということではないか。
- ・ 社会的養護の特性をきっちり位置づけたほうがよいのではないか。要件の中に組み込んでしまうと、特性が非常に見えづらくなるのではないか。
- ・ 社会的養育の養育環境の機能について、どこかできちっと書く必要があるのではないか。
- ・ 家庭的と家庭の違いを明確にする必要があるのではないか。家庭的でなく、家庭ならではの部分は、1つは継続的で特定な人間関係で、もう一つは、共有される生活体験のようなものではないか。

- ・ 機能として永続性を考えたときに、養子縁組の方向をきちんと打ち出すことが必要。
- ・ 子どもほっとする環境として何が必要かを整理し、「子どものニーズに合った適切なケアを提供できる」機能を整理してはどうか。
- ・ 項目の立て方として、社会的養育共通部分が最初にあって、家庭養育、家庭的養育の機能を並べるほうがわかりやすいのではないか。
- ・ 特別養子縁組、普通養子縁組、親族里親と書いていけばよいのではないか。
- ・ 子どもはどうしてもらいたいと思っているのかを考えるということを前面に出したほうがよい。
- ・ 適格性の判断は難しいかもしれないが、養子縁組前のカンファレンスや評価の段階で、この要件を満たせるような家庭に養子縁組されることをイメージできるように整理したい。
- ・ 法律に明示されており、ある程度、明確に家庭の機能も含めて示す必要があるのではないか。家庭という言葉を中心に求められる家庭のあり方を示さざるを得ないのではないか。家庭的養育環境が何かを明確にする必要があるのではないか。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」とは何かという定義をしっかりと書くことで、「できる限り良好な家庭的環境」でない環境を明快に書くことが大事なのではないか。
- ・ 児童の代替的養護に関する指針の目的にあるように、どういう手続をしながら子どもの一番よい社会的養護を見出していくかが必要ではないか。適切性のある代替的養護の提供を実施する部署をつくる必要がある。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」を操作的定義してはどうか。例えば、小規模化、個別化を軸にし、集団は小規模で6名程度の小規模を超えることはなく、集団の構成員は比較的安定したものであって、比較的、継続的な対人関係をベースに養育が営まれること。集団生活ではなく、子ども一人一人のニーズに応じた生活支援が提供されること。子どものニーズに応じた社会資源を活用しながら、安定したグループとしての生活を営むものとするなど、操作的に定義するほうがよいのではないか。
- ・ 子どもに望ましい養育は、一定の幅を持ちながら、家庭が正常に機能しているとすればどういうことを整理するのではないか。それを提供できるユニットなどの中身は何かを考えるのではないか。
- ・ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」を明確に定義することが里親または養親候補者の認定にも役立つ。登録された里親を抹消するプロセスも非常に重要。
- ・ 家庭のあり方ではなくて、家庭養護のあり方として最低限の要件は明確にすることが必要ではないか。良好な家庭的環境は要件をグラデーションで考え、どこに近づけていくのが家庭的養護かの基準を家庭

	<p>養護の要件から考えてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設も要件の中に入れながら考えなければいけない。漠とした言い方にまとめていかざるを得ないのではないか。 ・ 適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない状況については、いずれは解消しなければならないことを明確に記載したほうがよいのではないか。
<p>○家庭養護優先</p>	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念としては親のことは考えずに子どものことを考えるのは当然だが、保護者の抵抗感が強く、里親はダメだが施設は良いという場合があり、実務上の手だてを講じないと動かないのではないか。 ・ 施設入所は短期間が条件で、短期間で親が引き取れなければ里親委託することとし、親が引き取れるように在宅支援を行うことを児童相談所側は今後考えていく必要があり、場合によっては28条の申し立てや親権停止する必要があるのではないか。 ・ 里親委託を拒否する親は心理的な意味合いが強いので、里親という名称をどうするかという議論もする意味があるのではないか。 ・ 里親委託ガイドラインの原則の中には、保護者が里親に明確に反対している場合（28条措置を除く）に保護者の理解を促すための説明に関する事項があり、里親制度への誤解を解くような説明の仕方が具体的に記述されている。 ・ 家庭養護を供給していけるのかを同時に考える必要がある。 ・ 説得して同意してもらうことが基本だが、司法関与のあり方において、分離だけではなく、ケアプランの執行などもう少し強い枠組みが入れられるかどうか。 ・ できればガイドライン的なものを作る必要があるのではないか。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」が優先されるということを児童相談所も、社会もある程度認める状況にならないと、実親が里親ではなく施設に預けたいということが続いてしまう。意識の徹底も必要ではないか。 ・ どのような調査をして、どのように判定していかなければならないのかということが少し明確になることが必要ではないか。

<「できる限り良好な家庭的環境」の定義とそれを利用する場合の条件>

項目	ご意見
<p>○「できる限り良好な家庭的環境」の定義</p>	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような形態のものが大規模施設として今後縮小していくべきか、また、どのような形態が「できる限り良好な家庭的環境」に当てはまるのか議論する必要がある。 ・ 本体施設の中で全て小規模グループケア化した施設は、「できる限り良好な家庭的環境」と言えるのか疑問。 ・ 「近所とのコミュニケーションの取り方を自然に学べる」ということが小規模化の意義と課題の1つなので、地域の中に分散（点在）していることが小規模化として意味があり、それが本来の「良好な家庭的環境」と考える。 ・ 同じ敷地の中に小さいグループをいくつも作って、それぞれのグループが子どもに個別的な養育をどうできるか努力をしている施設もあり、このような形態も検討の中にいれる必要があるのではないか。 ・ 既存の家族を前提とした形態が「家庭における養育環境と同様の養育環境」であって、既存の家族を前提としない形態（例えば職員が2人住み込む形態）は「家庭的環境」に整理されるのではないか。 ・ 小規模グループケアは、小規模個別グループケアとする必要がある。 ・ これまで、児童養護施設について、子ども一人一人を丁寧に育てるための小規模化、それを更に地域化していくという流れを作ってきた。将来的には施設もやがて地域化していくことを前提に議論していく必要があるのではないか。 ・ 一般の人が名称を聞いたときに、どういうケアをするところかイメージできる名称や基準を考え、その基準に当てはまる形態を再度分類する必要があるのではないか。 ・ 継続性、一貫性、連続性ということをも前提に家庭的な養育環境を考える必要がある。 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中に存在するという事は非常に重要な視点。 ・ 「できる限り良好な家庭的環境」は、施設型のファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの分園型。ただし、地域小規模児童養護施設と小規模グループケアの分園型については、子どもの側から見て違いが全く分からないので、これは統一してしまってもよいのではないか。 ・ 個別化ができないといけない。そのための単位の生活を提供しなければいけない。規則や行事などで

	<p>縛っているような施設養護では、子どもの家庭の中で起きてきた問題を解決するためには機能しない。施設養護の支援の中身を十分精査していかなければならない。</p> <p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ざくっとした表現で機能論的にまとめたほうがいいのではないか。子ども一人一人の発達を保障する機能としての良好な家庭的環境とは何かということを整理したほうがいいのではないか。 ・ 生活の柔軟性が機能としてあることは必要。子どものニーズや今まで育ってきた生活状況や環境とマッチした生活を提供することが家庭と同様、もしくは家庭的環境ということになるのではないか。 ・ 施設がソーシャルワーク機能を有していることが重要。 ・ 大舎制はどの施設でもいらぬのではないか。地域の中で子どもたちに必要なケアを提供する場合に、ある一時期は地域等 100%オープンでないという場合もあり得るのではないか。最大6人という規模を考える中でも、養育者が複数となってもできるだけ一貫した養育がなされると同時に、柔軟な養育など家庭の持つ機能はできるだけ有することを原則と考えてはどうか。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の要素のうち、人の要素と、それ以外の要素と分けて考えるべきではないか。関係性の部分は非常に重要。
○地域に存在していること	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会に存在するという要件を入れてはどうか。 ・ 行動化が激しい場合、地域の中に本当にオープンに組み込めるのかということもあり、ニーズによって考えていくことが適当ではないか。 ・ どこにあったら地域社会でどこにあったら地域社会ではないのか。 ・ 情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設はたいてい非常に遠いところにある。どこまでだったら家庭的環境なのかを社会的養護施設として認めるのかを明確にしたほうがいいのではないか。 ・ 小舎制といってもその規模の理解はばらばらなのではないか。 ・ 児童自立支援施設は、地域社会から一定の隔離できることも利点なのではないか。 ・ 情緒障害児短期治療施設は、院内学級が活用できる利点がある。地域に開かれると同時に、必要に応じて子どもが施設の中で教育を完結できる特徴を施設として位置づけることは可能ではないか。

○規模に関すること

<第5回>

- ・ 小舎夫婦制は、「できる限り良好な家庭的環境」に位置づけるべきで、子どものニーズにマッチした一つの形態ではないか。
- ・ 医療的モデルは、情緒障害児短期治療施設が子どもの福祉施設であるのでなじまない。生活支援をベースで考えると小規模化が必要。児童養護施設等の社会的養護の施設の中で心理士が豊富にいて、心理療法を子どもに提供できるの施設として位置づければいいのではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設の一つのユニットは6人や8人が限界ではないか。6人や8人のユニットがばらばらにあると大変であり、職員のバックアップも難しい。院内学級を考えると、6人や8人のユニットが固まった施設ということは十分あり得るのではないか。児童自立支援施設も基本は6人ぐらいが限界ではないか。地域社会にばらばらにあると收拾がつかないので、固まったところで院内学級があって、お互いにバックアップしていくという体制が妥当ではないか。
- ・ 児童自立支援施設はどちらかという行動化の激しい子どもが境界線の中に守られている。情緒障害児短期治療施設は性虐待の被害の子どもも結構おり、社会に出ることの不安さもあるので、そういう意味で地域の中に必ずしも全部が開かれている必要はなく、子どものニーズに合わせて、閉じられた中に一時的にいて回復するということもある。ただし、基本的に生活単位は小さくしていくべき。
- ・ 生活単位を6人、8人にして、そのユニットが8つも10もある情緒障害児短期治療施設はものすごく運営が大変ではないか。せいぜい6人、8人のユニットが集まって、3～4カ所や5カ所。施設全体の規模が大きくなると、ユニットは別々であっても、1カ所に集まると、いろんな問題行動が発生してくることを考えると、施設全体の規模は小さいサイズがよいのではないか。
- ・ できる限り家庭に近いとなったら考えると、6人の子どもがいる家庭はほとんどないが、今までのことを考えると6人ぐらいではないか。
- ・ 6人以下と明示は必要ではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人が限界ではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人、20人台のほうが望ましいのではないか。
- ・ 何人かということは、最初に完全に決めてしまわないで、ある程度何人かとしつつ、本当に決めるのは1回やってみて、効果を見ながら決めていく方がよいのではないか。
- ・ 治療的な効果を考えると、情緒障害児短期治療施設のニーズも地域によって、医療機関の有無で全然違う子どもが入所しており、ある程度、幅も必要ではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最適な職員数を置くことによって6人の規模が可能になっていくのではないか。 ・ 最大6人としたほうがよいのではないか。 ・ 制度上6人と決めてしまうよりも、原則としたほうがよいのではないか。ある程度、子どもの最善の利益を考慮しながらも柔軟な対応が可能としたほうがよいのではないか。 ・ 原則6人として、それ以上でもできることにしてしまうと、全体として7人、8人を入れる状況になってしまうのは適当でないのではないか。 ・ 小規模化すると社会的養護全体のキャパが小さくなる。この小規模化によって、必要としている子どもを今度はどうケアしていくのか、議論をする必要がある。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模施設を排除するというのではなく、小規模以外の集団養育は適切ではなく、小規模化をするべきといったほうがよいのではないか。 ・ 一人での勤務の時間が短いほど職員の共感や満足は上がり、達成感は高くなる。人の配置の問題を考えないで、今の配置基準のまま小規模化すると問題が生じるのではないか。
○支援の継続性	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童自立支援施設については、養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫している場合は、交代制であっても小舎でこの機能要件を満たせば家庭的と考えてよいのではないか。 ・ 特定の養育者と言うのであれば、その養育者が資格を持っていて、労働基準法から外すぐらいのことを考えていくべき。 ・ 一貫性や継続性をどう担保するかが極めて重要。できるだけ良好な家庭的環境に近づけることについて、条件整備をしていくことが大事。
○個別化	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの個別のニーズに個々に応じるケアという、個別化を前面に出したほうがよい。 ・ 個別化をどれだけ担保できるか。24時間、子どもと一緒に暮らす人が存在することの意味をどう考えるか。1人で常に6人見なければいけない状況は個別化どころではない。ケアの連続性を担保できるプログラムを持って、なおかつ適切な人が配置されている状況が必要ではないか。

	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 丁寧なケアを通して自尊心の形成を図る場所。個別化、丁寧なケア、自尊心の形成というようなことをどこかで記載すべきではないか。 ・ もっと積極的に個別のニーズに対応していくことや、子どもの逆境体験からの回復につながるような丁寧なケアを提供するということが必要なのではないか。
--	---

<施設の機能について>

項目	ご意見
○治療型施設	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大人数の施設は、治療を目的としたような形態とするのがよいのではないか。情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設は、もともと治療型という形態で考えられているので、治療型施設として、できるだけ一時期の治療のために入所し、できるだけ家庭または家庭的なところに戻せるようにした方がよいのではないか。乳児院と児童養護施設に関しては、ユニット型を含む本体施設とし、本体施設は治療型施設にできるだけ移行することも念頭に考えるのがよいのではないか。 ・ 治療的な施設は通所できるようにし、里親が利用する形態も含めて、在宅サービスを底上げすべき。

<里親委託について>

項目	ご意見
○長期間の里親委託	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現実には長期里親が養子縁組の代替的な機能を果たしているという側面もある。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳を超えてからの養子縁組の希望者が多く、不妊治療等が進んだことで、結果として子どもが20歳になったときに養親さんが60歳を超えている、あるいは70歳に近くなるということになる。それがマッチングとしてふさわしいかどうか考える必要があるのではないか。

○里親支援	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親支援の形態としては、児童相談所に専門家チームとして経験の長い職員を抱えながらやっていく形態。フォスタリング・エージェンシーのような民間機関が包括的なチームを作って実施する形態。児童相談所に1人か2人の職員を置き、里親支援専門相談員などの施設職員と役割分担しながら事業展開する形態が考えられる。
○里親委託の推進	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年を超えると家庭復帰になる子どもががたと減っていく。3年を超えると、あとは18歳まで入所してしまう。児童養護施設で長期入所している子どもで里親委託に措置変更になる子どもというのは非常に少ない。特に乳児院から継続している子どもに、より適切な良好な里親養育に移行したいと考えるがなかなか進んでいないという現状がある。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正児童福祉法第43条の3にあるように、施設自身が子どもを里親に出すことについて努力することについても議論すべきではないか。
○チーム養育	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チーム養育という観点では施設養育のほうが、主たる養育者に対していろいろな専門職が身近にいるという点で優れている。里親養育においても同じようなチーム養育が必要であり、そのためにはフォスタリングエージェンシーのようなものが必要ではないか。 ・ 里親養育においてもチーム養育が必要ではないか。養育者個人、里親個人の判断だけで養育方針を決めたり、社会資源を開拓するのではなく、養育チームの一人としてアセスメントに基づいたスーパーバイズ、心理職からの助言を受け、実親との関係性の支援もチーム養育の中で受け、または社会資源のコーディネートを受けるといったことが里親養育が順調にいくためには欠かせないのではないか。 ・ チーム養育が成り立つ要件としては、養育里親自身の帰属感、帰属先の組織の明確な理念、一定の経験に基づいた専門性、一貫性、継続性といったことが必要。 ・ 養育里親が帰属感を持つためには、登録される前段階から、その組織に対して説明会、研修、アセスメント調査を受け、その後、登録され、登録後のマッチング支援をずっと受けていくことが必要ではな

- いか。登録前からのリクルート、トレーニング、その後の一貫した組織からの支援を受けることによって帰属感をもちやすくなるのではないか。
- ・ 養育里親が孤立せずに、的確に家庭養育を満たすためには養育チームが必要というのは大前提としてあるのではないか。
 - ・ 里親養育チームの形態としては、児童相談所の里親専従係が里親チームとなる形態、児童相談所の1人か2人の担当者と里親支援専門相談員などの混合チームで里親を支援する形態、この両方の長所をあわせ持つフォスタリングエージェンシーという形態が考えられる。包括的なリクルートやトレーニングから支援までを一貫して連続的に行うことで里親は帰属感を感じる事が可能となり、スーパーバイザーの専門性と経験を持った多数の職員を長期間継続的に確保するという両方の長所を持つことが可能になるのではないか。
 - ・ 同一組織による一貫したサポートとトレーニングの提供は、児童相談所の専従チームもやっているが、担当者がかわってしまうというところで継続性が保たれないのではないか。
 - ・ 市町村を含めたチーム養育ということを考えると、複層的なチーム養育のあり方も考えていいのではないか。
 - ・ アセスメントや援助計画の作成に、生みの親や里親を含めて意思決定に参画させるという視点も必要ではないか。
 - ・ 里親に委託されている子どもは要保護児童であり、要保護児童対策地域協議のネットワークにきちんと加えて包括的に子どもの見守り支援をすることは継続的な支援にも繋がるのではないか。
 - ・ 里親家庭の子どもが通所する施設や通所機能も必要ということを考えると、地域の社会資源や専門的な社会資源の確保も同時に必要になるのではないか。そのような社会資源を十分準備していくということは児童相談所、都道府県、市町村の責任でもあり、このような社会資源がうまく使えるようなコーディネーションがチーム養育の機能の一つではないか。
 - ・ きちんと養育チームという形で里親を位置づけ、制度を形成してそれを運用してはどうか。ノウハウがある乳児院が主に担うことになるにしても、ほかのところもノウハウがあるところはあるということによって実績をつくっていかないと、広がらないのではないか。リクルート、トレーニング、その後の支援ということが一連になっているというところをきちんと担保できるようなガイドラインをつくるべきではないか。

○フォスタリングエージェンシー

<第7回>

- ・ 5年、10年の長いスパンで安定的に継続的に運営できるようにすることを考えると、事業ではなくて、一つの機関であるという位置づけが必要であり、措置費による運営が必要ではないか。
- ・ フォスタリングエージェンシーについて、ある程度の成果に基づいた運営費の支払いという設定にしていくことが、より質の高い運営に繋がるのではないか。その成果は単なる委託児童数や養育里親家庭数ではなく、質的な成果も含めた予算の支払いとすることが必要ではないか。
- ・ 既存の社会福祉法人、乳児院、児童養護施設などの既存の法人や新規の NPO が積極的に取り組めるような運営費の仕組みが重要ではないか。
- ・ リクルート担当者として営業職の方がリクルートを行い、アセスメントワーカーは家庭訪問をして里親の強味、弱味をしっかりとアセスメントしていく。スーパーバイジングソーシャルワーカーとして、里親に専門性と経験を持つ的確なアドバイスができ、一緒に寄り添える方が必要ではないか。
- ・ 県に1カ所だけでなく、複数のフォスタリングエージェンシーがあって、お互いにその成果を競い合い、里親養育のクオリティを競い合いながらある程度の競争原理が働くということが重要ではないか。
- ・ 児童相談所のソーシャルワーカーが基本的にしっかりとマネジメントしていくということは、より一層必要ではないか。
- ・ 児童相談所の児童福祉司の配置基準について、本来は社会的養護に措置されている子どもの人数にも合わせた児童福祉司の配置数というのが必要ではないか。児童相談所のソーシャルワーカーが入り口だけでなく出口の部分も責任を担っていくという観点で児童相談所の中に措置部門をしっかりと築き、児童福祉司の必要な配置数を置いていくということが重要ではないか。
- ・ 里親にいった場合のメリットやうまくいかないこともあるかもしれないという話を、措置を決める前に子どもときちんと話し合っ、そういうことが起こったときにどうしたらいいのかということを子どもが思い浮かべることができるような環境づくりをしっかりとつくる必要があるのではないか。
- ・ 児童相談所としてのマネジメント機能は残っていくので、十分なケースワーカーを配置していくということが重要。
- ・ 里親も施設養護も含めて全体の中の一つと捉えると、実親のもとに戻すという目標があるということを含めて考える必要がある。児童相談所とフォスタリングエージェンシーが混じり込むという構造が適切なのか。相関的な機能の役割を明確に考えていかないと危ないのではないか。
- ・ 実親と子どもとの関係性の支援も含めたフォスタリングエージェンシーと児童相談所との関係をどう

	<p>つくっていくのかは、重要なポイントではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主として民間でフォスターリングエージェンシーがやる場合に、どのようにやっているのかを含めて、措置した児童相談所がきちんとモニタリングし、責任を持つということが重要ではないか。 ・ フォスターリングエージェンシーはリクルート、説明会、トレーニング、アセスメント、調査を行って家庭訪問し、実親やいろいろな人にとって調査報告をまとめ、それを児童福祉審議会にかけるとまではフォスターリングエージェンシーの仕事で、その養育里親を児童福祉審議会が審議するイメージ。 ・ フォスターリングエージェンシーに措置費を払って、そのエージェンシーが里親に委託費を払うという方法も考えてはどうか。 ・ 一気にここでイエスかノーかという議論をするのではなく、もう少し緩やかに里親養育の支援について考えたほうが。 ・ アイデアとしてはそういうゴールがあり得るが、共有化するには不安がある。 ・ 一気に変えることは無理なので、乳児院などのそれなりの専門性や組織的にしっかりしたところがこの事業をやることを考えてはどうか。 ・ フォスターリングエージェンシーで経験を積みながら専門性が高くなっていく職員が長く働くためには、一定のコストは支払わなければ、なかなか長く続かないというのが現状であり、十分なコストを支払っていく必要があるのではないか。 ・ 包括的里親養育事業に関して、ガイドライン的なもので、運営はこういうふうにしたらどうかというものを提案してはどうか。 ・ 出口のところをどうするかというのはエージェンシーに投げるという話ではないのではないか。 ・ 解除後の子どものアフターケアや自立支援は児童相談所の自治体の責任。解除前後の里親の揺れや、解除された後のロスというのは、児童相談所もかわりつつ、エージェンシーとしても里親に対するメンタルケアも行うイメージではないか。 ・ 子どもの側から見たときに、誰がキーパーソンなのかはとても大事。子どもが指名するということがあり得るので、ある程度幅があってもいいのではないか。 ・ 間接的にその子どもとの永続的な関係を保障していく立場のソーシャルワーカーが必要ではないか。
○児童福祉施設の里親支援	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設が、家庭における養育環境と同様の養育環境を新しくつくっていき、里親支援事業に乗り出していくような転換の形もあり得るのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ イメージとしては乳児院がフォスターリングエージェンシーの事業をやっていって、規模を縮小していきながら一時保護と、レスパイト的受入にだんだん縮小していき、主たる業務がこの事業になっていくというような絵を考えてはどうか。 ・ 乳児院の機能としては一時保護機能もあるので、例えば児童家庭支援センターの機能も一緒に入れていくということも考えていいのではないか。 ・ 現実問題としては、子どもの入所に対する依頼が多くなっている状況をきちんと押さえるべき。
--	--

<養子縁組の促進について>

項目	ご意見
○養子縁組の利用促進	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所を通して縁組をするケースに関して、養育費の補助等を含めて縁組促進に向けた何らかの施策が必要ではないか。 ・ 児童相談所側にパーマネンシーに対する意識がまだ十分浸透していない。 <p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「養子縁組推進方法の提示」が必要ではないか。
○養子縁組家庭の支援	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭においても養護問題が起こるという要素をある程度組み込まないと、継続的支援という形だけでは養親は自分たちはあまり信頼されていないと感じる可能性があることも念頭におくべきではないか。 ・ 養子縁組家庭の自立性をどう考えるか。 ・ SOSを出すようにという教育は最初のときに必要ではないか。 ・ 経済的な何らかの支援をつくるとすれば、生活保護のワーカーのように、やりとりの中から継続的なコンタクトができていく可能性はあるのではないか。

<ポピュレーションアプローチ>

項目	ご意見
<p>妊娠期からの支援</p>	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦や胎児期の子どもの福祉の充実・強化は検討すべき重要な課題。発生予防の観点から、身体的健康の側面だけでなく、メンタルヘルスや生育環境について母子健康手帳に掲載し、アセスメントの結果、必要な家庭を支援するようにしてはどうか。 ・ 母子健康手帳の内容をデータベース化し、将来的には母子だけでなく、養育者である父親を含めた親子、家族全体のヘルスチェックができ、必要な支援ができるよう母子保健法を改正し、子ども家庭保健法（仮称）などの法律を制定していく必要があるのではないか。 ・ 特定妊婦など虐待のハイリスクなケースに対しては、ソーシャルワークによる十分なケアが必要。妊娠の届け出がない妊婦は把握と支援が困難。できるだけ相談や支援につなげるための施策が必要。例えば子育て世代包括支援センターなどで、相談体制を整備し、保健と福祉の専門家による、同行支援などのソーシャルワークを実施してはどうか。個人情報保護されたメールなどによる妊娠相談など思いがけない妊娠をした方から相談しやすい状況をつくるべきではないか。乳児家庭全戸訪問事業などについては妊婦や胎児まで拡充できないか。経済的理由での未受診者などなかなか届け出ができない貧困な妊婦に対し、妊娠検査や健診助成事業などの助成を考えてはどうか。 ・ 若年で妊娠した特定妊婦の児童が、出産後家庭での生活が困難な場合に、家庭と同様の生育環境として里親やファミリーホームで出産を支援し、産まれた乳児と児童である母親と一緒に生活しながら母子の成長・発達や自立支援を行うことができる新たな体制整備をすべきではないか。 ・ 産前産後だけでなく母親の自立まで支援する事業や母子生活支援施設で母親の出産・育児支援・自立支援を行うとともに、子どもの成長・発達及び自立支援を行う体制整備をすべきではないか。 ・ 出産後、親子と一緒にケアを受ける環境をつくり、親の養育をアセスメントする機能が必要。里親制度、母子生活支援施設よりも小規模な母子ホーム、NPO、乳児院を活用してはどうか。措置と契約の両方の制度が必要ではないか。対象について母子だけではなく、父子や両親と子どもということも考えられるのではないか。 ・ 産後の親子ケアを行っても、自立した生活ができない場合もある。長期的に利用可能な親子ホームにより親子分離も防ぐことができるのではないか。精神的なハンデのある方については、中長期的な母子ホームを考えてもよいのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育は基本的に適切な生育環境を提供することであり、常に子どもの生育環境という視点で考えることを明確にする必要があるのではないか。 ・ 自宅で出産となる社会的につながりを持ちにくい状況にある人への支援が必要ではないか。 ・ 特定妊婦の把握については、市町村の専門性の強化と学校との連携が重要。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定妊婦に対する相談は、少なくとも都道府県単位の支援の仕組みが必要。 ・ 非常に限られた範囲でのみ名前を明らかにして、そのプロセスでは内密性を保ち、安全性も確保しながら、出産できるようにすることも考える必要があるのではないか。 ・ 住機能と支援機能を分けて考えることも必要ではないか。貸し部屋のような形態からきめ細かな支援を行う形態まで、住機能を保証しつつ、支援機能をグラデーションで考える施策づくりが必要ではないか。中立的な意思決定を支えることができるよう、養子縁組と妊娠相談を連続で捉えず、中立的な意思決定を支える妊娠相談の機関とあっせん機関との連携も考えてはどうか。 ・ 児童家庭支援センターについて、いくつかの機能類型を設けることで、母子保健等に特化した児童家庭支援センターを医療機関併設型で実施する方法も考えられるのではないか。 ・ 産前産後母子ホームは、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会で設置すべきと提言された。社会的養護の観点から、特定妊婦に対する積極的な支援が必要ではないか。 ・ 母子生活支援施設は、児童福祉法なので、子どもが生まれてからは利用できるが、妊婦も本来の利用者の中に位置づけていくことを考えるべきではないか。
--	--

<一時保護所について>

項目	ご意見
○一時保護所の養育環境	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本は小規模化で、特殊な子どものニーズによっては小規模化ユニットが集まった地域社会からちょっと離れた環境もありうるという考え方は一時保護にも当てはまるのではないか。一時保護の子どもの中には家庭と同様の養育環境でいい子どもいれば、グループホームでいい子どももいる。中には地域社会から離れた方がよい子どもいる。子どものニーズに応じた一時保護環境を考える必要があるのではないか。一時保護所が必要な子どもについても基本は小規模化ではないか。 ・ 緊急一時保護の乳幼児は里親と考えた方がよいのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものニーズに応じて身柄つきで来る学齢児などは、情緒障害児短期治療施設と同じぐらいの配置基準のある小規模一時保護所のようなものが必要ではないか。都市部の一時保護所は混在しており、大人数での一時保護の形態はやめていくべきではないか。 ・ 一時保護所で2カ月や3カ月生活すること自体が大変なので、もっと短くして、一時保護委託をもっと増やしていく必要があるのではないか。
--	--

<リービングケアについて>

項目	ご意見
○自立のための支援のあり方	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護の子どものためのゲートキーパーを配置し、次のステップをどうしたらよいか、その都度、考えていく仕組みを作る必要があるのではないか。 ・ 施設や里親で不調になった10代後半の子どもの措置先について、住居の確保だけでなく、訪問型のケアを行う必要があるのではないか。集団生活が難しい高齢児童のためのケアつきひとり暮らしの形態を考えてはどうか。子どものニーズに合わせて様々なグラデーションのあるケアを準備できるとよいのではないか。

<その他全般的な意見>

項目	ご意見
その他全般的な意見	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①どのようにして社会的養護の必要性をなくしていくか、②本当に代替養護が必要な子どもに対してどのように適切な対応をしていくのか、これらを議論することが必要ではないか。これらをベースにしながらか社会的養育の仕組みを考える必要があるのではないか。 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次予防、二次予防、三次予防というような全体のシステムとして考えるという捉え方をしないと、形だけでは決め切れない。子どもたちの帰属意識を育てられるかを同時にやっていく必要がある。 ・ 実際は里親だけではやっていけないケースが出てくる。それをどのように壊れないようにし、つなぎとめていくかに大きな課題がある。これについては、施設機能もあわせて考えていくべき。 ・ 居住場所が全てを決するわけではなく、居住場所が危うい場合には強力にバックアップするということを当然やるべき。 ・ 制度の本体のベースラインをきっちりし、そこでは手に負えなくなってしまう子どもたちに対してはどういう手だてを考えるのかという構造にした方がよいのではないか。

〔平成28年10月21日「第4回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」
参考資料1から変更なし〕

議事(2)に関連する資料

1. 里親・ファミリーホーム推進及び児童養護施設等の小規模化の推進に関するこれまでの厚生労働省の主な働きかけ(通知等)
2. 地域小規模児童養護施設、小規模グループケア(分園型・本園でのユニット型別)の都道府県等別数の推移
3. 里親及びファミリーホーム(個人・法人別)の都道府県等別数の推移
4. 里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの子ども一人当たりの措置費の試算
5. 里親支援専門相談員の配置状況(都道府県等別数の推移)
6. 未成年養子(普通養子)縁組の許可件数及び特別養子縁組の成立件数の推移

1. 里親・ファミリーホーム推進及び児童養護施設等の小規模化の推進に関するこれまでの厚生労働省の主な働きかけ(通知等)

年度	事 項
平成22年度	「里親委託ガイドラインについて」(平成23年3月局長通知)(別添1)
平成23年度	「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)
平成24年度	「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月局長通知)(別添2)
平成26年度	少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(別添3)
平成28年度	改正児童福祉法(平成28年6月3日公布)、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(平成28年6月局長通知)

※ 毎年開催の「全国児童福祉主管課長会議」において、里親・ファミリーホーム委託の推進、小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進について要請

2. 地域小規模児童養護施設、小規模グループケア(分園型・本園でのユニット型別)の都道府県等別数の推移

○ 地域小規模児童養護施設

(単位:か所)

		地域小規模児童養護施設				
		H23	H24	H25	H26	H27
1	北海道	9	9	9	10	10
2	青森県	1	1	1	2	2
3	岩手県	3	3	3	4	5
4	宮城県	0	0	0	0	0
5	秋田県	2	5	5	5	6
6	山形県	0	0	0	0	0
7	福島県	3	3	3	3	3
8	茨城県	5	5	7	9	9
9	栃木県	9	9	9	9	10
10	群馬県	5	5	6	6	6
11	埼玉県	20	20	20	21	21
12	千葉県	5	8	12	12	12
13	東京都	54	56	57	60	63
14	神奈川県	4	4	4	4	6
15	新潟県	1	1	1	1	1
16	富山県	0	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	0	0
18	福井県	0	0	0	0	0
19	山梨県	3	3	3	3	3
20	長野県	1	1	3	3	6
21	岐阜県	4	4	4	5	6
22	静岡県	2	2	2	2	2
23	愛知県	8	9	9	10	10
24	三重県	4	4	5	5	5
25	滋賀県	3	3	4	4	4
26	京都府	0	0	0	0	0
27	大阪府	11	13	14	16	18
28	兵庫県	1	2	4	4	6
29	奈良県	2	2	3	3	4
30	和歌山県	1	1	1	2	2
31	鳥取県	1	1	2	2	3
32	島根県	0	0	1	1	1
33	岡山県	0	0	0	0	0
34	広島県	4	3	3	4	5
35	山口県	3	3	2	2	2
36	徳島県	0	0	0	0	0
37	香川県	1	1	1	1	1
38	愛媛県	2	2	2	2	2
39	高知県	1	1	2	3	3
40	福岡県	3	3	3	5	6
41	佐賀県	0	0	0	0	0
42	長崎県	2	5	5	5	6
43	熊本県	3	5	6	8	9
44	大分県	5	6	6	8	8
45	宮崎県	2	2	2	3	3
46	鹿児島県	1	2	3	3	5
47	沖縄県	2	2	2	3	4
小計		191	209	229	253	278

		地域小規模児童養護施設				
		H23	H24	H25	H26	H27
48	札幌市	1	1	2	2	2
49	仙台市	2	2	2	3	3
50	さいたま市	0	0	0	0	0
51	千葉市	1	1	1	1	1
52	横浜市	1	2	2	2	2
53	川崎市	5	5	5	5	5
54	相模原市	0	0	0	0	0
55	新潟市	0	0	0	0	0
56	静岡市	1	1	1	1	1
57	浜松市	0	0	0	0	0
58	名古屋市	5	6	6	7	8
59	京都市	3	3	3	3	4
60	大阪市	5	5	7	7	8
61	堺市	1	1	1	1	1
62	神戸市	0	1	1	1	1
63	岡山市	1	1	1	1	2
64	広島市	1	1	1	1	1
65	北九州市	0	0	0	1	2
66	福岡市	2	2	5	6	6
67	熊本市	1	1	1	1	2
小計		30	33	39	43	49
68	横須賀市	0	0	0	0	0
69	金沢市	0	1	1	2	2
小計		0	1	1	2	2
合計		221	243	269	298	329

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※各年度は10月1日現在の状況

○ 小規模グループケア(分園型)

(単位:グループ)

		小規模グループケア(分園型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
1	北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	青森県	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	4	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	栃木県	0	1	2	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	5	5	4	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	2	3	3	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	11	12	14	17	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	2	2	2	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	2	3	3	5	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	0	0	0	2	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	奈良県	1	2	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	4	4	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	佐賀県	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	3	1	1	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	48	50	58	74	88	1	1	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:グループ)

		小規模グループケア(分園型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
48	札幌市	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	横浜市	3	4	2	2	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
53	川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	新潟市	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	京都市	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	大阪市	2	2	2	2	2	3	3	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	神戸市	5	5	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	岡山市	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	北九州市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	福岡市	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		13	15	12	14	17	8	8	8	10	11	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
68	横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		61	65	70	88	105	9	9	12	14	14	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※各年度は10月1日現在の状況

○ 小規模グループケア(本園でのユニット型)

(単位:グループ)

		小規模グループケア(本園でのユニット型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
1	北海道	13	17	17	17	18	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
2	青森県	4	4	3	5	5	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	3	7	8	12	12	1	1	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	秋田県	2	2	6	6	6	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	5	5	6	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	9	10	12	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	13	17	18	22	29	2	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
9	栃木県	17	16	28	25	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
10	群馬県	6	9	11	20	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	35	41	44	44	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	10	10	15	24	33	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	79	136	150	165	165	10	10	12	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	21	22	22	22	26	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	2	2	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	2	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	2	5	6	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	3	6	7	8	8	1	1	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	15	16	18	20	25	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
21	岐阜県	7	7	7	11	12	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	5	6	6	6	8	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	4	3	3	4	3	2	2	2	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	12	16	20	22	26	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	8	9	7	9	9	2	3	3	3	3	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
26	京都府	8	9	8	5	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	25	28	29	32	36	2	4	5	5	8	0	0	0	0	0	4	4	4	5	5
28	兵庫県	16	20	26	34	36	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
29	奈良県	3	4	7	12	11	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	1	1	4	8	8	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	14	15	15	16	16	4	5	5	5	7	0	0	0	0	0	4	4	4	4	5
32	島根県	3	4	4	4	4	1	1	1	1	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	5	5	5	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	0	2	4	4	5	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	2	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	4	5	6	7	7	1	2	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	5	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	4	7	13	13	17	1	2	6	5	5	0	0	0	0	0	2	1	1	2	3
40	福岡県	11	14	15	17	18	3	3	3	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	佐賀県	2	2	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	8	9	11	9	16	2	2	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	8	11	14	16	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	13	17	22	23	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
45	宮崎県	3	7	12	12	10	1	1	1	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	5	7	9	15	16	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		421	546	636	717	787	47	57	74	81	95	1	1	1	3	3	12	12	14	17	20

(単位:グループ)

		小規模グループケア(本園でのユニット型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
48	札幌市	3	3	3	3	4	2	2	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	1	4	8	10	10	1	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	3	3	5	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	横浜市	11	13	13	11	13	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
53	川崎市	0	0	0	4	6	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
54	相模原市	0	0	0	2	4	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	新潟市	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	浜松市	3	4	4	4	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	名古屋市	9	11	14	17	30	1	3	3	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	京都市	6	7	7	7	11	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	大阪市	5	5	7	7	9	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
61	堺市	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	神戸市	8	5	7	8	8	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
63	岡山市	3	5	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	広島市	1	1	1	4	4	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	北九州市	8	9	10	10	10	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	福岡市	5	5	5	5	5	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	熊本市	5	6	7	8	8	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	72	83	97	112	139	15	22	25	31	37	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4
68	横須賀市	3	4	4	4	4	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	金沢市	7	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10	11	11	11	11	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	503	640	744	840	937	63	81	101	114	134	1	1	1	3	3	12	13	14	19	24

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※各年度は10月1日現在の状況

3. 里親及びファミリーホーム(個人・法人別)の都道府県等別数の推移

○ 里親の4類型の合計

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	436	469	475	515	509	218	227	236	240	234
青森県	108	116	120	122	125	43	46	43	47	45
岩手県	124	185	197	194	191	31	82	83	85	93
宮城県	84	141	149	131	149	36	87	80	78	80
秋田県	62	68	68	68	59	21	21	18	13	12
山形県	71	78	85	73	78	14	15	17	17	17
福島県	...	198	206	206	194	...	66	63	61	50
茨城県	162	178	194	195	207	67	65	64	64	60
栃木県	193	226	244	262	247	77	87	89	94	93
群馬県	128	127	127	106	117	38	43	42	42	42
埼玉県	333	376	428	389	444	118	129	136	139	166
千葉県	289	341	376	375	412	137	138	148	135	144
東京都	613	651	651	651	681	298	299	289	289	287
神奈川県	166	179	190	180	194	58	67	73	69	68
新潟県	162	174	170	161	164	54	50	63	59	58
富山県	63	73	79	76	81	12	14	20	20	24
石川県	40	49	52	57	55	16	19	20	21	21
福井県	48	62	67	75	72	17	15	19	15	14
山梨県	121	121	135	129	129	58	62	61	57	58
長野県	161	174	186	162	169	42	45	47	49	43
岐阜県	121	142	147	145	174	31	29	30	39	38
静岡県	205	229	238	248	252	67	77	79	86	76
愛知県	248	275	302	306	314	76	83	84	87	100
三重県	168	184	196	189	189	56	62	71	66	73
滋賀県	138	163	184	171	181	45	43	51	43	37
京都府	57	64	65	74	86	12	14	19	21	35
大阪府	133	149	162	152	160	46	56	61	59	63
兵庫県	227	255	282	269	295	81	95	99	98	107
奈良県	106	97	107	114	131	26	21	26	33	36
和歌山県	69	77	80	82	93	24	30	37	29	41
鳥取県	58	61	73	72	80	22	18	26	28	33
島根県	75	87	91	96	95	24	38	35	37	37
岡山県	46	57	69	75	89	14	19	26	29	33
広島県	95	101	116	127	125	33	39	39	42	42
山口県	126	132	135	136	151	38	45	52	52	48
徳島県	35	42	54	68	70	20	22	30	31	30
香川県	49	54	60	62	69	18	17	19	24	26
愛媛県	59	76	88	97	109	13	16	25	27	24
高知県	29	35	33	38	49	12	12	13	21	26
福岡県	114	137	145	169	177	64	72	71	86	77
佐賀県	53	61	67	59	69	19	25	27	28	26
長崎県	67	76	101	104	107	22	29	32	32	40
熊本県	62	68	79	88	105	25	23	29	28	26
大分県	115	128	134	127	135	66	62	56	57	56
宮崎県	95	102	111	93	90	39	50	52	50	51
鹿児島県	64	76	83	91	108	32	26	38	43	47
沖縄県	132	145	163	171	190	71	75	76	80	80
小計	6,110	7,059	7,564	7,550	7,970	2,351	2,675	2,814	2,850	2,917

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	159	191	204	217	230	73	83	87	87	92
仙台市	52	102	117	134	144	25	34	39	35	35
さいたま市	84	113	128	138	148	37	40	48	48	58
千葉市	47	54	54	53	59	18	19	17	19	18
横浜市	120	129	127	139	141	37	38	33	38	42
川崎市	90	107	115	130	116	45	49	53	45	43
相模原市	30	39	40	38	42	15	14	12	18	17
新潟市	65	66	70	75	79	23	22	23	29	26
静岡市	70	76	81	83	82	30	33	40	44	44
浜松市	50	57	64	63	74	15	16	19	20	18
名古屋市	87	103	123	141	150	27	29	48	56	58
京都市	89	99	112	94	95	21	21	23	28	31
大阪市	93	99	105	88	92	44	44	47	49	50
堺市	22	25	30	26	39	7	8	11	15	19
神戸市	39	58	71	78	86	11	13	20	27	26
岡山市	34	43	47	45	52	13	15	13	16	15
広島市	44	54	57	56	59	23	27	25	29	31
北九州市	68	75	79	79	63	25	27	25	26	21
福岡市	85	98	114	130	127	46	47	54	54	46
熊本市	32	38	44	39	50	25	26	24	15	21
小計	1,360	1,626	1,782	1,846	1,928	560	605	661	698	711
横須賀市	18	16	18	17	20	6	7	8	8	10
金沢市	16	25	28	28	31	5	5	4	4	6
小計	34	41	46	45	51	11	12	12	12	16
合計	7,504	8,726	9,392	9,441	9,949	2,922	3,292	3,487	3,560	3,644

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 養育里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	401	427	430	457	443	207	208	214	210	205
青森県	85	92	97	100	99	32	37	36	41	40
岩手県	95	134	140	141	143	20	51	52	52	58
宮城県	61	87	91	79	89	26	49	42	43	42
秋田県	36	42	43	43	39	20	16	17	10	11
山形県	60	68	74	63	65	10	11	12	9	13
福島県	...	157	164	160	135	...	47	44	44	33
茨城県	134	162	171	173	173	61	63	62	56	51
栃木県	174	198	209	218	201	60	60	62	69	63
群馬県	111	116	117	90	92	33	40	39	37	35
埼玉県	315	363	417	379	431	110	122	127	130	155
千葉県	247	293	306	301	340	113	107	115	107	119
東京都	445	466	456	457	475	268	272	267	262	269
神奈川県	165	178	190	180	193	54	61	70	68	66
新潟県	103	109	108	112	118	29	29	42	41	40
富山県	56	63	65	62	63	10	12	17	18	19
石川県	27	35	36	37	36	12	14	11	12	14
福井県	30	37	38	43	40	6	5	6	6	6
山梨県	92	99	113	113	115	40	49	48	45	47
長野県	108	125	136	104	109	33	33	31	29	23
岐阜県	75	93	100	94	123	19	20	20	23	22
静岡県	187	212	221	227	225	52	61	61	69	64
愛知県	241	269	296	271	293	66	76	72	74	81
三重県	114	125	130	116	128	32	36	39	40	47
滋賀県	117	146	164	149	162	30	33	40	37	32
京都府	38	45	50	58	60	6	11	14	14	27
大阪府	75	81	89	86	99	22	32	37	44	49
兵庫県	195	219	244	239	262	74	85	85	85	87
奈良県	55	64	74	79	89	17	17	20	23	28
和歌山県	61	72	75	78	87	21	24	28	22	38
鳥取県	49	52	59	56	60	16	14	18	19	24
島根県	65	74	77	79	81	17	28	25	22	25
岡山県	43	53	62	66	76	11	17	23	25	29
広島県	85	88	104	114	115	29	34	35	36	37
山口県	110	103	106	105	131	21	30	38	40	35
徳島県	21	26	33	43	45	13	13	16	18	18
香川県	35	42	47	49	55	13	13	16	21	22
愛媛県	45	62	72	84	97	10	14	20	23	17
高知県	25	27	26	28	32	11	8	9	13	13
福岡県	76	93	100	113	119	39	41	40	50	45
佐賀県	30	39	47	43	46	12	16	19	18	17
長崎県	38	46	70	79	78	12	19	20	25	27
熊本県	54	55	47	65	72	22	21	26	25	24
大分県	105	116	116	109	109	54	49	51	53	51
宮崎県	91	94	103	86	85	33	41	42	41	43
鹿児島県	46	54	61	64	71	21	16	23	24	25
沖縄県	110	120	136	148	162	60	63	63	79	70
小計	4,931	5,721	6,110	6,040	6,361	1,877	2,118	2,214	2,252	2,306

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	128	154	166	175	183	60	69	75	80	83
仙台市	35	72	82	88	93	22	28	28	28	28
さいたま市	84	113	124	134	144	31	35	44	44	52
千葉市	36	38	37	40	44	13	12	11	11	13
横浜市	92	95	93	97	97	30	33	28	34	34
川崎市	85	103	108	111	94	38	42	49	36	33
相模原市	30	38	40	38	42	15	13	12	18	17
新潟市	38	40	42	43	42	20	19	19	23	21
静岡市	63	70	74	76	74	26	30	36	42	42
浜松市	44	51	58	57	68	15	16	19	20	17
名古屋市	35	47	46	54	90	14	17	30	38	38
京都市	36	42	50	53	54	7	12	11	13	13
大阪市	49	58	68	69	77	29	32	35	38	46
堺市	14	16	19	16	27	2	3	5	9	13
神戸市	32	51	63	74	81	8	10	17	23	23
岡山市	31	38	42	40	48	12	13	13	15	12
広島市	38	49	51	49	52	20	27	24	29	31
北九州市	55	63	68	67	50	17	20	19	26	16
福岡市	69	79	91	101	95	38	36	41	38	35
熊本市	27	31	35	29	34	22	22	21	11	17
小計	1,021	1,248	1,357	1,411	1,489	439	489	537	576	584
横須賀市	17	16	18	17	20	5	7	8	8	10
金沢市	9	16	20	21	23	3	3	4	4	5
小計	26	32	38	38	43	8	10	12	12	15
合計	5,978	7,001	7,505	7,489	7,893	2,324	2,617	2,763	2,840	2,905

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 専門里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	50	50	49	50	53	7	9	11	11	14
青森県	18	18	18	20	20	4	4	4	4	5
岩手県	7	9	8	7	7	1	2	2	2	2
宮城県	4	4	4	4	4	-	-	-	-	-
秋田県	3	2	2	2	3	2	2	2	1	1
山形県	6	5	7	7	8	1	-	1	-	-
福島県	...	5	5	5	7	...	3	4	3	4
茨城県	8	11	12	12	12	4	1	1	2	1
栃木県	13	13	13	14	13	2	2	2	2	2
群馬県	5	5	9	9	8	1	1	1	1	1
埼玉県	20	21	20	19	23	4	5	3	5	7
千葉県	13	15	17	18	21	6	4	3	5	5
東京都	18	19	14	15	15	1	1	2	3	3
神奈川県	19	18	20	18	15	3	5	4	2	2
新潟県	7	7	8	8	8	7	6	6	5	5
富山県	4	4	4	4	6	-	-	-	-	-
石川県	3	3	4	4	4	1	1	1	1	2
福井県	3	4	5	5	3	1	1	3	1	1
山梨県	5	4	5	5	6	2	1	2	2	3
長野県	7	8	9	9	10	4	3	7	5	7
岐阜県	9	9	8	8	10	-	1	1	1	1
静岡県	4	8	8	9	10	2	5	5	5	5
愛知県	21	21	22	25	24	8	6	9	10	13
三重県	15	15	15	16	17	6	5	5	5	6
滋賀県	13	13	13	14	14	1	-	-	-	-
京都府	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-
大阪府	7	7	7	10	10	3	4	4	3	3
兵庫県	19	22	22	22	20	8	9	10	10	12
奈良県	3	4	4	5	5	2	1	1	2	1
和歌山県	8	10	13	13	14	1	1	3	3	3
鳥取県	10	12	13	12	12	3	4	6	4	4
島根県	9	11	12	14	16	3	6	7	6	5
岡山県	7	6	6	7	9	1	1	1	-	-
広島県	4	4	4	2	2	-	-	-	-	-
山口県	21	20	20	19	20	7	5	4	5	8
徳島県	7	8	8	8	8	1	1	1	-	1
香川県	4	3	3	3	3	2	2	-	-	-
愛媛県	-	-	1	1	1	-	-	1	-	-
高知県	2	1	1	3	3	-	-	-	-	-
福岡県	4	4	5	5	5	1	1	1	2	2
佐賀県	-	1	1	2	3	-	-	-	-	-
長崎県	5	6	6	8	9	2	1	3	2	2
熊本県	12	12	12	12	13	1	1	-	1	-
大分県	18	20	20	20	21	4	5	4	5	4
宮崎県	10	11	11	11	10	3	3	4	3	3
鹿児島県	9	10	8	9	10	3	1	1	3	3
沖縄県	24	24	27	26	26	3	2	2	1	1
小計	460	489	505	521	542	116	116	132	126	142

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	14	15	16	18	21	5	6	5	5	5
仙台市	7	7	9	10	10	-	-	1	1	1
さいたま市	10	9	11	11	11	4	3	3	3	4
千葉市	5	5	5	7	7	3	3	2	3	1
横浜市	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-
川崎市	9	10	11	11	11	3	4	4	3	3
相模原市	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	6	6	6	8	8	3	4	4	3	4
浜松市	3	2	2	3	3	2	1	1	1	2
名古屋市	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-
京都市	6	7	9	9	9	3	3	3	5	5
大阪市	3	3	3	2	2	2	3	2	1	1
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	6	5	3	3	4	1	1	1	1	1
岡山市	7	7	7	6	6	2	1	-	-	-
広島市	1	2	3	4	4	1	2	2	2	2
北九州市	6	6	7	7	6	2	2	1	1	1
福岡市	11	14	15	17	18	1	1	1	2	2
熊本市	6	6	12	6	6	2	2	-	-	-
小計	105	109	123	126	129	34	36	30	31	32
横須賀市	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
金沢市	4	4	4	4	4	3	-	-	-	-
小計	4	4	4	5	5	3	0	0	0	0
合計	569	602	632	652	676	153	152	162	157	174

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 養子縁組里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	23	25	31	43	50	2	5	8	11	6
青森県	18	26	28	32	38	3	1	-	-	-
岩手県	61	66	68	69	61	6	5	10	4	6
宮城県	15	18	22	21	23	3	2	2	4	5
秋田県	24	26	25	25	20	3	3	1	2	-
山形県	29	35	40	45	49	1	1	1	4	1
福島県	...	64	74	81	98	...	7	10	7	4
茨城県	24	16	19	17	28	1	1	-	-	3
栃木県	5	8	15	29	49	-	2	3	2	8
群馬県	10	8	7	13	21	-	-	-	2	3
埼玉県	190	222	263	253	298	1	2	4	9	8
千葉県	100	122	173	192	219	21	8	9	8	6
東京都	149	164	178	205	216	28	24	17	27	16
神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	78	87	86	88	90	9	1	2	3	3
富山県	30	39	46	49	54	1	1	2	1	4
石川県	9	9	8	11	12	-	-	1	-	-
福井県	16	22	25	29	28	2	-	2	1	-
山梨県	9	6	6	5	4	1	-	-	-	-
長野県	70	82	86	85	93	9	12	11	8	8
岐阜県	46	54	60	71	92	6	5	6	10	8
静岡県	55	73	86	107	121	7	8	9	10	10
愛知県	107	129	152	175	176	8	7	7	5	10
三重県	21	25	29	39	47	-	2	5	4	4
滋賀県	23	31	41	47	57	8	7	7	3	3
京都府	14	16	17	22	23	1	-	1	4	6
大阪府	51	62	70	61	58	10	11	15	7	11
兵庫県	15	15	15	6	5	1	1	1	-	-
奈良県	46	42	47	52	58	2	1	1	4	2
和歌山県	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県	5	7	11	13	16	-	1	3	5	4
島根県	10	12	15	17	23	1	3	2	1	1
岡山県	2	3	5	8	10	1	-	-	1	-
広島県	9	11	18	27	30	1	1	2	2	-
山口県	3	9	13	18	33	-	1	-	1	2
徳島県	8	9	11	14	17	1	2	3	2	-
香川県	11	14	16	18	21	-	1	2	2	1
愛媛県	27	31	35	40	46	2	1	-	-	3
高知県	10	11	9	8	11	1	-	-	-	1
福岡県	14	21	23	33	39	2	3	5	6	2
佐賀県	29	33	35	32	37	1	4	2	7	4
長崎県	31	30	43	41	45	2	4	3	1	4
熊本県	7	12	19	22	30	1	-	2	2	1
大分県	33	39	16	16	24	7	8	4	3	3
宮崎県	5	6	14	17	18	-	-	-	3	6
鹿児島県	34	40	43	48	57	3	2	7	6	6
沖縄県	13	14	16	14	16	-	2	5	-	4
小計	1,493	1,794	2,059	2,258	2,561	157	150	175	182	177

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	26	31	33	37	41	6	8	7	2	4
仙台市	16	21	27	36	42	2	2	5	3	3
さいたま市	2	1	-	2	3	2	1	-	2	3
千葉市	9	13	14	11	12	-	1	1	3	1
横浜市	25	32	31	38	42	4	3	3	1	6
川崎市	-	-	1	12	16	-	-	-	-	1
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	24	23	25	31	33	-	-	-	1	1
静岡市	5	5	5	5	6	-	-	-	-	-
浜松市	6	6	6	10	24	-	-	-	-	-
名古屋市	49	52	67	85	91	10	8	10	8	13
京都市	37	44	48	54	52	1	-	2	2	1
大阪市	33	33	38	25	28	5	4	3	5	1
堺市	4	4	6	6	9	1	-	1	2	3
神戸市	5	5	6	2	2	-	-	-	1	-
岡山市	3	4	4	4	5	-	-	-	-	1
広島市	3	4	5	6	6	1	-	-	-	-
北九州市	20	23	26	32	31	-	-	3	1	-
福岡市	12	15	29	37	46	-	3	7	8	4
熊本市	4	6	8	8	15	1	2	1	2	3
小計	283	322	379	441	504	33	32	43	41	45
横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金沢市	5	8	7	7	7	-	1	-	-	-
小計	5	8	7	7	7	0	1	0	0	0
合計	1,781	2,124	2,445	2,706	3,072	190	183	218	223	222

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 親族里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	12	17	14	15	16	12	14	13	15	16
青森県	6	6	6	4	4	6	5	4	5	5
岩手県	5	27	29	31	28	5	27	26	28	28
宮城県	8	36	36	31	33	7	36	36	31	33
秋田県	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
山形県	3	3	4	4	3	3	3	4	4	3
福島県	...	12	12	12	12	...	12	12	12	12
茨城県	2	1	4	6	6	2	1	4	6	6
栃木県	16	24	22	22	20	16	24	22	22	20
群馬県	4	3	3	3	4	4	3	3	3	4
埼玉県	5	2	2	1	1	5	2	2	1	1
千葉県	18	21	23	19	19	17	19	23	18	18
東京都	1	2	3	3	4	1	2	3	3	4
神奈川県	1	1	-	-	1	1	1	-	-	1
新潟県	18	19	18	13	12	18	19	18	13	12
富山県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川県	4	5	8	9	7	4	5	8	9	7
福井県	8	9	9	8	10	8	9	8	8	9
山梨県	15	12	11	11	10	15	12	11	11	10
長野県	9	5	8	9	6	9	6	8	9	6
岐阜県	6	4	4	7	9	6	4	4	7	9
静岡県	9	9	9	10	10	8	8	9	8	6
愛知県	1	1	2	3	2	1	1	2	2	2
三重県	18	19	22	18	17	18	19	22	17	17
滋賀県	7	3	4	3	2	7	3	4	3	2
京都府	5	3	4	3	3	5	3	4	3	3
大阪府	12	10	7	6	3	12	10	7	6	3
兵庫県	2	4	7	7	13	2	4	8	7	12
奈良県	5	4	5	5	6	5	4	5	5	6
和歌山県	3	5	6	4	5	3	5	6	4	5
鳥取県	4	2	3	3	4	4	2	3	3	4
島根県	6	7	7	10	8	6	7	7	10	8
岡山県	1	2	3	3	4	1	2	3	3	4
広島県	3	4	2	4	5	3	4	2	4	5
山口県	11	14	12	10	9	10	11	11	9	8
徳島県	6	7	11	12	11	6	7	11	12	11
香川県	3	1	1	2	3	3	1	1	1	3
愛媛県	1	1	4	4	4	1	1	4	4	4
高知県	-	4	4	8	12	-	4	4	8	12
福岡県	24	28	27	31	30	23	28	27	30	30
佐賀県	6	5	6	3	4	6	5	6	3	5
長崎県	6	6	6	4	7	6	5	6	4	7
熊本県	1	1	2	1	2	1	1	2	1	2
大分県	1	-	2	2	2	1	-	2	1	2
宮崎県	4	8	6	9	6	3	8	6	9	6
鹿児島県	5	7	7	10	13	5	7	7	10	13
沖縄県	9	10	10	9	12	9	10	10	8	10
小計	297	375	396	393	403	291	365	389	381	395

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	5	6	5	5	6	5	6	5	6	6
仙台市	1	9	9	9	8	1	9	9	7	6
さいたま市	-	1	4	5	4	-	1	4	5	4
千葉市	2	3	3	2	3	2	3	3	2	3
横浜市	3	2	3	4	2	3	2	2	3	2
川崎市	4	4	6	7	6	4	4	6	7	6
相模原市	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
新潟市	3	3	4	5	4	3	3	4	5	4
静岡市	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	3	4	8	10	9	3	4	8	10	8
京都市	10	6	5	10	13	10	6	7	9	13
大阪市	8	5	7	6	3	8	5	7	5	2
堺市	4	5	5	4	3	4	5	5	4	3
神戸市	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3
岡山市	-	1	1	1	3	-	1	1	1	2
広島市	3	1	1	1	1	1	-	-	-	-
北九州市	8	7	4	3	5	8	7	4	3	5
福岡市	7	7	5	6	5	7	7	5	6	5
熊本市	1	1	1	2	1	1	1	2	2	1
小計	66	69	75	84	81	64	68	76	79	75
横須賀市	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
金沢市	2	1	-	-	1	2	1	-	-	1
小計	3	1	0	0	1	3	1	0	0	1
合計	366	445	471	477	485	358	434	465	460	471

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ ファミリーホーム(個人・法人別)

(単位:か所)

		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類	
			個人	法人									
1	北海道	7	6	1	7	6	1	8	7	1	10	9	1
2	青森県	4	3	1	3	3		4	4		4	4	
3	岩手県												
4	宮城県	4	3	1	4	2	2	5	3	2	5	2	3
5	秋田県												
6	山形県	2	2		3	3		3	3		3	3	
7	福島県	1	1		1	1		2	2		2	2	
8	茨城県	3	3		3	3		4	4		4	4	
9	栃木県	1		1	1		1	5		5	5		5
10	群馬県	5	5		5	5		5	5		5	5	
11	埼玉県	3	3		9	6	3	11	7	4	12	7	5
12	千葉県	3	3		4	4		4	4		5	5	
13	東京都	14	12	2	14	12	2	15	13	2	19	16	3
14	神奈川県												
15	新潟県				1	1		1	1		2	2	
16	富山県	1	1		1	1		1	1		1	1	
17	石川県	2	2		2	2		2	2		2	2	
18	福井県												
19	山梨県	5	5		5	5		5	5		5	5	
20	長野県				2	2		2	2		3	3	
21	岐阜県	1	1		1	1		1	1		3	3	
22	静岡県	5	5		6	6		7	7		6	6	
23	愛知県	4	4		6	6		7	7		7	7	
24	三重県	3	3		3	2	1	3	2	1	3	2	1
25	滋賀県	9	8	1	10	9	1	13	12	1	14	13	1
26	京都府												
27	大阪府	3	2	1	5	2	3	6	3	3	8	4	4
28	兵庫県							3	3		4	4	
29	奈良県	1	1		1	1		2	1	1	2	1	1
30	和歌山県	2	2		3	3		3	3		3	3	
31	鳥取県	2	2		3	3		3	3		3	3	
32	島根県										1		1
33	岡山県	2	2		2	2		2	2		3	2	1
34	広島県	1	1		2	2		2	2		2	2	
35	山口県	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
36	徳島県	1	1		1	1		1	1		1	1	
37	香川県	1	1		1	1		1	1		1	1	
38	愛媛県	2	1	1	5	4	1	6	5	1	7	6	1
39	高知県	3	3		3	3		3	3		3	3	
40	福岡県	2	2		5	4	1	4	3	1	5	2	3
41	佐賀県	1	1		1	1		1	1		2	2	
42	長崎県	1		1	3	2	1	4	3	1	5	4	1
43	熊本県				1		1	2	1	1	2	1	1
44	大分県	11	10	1	12	11	1	12	11	1	12	11	1
45	宮崎県							1	1		1	1	
46	鹿児島県	3	3		3	3		4	4		5	5	
47	沖縄県	10	10		9	9		9	9		9	9	
	小計	126	114	12	154	134	20	180	154	26	202	168	34

		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類	
			個人	法人									
48	札幌市	4	2	2	6	3	3	7	3	4	10	4	6
49	仙台市				2	2		2	2		2	2	
50	さいたま市	3	2	1	3	2	1	4	3	1	7	6	1
51	千葉市	2	2		2	2		3	3		3	3	
52	横浜市	9	9		9	9		7	7		7	7	
53	川崎市	3	3		3	3		3	3		3	3	
54	相模原市	1	1		1	1		1	1		1	1	
55	新潟市	1	1		1	1		1	1		1	1	
56	静岡市												
57	浜松市							1	1		1	1	
58	名古屋市	1	1		3	3		5	5		5	5	
59	京都市	1	1		1	1		1	1		1	1	
60	大阪市	6	4	2	7	5	2	9	7	2	9	7	2
61	堺市												
62	神戸市				1	1		1	1		1	1	
63	岡山市	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
64	広島市	1	1		1	1		2		2	2		2
65	北九州市	4	4		6	6		6	6		6	6	
66	福岡市	8	2	6	11	1	10	11	1	10	12	2	10
67	熊本市	2	2		2	2		3	3		3	3	
	小計	49	37	12	62	45	17	70	50	20	77	55	22
68	横須賀市	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
69	金沢市												
	小計	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
	合計	177	152	25	218	180	38	252	205	47	281	224	57

※1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※2 各年度は10月1日現在の状況

4. 里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの子ども一人当たりの措置費の試算

○ 措置費の支弁 = 事務費 + 事業費

		1人当たり月額		
			うち事務費	うち事業費(※3)
里親	養育里親	約14万円	—	約14万円
	専門里親	約19万円	—	約19万円
ファミリーホーム(※1)		約22万円	約15万円	約7万円
地域小規模児童養護施設(※1)		約28万円	約21万円	約7万円
小規模グループケア (※1、2)	1グループの場合	約26万円	約19万円	約7万円
	6グループの場合	約32万円	約25万円	約7万円

<試算の条件>

※1 ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアの事務費は、一般市及び町村に所在する場合を想定(措置費交付基準上、地域区分が「その他」の地域の基本分の単価で算定し、民間施設給与等改善費や心理担当職員等の加算分の単価は含まない)。

※2 小規模グループケアは、定員45人の児童養護施設(職員配置5:5:1)で小規模グループケアを1グループ又は6グループ運営している場合を想定。事務費は、本体施設の基本分の単価に小規模グループケアの単価を加算したもの。

※3 事業費は一般生活費、各種教育費、就職支度費、大学進学等自立生活支度費、医療費等を含む。
なお、里親については里親手当(養育里親:72,000円、専門里親:123,000円)を含む。

5. 里親支援専門相談員の配置状況(都道府県等別数の推移)

(単位:か所)

		里親支援専門相談員配置数							
		乳児院				児童養護施設			
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
1	北海道			1	1	3	5	6	9
2	青森県			3	3		3	5	5
3	岩手県				1	1	1	1	1
4	宮城県						1	1	1
5	秋田県			1	1				
6	山形県					1	2	3	3
7	福島県								
8	茨城県		2	2	3	1	2	3	5
9	栃木県	1	2	3	3	2	5	6	7
10	群馬県					3	3	3	3
11	埼玉県	1	2	3	3	2	10	20	20
12	千葉県				1	4	5	8	8
13	東京都	6	9	9	10	14	22	22	22
14	神奈川県	1	2	2	2	3	9	10	10
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県							2	2
18	福井県					1	1	1	2
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	1	1
20	長野県								2
21	岐阜県		1	2	1		4	8	9
22	静岡県					2	3	4	5
23	愛知県	1	2	4	4				
24	三重県		1	3	3		2	9	8
25	滋賀県	1	1	1	1	1	2	2	2
26	京都府		2	2	2		1	1	1
27	大阪府	3	4	4	4	9	16	20	20
28	兵庫県			1	1	4	5	5	6
29	奈良県						2	2	2
30	和歌山県			1	1			1	1
31	鳥取県	2	2	2	2	1	2	2	2
32	島根県								
33	岡山県							1	1
34	広島県					1	2	3	4
35	山口県	1	1	1	1	5	6	6	8
36	徳島県			1	1	1	1	1	1
37	香川県						1	1	1

		里親支援専門相談員配置数								
		乳児院				児童養護施設				
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27	
38	愛媛県									
39	高知県	1	1	1	1			2	2	
40	福岡県	3	3	3	3	4	7	10	9	
41	佐賀県		1	1	1	1	3	4	4	
42	長崎県	1	1	1	1	2	2	4	6	
43	熊本県					2	5	6	8	
44	大分県	1	1	1	1	4	7	9	9	
45	宮崎県					1	1	1	2	
46	鹿児島県				2	3	1	8	13	
47	沖縄県		1	1	1	2	2	2	3	
小計		24	40	57	61	76	145	204	228	
48	札幌市	1	1	1	1	2	2	2	3	
49	仙台市				1	1		1	3	
50	さいたま市				1	1		1	1	
51	千葉市						1	3	3	
52	横浜市		3	3	3					
53	川崎市				1	2	1	1	3	4
54	相模原市				1	1	1	2	2	
55	新潟市									
56	静岡市						1	1	1	
57	浜松市						1	1	1	
58	名古屋市		1	1	3		1	1	1	
59	京都市		1	2	2		4	7	7	
60	大阪市	2	3	4	4	2	6	9	10	
61	堺市					2	4	4	4	
62	神戸市		3	3	3					
63	岡山市							1	3	
64	広島市	1	1	1	1	1	1	1	1	
65	北九州市					1	1	1	1	
66	福岡市		1	2	2		1	1	1	
67	熊本市	1	1	1	1	1	1	3	3	
小計		5	15	22	27	10	26	42	49	
68	横須賀市								1	
69	金沢市								2	
小計									3	
合計		29	55	79	88	86	171	246	280	

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※平成24年度は11月1日現在、25年度から27年度は10月1日現在の状況

6. 未成年養子(普通養子)縁組の許可件数及び特別養子縁組の成立件数の推移

○ 未成年養子(普通養子)の許可についての家庭裁判所認容件数

(単位:件)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
未成年養子(普通養子)の許可の認容件数	1037	1007	1045	973	964	926	790	790	749	710	728

(出典)司法統計年報

<注>未成年者に関し「養子をするについての許可」の認容件数(司法統計年報)であり、「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合」の件数は含まれていない。

○ 特別養子縁組成立についての家庭裁判所認容件数

(単位:件)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
① 特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分の認容件数	307	314	289	309	327	326	374	339	474	513	544
② ①のうち離縁に関する件数	2	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0
特別養子縁組の成立件数(①-②)	305	311	289	309	326	325	374	339	474	513	544

(出典)司法統計年報

(参考)養子をするについての許可審判事件既済件数(認容件数 一家庭裁判所別)

(単位:件)

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全国総数		1,037	1,007	1,045	973	964	926	790	790	749	710	728
北海道	札幌	22	13	20	13	13	20	14	16	10	12	14
北海道	函館	1	2	1	4	1	2	0	4	1	0	0
北海道	旭川	1	4	0	2	3	3	7	0	8	3	7
北海道	釧路	6	8	5	7	5	3	3	3	7	4	2
青森県	青森	10	16	10	11	3	4	3	6	9	3	7
岩手県	盛岡	10	8	6	3	6	6	1	8	2	5	4
宮城県	仙台	13	6	14	10	8	13	18	14	7	13	11
秋田県	秋田	1	1	7	3	5	0	4	5	4	2	3
山形県	山形	6	5	12	3	5	5	3	3	3	3	5
福島県	福島	13	16	9	15	15	14	11	12	16	13	12
茨城県	水戸	44	27	30	34	29	22	22	15	33	17	19
栃木県	宇都宮	19	20	22	20	11	16	10	22	14	12	17
群馬県	前橋	23	19	23	29	28	30	17	6	16	11	17
埼玉県	さいたま	74	70	71	64	75	79	48	52	45	42	41
千葉県	千葉	74	75	77	80	65	68	69	50	44	38	48
東京都	東京	128	130	156	104	111	100	87	93	82	92	95
神奈川県	横浜	93	101	115	80	80	78	64	65	67	59	69
新潟県	新潟	18	12	13	16	18	16	5	7	11	14	16
富山県	富山	6	13	6	11	16	3	2	8	7	3	4
石川県	金沢	8	3	7	6	7	4	10	3	4	11	9
福井県	福井	9	9	7	4	6	5	3	8	3	3	0
山梨県	甲府	7	9	10	7	3	9	6	7	8	4	5
長野県	長野	19	14	27	15	28	14	7	17	13	17	16
岐阜県	岐阜	12	14	22	15	16	21	18	6	9	8	13
静岡県	静岡	35	41	36	45	50	34	35	29	27	28	21

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
愛知県	名古屋	59	72	57	61	60	78	62	71	54	37	56
三重県	津	16	19	13	29	16	19	8	16	10	17	13
滋賀県	大津	4	9	16	15	12	8	8	6	6	10	11
京都府	京都	19	18	17	14	18	15	10	14	9	10	12
大阪府	大阪	61	45	62	42	61	73	57	46	46	40	45
兵庫県	神戸	35	34	13	38	19	22	29	30	28	30	22
奈良県	奈良	4	3	5	9	8	11	6	3	3	10	5
和歌山県	和歌山	9	6	3	4	8	4	4	5	6	5	2
鳥取県	鳥取	6	3	1	0	3	2	3	1	4	2	3
島根県	松江	5	5	5	8	5	9	1	1	2	6	3
岡山県	岡山	13	14	10	12	14	13	16	11	10	7	8
広島県	広島	19	17	12	13	22	17	8	12	18	19	14
山口県	山口	7	8	11	13	7	6	4	7	10	5	10
徳島県	徳島	5	4	7	6	6	5	3	8	2	7	3
香川県	高松	6	5	4	6	4	4	4	8	4	4	1
愛媛県	松山	8	9	18	9	9	8	7	5	5	8	5
高知県	高知	2	8	7	4	7	3	9	7	4	3	4
福岡県	福岡	46	28	29	27	18	21	36	33	33	27	15
佐賀県	佐賀	2	6	2	1	3	4	4	5	2	4	1
長崎県	長崎	13	13	10	9	7	5	9	7	10	6	5
熊本県	熊本	10	9	6	6	18	7	8	7	7	7	9
大分県	大分	10	8	11	7	2	5	6	5	3	4	5
宮崎県	宮崎	5	9	6	14	8	4	4	5	2	6	5
鹿児島県	鹿児島	10	4	8	10	7	7	6	6	14	12	6
沖縄県	那覇	11	15	6	15	15	7	11	12	7	7	10

(出典)司法統計年報

(参考)特別養子縁組の成立に関する処分審判事件既済件数(認容件数 一家庭裁判所別)

(単位:件)

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全国総数		305	311	289	309	326	325	374	339	474	513	544
北海道	札幌	8	7	5	5	8	9	12	14	17	14	18
北海道	函館	1	2	4	1	1	2	0	2	3	0	1
北海道	旭川	2	3	2	2	2	1	1	5	5	3	2
北海道	釧路	3	3	1	2	5	7	3	3	4	3	6
青森県	青森	8	6	8	6	8	6	3	3	3	4	6
岩手県	盛岡	4	7	6	4	6	5	3	3	3	1	4
宮城県	仙台	6	6	7	7	7	1	7	5	8	4	4
秋田県	秋田	3	6	2	2	6	3	6	2	2	4	1
山形県	山形	6	2	7	5	5	6	3	6	3	6	4
福島県	福島	11	8	9	8	5	5	9	6	11	19	6
茨城県	水戸	5	8	10	3	7	3	7	4	12	10	14
栃木県	宇都宮	5	8	4	6	5	2	5	11	8	8	15
群馬県	前橋	4	2	9	4	6	5	2	3	4	8	8
埼玉県	さいたま	21	18	16	21	11	13	20	16	18	31	42
千葉県	千葉	9	17	11	9	16	22	15	17	27	25	23
東京都	東京	28	39	35	41	51	42	54	48	52	61	62
神奈川県	横浜	23	16	15	20	31	22	25	28	36	39	38
新潟県	新潟	7	8	4	6	6	4	7	3	3	15	5
富山県	富山	2	1	1	0	2	2	3	1	4	3	10
石川県	金沢	2	5	0	1	3	1	1	6	4	3	6
福井県	福井	3	3	4	0	0	3	4	1	3	4	3
山梨県	甲府	3	2	4	5	4	1	3	3	4	3	2
長野県	長野	9	10	6	6	10	13	10	11	9	10	9
岐阜県	岐阜	6	6	4	7	12	4	5	6	5	8	11
静岡県	静岡	7	4	8	8	9	16	12	15	11	20	23

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
愛知県	名古屋	25	28	22	18	15	29	37	23	40	39	60
三重県	津	6	5	4	7	3	4	4	4	12	6	8
滋賀県	大津	5	3	2	3	2	1	4	4	11	2	7
京都府	京都	3	3	8	10	4	6	8	1	10	6	9
大阪府	大阪	12	12	8	19	15	19	24	21	34	22	17
兵庫県	神戸	14	9	9	15	8	12	10	13	23	20	10
奈良県	奈良	5	4	6	5	4	5	2	0	3	3	5
和歌山県	和歌山	2	0	3	4	2	0	1	6	3	4	4
鳥取県	鳥取	1	1	3	1	3	2	0	1	1	3	5
島根県	松江	2	1	1	1	3	3	2	3	1	1	2
岡山県	岡山	0	3	2	2	1	3	1	2	3	2	4
広島県	広島	3	2	4	6	3	3	6	5	3	9	6
山口県	山口	1	0	2	5	3	1	2	1	7	2	5
徳島県	徳島	1	2	1	2	3	2	1	1	4	2	1
香川県	高松	1	2	2	2	2	3	2	3	3	3	4
愛媛県	松山	4	0	2	1	1	3	1	2	2	5	4
高知県	高知	0	7	2	1	2	2	1	2	0	0	3
福岡県	福岡	9	7	10	10	12	8	15	4	20	24	17
佐賀県	佐賀	1	3	1	1	1	2	3	4	3	7	5
長崎県	長崎	5	2	4	2	2	3	0	1	2	5	6
熊本県	熊本	4	4	1	3	5	3	5	4	6	10	13
大分県	大分	2	1	4	4	0	4	7	5	5	11	7
宮崎県	宮崎	2	3	1	2	1	0	1	0	1	1	2
鹿児島県	鹿児島	3	4	2	2	3	3	8	4	6	9	6
沖縄県	那覇	8	8	3	4	2	6	9	3	12	11	11

(出典)司法統計年報

(改正後全文)

雇児発0330第9号
平成23年3月30日

【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第3号
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第3号

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親委託ガイドラインについて

里親制度の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令及び平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成2年3月5日雇児発第133号厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

里親委託ガイドライン

1. 里親委託の意義

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討すべきである。

もつとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

3. 里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

(1) 保護者による養育の可能性の有無

- ① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できる親族等がない子どもも長期的な安定した養育環境が必要であり、養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。
- ② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要なことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。

(2) 子どもの年齢

① 新生児

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭的な養育環境を提供することが必要である。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親委託は有用である。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。

また、望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が出産前から早期の相談支援に努める。

② 中学生や高校年齢の子ども

地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないうで支援をすることができる。

高年齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。

なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。

(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更

施設に長期間入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。

① 乳児院から措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用する。

現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

② 施設入所が長期化している子ども

施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。

③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども

保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。

④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども

里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子ど

もの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。

⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども

保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。

(4) 短期委託が必要な子ども

保護者の傷病や出産等委託の期間が明確な子どもについては、短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。特に幼稚園等に通う幼児や学齡児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとっても大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。

(5) 個別的な支援を必要とする子ども

① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども

集団での対人関係や施設での生活になじみず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

また、保護者がいない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

② 非行の問題を有する子ども

家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは里親委託を優先して検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。

- ① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）
- ③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要と判断された場合

4. 保護者の理解

(1) 保護者への説明

保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や

施設を選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求める。

特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまうのではないか」「面会がしばらくなくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。

- ① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。
- ② 養育里親による家庭的環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。
- ③ 保護者との調整は基本的には児童相談所が行うが、対応困難な保護者等を除き、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合は、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。

(2) 保護者の承諾

保護者の承諾については、児童福祉法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表示がなければ、児童福祉法上、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。

① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合

保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、児童福祉法第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。

なお、都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法第27条第6項（児童福祉法施行令第32条）により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。

里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求める。

保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。

② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合

本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みで

あり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1)①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求める。

なお、最終的に理解が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て行う法第28条措置を除き、児童福祉法第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないので、結果として里親委託はできないことになる。

③ 児童福祉法第28条による措置の場合

法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。

ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておくことが必要である。また、保護者に子どもの措置先を伝えない必要がある場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。

④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等

里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1)①②③について丁寧に説明し、理解を求める。

児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。

また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。

5. 里親への委託

(1) 里親委託の共通事項

① 里親家庭の選定（マッチング）

里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。

子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行

い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。

里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。

なお、子どものアセスメントや里親と子どもの調整には、里親支援機関と連携することも有用である。

② 委託の打診と説明

里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の予定、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。

また、里親に対し、受託を断ることができることを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。

新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。

③ 子どもと里親の面会等

子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。

施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するために初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。

家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。

このように里親委託までには、面会や外出、外泊など行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する児童との適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。

里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるなど考慮することを踏まえ、里親と子どもの関係性を見極めた上で決定する。

なお、里親と児童相談所の子ども担当者、里親担当者、可能であれば保護者と、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。

また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。

(2) 養育里親へ委託する場合

保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。

また、家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。

短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。

その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。

なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。

委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。

また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

(3) 専門里親へ委託する場合

虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧にを行い、慎重に委託を検討する。

専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こすことがある場合があり、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、療育機関でのケアや治療を取り入れながら、委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要である。特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等子どもの担当職員やファミリーソーシャルワーカーに委託後の里親への助言や養育相談の支援を依頼する。

また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応については、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応する。

(4) 養子縁組を希望する里親の場合

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意志を確認する。

子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気は受け止めること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできることを説明する。

また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不相当である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法律第89号）第817条の6ただし書）。

(5) 親族里親へ委託する場合等

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。

- ① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。
- ② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。
- ③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。
- ④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。
- ⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。

(6) ファミリーホームへの委託

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どもがいる環境の方がより適ししやすい子どもや、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。

(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点

未婚、若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという

保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てるので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。

まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や病気は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。

実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。

(8) 措置延長についての留意点

里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども
- などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。

(9) 里親と子どもが不調になった場合

里親と子どもの調整を十分に行ってから、里親委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、里親と子どもが不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が高くなり、子どもとの関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。

不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら里親と子どもの関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。

① 情報の共有・協議・支援

不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方

が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をしてもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ委託継続が図ることができるよう支援を行う。

② 委託解除

やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でない判断される場合は、無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する。

委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等里親のケアが重要である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したけれど合わない場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に振りかえり、前向きに今後につなげていくことが重要である。

6. 里親の認定・登録について

里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭に迎え入れて養育を行うものである。このため、里親は子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。

また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。

従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかななどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。

(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点

里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続き、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。

また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。

(2) 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点

再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託される子どもの状況で委託後に子どもの発達の遅れや障害が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。

養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。

(3) 要件審査に当たっての留意点

申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

養育里親については、児童福祉法第34条の20第1項に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の35の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。

① 里親の年齢

養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。

なお、養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

② 里親を希望する者が単身である場合

知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。

7. 里親家庭への支援

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。

里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。

里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。

また、多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に相互の信頼関係を築いていくことが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。

里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。

(1) 委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

(2) 定期的な家庭訪問

委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々の状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的に訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。

委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要であるが、その後においても、児童相談所や里親支援機関の担当者が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。

定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に訪問し、その後の定期的な訪問は、施設の里親支援専門相談員が行うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。

里親委託等推進員や里親支援専門相談員が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明するとともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を共有した上で、訪問することが必要である。

里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供をするとともに、できる限り、子ど

もにも面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長の状況を把握する。

また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

(3) 里親の相互交流

児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。

(4) 里親の研修

養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養育里親及び親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。

(5) 地域の子育て情報の提供

① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。

② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）

里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。

② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。

③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。

(7) 相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要である。

里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。

複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。

(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援

里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は情緒障害児短期治療施設に通所させることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。

(9) 養子縁組の支援

養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。

特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きが開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

(10) ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとって、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の

意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だけで対応が困難なとき、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。併せて、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。

また、子ども同士が交流する里子の会等を行うことは、子どもの声を聞く権利の擁護とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。

9. 里親制度の普及と理解の促進

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、里親について知ってもらう勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。

里親になろうとする動機は、子育てが好きとか、社会貢献をしたいとか、子どもがいないので子育てをしてみたいとか、自分の子育てに目途が立って余裕があるなど、様々であり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組む。

また、里親制度について広く理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進めるための理解を促進する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。

(1) 担当職員の充実

① 児童相談所の里親担当職員

里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県市（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、できる限り専任であることが望ましい。

里親担当職員は、児童のケースを担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、里親委託等推進員や里親支援専門相談員とチームを組み合わせながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。

② 里親委託等推進員

里親委託等推進員は、里親支援機関事業により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。

里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。

③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。

里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動することが望ましい。

里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。

(2) 里親支援機関

里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割

分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

① 里親会

里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

このような役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。

里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。

② 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられているが、里親支援機関として指定し意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。

③ 里親支援専門相談員を置く施設

里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域でその活動を行いやすくするために、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

④ 公益法人、NPO等

里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。

(3) 役割分担と連携

児童相談所の里親担当職員と、里親委託等推進員、里親支援専門相談員との間での役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。

行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、

- ① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、
- ② 委託に関する事務（里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等）、
- ③ 里親指導・連絡調整（養育上の指導、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等）、
- ④ 里親委託の解除（委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応）などは、児童相談所が直接に行う必要がある。

一方、それ以外の業務、すなわち、

- ① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）
- ② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）
- ③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）
- ④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）
- ⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談
- ⑥ レスパイト・ケアの調整
- ⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）
- ⑧ 里親会活動への参加勧奨、活動支援
- ⑨ アフターケアとしての相談

などは、児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）を活用して積極的に推進する。

その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。なお、里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。

（4）里親支援機関と守秘義務

都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。

また、同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができることとされており、都道府県市の里親支援の業務を委託して行わせる里親支援機関は、この規定に該当するものである。さらに、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、この里親支援機関には、守秘義務が課されることになる。

なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要

であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。

（5）市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携

里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。

（6）里親委託等推進委員会

① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す。

雇児発1130第3号
平成24年11月30日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（以下「社会的養護専門委員会」という。）において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、その中で、社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとしている。

これに沿って、児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、平成24年10月に開催された社会的養護専門委員会において、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（以下「小規模化等の手引き」という。）が別添のとおりとりまとめられたので通知する。

貴職におかれては、御了知の上、下記に留意して取組を推進されたい。あわせて、管内の児童相談所等の関係機関、児童養護施設、乳児院等の関係施設等へ周知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 「第I部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進」及び「第II部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進」について

小規模化等の手引きは、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人

員配置、小規模化に対応した運営方法などについて取りまとめたものである。小規模化等の手引きでは、児童養護施設、乳児院のそれぞれの特性に応じた小規模化に当たっての課題や運営方法を示しているため、特に以下のことに十分に留意して小規模化を進めることが重要であること。

(1) 社会的養護の課題と将来像での位置づけについて

「社会的養護の課題と将来像」における児童養護施設及び乳児院の小規模化の位置づけについて、次のように示されていること。

- ① 児童養護施設における小規模化・地域分散化は、児童養護施設の施設経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくことであること。
- ② 乳児院における小規模化は、乳児院が言葉で意思表示できず一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であり、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応を行う役割を持つことなどの乳児院の特性や役割に十分留意しながら進めていくこと。

(2) 小規模化の意義

施設の小規模化は、施設運営方針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うものであり、「あたりまえの生活」を保障するものであること。

(3) 小規模化に当たっての課題への対応

小規模化に当たっての課題に適切に対応するために、職員を孤立させない組織運営の方法などをとる必要があること。

そのため、小規模化を進めるための予算制度や小規模化したグループの人員配置と応援配置の例を示しているため、これらを参考に小規模化の可能性を検討すること。

2 「第III部 計画的な推進等」について

「社会的養護の課題と将来像」では、「施設が9割、里親が1割」である現状に対し、今後10数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられている。これを踏まえ、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間（以下「推進期間」という。）でこの目標を達成することを目指し、以下の

ように、都道府県は各施設に要請して「家庭的養護推進計画」を策定させるとともに、都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定し、これに沿って、地域の実情に即して、計画的に取組を推進すること。

なお、計画に規定すべき内容、策定手順、時期等については、別途具体的にお示しすることとしている。

(1) 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定について

都道府県は、各施設に「家庭的養護推進計画」を策定するよう要請すること。

各施設は、都道府県からの要請に基づき、都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。

同計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。

同計画の対象とする期間は、推進期間（15年間）のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

(2) 「都道府県推進計画」の策定について

「都道府県推進計画」では、平成27年度を始期とした「都道府県推進計画」を上記の調整を行った上で策定し、同計画においては推進期間（15年間）を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分した各期（5年）ごとの目標を設定した上で、推進期間（15年間）を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。

また、平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。

なお、指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

(注) 上記計画の始期及び推進期間は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第6

5号）の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の始期及び同計画が5年を1期とすることを踏まえて設定したものである。なお、同法の本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討され、その際、社会的養護の職員体制の強化についても検討される予定である。

(3) 子ども・子育て支援法の各計画との関係

「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされている。同計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」（同法第62条第2項第4号）として、社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることから、同計画と「都道府県推進計画」との整合性に留意すること。

(別添)

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ
平成24年10月

はじめに

第Ⅰ部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ
2. 小規模化の意義
3. 小規模化に当たった課題と対応
4. 小規模化の取組状況
5. 小規模化を推進するための予算制度
6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置
7. 小規模化施設の全体の構成
8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法
9. 小規模化・地域分散化の方法とステップ

第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ
2. 小規模化の意義
3. 小規模化に当たった課題
4. 小規模化の取組状況
5. 小規模化を推進するための予算制度
6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置
7. 小規模化施設の全体の構成
8. 小規模化に対応した運営方法
9. 小規模化の方法とステップ

第Ⅲ部 計画的な推進等

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定
2. 都道府県計画の策定
3. 施設整備費等の確保
4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて
5. 推進に当たった留意点

はじめに

- ・平成23年7月に、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会及び児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会で、「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられた。現在、これに沿って、施設の小規模化、地域分散化や里親委託の推進などの家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもなどへの専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、親子関係の再構築支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の引上げなど、社会的養護の充実を図る取組が進められている。
- ・平成24年3月には、社会的養護の施設種別ごとに施設運営指針が策定され、「家庭的養護と個別化」は、社会的養護の原理の第1番目に掲げられている。
- ・指針では、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきとし、社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が必要であるとしている。
- ・児童養護施設、乳児院等の施設養護は、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、“施設が9割、里親が1割”の現状に対し、今後十数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられた。児童養護施設については、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。
- ・この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」は、社会的養護の課題と将来像に掲げた児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法、小規模化の計画の策定方法などについてとりまとめ、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供するものである。

ワーキング構成（◎は座長）

◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長

武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長

沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会協議員 東京恵明学園乳児部施設長

第 I 部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にしている。
 - ・児童養護施設の小規模化・地域分散化には、
 - ①本体施設の定員を小さくすること、
 - ②本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと、
 - ③地域のグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）を増やしていくことの3つの要素がある。
 - ・「社会的養護の課題と将来像」では、今後10数年の間に、児童養護施設の本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）し、本体施設の定員を45人以下にしていくとともに、グループホームやファミリーホーム、里親支援を推進し、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにしていく、という目標を掲げている。
 - ・上記の目標を達成し、施設機能の地域分散化や里親委託を推進するにあたっては、「社会的養護の課題と将来像」に掲げた施設の人員配置の改善や質の向上を図りながら、十分なケアを行える体制を整えていかなければならない。
 - ・また、施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援していく。
 - ・児童養護施設の小規模化・地域分散化は、施設経営が縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくものであり、将来像に向けての積極的な取組が期待されている。
- (注)「本体施設」は「本園」とも表記するが、同じ意味である。

「社会的養護の課題と将来像」より抜粋

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

②小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ・児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もあることから、家庭的養護の強力な推進が必要である。
- ・今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、
 - (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく。

- (b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく。（45人以下は現在の小規模施設加算の基準）
- (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。

- ・将来の児童養護施設の姿は、一施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。
- ・施設の小規模化は、施設の改修や、人員配置の増、人材の育成とともに、地域の受け皿となるファミリーホームや里親の確保などと同時に行う必要があることから、できる施設から順次進め、着実に推進していく必要がある。
- ・また、今後の児童養護施設の新築・改築に当たっては、本体施設を小規模化・地域分散化して、グループホームや、ファミリーホームに転換することが求められる。また、本体施設は、小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造として施設整備をする必要がある。
- ・また、施設整備に当たっては、建築費の4分の3を補助する制度が行われているが、グループホームやファミリーホームについては、設置主体が施設整備することもあるものの、町の中の住宅を賃借して行う場合も多い。施設機能の地域分散化の推進のためには、賃借の場合は、施設整備の補助に代わり、賃借料の補助の仕組みを検討する必要がある。
- ・このほか、大規模施設を分割して、その半分を施設の立地が無い地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。

③養育の機能を確保するための職員配置の充実

- ・小規模グループケアを推進するためには、措置費の人員配置を高めて、運営しやすくすることが必要である。
- ・小学生以上児に6：1などの現行の人員配置では、小規模グループケアの加算1名や、各ユニットで調理をすることによる調理員のユニット担当への振り替えを加えても、1グループに3人程度の人員配置となり、これは、交代勤務のため、常時1人の人員配置に薄まる。また、宿直が1人週2回必要となるなど、勤務条件が厳しくなることから、意欲的な施設のみが取り組んでいる現状にある。
- ・このため、小規模ケアの普及のためには、6：1等の基本の人員配置基準の引上げや、現在小規模ケアの一部にしか確保されていない宿直加算の全グループ化が重要である。
- ・また、小規模ケアやグループホームにおいては、一人一人の職員の力量の向上が必要となるため、研修等を充実するとともに、個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、スーパーバイザー（基幹的職員）やチーム責任者の設置など、施設全体の組織的な運営体制が重要である。
- ・なお、養育単位の小規模化をする場合、調理員等の人員を、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くなどの柔軟な運営方法をとることが有効である。

④小規模ケア、グループホーム、ファミリーホームの組み合わせ活用

- ・小規模グループケアは、1グループの児童定員が6人～8人で、これを生活単位（ユニット）とするもので、1人部屋又は2人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置く。本体施設内にいくつかのグループホームが集まって設けられる形態であり、家庭的な環境を作ることができる一方、個々のホームが孤立化せず、施設全体での運営管理が行いやすいメリットがあるため、特別なケアが必要な子どもを入所させやすい。
- ・また、小規模グループケアは、職員間の連携がとれる範囲で、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して、グループホームの形態で行うことも可能であり、さらに家庭的な形態である。

- ・地域小規模児童養護施設（グループホーム）は、1ホームの児童定員6人で、本体施設を離れて、普通の民間住宅等を利用して運営するもので、同様に家庭的な形態である。なお、措置費の仕組みとして、小規模グループケアはグループホーム形態の場合でも本体施設と一体の保護単価となるのに対し、地域小規模児童養護施設では区分して設定される。
- ・ファミリーホームは、1ホームの児童定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホームである。交代勤務である地域小規模児童養護施設と異なり、養育者が固定していることから、子どもにとって、さらに家庭的な環境である。
- ・家庭的な養育環境として、本体施設内の小規模ケアよりグループホームが、グループホームよりファミリーホームの形態の方が、より家庭的な環境であり、推進していく対象となる。

⑤本体施設の高機能化

- ・児童養護施設は、入所児童の53%は虐待を受けた経験があり、23%は発達障害や知的障害等の障害を有している。このため、より専門性の高いケアが必要となり、施設運営の質の向上を図る必要があるとともに、心に傷をもった子どもたちに大人が寄り添う養育ができるよう、人員配置を増やす必要がある。
- ・また、今後、施設機能の地域分散化を進めるに伴い、本体施設では、心理的ケア等を要する子どもの割合がますます増えることから、人員配置を高めて、十分なケアを行える体制を整える必要が一層高まることとなる。
- ・また、本体施設は、地域支援の拠点となるセンター施設として、心理療法担当職員、個別担当職員、ファミリーソーシャルワーカーに加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員も備え、親支援、里親支援やアフターケアなど地域支援を行う体制を充実する必要がある。
- ・児童養護施設の施設運営の質の向上のためには、人員配置の充実とともに、養育の技術や方法論の向上、施設のマネジメント力の向上に取り組む必要がある。一人一人の子どもの課題への対応や、親支援やペアレントトレーニングの技術の向上、将来の自立した生活の力を高める養育、施設退所後の継続的支援、子どもの意見をくみ上げ、子どもの権利を擁護する取り組み、開かれた風通しの良い組織づくりなど、施設運営の質を高める取り組みを推進していく必要がある。
- ・児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にする。

5. 社会的養護の整備量の将来像

(4) 施設機能の地域分散化の姿

- ・日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
 - (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
 - (b) 概ね3分の1が、グループホーム
 - (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）という姿に変えていく。
- ・現在、児童養護施設の在籍期間は10年以上が10.9%、5年以上が38.8%であるが、児童養護施設の本体施設での長期入所を無くす必要がある。児童養護施設に入所した子どもについて、本体施設からグループホームへ、そしてファミリーホームや里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、全ての施設を変革していく。

2. 小規模化の意義

- ・施設の小規模化は、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた「**家庭的養護と個別化**」を行うもので、「**あたりまえの生活**」を保障するものである。
- ・児童養護施設の本体施設における小規模グループケアや、グループホームには、次のような子どもにとってのメリットや意義がある。
 - 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
 - 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
 - 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
 - 調理をすることにより、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
 - 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
 - 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
 - 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる。
 - 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
 - 子どもたちが我が家という意識で生活でき、それが生活の主体性につながり、自立の力が日常生活を通じて身についていく。
 - 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
 - 自立を意識し、意図的に子どもにかかわれる。
 - 少人数のため行動しやすい。
 - 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。
 - 地域の子ども会、自治会、学校区の関係者との交流が深まる。

3. 小規模化に当たっての課題と対応

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するため、8で掲げるような、小規模化・地域分散化に対応した運営方法をとる必要がある。
 - 職員1人での勤務が多く、また、職員が生活全般の支援、調理、対外関係、地域対応、親や家族との対応、心理的ケア、自立支援、事務金銭管理など多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
 - 新人の育成が難しい。
 - ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかかわりになる危険性がある。
 - 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。

- ▶ 小規模化した当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、落ち着くまでは、衝突も増える。
- ▶ 感情の起伏が激しく、暴力、自傷、非行があるなどといった深刻な課題を持つ子どもがいる場合は、少人数の職員では対応が難しく、また、少人数の子ども集団の中で、その集団の全体とその集団に属する他の子どもへの影響が大きい。
- ▶ 家庭の養護のため、職員に調理や家事の力を求められる。
- ▶ 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。

- ・小規模化・地域分散化を進めるに当たって、課題の大きい子どもについては、職員体制の厚い本園で支援するなど、本園と分園の特徴を活かしてそれぞれの児童にふさわしい支援を行う。
- ・児童養護施設の小規模化・地域分散化は、同時並行して本体施設に多様な支援機能を拡充・統合しながら、総合的に進めることが必要である。本体施設による総合的な支援体制づくりが、小規模化・地域分散化の前提となる。

4. 小規模化の取組状況

①小規模グループケア

- ・小規模グループケアは、平成16年度に予算上制度化され、平成19年度には児童養護施設では315施設で315グループが実施されていたが、平成24年度には、369施設で686グループの実施が見込まれており、5年間で倍増している。
- ・小規模グループケア加算は、制度化当初は1施設1グループまでであったが、平成20年度には1施設2グループまで、平成22年度には3グループまで、さらに平成23年度からは6グループまで加算が可能となっている。

②地域小規模児童養護施設

- ・地域小規模児童養護施設は、平成12年度に予算上制度化され、平成19年度には146か所が実施されていたが、平成24年度には、185施設で244か所実施が見込まれ、5年間で約100か所増加した。
- ・地域小規模児童養護施設は、制度化当初は1施設1か所までであったが、平成20年度からは1施設が複数実施することが可能となっている。

5. 小規模化を推進するための予算制度

①小規模グループケア

- ・本体施設の敷地内で行うものと、敷地外でグループホームとして行うもの（分園型小規模グループケア）がある。
- ・定員は、6人以上8人以下となっている。
（注）平成22年度までの実施要綱では、「ケア単位は、原則6名とする」とされていたが、

8名定員のものが実際に行われており、運営の弾力化の観点から、平成23年度の実施要綱改正で、「定員は、原則として6人以上8人以下とする」と改められた。

- ・措置費の人員配置は、5.5:1などの本来の基本的配置に、児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員1人分（非常勤）及びこれらについての年休代替要員費等が加算される。
- ・1本体施設につき6か所まで指定できる。3か所を超えて指定する場合には、施設の規模化及び地域分散化の計画を策定することとされている。小規模化の計画は、今後、本体施設をすべて小規模グループケアにする、本体施設の定員を45人以下にする、ファミリーホーム2か所以上の開設又は支援をしていく、という内容を含む計画とする。なお、計画は、地域の社会的養護の需要を勘案しながら「社会的養護の課題と将来像」の期間の10数年の範囲内で実現するものである。

②地域小規模児童養護施設

- ・定員は6人となっている。
- ・措置費の人員配置は、児童指導員又は保育士3人（うち1人は非常勤とすることが可能であり、措置費上は1名は非常勤で積算されている。）、管理宿直専門員1人分（非常勤）及びこれらについての年休代替要員費等が積算されている。
- ・1施設で複数か所の設置が可能であり、本体施設1施設につき2か所を超える指定をするときは、家庭福祉課と協議することとされている。

（注）・分園型小規模グループケアも、地域小規模児童養護施設も、グループホームという点では、目的も形態も同じである。措置費上の仕組みが異なり、分園型小規模グループケアは、本体施設と合算して定員区分に応じて保護単価が設定され、小規模グループケア加算がされるのに対し、地域小規模児童養護施設は、措置費上、本体施設や他のグループホームと切り分けて1か所ごとに保護単価が設定される。

・このため、施設で1、2か所目のグループホームを設置する場合は、地域小規模児童養護施設の方が設置しやすい。他方、本体施設の定員が小さく、グループホームを多数持つ施設の場合、施設長や家庭支援専門相談員などの施設共通の職員の費用がグループホームの保護単価にも分散して反映される分園型小規模グループケアの算定方式の方が、本園と分園の児童の保護単価の差を小さくできる。

・このことから、制度上、両方の制度を設け、かつ地域小規模児童養護施設の1施設当たりの数を制限している。なお、小規模グループケアの数についても、施設全体の定員数を一定範囲以下とする観点から、6か所までとしている。

（注）・施設の認可定員は、本体施設（本園）の定員と地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアなどのグループホーム（分園）の定員を合算したものである。一方、地域小規模児童養護施設を除く分園及び本体施設の措置費の算定に当たって用いる定員は、地域小規模児童養護施設の定員を含まない定員となる。

③賃借費加算

- ・地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアについては、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。（自立援助ホームやファミリーホームも同様）

④措置費関係その他

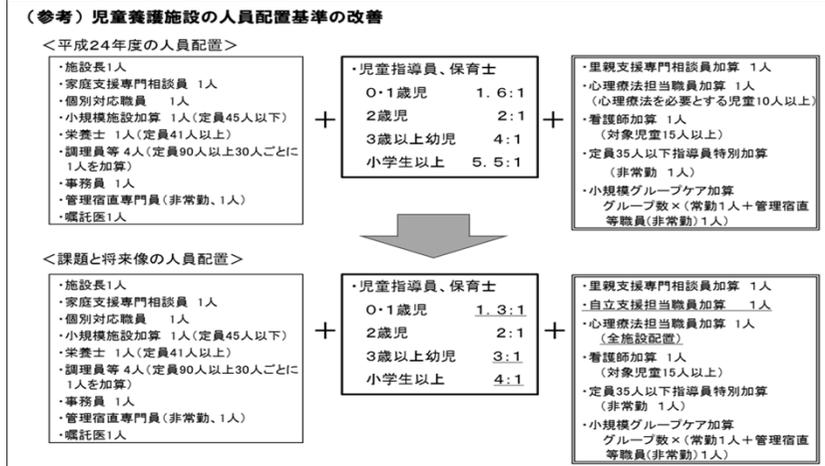
- ・平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
- ・定員41人以上の施設において栄養士の算定ができる現行制度について、施設の定員に地域小規模児童養護施設の定員を加えて算定できるよう、今後、算定方法の改善を検討することとしている。

⑤施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・小規模グループケアを行う場合は、本園型、分園型ともに、施設整備費の子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加えることができる。
- ・地域小規模児童養護施設についても、その定員に対して、児童養護施設本体と同じ子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加えることができる。
- ・本園には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
- ・本園には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。

⑥安心こども基金

- ・児童養護施設等環境改善事業補助を活用できる。



6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置

①1グループの標準的な人員配置

- ・現行制度で可能な1グループの標準的な人員配置は、「3人配置による早番・遅番勤務(1人体制)+非常勤の管理宿直等職員・家事支援員」の体制である。

この「3人配置による1人体制」とは、1日を早番と遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、 $365日 \times 2人 \div 255日 = 2.86人$ となり、3人が必要となることによる。

(注) 年間所定内勤務日数は、事業所により定めが異なるが、厚生労働省平成23年「就労条件総合調査」では、医療・福祉分野の平均年間休日総数が110日であることから、年間勤務日数を255日として計算した。休日のほかに、職員の申請で休む休暇があり、休暇を取得をしやすくする勤務環境の改善が重要であり、そのためには応援職員の充実が必要。

- ・この3人の配置は、小規模グループケアでは、基本配置+小規模グループケア加算1+調理員等の一部を充てる。

(注) 児童定員6人のグループの場合、平均的な数の年少児があるとすると、基本配置に小規模グループケア加算を加えて、現行の小学生以上5.5:1、年少児4:1の配置基準では、2.15人の職員配置となる。また、課題と将来像の目標水準である小学生以上4:1、年少児3:1の配置基準では、2.57人の職員配置となる。

このため、3人配置は、現行では0.85人、目標水準では0.43人の補充をすれば確保できる。児童養護施設の小規模グループケアでは、各グループで調理を行うため、施設全体を小規模グループケアとする場合は、施設の調理員等(1施設4人)をこれに充てることができる。

	配置基準		6人グループで、小学生以上5.2人、年少児0.8人の場合の職員数	小規模ケア加算+1	3人配置のための調理員等からの補充
	小学生以上	年少児			
現行	5.5:1	4:1	$5.2 \div 5.5 + 0.8 \div 4 = 1.15人$	2.15人	0.85人
目標水準	4:1	3:1	$5.2 \div 4 + 0.8 \div 3 = 1.57人$	2.57人	0.43人

※年少児の数は、児童養護施設入所児童等調査 3~5歳児計4,351人/全体31,593=14%に
よ、 $6人 \times 14\% = 0.8人$ で試算

- ・地域小規模児童養護施設では、3人の配置が措置費に積算されている。
- ・宿直は、1グループに1人分の管理宿直等職員の費用が計上されていることから、週の半分を管理宿直等職員で補う。また、管理宿直等職員の費用の一部は、夕方などの家事支援員の配置に充てることできる。
- ・管理宿直等職員を用いた宿直職員や家事支援員については、児童指導員や保育士の有資格者に限らなくても良い。児童福祉を志す学生や、施設の元職員、主婦、元教員、人生経験豊富な年配者など、支援に幅を持たせることができる。ただし、専門職員でない宿直職員のみとなる夜間については、施設全体では、本園やグループホ

ームの中のいずれかに専門職の常勤職員が宿直し、緊急時に応援を受けられる体制とする必要がある。

(注)労働基準法では宿直は原則週1回であるが、1グループ3人の職員で交代勤務する場合、住み込みの場合を除き、宿直が週2回になってしまう。これに対応するため、地域小規模児童養護施設では管理宿直等職員が措置費に算定されており、小規模グループケアについても、平成24年度から1グループに1人の管理宿直等職員を算定した。

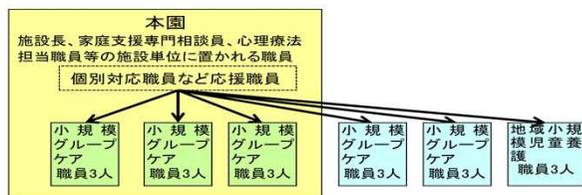
②多様な配置方法

- 標準的な①のほかに、多様な配置方法がある。
- 管理宿直等職員2グループ分の配置に替えて1名の常勤職員を置いて2グループを兼務とし、本園2グループに職員7名を配置する方法。この場合には、宿直者は2グループで1人として、職員7人が週1回ずつの宿直を行う。
- 住み込み職員とし、宿直によらない方法。
- 子どもが学校に行っている昼間の職員配置をしぼり、夕方を複数配置にする方法。

③応援職員の配置

- 各グループの職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応、新人のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- その配置は、個別対応職員1人、定員45人以下の小規模施設加算職員1人、定員35人以下の指導員特別加算1人(非常勤)、調理員等4名から、①の1グループ3人を確保するための不足分に充てた分を除いた人数のほか、虐待待児童受入加算費、本体施設の管理宿直専門員、年休代替職員費(年間20日分×職員数)による人数を加えた人数となる。施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

(注)非常勤の人件費は措置費の支弁額が多くないことに留意が必要。なお、業務省力化等勤務条件改善費(職員1人当たり年額285,700円)もある。



⑤配置構成例

- 施設長などのマネジメントを担う人材や、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの支援を担う人材、事務を担う人材などの役割も重要。
- また、職員の配置と勤務形態は、小規模化と家庭的養護を進めていく上での重要な課題であり、創意と工夫による柔軟な対応が必要となる。

・なお、現行の5.5:1の基本配置の下では、応援職員の確保が十分でなく、施設による工夫を前提とせざるを得ないが、4:1の基本配置の実現により、取り組みやすくなる。

配置構成例 【基本配置5.5:1ベース】(6人グループ)



配置構成例 【基本配置4:1ベース】(6人グループ)



⑥各グループの子どもの数の柔軟な変動

- オールユニット型の施設では、個々の子どもの状態や互いの関係性などを考慮して必要がある場合には、各グループの子どもの数を、柔軟に変動させて運用することができる。
- 例えば、施設定員40名で本園・分園合わせて小規模グループケア6グループの場合、各グループの定員を6~8人と設定しておき、施設定員40人を超えない範囲で、変動して運用することができる。(この場合、各グループの面積は1人当たり4.95㎡以上にしておく必要がある。なお、地域小規模児童養護施設を除いた施設全体で定員の充足率を考慮する暫定定員の仕組みが適用されることから、個々の小規模グループケアの単位では、在籍児童5人以上の要件は問わないこととする。)

【各グループの子どもの数を、柔軟に変動できるようにした場合】

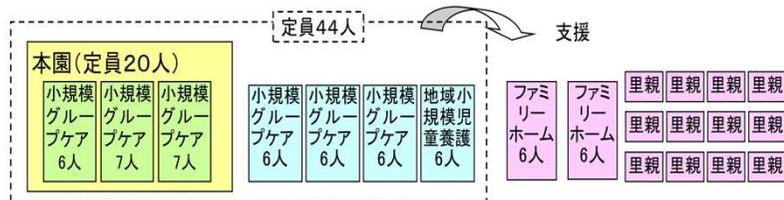


7. 小規模化施設の全体の構成

①施設の全体の構成の標準的な姿

- 施設の全体の構成の標準的な姿は、「本園3グループ+分園4グループホーム」とする。（本園小規模グループケア3+分園型小規模グループケア3+地域小規模1）
- このほかに、2か所程度、ファミリーホームを開設し、又は支援する。

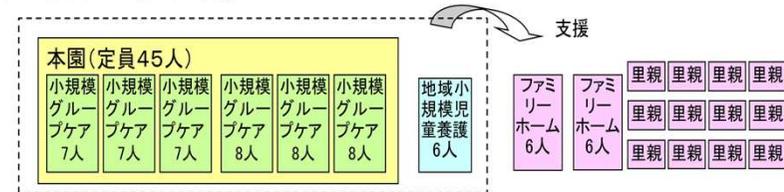
例1【標準的な姿】 本園3グループ、分園4グループホーム



②多様な姿

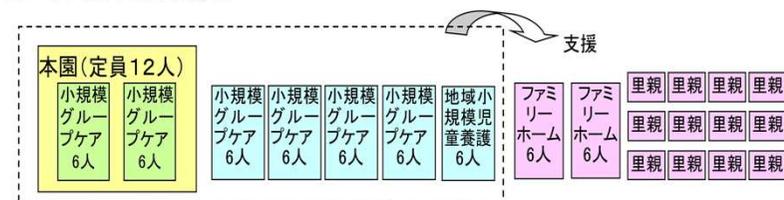
- 「社会的養護の課題と将来像」では、本園を定員45人以下にしていこうとしている。これを小規模グループケア6グループで実施すると、6グループ×7人又は8人=45人となる。

例2【本園の最大定員】 本園6グループ、分園1グループホーム



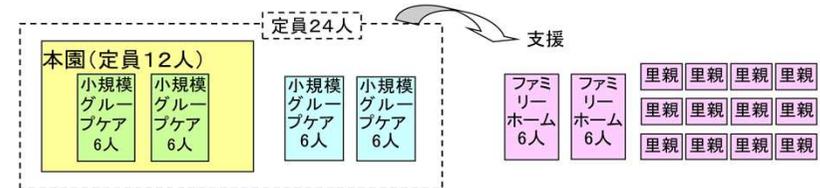
- 本園の最小定員についての定めは無いが、1グループのみの本園は想定されないため、2グループ×6人=12人が、最小定員となる。

例3【本園の最小定員】 本園2グループ、分園5グループホーム



- 本園と分園を合わせた施設の最小定員は、本園2+分園2=4グループ24人が考えられる。

例4【施設の最小定員】 24人=小規模グループケア(6人×4)



- 本園+分園の最大定員についても定めは無いが、管理の限界が必ずとあるのではないかと考えられ、将来像としては、小規模グループケア6×8人+地域小規模2×6人=60人程度までと考えられる。

例5【施設の最大定員】 60人=小規模グループケア(8人×6)、地域小規模(6人×2)



(参考)「社会的養護の課題と将来像」の整備量のイメージに基づく1施設当たりの規模

- A 本園：児童養護の本体施設で1万1千人 → 1施設平均20人(3グループ)
11,000人×1.11=定員12,210人、12,210人÷600施設=20.35人
- B 分園：分園型小規模グループケアで9000人 → 1施設平均17人(3ホーム)
9,000人×1.11=定員9,990人、9,990人÷600施設=16.65人
- C 分園：地域小規模児童養護施設で3200人 → 1施設平均6人(1ホーム)
3,200人×1.11=定員3,550人、3,550人÷600施設=6人
- D 施設全体： A+B+C=43人程度

③本園の施設整備

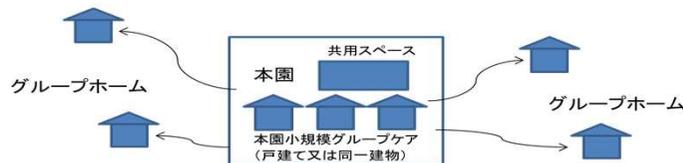
- 本園についても、できる限り「あたりまえの生活」を保障できる構造とする必要がある。
- 新築又は改築で整備する場合は、同一敷地内での戸建て住宅型が望ましい。敷地の条件等を考慮して、同一建物での合築型とする場合でも、ホームごとに独立した玄関を設けるなど、各ホームの生活に独立性を持たせることが必要である。
- 既存の大舎制の建物を改修する場合に、構造上、各ホームへの玄関の設置が難しい

場合は、施設の共用の玄関を使用した上で、各ホームを内廊下でつなぐこともやむを得ない。

- ・本園の全てを小規模グループケアとし、各ホームに、居間、キッチンを設ける。
- ・トイレは男女別としないが、各ホームに複数あることが望ましい。
- ・各ホームに通常の家計仕様の浴室を設ける。
- ・建物は、施設的な建物よりも、できる限り、一般住宅の仕様、デザインとすることが望ましい。
- ・本園には、事務室、相談室・心理相談室、集会室・地域交流スペースを設けることが必要。ショートステイ室も設けることが望ましい。
- ・子どもが不安定になったときに、クールダウンに用いることができる部屋も必要である。

④分園の施設整備

- ・分園（グループホーム）は、できる限り一般家庭に近い生活ができる場とする。
- ・既存住宅の賃借のほか、建主にグループホーム向けの間取りの建物の新築を依頼して賃借する。措置費で賃借料が算定できるため、初期投資の負担が軽い。
- ・自己所有で新築する場合には、施設整備費の対象となる。新たに建物を整備する場合は、施設的な建物とせず、できる限り一般住宅と同様の仕様とする。



⑤ファミリーホームの開設や支援

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設の将来像として、「施設によるファミリーホームの開設や支援」を推進するとし、「1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つ」としている。
- ・ここでいう「ファミリーホームを持つ」とは、「開設や支援」の意味であり、施設を設置する法人がファミリーホームを法人設置により開設する場合に限らず、施設元職員が独立してファミリーホームを開設することを支援することや、地域の里親が開設するファミリーホームを支援することも含む。
- ・小規模グループケアを6か所まで行う際の計画の要件に、「ファミリーホームを2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。」ことを計画に含むこととされているが、これも同様に、自ら開設する場合に限らず、支援を含むものであり、また、その計画は、社会的養護の課題と将来像が目指している十数年の期間内における実現を図

る趣旨である。

- ・ファミリーホームは、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親が大きくなったものであって、施設が小さくなったものではない。施設が開設や支援を行う場合には、施設を小さくしたものにならないよう注意が必要である。
- ・ファミリーホームには、施設のグループホームと異なり、養育者家族の十分な居住スペースが必須である。
- ・施設職員のライフプランとして、施設職員として培った専門性と経験を生かして、里親になったり、独立してファミリーホームを開設することは、有意義なことであり、施設として支援することが望ましい。
- ・ファミリーホームの支援は、里親支援専門相談員を配置し、里親支援と同様の支援を行うほか、事務面の支援など、ファミリーホームの特質を踏まえた支援に努める。

8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法

①職員を孤立させない組織運営

- ・職員が課題を一人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- ・小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- ・施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- ・緊急時に相談したり、応援に来てもらえる体制をつくる。
- ・職員のサロン（井戸端会議）的な集まりを行う。
- ・ケース会議を行い、課題を組織全体で考える取組を行う。
- ・パソコンでの情報共有を行う。
- ・スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- ・施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- ・分園を含めて参加できる行事を行う。
- ・非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。

- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

②自主性を尊重したホーム運営

- ・個々のホームごとに、運営方針を明確化し、職員が共有する。
- ・子ども達の意見や、ホーム等の担当職員の意見も取り込んで、子ども達が主役となる方針を作る。
- ・子どもとともに生活をつくる。子どもたちとホームの担当職員が参加したホーム会議を行う。また、ホーム通信を発行するなどにより、帰属意識や一体感を醸成する。

③調理と家事

- ・調理と家事は、家庭的な養育環境とするため、各ホームで職員が行うことを基本としつつ、家事支援員の活用や、栄養士の配置がある施設では栄養士による支援を行う。

④対外的なこと

- ・学校関係、児童相談所関係、近隣との関係、家族との関係など、対外的な対応については、一人で抱えることなく関係する職員の間で共有し、組織の一員として行う。
- ・ホームの出来事を施設で共有できるよう発信する。
- ・円滑に学校（幼稚園）生活を送ることができるようにする。学級担任との話し合いの機会をつくったり、電話連絡をこまめに行う。
- ・親との連絡や面会は、児童相談所の担当児童福祉司と相談をしながら進める。家庭支援専門相談員や心理療法担当職員との連携も大切。

⑤地域との関係づくり

- ・ボランティアの受け入れなど地域の力を活用するとともに、地域との交流や地域理解を深め、日頃から地域との関係性を積極的につくっていく努力を行うことで、地域からの反発や不理解を防ぐ。

⑥本体施設とグループホームの役割等

- ・本体施設では、小規模グループケアを担当する職員に加え、施設長、心理療法担当職員、個別対応職員その他の応援職員が支援しやすいことから、課題を持つ子どもにも対応しやすい。
- ・グループホームは、地域の中でできるだけ家庭的な生活を実現させやすい反面、職員数が限られていることから、脆弱性も有している。入所間もない児童や、何らかの理由で不安定な状態の子どもは本体施設で生活させ、安定してからグループホームでの生活とするなどの運用が考えられる。
- ・各グループにおいて、職員と児童のマッチング、児童間のマッチングに配慮する。

⑦組織づくり、人材育成

- ・小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備する。
- ・子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを整備する。

- ・責任を明確にした安全確保のための体制、緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応などにおける子どもと職員の安全確保のための体制を整備する。

- ・本体施設から離れたグループホームの孤立化防止の方策を講じる。

- ・職員間で情報を共有するための方策を講じる。施設全体での共通認識を図る。

- ・職員の人材育成を図る。また、人材確保のため、養成機関の学生に、実習生、アルバイト、ボランティア等により小規模化した施設を体験してもらうことも重要。

(参考) 小規模グループでの一日

①朝

- ・職員起床。カーテンを開ける、朝食作り、弁当づくり。外の見回り。
- ・児童起床。朝食。

- ・一日の始まりはとても大切。前日の準備とともに、スムーズに登校、登園できるように準備する。早め早めの準備は、気持ちに余裕を持たせる。

- ・洗面、歯磨き、身だしなみを整える。子どもの個性を尊重することは大切だが、生活力、衛生面、マナーなど、しっかりと身支度をさせることを子ども達に話して、身につけさせることが大切。

- ・児童登校。登園。

②日中

- ・子ども達が出かけた後は、掃除、洗濯等の家事業務。有意義に時間を使う。

- ・グループホームでは、家の周りの掃除は、近隣の方と話をするきっかけにもなる。

- ・子どもの部屋の掃除を子どもの了解をとりながら行う。きれいな生活空間を教えることは重要。

- ・学校の休みの日の対応

③夕方と夜

- ・学校、幼稚園から帰ってくる子どもの姿から、学校、幼稚園での様子を感じ取るとともに、学校、幼稚園でのできごとについて子どもから聞く。

- ・学力をつけるように、ホーム内でのルールを子どもとともに決め、守れるようにする。

- ・夕食をともにしながら、一日の話を、食卓を囲み一人一人から話を聞く。食卓を囲む中でホーム全体の協調性や方向性ができる。

- ・寝る前に一人一人と個別の時間を持てる工夫をする。一日の振り返りと明日への準備を行う。

9. 小規模化・地域分散化の方法とステップ

①地域小規模児童養護施設をまず1か所設置

- ・地域小規模児童養護施設を行っている施設は、平成24年度で185施設であり、585施設の3分の1程度となっている。今後、全ての施設がグループホームを持つよう、まず1か所の地域小規模児童養護施設の設置を推進する。
- ・まず1か所設置することにより、小規模化に対応した施設運営方法や養育方法のノウハウの取得に努める。
- ・なお、施設の定員に余裕がある地域においても、本体施設の定員を引き下げてグループホームを設置することが可能であり、これを推進する。

②地域小規模児童養護施設の2か所目や分園型小規模グループケアを設置

- ・本体施設の定員を引き下げながら、グループホームを推進する。

③大規模修繕による本体施設の小規模化ケア化（ユニット化）

- ・児童の居住空間の拡大のためには、大規模修繕による本体施設の小規模ケア化を推進する。

④建て替えによる本体施設の小規模ケア化

- ・当面8人グループで整備しておいて、後に6人グループに移行したり、当面多めの数のグループを整備しておいて、後にグループ数を減らしてショートステイや家族宿泊室などに転用するなど可能である。

⑤本園の定員の引き下げ

- ・施設整備費補助を受けて整備をした施設において定員削減を行った場合であっても、これを行いながら子どものためのスペースを広げて養育環境の向上を図るときは、定員削減により補助金の返還が必要となるものではない。

⑥ファミリーホームの推進

- ・ファミリーホームの開設又は支援は、将来計画でも可。グループホームから将来ファミリーホームに転換することも考えられる。

⑦施設の分割

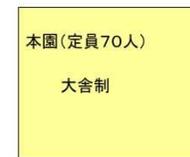
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、「大規模施設を分割して、その半分を施設の立地がない地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。」としており、地域の施設ニーズに応じ、そのような方策も考えられる。ただし、大規模な児童養護施設を、単に同一敷地内で2か所の児童養護施設に分割することは、小規模化の趣旨に沿うものとは言えない。

⑧グループホームの適切な配置

- ・町はずれや山間部にある施設は、街中や駅近くにグループホームをつくり、児童の通学の確保や地域との関係づけが容易にできる環境を保障する。
- ・一つのグループホームでは本園から距離があると孤立しがちとなることから、複数のホームを近隣につくることなども考えられる。

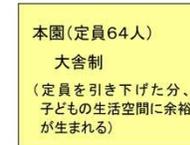
例1:【まずグループホームを整備し、その後、順次、本園の大規模修繕をして小規模ケア化】

①現状(定員70人大舎制の例)



②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ



③大規模修繕するとともに、グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本園の定員を更に引下げ

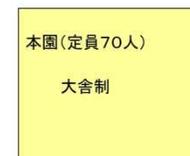


④本園を全ユニット化する



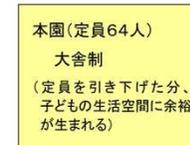
例2:【まずグループホームを整備し、その後、本園を改築して小規模ケア化】

①現状(定員70人大舎制の例)



②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ



③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本園の定員を更に引下げ

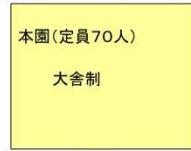


④本園を改築して、全ユニット化する



例3:【まず本園を大きめに改築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の小規模化】

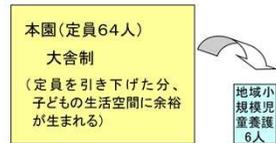
①現状(定員70人大舎制の例)



③本園をやや大きめに改築



②まず1か所グループホームを作る
⇒小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ



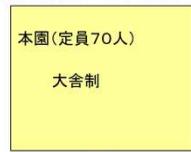
④グループホームやファミリーホームを整備しながら、
本園の定員を縮小



- 例 ▶まず、8人ユニットで整備しておいて、将来6人ユニットにして定員を縮小する(2人部屋を個室で利用するなど)
▶まず、本園を多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する
▶まず、本園を中舎又は小舎で建て替え整備する場合でも、小規模化した際のトイレ・キッチン・バスの水回りを考慮した配置としておき、将来、中舎・小舎を分割して、小規模ケア化できるようにしておく。

例4:【まず本園の敷地内に、小規模化した新館を新築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の旧館を取り壊し】

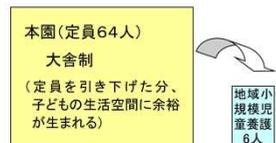
①現状(定員70人大舎制の例)



③敷地内に、小規模化した新館を新築



②まず1か所グループホームを作る
⇒小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ



④グループホームやファミリーホームの整備を進めた上で、
旧館を廃止して取り壊し



第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ

- ・乳児院における小規模化・家庭的養護について理解するためには、乳児院の特性、役割を正しく理解する必要がある。
- ・乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。
- ・乳児院では、病児や障害のある乳幼児の入所が増えており、また、乳児院は一時保護機能を持ち、アセスメントが十分なされていない段階での緊急対応を行う役割を持つ
- ・さらに、入所児の4分の1は在所期間が1ヶ月未満であり、短期の子育て支援のための預かりや、家庭養護が必要な子どもを里親委託へつなげていく役割を持つ。
- ・また、24時間365日体制で命を守る施設であり、感染症の蔓延防止や夜間の安全管理も重要である。
- ・細心の注意を要する出生0か月の新生児や低体重児の入所もあり、かつ、月齢・年齢の人数構成は絶えず変動する。行動的で多動な幼児もあり、事故防止の注意が欠かせない。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、そのような乳児院の特性と役割を踏まえつつ、乳児院の養育単位の小規模化を重要な課題としている。

「社会的養護の課題と将来像」より抜粋

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(2) 乳児院の課題と将来像

①乳児院の役割

- ・乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
- ・乳児院の在所期間は、半数が短期で、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%となっている。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となる。
- ・児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っている。
- ・また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っている。

③養育単位の小規模化

- ・乳児院は、定員20人以下が39%であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。
- ・また、乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいと考えられている。養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気で安定した生活リズムといとみなみによって、養育担当者との個別で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。

- ・「課題と将来像」では、乳児院については、施設定員を何人以下にしていこうという具体的な目標を明記していないが、大規模施設の解消は重要な課題である。
また、「課題と将来像」では、乳児院については、全ての施設をオールユニットとしていこうという目標も明記していないが、養育単位の小規模化の推進は重要な課題である。
- ・乳児院の小規模化に当たっては、上記の乳児院の特性や在り方に十分留意しながら、小規模化を進めていくことが重要である。

2. 小規模化の意義

- ・乳児院の小規模化は、養育単位の小規模化を図り、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うもので、乳幼児期における発達の保障を図ろうとするものであり、次のようなメリットがある。
 - 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
 - 落ち着いた雰囲気や安定した生活リズムといとみなみを持ちやすい。
 - 安全な環境で暮らしているという安心感を持たせやすい。
 - 養育担当者との個別な愛着関係を築きやすい。
 - 分離体験をもつ子どもたちの心を安定させやすい。
 - 子どものニーズに沿ったかわりをしやすい。
 - 少数の乳幼児と職員との間で穏やかで応答性のある生活をしやすい。
- ・また、乳児院は、約4割は定員20人以下の小規模なものであるが、定員の大きい大規模施設もある。施設養護でなければ果たせない役割のために必要な定員数は確保しつつ、家庭養護を推進して、施設養護の期間をできる限り短期間にしていこうが必要があり、乳児院の大規模施設の解消に取り組む意義は大きい。

3. 小規模化に当たっての課題

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するとともに、8で掲げるような、小規模化に対応した運営方法をとる必要がある。
 - 1グループの配置職員数が少ないため、グループの職員のみでは、緊急の対応などが難しいことから、施設全体で、緊急の対応をとれる体制が必要。

- 1グループに1人の夜勤の確保は難しいことから、小規模化する場合でも、夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営を可能とすることが必要。
- 夜勤者の担当グループが明確になり、夜勤者同士の協働が少なくなるため、連携をとるための配慮が必要。
- 小規模グループケアで、担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とするためには、グループ編成を工夫する必要がある。
- 新生児は感染症の防止、健康管理や安全管理の上で、十分な配慮が必要。

4. 小規模化の取組状況

- ・小規模グループケアは、平成16年度に予算上制度化され、平成19年度には乳児院では33施設において33グループが実施されていたが、平成24年度には、58施設において90グループの実施が見込まれており、5年間で3倍増している。
- ・小規模グループケア加算は、制度化当初は1施設1グループまでであったが、平成20年度には1施設2グループまで、平成22年度には3グループまで、さらに平成23年度からは6グループまで加算が可能となっている。

5. 小規模化を推進するための予算制度

①小規模グループケア

- ・乳児院の小規模グループケアの定員は、4人以上6人以下となっている。
(注)平成22年度までの実施要綱では、「ケア単位は、原則4名とする」とされていたが、5名定員のもので実際に行われており、運営の弾力化の観点から、平成23年度の実施要綱改正で、「定員は、原則として4人以上6人以下とする」と改められた。
- ・本来の基本的配置に加え、児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員1人分（非常勤）、これらの年休代替要員費等が加算がされる
- ・1本体施設につき6か所まで指定できる。3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化の計画を策定し、推進すること。小規模化の計画は、今後、本体施設をすべて小規模グループケアにする、本体施設の定員を35人以下にする、ファミリーホーム2か所以上の開設又は支援をしていく、という内容を含む計画とする。なお、計画は、地域の社会的養護の需要を勘案しながら「社会的養護の課題と将来像」の期間の10数年の範囲内で実現するものである。

②賃借費加算

- ・分園型小規模グループケアについて、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。

③施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加えることができる。

- ・ 本体施設には、心理療教室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。

④安心こども基金

- ・ 児童養護施設等環境改善事業補助を活用できる。

（参考）乳児院の人員配置基準の改善

<平成24年度の人員配置>



<課題と将来像の人員配置>

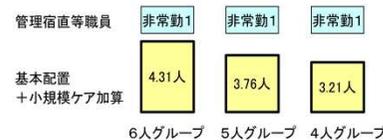


6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置

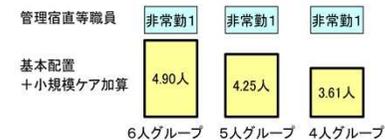
(1) 施設の一部で小規模グループケアを行う場合

- ・ 乳児院では、夜間も小規模グループで就寝する独立型もあるが、少ない職員配置での安全面に配慮して、昼間は小規模グループで生活し、夜間の就寝は施設全体で合同とする運営方法を行うことができる。
- ・ 例えば、「4人配置+非常勤職員1人の計5人」により、昼間2人の体制とし、夜間は施設全体で合同とする場合がある。この場合は、基本配置と小規模グループケア加算（常勤1名及び管理宿直等職員による非常勤1名分）の一部を充てる。
- ・ 小規模グループケアへの職員の配置数には、多様な運営方法がある。

配置構成例【基本配置1.6:1ベース】



配置構成例【基本配置1.3:1ベース】



(2) 施設全体を小規模グループケアにする場合

①1グループの標準的な人員配置

- ・ 1グループの標準的な人員配置は、「5人配置により、昼間2人、夜勤は2グループで1人」の体制

- ・ 例えば、昼間13時間を2人体制（休憩時間は交代で休憩）とし、夜間11時間を0.5人（4グループの施設で2人夜勤体制）で計算し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、 $(13時間 \times 2人 + 11時間 \times 0.5人) \div (8時間 + 1時間) \times 365日 \div 255日 = 5.0人$ が必要

(注) 上記例の昼間13時間は概ね7時から20時まで。休憩1時間は2人のうち1人が交代で休憩。休憩中は1人体制。255日は、厚生労働省の平成23年就労条件総合調査の医療・福祉分野の平均年間休日総数が110.3日であることから、年間365日から110日を差し引いた日数。なお、休日のほかに職員の申請で休む休暇があり、休暇を取得しやすくする勤務環境の改善が重要であり、そのためには応援職員の充実が必要。

- ・ この1グループに5人の配置は、基本配置と小規模グループケア加算1のほか、不足分については、小規模施設加算等や、小規模グループケアの管理宿直等職員2グループ分で常勤1人を置く職員を充てる。

(注) 児童定員5人のグループの場合、平均的な数の2歳児・3歳以上児があるとすると、基本配置に小規模グループケア加算を加えて、現行の0.1歳児1.6:1、3歳以上児4:1の配置基準では、3.76人の職員配置となる。また、課題と将来像の目標水準である0.1歳児1.3:1、3歳以上児3:1の配置基準では、4.25人の職員配置となる。このため、5人配置は、現行では1.24人、目標水準では0.75人の補充をすれば確保できる。

	配置基準			5人グループで、0・1歳 3.1人、2歳1.4人、3歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	5人配置のための補充
	0・1歳児	2歳児	3歳以上			
現行	1.6:1	2:1	4:1	$3.1 \div 1.6 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 4 = 2.76人$	<u>3.76人</u>	1.24人
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	$3.1 \div 1.3 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 3 = 3.25人$	<u>4.25人</u>	0.75人

※3歳以上児の数: 児童養護施設入所児童等調査 3歳以上児 355人/全体3,299-10.8% 5人×10.8%=0.5人
2歳児の数: 児童養護施設入所児童等調査 2歳児 931人/全体3,299-28.2% 5人×28.2%=1.4人

②応援職員の配置等

- 各グループの職員の病気、休暇、研修等や緊急時の対応、新人のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- その配置は、個別対応職員1、定員20人以下の小規模施設の加算1、定員35人以下の施設の指導員特別加算（非常勤1）のうち、①の1グループ5人を確保するための不足分に充てた残りのほか、本体施設の管理宿直専門員（非常勤1）、被虐待児受入加算、年休代替費（職員1人につき20日分）による人数を加えた人数による。施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

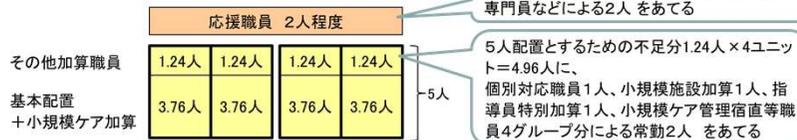
（注）非常勤の人件費は措置費の支弁額が多くないことに留意が必要。なお、業務省力化等勤務条件改善費（職員1人当たり年額285,700円）もある。

- 小規模グループケアの実施の有無にかかわらず、乳児院の夜勤の体制が薄いことから、遅い時間での緊急入所があった場合や、子どもの急な病気への対応が必要となった場合などには、応援職員の夜間勤務や、職員の夜間緊急参集体制をとるなど、リスク管理の体制整備が必要である。

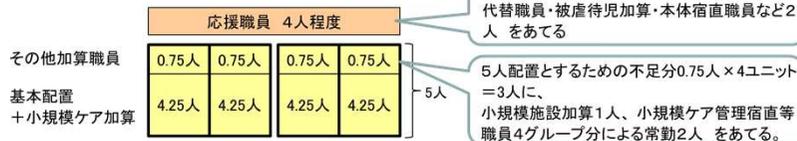
③配置構成例

- 施設長などのマネジメントを担う人材や、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの支援を担う人材、事務を担う人材などの役割も重要。
- また、職員の配置と勤務形態は、小規模化と家庭的養護を進めていく上での重要な課題であり、創意と工夫による柔軟な対応が必要となる。
- なお、現行の1.6:1の基本配置の下では、1ユニットに職員5人を配置するには、応援職員の確保が十分でなく、施設による工夫を前提とせざるを得ないが、1.3:1の基本配置の実現により、取り組みやすくなる。

配置構成例【基本配置1.6:1ベース】



配置構成例【基本配置1.3:1ベース】



（注）グループ数やグループの児童数が変わると上記の数は変動する。

④各グループの子どもの数の柔軟な変動

- オールユニット型の施設の運用は、各グループの子どもの数を、子どもの月齢・年齢などにより、柔軟に変動できる。
- 例えば、施設定員20名で4グループの場合、各グループの定員を4~6人と設定しておき、施設の定員20人を超えない範囲で、変動して運用することができる。（この場合、各グループの面積は6人×2.47㎡以上しておく必要がある。）

【各グループの子どもの数を、月齢・年齢などにより、柔軟に変動できるようにした場合】



7. 小規模化施設の全体の構成

①施設の全体を小規模グループケアとする場合の構成の標準的な姿

- 施設の全体を小規模グループケアとする場合の構成の標準的な姿は、「本園4ユニット（5人×4グループ=20人）」とする。

例1【標準的な姿】 4グループ20人（2グループを一組みとして運営）

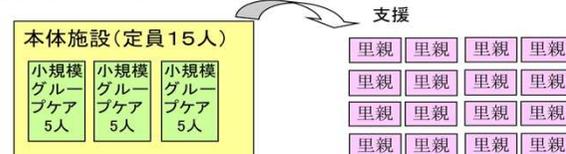


- なお、乳幼児の生命を守り、一時保護の機能や、病児や障害のある乳幼児への対応、短期の子育て支援のための預かりの機能、短期間で里親へつなげていく役割など、多様な役割を持つ乳児院については、個々の乳児院が持つ役割に応じて、その姿を考えていく必要がある。

②多様な姿

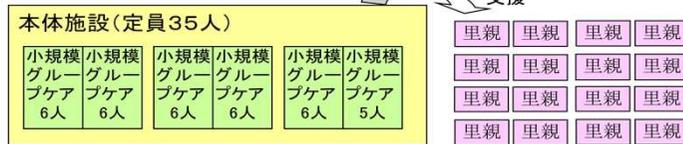
- 定員10人未満の乳児院の制度もあるが、15名~20名程度が望ましい。

例2【最小定員】 3グループ15人



- ・本園の最大定員は35人程度（35人は小規模グループケアを6か所まで行う場合の要件）（6人・5人×6グループ＝35人）

例3【最大定員】 6グループ35人



(参考) 課題と将来像の整備量のイメージに基づく1施設当たりの規模

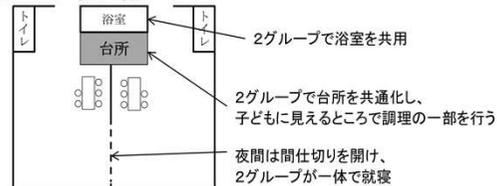
乳児院本園で3000人程度 → 1施設平均定員25人（5グループ）

3000人×1.11＝定員3330人、3330人÷130施設＝25.6人

③施設の整備

- ・寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備を設ける。
- ・寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。
- ・2つのグループの間の間仕切りを開けられる構造とし、夜間は2グループを一体とすることもできる。
- ・台所と浴室はグループごとに個別とすることが望ましいが、乳児院では、隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができる。便所は各グループごととする。玄関は施設全体で共用とすることができる。
- ・施設の調理室で調理を行いつつ、家庭的な養育の観点から、調理員や職員が小規模グループケアに接した子どもに見える台所で、食事の配膳や片付け、温めやおやつ作り、あるいは調理の一部をすることが望ましい。

(2グループで組みの例)



- ・浴室又は便所は、その設備が必要でない子どものみを対象とするグループについては、設けないことができる。(例えば、乳児のみを対象とする場合は沐浴設備で足りる。また、おむつやおまるの年齢の乳幼児のみを対象とする場合はそれで足りる。)

- ・乳児院の小規模グループケアは、基本的に本園内で行うものを想定するが、同一敷地内又は隣接敷地内の別棟での実施も可能。

8. 小規模化に対応した運営方法

①養育担当制とグループ構成

- ・乳児院の小規模グループケアは、乳幼児4～6人のグループであり、職員5人程度で夜勤を含めて交代勤務をする。

- ・施設全体を小規模グループケアとした場合に、乳児院運営指針でも掲げられている担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとるためには、子どもの成長によってグループを移る必要が生じないよう、年齢別のグループ構成ではなく、異年齢のグループ構成をとることが必要となるが、新生児、病児、障害児などへの対応も考慮し、グループ構成を検討する。

②授乳と食事

- ・授乳と食事は、各ホームで個別に行う。
- ・養育者もできるかぎり幼児とともに食事をとって、家庭的な雰囲気をつくる。
- ・食事の調理は、通常、施設の調理室で行うが、各ホームに運んで盛り付け等をする。

③遊び

- ・日中の暮らしは、室内遊び、散歩など、各ホーム単位で行う。
- ・また、年齢の大きい幼児を施設全体で集め、遊びや散歩をすることもある。

④排泄、入浴

- ・おむつ交換、おまるのほか、通常の家にある大きさのトイレを使用する。
- ・入浴は、通常の家にある大きさの浴室で、養育者とともに行う。

⑤睡眠

- ・異年齢のグループの中で、個々の乳幼児の年齢に応じながら、十分な睡眠をとれるよう工夫する。

⑥施設内の応援体制

- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等に対応できる体制を整備する。

⑦1グループのみを行う場合の活用方法

- ・1グループのみの小規模グループケアを実施する場合には、どのような子どもを対象とするか、施設の運営方針を定める。

⑧組織づくり、人材育成

- ・小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備する。
- ・定期的なケースカンファレンスやスーパービジョンの充実を図る。

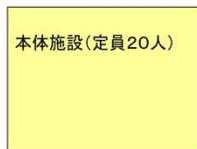
- ・言葉で表現が難しい乳幼児を対象とするだけに、十分な人材育成を図る。
- ・子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを整備する。
- ・責任を明確にした安全確保のための体制、緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応などにおける子どもと職員の安全確保のための体制を整備する。
- ・職員と児童のマッチングへの配慮を行う。
- ・職員間で情報を共有するための方策を講じる。施設全体での共通認識を図る。
- ・職員の人材育成を図る。

9. 小規模化の方法とステップ

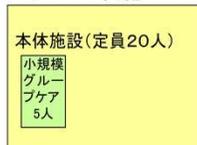
- ・まず1～2ユニットの小規模グループケアを実施する。
- ・乳児院では、多くの施設が既に定員20人以下の小規模であり、その場合は、その定員規模を維持しながら、改築時や大規模修繕により、小規模グループケアの整備を行う。
- ・定員規模が大きい乳児院の場合は、里親推進をしながら、本体施設の定員を引き下げ、改築時に小規模グループケア化する。
- ・定員規模の大きい施設では、改築時に大きめに整備しておき、その後、里親委託推進の進捗に応じ、定員を引き下げて、子どもの居住空間を広げ、小規模グループケア化することも考えられる。

例1:【すでに小規模な施設を、改築時に小規模グループケアに整備】

①現状(定員20人の例)



②小規模グループケアを1グループ実施



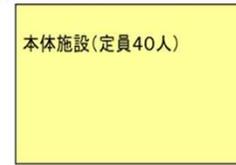
③本体施設を建て替え、全ユニット化する



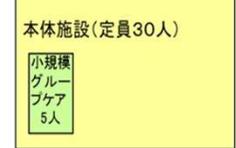
- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

例2:【規模の大きい施設を、里親推進で小規模化を進め、改築時に小規模グループケア化】

①現状(定員40人の例)



②里親委託を推進しながら定員を縮小し、併せて、改修により、小規模グループケアを1～2グループ実施



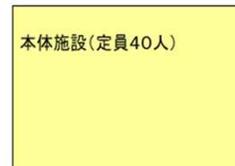
③本体施設を建て替え、全ユニット化する



- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

例3:【規模の大きい施設を、大きめに改築し、その後に里親推進で小規模化を進める】

①現状(定員40人の例)



③本体施設を大きめに改築(全ユニット化)



④里親推進を進め、本体施設の定員を削減



- 6人ユニットで整備しておいて、将来5人ユニットにして定員を縮小する
- 多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する

第Ⅲ部 計画的な推進等

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定

- ・今後10数年で、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる施設の小規模化と家庭的養護の推進を実現するためには、計画的な取組が必要である。
- ・このため、今後、この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を参考に、各施設において、「家庭的養護推進計画」を策定する。
- ・この計画は、大規模施設を解消し、施設の定員を小さくすること、本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと、地域のグループホームを増やしていくこと、里親やファミリーホームへの支援を推進すること、などの内容を含む。
- ・この計画は、各施設がそれぞれの事情に応じて策定するもので、外形的な小規模化の計画にとどまらず、質的な変革を伴うものとする。

2. 都道府県計画の策定

- ・各施設において施設の小規模化を進めるに当たっては、都道府県単位での社会的養護の需給バランスとの調和が必要である。社会的養護を必要とする児童数の見込みや、里親等委託率の引き上げのベースと調和させながら、施設の小規模化を進めていく必要がある。
- ・このため、各都道府県等において、各施設での小規模化・地域分散化の計画の検討を調整しつつ、今後10年間の児童養護施設等の小規模化・地域分散化の整備計画を策定していく必要がある。
- ・これまで、個々の施設で施設の小規模化を行いたいと考えても、地域によっては、現時点では施設養護のニーズが高く、施設だけでは小規模化を決めにくいという状況もあった。社会的養護は、行政による措置により児童の保護を行う制度であることから、自治体が施設養護と家庭養護の必要量の見通しを立てることが取組推進の基本となる。
- ・社会的養護の課題と将来像では、今後10数年以内に、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにしていく目標を掲げている。家庭養護、家庭的養護への転換を強力に進めていくため、計画的な取組が必要である。
- ・なお、政令指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設への措置が行われることから、道府県と市が連携調整して計画を策定していく必要があることに留意が必要である。

3. 施設整備費等の確保

- ・施設の小規模化・地域分散化を進めるためには、施設の改築及び大規模修繕、グループホームの新設を行うための施設整備費補助金の増額確保が必要である。
- ・また、平成24年度から建物を賃借してグループホームやファミリーホームを行う場合に月額10万円まで措置費に算定できる仕組みが設けられたことから、その活用も推進する。

4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて

- ・平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を策定し、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。
- ・都道府県計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」として社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。また、市町村計画には、都道府県の施策との連携に関する事項を定めることとされている。
- ・今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることとなっており、社会的養護の課題と将来像の取組を反映していくことが検討される。

5. 推進に向けての留意点

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進については、小規模化等に対応した人材の育成が必要であり、特に社会的養護関係施設に従事する保育士の専門性の確保に努めるべきである。

<少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして(平成27年3月20日)～(抜粋)>

(別添1)

<児童虐待の防止、社会的養護の充実>

○児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

・児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう児童相談所全国共通ダイヤル等を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高める。

○児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

・市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、児童相談所・市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上、警察等の関係機関との連携などにより虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制の強化を図る。また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員の対応スキルの向上等により、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応体制の充実を図る。

○家庭的養護の推進

・里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進する。

○施設退所児童等の自立支援策の推進

・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の設置の促進や施設を退所した児童等に対する支援などの推進を図る。

○被措置児童等虐待の防止

・児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、被措置児童等虐待の防止の徹底を図る。

○社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

・児童養護施設、乳児院及び児童家庭支援センターなど社会的養護関係施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめとする地域の関係者が相互に連携を図ることにより、社会的養護を必要とする子供たちを支援する。

(別添2)

施策に関する数値目標

項目	目標 (2019年度末/2020年)	現状 (大綱策定時の直近値)	備考
社会的養護の充実			
里親の拡充			
里親等委託率	22% (2019年度末)	15.6% (2013年度末)	
専門里親登録者数	850世帯 (2019年度末)	652世帯 (2013年度末)	
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	9,800世帯 (2019年度末)	7,489世帯 (2013年度末)	
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	520か所 (2019年度末)	223か所 (2013年度末)	
小規模グループケア	1,870か所 (2019年度末)	943か所 (2013年10月)	
地域小規模児童養護施設	390か所 (2019年度末)	269か所 (2013年10月)	
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	190か所 (2019年度末)	113か所 (2013年10月)	
児童家庭支援センター	340か所 (2019年度末)	98か所 (2013年10月)	
情緒障害児短期治療施設	47か所 (2019年度末)	38か所 (2012年度末)	
里親支援専門相談員	420か所 (2019年度末)	226か所 (2013年10月)	

〔平成28年11月18日「第5回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」参考資料3から変更なし〕

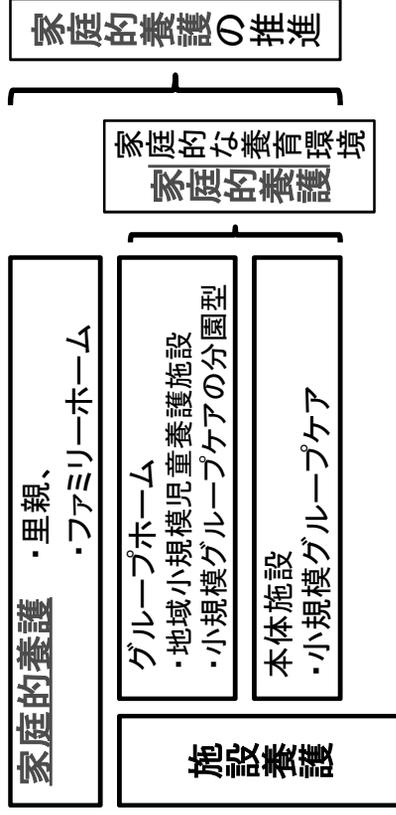
議事（2）に関連する資料（追加）

- | | | |
|----|--|------|
| 1 | 「家庭的養護」と「家庭養護」の用語の整理について
（平成24年1月16日社会保障審議会社会的養護専門委員会 資料3-1） | P 1 |
| 2 | 児童養護施設の小規模化の意義と課題
（平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（抜粋）） | P 4 |
| 3 | 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について
（平成21年3月31日雇児発第0331011号局長通知） | P 5 |
| 4 | ファミリーホームの要件の明確化について
（平成24年1月16日社会保障審議会社会的養護専門委員会 資料3-2） | P 10 |
| 5 | 里親及びファミリーホーム養育指針
（平成24年3月29日雇児発0329第1号局長通知） | P 13 |
| 6 | 地域小規模児童養護施設の設置運営について
（平成12年5月1日雇児発第489号局長通知） | P 35 |
| 7 | 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について
（平成17年3月30日雇児発第0330008号局長通知） | P 38 |
| 8 | 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、
個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置
について
（平成24年4月5日雇児発0405第11号局長通知） | P 42 |
| 9 | 里親委託ガイドラインについて
（平成23年3月30日雇児発0330第9号局長通知） | P 50 |
| 10 | 里親支援機関事業の実施について
（平成20年4月1日雇児発第0401011号局長通知） | P 72 |

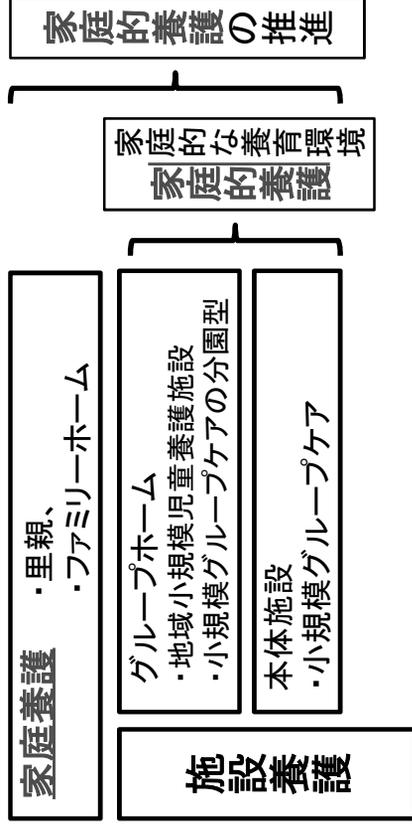
「家庭的養護」と「家庭養護」の用語の整理について

これまで、「家庭的養護」と「家庭養護」の言葉を区別してこなかったが、家庭養育という用語との関係や、国連の代替的養護の指針での用語の区別などを踏まえ、今回の指針では、「施設養護」に対する言葉としては、里親等には「家庭養護」の言葉を用いるよう、用語の整理を行う。

＜課題と将来像における用語の整理＞



＜指針における用語の整理＞



(参考)社会的養護の課題と将来像(本文抜粋)

(3) 社会的養護の基本的方向 ①家庭的養護の推進

- ・上記の子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。
- ・このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護(里親、ファミリーホーム)を優先するとともに、施設養護(児童養護施設、乳児院等)も、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の形態に変えていく必要がある。
- ・社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家族と同様な養育をする里親やファミリーホームを、家庭的養護と呼ぶ。
- ・一方、小規模グループケアやグループホームは、施設養護の中で家庭的な養育環境を整えるものであるが、養育者が交代制である点で、家庭的養護とは異なる。しかし、「家庭的養護の推進」という言葉は、施設養護から家庭的養護への移行のほか、当面、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことを含めて用いることとする。

○里親及びファミリーホームは、保護の必要な児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う「家庭養護」であるという理念を明確にする。

○このため、「家庭養護」と「家庭的養護」の用語を区別し、「施設養護」に対する言葉としては、里親等には「家庭養護」を用い、
 ・また、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組には、「家庭的養護」を用い、
 ・両者を合わせて言うときは、これまで通り、「家庭的養護の推進」を用いることとする。

○国連の代替的養護の指針との関係では、

- ・ family-based care が「家庭養護」
- ・ family-like care が「家庭的養護」

○昭和23年の「家庭養育運営要綱」及び昭和63年の「里親等家庭養育運営要綱」では、里親を「家庭養育」としていた。

(参考)「児童の代替的養護に関する指針」抜粋 (2009年(平成21年)12月国連総会決議)

○国連指針では、residential care (施設養護) と family-based care (家庭を基本とする養護＝家庭養護) が相互に補完しつつ児童のニーズを満たしているとしつつ、施設養護は必要な場合に限られるべきこと、幼い児童の代替的養護は原則として family-based care で提供されるべきこと、大規模な施設養護は廃止していくべきこと、施設養護は可能な限り家庭や少人数に近い環境(a setting as close as possible to a family or small group situation) であるべきとしている。

○国連指針では、family-based care として、① Kinship care、② Foster care、③ Other forms of family-based care を挙げている。また、family-based care と、family-like care を区別している。

原文	家庭福祉課仮訳(平成23年4月)
<p>21. The use of residential care should be limited to cases where such a setting is specifically appropriate, necessary and constructive for the individual child concerned and in his/her best interests.</p>	<p>21. 施設養護の利用は、かかる養護環境が個々の児童にとつて特に適切、必要かつ建設的であり、その児童の最善の利益に沿っている場合に限られるべきである。</p>
<p>22. In accordance with the predominant opinion of experts, alternative care for young children, especially those under the age of 3 years, should be provided in family-based settings. Exceptions to this principle may be warranted in order to prevent the separation of siblings and in cases where the placement is of an emergency nature or is for a predetermined and very limited duration, with planned family reintegration or other appropriate long-term care solution as its outcome.</p>	<p>22. 専門家の有力な意見によれば、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである。この原則に対する例外は、兄弟姉妹の分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合であろう。</p>
<p>23. While recognizing that residential care facilities and family-based care complement each other in meeting the needs of children, where large residential care facilities (institutions) remain, alternatives should be developed in the context of an overall deinstitutionalization strategy, with precise goals and objectives, which will allow for their progressive elimination. To this end, States should establish care standards to ensure the quality and conditions that are conducive to the child's development, such as individualized and small-group care, and should evaluate existing facilities against these standards. Decisions regarding the establishment of, or permission to establish, new residential care facilities, whether public or private, should take full account of this deinstitutionalization objective and strategy.</p>	<p>23. 施設養護と家庭を基本とする養護とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつも、大規模な施設養護が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべきである。かかる目的のため各国は、個別的な少人数での養護など、児童に役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策定すべきであり、かかる基準に照らして既存の施設を評価すべきである。公共施設であるか民間施設であるかを問わず、施設養護の新設又は新設の許可に関する決定は、この脱施設化の目的及び方針を十分考慮すべきである。</p>

原文

家庭福祉課仮訳(平成23年4月)

29. For the purposes of the present Guidelines, and subject, notably, to the exceptions listed in paragraph 30 below, the following definitions shall apply:

(c) With respect to the environment where it is provided, alternative care may be:

(i) Kinship care: family-based care within the child's extended family or with close friends of the family known to the child, whether formal or informal in nature;

(ii) Foster care: situations where children are placed by a competent authority for the purpose of alternative care in the domestic environment of a family other than the children's own family that has been selected, qualified, approved and supervised for providing such care;

(iii) Other forms of family-based or family-like care placements;

(iv) Residential care: care provided in any non-family-based group setting, such as places of safety for emergency care, transit centres in emergency situations, and all other short- and long-term residential care facilities, including group homes;

(v) Supervised independent living arrangements for children;

123. Facilities providing residential care should be small and be organized around the rights and needs of the child, in a setting as close as possible to a family or small group situation. Their objective should generally be to provide temporary care and to contribute actively to the child's family reintegration or, if this is not possible, to secure his/her stable care in an alternative family setting, including through adoption or kafala of Islamic law, where appropriate.

29. 本指針において、とりわけ下記第30項に列挙した例外に反しない限り、以下の定義が使用される。

(c) 提供される場所という点で言うと、代替的養護は以下の形式を取り得る。

(i) 親族による養護: その性質上公式であるか非公式であるかを問わず、児童の拡大家族内で、又は児童の知っているその家族の親しい友人によって行われる家族を基本とした養護。

(ii) 里親による養護: 所轄官庁によって、児童がその児童自身の家族以外の、養護提供にあたって選抜され、資格を付与され、承認され監督を受ける家族の家庭環境に置かれ、代替的養護を受ける状況。

(iii) 家庭を基本とした、又は家庭に類似したその他の形式の養護の実施。

(iv) 施設養護: 緊急時養護を提供する児童保護施設、緊急事態における一時保護所、その他の全ての短期・長期の施設養護による施設(グループホームを含む)など、家庭を基本としない集団環境で提供される養護。

(v) 児童のための監督つきの独立居住体制。

123. 施設養護を提供する施設は、児童の権利とニーズが考慮された小規模で、可能な限り家庭や少人数グループに近い環境にあるべきである。当該施設の目標は通常、一時的な養護を提供すること、及び児童の家庭への復帰に積極的に貢献することであり、これが不可能な場合は、必要に応じて例えば養子縁組又はイスラム法のカフアラなどを通じて、代替的な家庭環境における安定した養護を確保することであるべきである。

児童養護施設の小規模化の意義と課題

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

小規模化の意義・・・「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちにもたちらに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

雇児発第0331011号
平成21年3月31日

【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第5号
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第7号

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について

児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号）の公布により新たに小規模住居型児童養育事業が創設されることとなった。当該事業における設備及び運営に関する基準は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）によるほか、別紙のとおり「小規模住居型児童養育事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱

第1 目的

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

第2 ファミリーホーム事業者

- (1) 小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。
- (2) ファミリーホーム事業者については、主に次の場合が対象となる。
 - ① 養育里親（専門里親を含む。以下同じ。）として委託児童の養育の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの
 - ② 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの（当該児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）
 - ③ 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの

第3 対象児童

この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づき措置された者とする。

第4 対象人員

- (1) ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。
- (2) ファミリーホームにおいて同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5 ファミリーホームの設備等

ファミリーホームには、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住居を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

第7 職員

- (1) ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの（夫婦であるもの）とする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。
- (3) 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。
- (4) 養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。
 - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者
 - ④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者（※①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする）
- (5) 養育者及び補助者は、家庭養護の担い手として里親に準じ、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

第8 実施に当たっての留意事項

ファミリーホーム事業者は、運営方針、養育者等の職務内容、養育の内容、委託児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の13に規定する事項

を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 都道府県は、児童の委託をしようとするときは、児童相談所長、児童又はその保護者及びファミリーホーム事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であるため、都道府県は、児童のアセスメントや、養育者及びすでに委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適したファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できるファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。
- (3) 都道府県は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できるファミリーホーム事業者に委託すること。
- (4) 養育者等は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (5) 主たる養育者は、養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに他の養育者等に児童福祉法施行規則の規定を遵守させなければならない。
- (6) ファミリーホーム事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- (7) ファミリーホーム事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6か月に1回以上）に調査を受けなければならない。
- (8) 養育者等は、児童相談所長があらかじめ当該養育者等並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。
- (9) 養育者等は、児童に法第33条の10各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (10) 養育者等は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。また、ファミリーホーム事業者は、苦情の公正な解決を図るために第三者を関与させ、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (11) ファミリーホーム事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (12) 事業の運営に当たっては、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する帳簿等を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。

また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等

も十分に踏まえ、労働法規等に則して実施すること。

- (13) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

第9 経 費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

ファミリーホームの要件の明確化について

○ファミリーホームは、平成20年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。

○しかし、実施後3年を経過し、里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があまりない形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、今回、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化する。（児童福祉法施行規則と実施要綱の改正を予定）

＜理念の明確化＞

- 「里親及びファミリーホーム養育指針」という形で、指針を里親と一体のものとして示す。
- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化する。
- ファミリーホームは、里親が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではないという位置づけ。

10

＜要件規定等の見直し＞

- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と、小規模住居型児童養育事業を行う者を「小規模住居型養育事業者」と称しており、施設的な印象となっている。
- ②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる」としており、3人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。
- ③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。
- ④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。
- ⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。



- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と、小規模住居型児童養育事業を行う者を「ファミリーホーム事業者」の名称に改める。
- ②「夫婦である2名の養育者＋補助者1名以上」又は「養育者1名＋補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならず」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ④「委託児童の定員」などの用語に改める。
- ⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

ファミリーホームの形態について

※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。(それ以外は補助者)

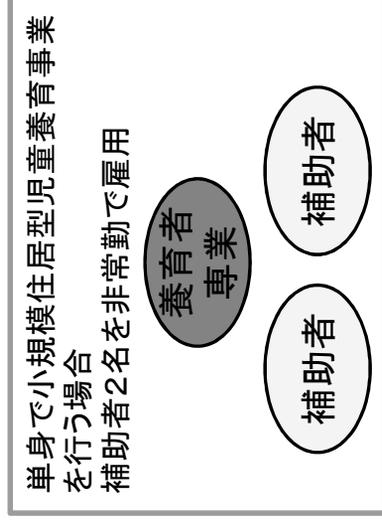
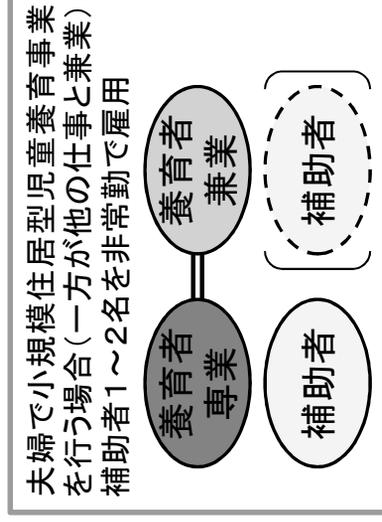
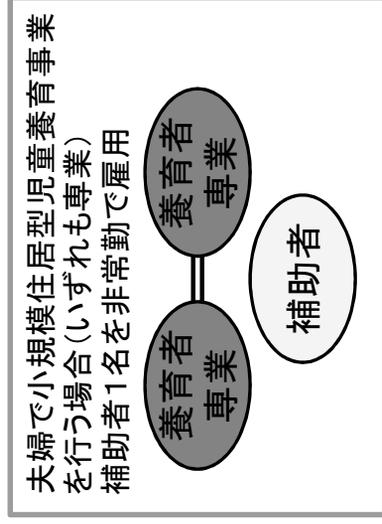
※養育者2名(配偶者)+補助者1名、又は養育者1名+補助者2名

※措置費は、常勤1名分+非常勤2名分(児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い)

自営型

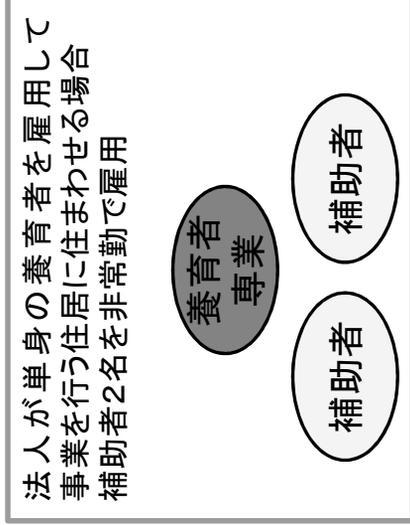
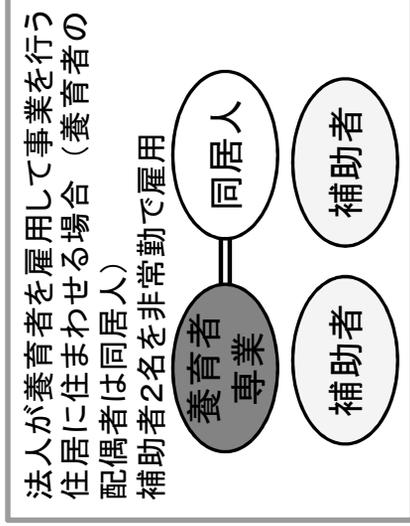
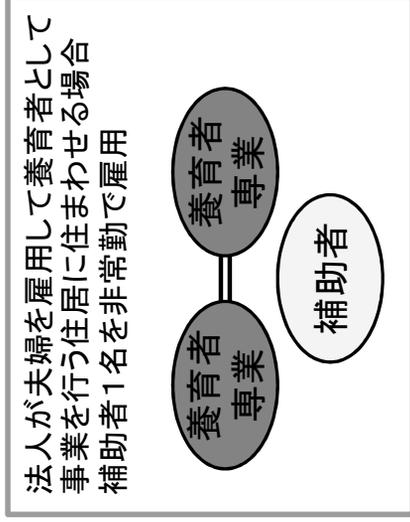
①養育里親の経験者が行うもの

②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの



法人型

③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの



(参考) 里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

		里親	ファミリーホーム	グループホーム	
形態	家庭養護(養育者の家庭に迎え入れて養育を行う)		地域小規模児童養護施設 小規模グループケアの分園型		
位置づけ	個人		施設養護(施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする)		
措置児童数	1～4名		第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部(法人形態)		
養育の体制	里親(夫婦又は単身)		児童数に応じた配置に 加算職員 (5.5:1等の配置 +小規模ケア加算の 常勤1名 +管理宿直等加算の 非常勤1名分)		
	措置費		児童数に 常勤2名+非常勤1名 上記の人員費に基づき事務費を児童定員数に応じて算定(定員払い)		
		里親手当 養育里親 72,000円 (2人目以降は36,000円を 加算)	上記の人員費に基づき事務費を児童定員数に応じて算定(定員払い)		
		賃借による場合は1か月10万円を措置費で算定			
		児童の一般生活費(約4万7千円)、各種の教育費、支度費等は、共通			

里親及びファミリーホーム養育指針

第 I 部 総論

1. 目的

- ・この「養育指針」は、里親及びファミリーホームにおける養育の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う里親及びファミリーホームにおける養育の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、里親及びファミリーホームを社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第 1 条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第 3 条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形

成していくことが必要である。

③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、被虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、被虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子

ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが必要である。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

3. 里親・ファミリーホームの役割と理念

(1) 里親・ファミリーホームの役割

- ・里親は、児童福祉法第6条の4の規定に基づき、要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。
- ・ファミリーホームは、児童福祉法第6条の3第8項の規定に基づき、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うものをいう。
- ・里親及びファミリーホームが行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

(2) 里親・ファミリーホームの理念

- ・里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」である。
- ・また、社会的養護の担い手として、社会的な責任に基づいて提供される養育の場である。
- ・社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で担えるものではなく、家庭外の協力者なくして成立し得ない。養育責任を社会的に共有して成り立つものである。また、家庭内における養育上の課題や問題を解決し或いは予防するためにも、養育者は協力者を活用し、養育のありかたをできるだけ「ひらく」必要がある。
- ・里親制度は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら養育を行う。また、ファミリーホームは、家庭養護の基本に立って、複数の委託児童の相互の交流を活かしながら養育を行う。

4. 対象児童

- ・里親及びファミリーホームに委託される子どもは、新生児から年齢の高い子どもまで、すべての子どもが対象となる。
- ・保護者のない子どもや、親から虐待を受けた子ども、親の事情により養育を受けられない子どもなど、子ども一人一人の課題や状況に則し、最も適合した里親等へ委託される。
- ・また、保護者による養育が望めず養子縁組を検討する子どもや、実親との関係も保ちながら長期間の養育を必要とする子ども、あるいは、保護者の傷病などで短期間の養育を必要とする子どもなど、社会的養護を必要とする期間も多様である。
- ・障害のある子どもや非行の問題がある子どもなど個別的な支援を必要とする子どもは、適切に対応できる里親等に委託される。
- ・里親及びファミリーホームは、18歳に至るまでの子どもを対象としており、必要がある場合は20歳に達するまでの措置延長をとることができる。
- ・里親等は、委託された子どもの背景を十分に把握し、その子どもを理解して、必要な心のケアを含めて、養育を行わなければならない。

5. 家庭養護のあり方の基本

(1) 基本的な考え方（家庭の要件）

- ・家庭は子どもの基本的な生活を保障する場である。家庭のあり方やその構成員である家族のあり方は多様化してきているが、子どもの養育について考慮した場合、家庭には養育を担う上での一定の要件も存在する。
- ・社会的養護における「家庭養護」は、次の5つの要件を満たしていなければならない。

①一貫かつ継続した特定の養育者の確保

- ・同一の特定の養育者が継続的に存在すること。
- ・子どもは安心かつ安全な環境で永続的に一貫した特定の養育者と生活することで、自尊心を培い、生きていく意欲を蓄え、人間としての土台を形成できる。

②特定の養育者との生活基盤の共有

- ・特定の養育者が子どもと生活する場に生活基盤をもち、生活の本拠を置いて、子どもと起居をともにすること。
- ・特定の養育者が共に生活を継続するという安心感が、養育者への信頼感につながる。そうした信頼感に基づいた関係性が人間関係形成における土台となる。

③同居する人たちとの生活の共有

- ・生活の様々な局面や様々な時をともに過ごすこと、すなわち暮らしをつくっていく過程をともに体験すること。
- ・これにより、生活の共有意識や、養育者と子ども間、あるいは子ども同士の情緒的な関係が育まれていく。そうした意識や情緒的関係性に裏付けられた暮らしの中での様々な思い出が、子どもにとって生きていく上での大きな力となる。
- ・また、家庭での生活体験を通じて、子どもが生活上必要な知恵や技術を学ぶことができる。

④生活の柔軟性

- ・コミュニケーションに基づき、状況に応じて生活を柔軟に営むこと。
- ・一定一律の役割、当番、日課、規則、行事、献立表は、家庭になじまない。
- ・家庭にもルールはあるが、それは一定一律のものではなく、暮らしの中で行われる柔軟なものである。
- ・柔軟で相互コミュニケーションに富む生活は、子どもに安心感をもたらすとともに、生活のあり方を学ぶことができ、将来の家族モデルや生活モデルを持つことができる。
- ・日課、規則や献立表が機械的に運用されると、子どもたちは自ら考えて行動するという姿勢や、大切にされているという思いを育むことができない。
- ・生活は創意工夫に基づき営まれる。そうした創意工夫を養育者とともに体験することは、子どもの自立に大きく寄与し、子どもにとって貴重な体験となる。

⑤地域社会に存在

- ・地域社会の中でごく普通の居住場所で生活すること。
- ・地域の普通の家庭で暮らすことで、子どもたちは養育者自身の地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶことができる。
- ・また、地域に点在する家庭で暮らすことは、親と離れて暮らすことに対する否定的な感情や自分の境遇は特別であるという感覚を軽減し、子どもを精神的に安定させる。

(2) 家庭養護における養育

①社会的養護の担い手として

- ・里親及びファミリーホームにおける家庭養護とは、私的な場で行われる社会的かつ公的な養育である。
- ・養育者の家庭で行われる養育は、気遣いや思いやりに基づいた営みであるが、その担い手である養育者は、社会的に養育を委託された養育責任の遂行者である。
- ・養育者は、子どもに安心して安全な環境を与え、その人格を尊重し、意見の表明や主体的な自己決定を支援し、子どもの権利を擁護する。
- ・養育者は子どもにとって自らが強い立場にあることを自覚し、相互のコミュニケーションに心がけることが重要である。
- ・養育者は独自の子育て観を優先せず、自らの養育のあり方を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さが必要である。
- ・家庭養護の養育は、知識と技術に裏付けられた養育力の営みである。養育者は、研修・研鑽の機会を得ながら、自らの養育力を高める必要がある。
- ・養育者が、養育がこれでよいのか悩むことや思案することは、養育者としてよりよい養育を目指すからこそであり、恥ずべきことではない。養育に関してSOSを出せることは、養育者としての力量の一部である。
- ・養育が困難な状況になった場合、一人で抱え込むのではなく、社会的養護の担い手として速やかに他者の協力を求めることが大切である。
- ・児童相談所、里親支援機関、市町村の子育て支援サービス等を活用し、近隣地域で、あるいは里親会や養育者同士のネットワークの中で子育ての悩みを相談し、社会的つながりを持ち、孤立しないことが重要である。
- ・家庭養護では、養育者が自信、希望や意欲を持って養育を行う必要がある。そのために自らの養育を「ひらき」、社会と「つながる」必要がある。

②家庭の弱さと強さの自覚

- ・子どもを迎え入れるどの家庭にも、その家庭の歴史があり、生活文化がある。養育者の個性、養育方針、養育方法等にはそれぞれ特色がある。また、地域特性もある。そして、これらには「弱さ」も「強さ」もある。
- ・新たに子どもが委託されたり、委託人数が減るなど構成員に変化が加わることで、不安定さが現れたり、安定性が増す変化があったり、養育者に柔軟な工夫が求

められることもある。また、養育者が子どもの養育に心身の疲れを覚えたり、家族構成員の変化から養育力に影響が出る場合もある。

- ・それぞれの養育の場に含まれる「弱さ」の部分も自覚し、支援やサポートを受け、研修等を通して養育力を高めるとともに、ごく当たりまえの日常生活の中に含まれる、養育の「強さ(Strength)」をより発揮できるよう意識的に取り組む姿勢が求められる。養育者と子どもの日々の生活が養育者の成長にもなり得る。

③安心感・安全感のある家庭での自尊心の育み

- ・子どもにとって自尊心は、生きていく上で必要不可欠な自信、意欲や希望をもたらす、他者に対する寛容性や共感性、困難に立ち向かう力、粘り強さ、忍耐力の形成に結び付く。
- ・子どもが自分の存在について、「大切にされている」「生まれてきてよかった」と感じられるように、養育者の家庭は、子どもに安心感・安全感とともに、心地よさを提供することが重要である。
- ・生活が落ち着いてくると、子どもは、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や退行を示すことがある。そのような時に、養育者は無力感を感じ、子どもに否定的感情を抱き、子どもとの関係が悪循環に陥ることもある。
- ・どうにか改善したいという思いが、子どもへの叱咤激励や、問題点の指摘に傾斜し、子どもにとって、あるがままの自分の存在が受け入れられないことに対する思いが、自尊心とは対極にある自己否定感を生み出すこともある。
- ・生活の中では、すぐに実感できる改善はみられなくても、変化を無理に求めず、子どもの実像を受けとめる。安心と安全のある家庭で、子どもと時間を共有し、思い出を積み重ねることで、子どもは変化していく。

④自立して生活できる力を育む

- ・自立とは、誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜他者の力を借りながら他者と関係を結びながら自分なりに生きていくことである。そのことを子どもが認識できるよう、まずは日常生活の中での安心感・安全感に裏付けられた信頼感を育むことが重要である。
- ・子どもには、あるがままの自分を受け入れてもらえるという依存の体験が必要である。日々自然にくり広げられ、くり返される家庭の中での日常生活のなかで、子どもの可能性を信じつつ寄り添うおとなの存在と歩みが、子どもにとって将来のモデルになる。
- ・子どもが生活を通して体験したこと、学習したことは、意識的、無意識的な記憶となり、生活の実体験が子どもに根つき、再現していくこととなる。
- ・困難な出来事があった際にどのように乗り越えていくかなどは、すべて子どもにとって重要な暮らしの体験であり、困ったとき、トラブルがあったときにはとくに他者に協力を求めるという姿勢が持てるよう、ともに生活する中でそうした体験を子どもに提供する。

⑤帰ることができる家

- ・措置解除後においても、養育者と過ごした時間の長短にかかわらず、子どもが成人した時、結婚する時、辛い時、困った時、どんな時でも立ち寄れる実家のような場になり、里親家庭やファミリーホームがつながりを持ち続けられることが望ましい。
- ・養育の継続が難しくなり、委託の解除となった場合でも、成長過程の一時期に特定の養育者との関係と家庭生活の体験を得たことは、子どもにとって意味を持つ原体験となるので、いつでも訪ねて来られるよう門戸を開けて待つことも大切である。

⑥ファミリーホームにおける家庭養護

- ・ファミリーホームは、養育者の住居に子どもを迎え入れる家庭養護の養育形態である。里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではない。
- ・ファミリーホームの養育者は、子どもにとって職員としての存在ではなく、共に生活する存在であることが重要である。したがって養育者は生活基盤をファミリーホームにもち、子どもたちと起居を共にすることが必要である。
- ・ファミリーホームの基本型は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない。児童養護施設やその勤務経験者がファミリーホームを設置する場合には、家庭養護の特質を十分理解する必要がある。
- ・養育者と養育補助者は、養育方針や支援の内容を相互に意見交換し、共通の理解を持ち、より良い養育を作り出す社会的責任を有している。
- ・養育補助者は、家事や養育を支援するとともに、ファミリーホーム内での養育が密室化しないよう、第三者的な視点で点検する役割も担うことを理解する。
- ・補助者が養育者の家族である場合には、養育がひらかれたものとなるよう、特に意識化することが必要である。
- ・ファミリーホームは、複数の子どもの迎え入れ、子ども同士が養育者と一緒に創る家庭でもある。子ども同士の安定を図るため、子どもを受託する場合は、子どもの構成や関係性を考慮し、児童相談所との連携が大切になる。また、養育者が子ども同士の関係を活かし、子ども同士が成長しあうために、どのようなかかわりが必要かという観点を持ちながら養育にあたる必要がある。

(3) 地域とのつながりと連携

①地域や社会へのひろがり

- ・子どもの育ちには、家庭が必要であると同時に、地域の人々や機関・施設の関与や支援が必要である。
- ・私的な生活の営みを軸とする家庭に子どもを迎え入れる場合であっても、公的な養育となる里親、ファミリーホームにおける養育には、地域社会と関係を結び、必要に応じて助け、助けられる関係を作る社会性が必要である。
- ・関係機関との協働はもとより、子どもの通園・通学先の職員、近隣住民が、委託

されている子どもの状況を理解し養育を応援してくれる関係づくりを試みていくことが養育者に求められる。

- ・また、日頃から里親等も地域住民の一人として、近隣との良好な関係を築いておくことや、社会的養護の理解を深めてもらう働きかけをすることが重要である。
- ・なぜならば、子どもにとって養育者は地域に生き、社会に生きる大人のモデルであり、また、子どもの生活は、人々の社会的養護への理解度によって大きく影響されるからである。
- ・養育者の中には、社会的な状況や養育者の思いから地域の中に「里親家庭」として溶け込むことを求めず、ひっそりと生活したい里親もいるが、里親であることをオープンにしながら、近隣住民、関係者、関係機関、地域、社会に働きかけ、地域とのかかわりの中で養育を展開していく里親もいる。
- ・里親等における養育は、あくまで社会的養護であるため、地域や社会に対してクローズなものになってはならない。諸事情により近隣等との関係形成が困難な場合にも、地域の里親会や里親支援を行う民間団体、あるいはその他の子育て支援のネットワークなどのつながりの中に身をおき、孤立しないよう、独善的な養育に陥らないよう養育をひらくことが求められる。
- ・養子縁組里親の場合や親族による里親の場合は、地域との関係の持ち方が養育里親の場合とは異なる。しかし、それぞれの事情は踏まえた上でもなお、孤立した養育、独善的な養育とならないようにすることは同様である。また、親族による里親の場合、親族であるがゆえに、里親も子どももお互いに無理を強いられる場合がある。養育上の悩みや困難を共有できる場や人材を確保し、社会資源を活用しながら養育にあたることが望ましい。

②里親会等への参加

- ・日々の暮らしの中で起こる養育者としての悩み等は、時に社会的養護に携わる養育者の立場でしか共有できない、あるいは理解されにくいこともある。同じ立場で話すことができる里親会や当事者のネットワークを活用することは大切である。
- ・一方、他の養育者の体験談やアドバイスが、自己の養育に有効でない場合もある。このことに留意しながら、養育者同士による活動を活かすことが必要である。
- ・里親サロンなどでは、子どもの状況が具体的に語られることが少なくない。活動の前提として、語られた内容を活動の終了後どう扱うかを確認しておくことも必要である。
- ・里親会は、社会的養護の仕組みの中で重要な役割を持つことから、すべての里親は、里親会の活動に参加する必要がある。また、すべてのファミリーホームは里親会やファミリーホームの協議会に参加する必要がある。

③市町村の子育て支援事業の活用

- ・家庭養護は、保護者として地域で生活していることを理解し、市町村の子育て支援が必要であることを養育者自身や関係機関が受け止め、積極的に活用する。

- ・生活が根ざしている身近な市町村の地域子育て支援につながることや利用できるサービスを活用していくことも、養育のサポートとしては有効である。また、地域子育て支援の活動等において力量を発揮し、支援する側として活躍する里親もいる。
- ・福祉事務所や関係機関と連携し、保育所や放課後児童クラブの活用やショートステイなど、レスパイト・ケアと併せて養育者は周囲の支援や協力を受けることは養育者の安定につながることを理解する。
- ・児童相談所から地域子育て支援機関に、里親等の情報が自動的に提供されることはないため、地域子育て支援機関に必要なかわりは求めていくことが必要である。ただし、委託されている子どもの養育上の困難等は、地域子育て支援機関よりも、里親支援機関や支援担当者、児童相談所等に伝える方が適切な内容もあることを意識化しておく。

6. 里親等の支援

①支援の必要性

- ・里親とファミリーホームは、地域に点在する独立した養育である。このため、閉鎖的で孤立的な養育となるリスクがある。
- ・里親とファミリーホームが社会的養護としての責任を果たすためには、外からの支援を受けることが大前提である。家庭の中に「風通しの良い部分」を作っておく必要がある。

②関係機関・支援者との養育チーム作り

- ・里親・ファミリーホームにおける養育は、家庭の中で行うが、決して自己完結型では行うことができないので、関係機関との連携・協働が不可欠である。関係機関・支援者とともに養育のチームを作っていく意識が必要である。
- ・一人一人抱えている状況や課題の異なる子どもの委託の目的・支援目標を理解し、その子どもの社会的養護の担い手、日々の養育者として、関係機関から支援を受け、随時状況を報告・相談しながら社会的養護を進めていくことが求められる。
- ・養育が難しいと感じる子どもについての専門的な助言や診断、治療的ケアの必要性の検討等、関係機関の見解がとくに必要な場合も、助言や連携を求めていくことが必要である。
- ・養育の「応援団」を確保していくことで社会的養護は成り立つことを常に意識したい。
- ・児童相談所や支援機関等は、定期的な家庭訪問を行うなど、日頃から里親と顔なじみになり、子どもと里親のことを理解する必要がある。里親もこれを受け入れることが必要である。

第Ⅱ部 各論

1. 養育・支援

(1) 養育の開始

- ・里親及びファミリーホームにおける家庭養護は、子どもを養育者家族の生活の場である家庭に迎え入れて行う公的な養育であり、「中途からの養育」であることがその特徴である。
- ・養育者が子どもを迎え入れるとき、ともに生活する仲間として一緒に生活できることの喜びを子どもに伝えることから養育が始まる。
- ・子どもたちのそれまでの生活や人生を尊重し、不安や戸惑いがあることを前提として迎える。家庭に新しいメンバーが加わることによる変化は決して小さいものではなく、子どもたちが、養育者家庭の一員として落ちつくまでに要する時間も、子どもの個性や年齢、背景によって異なることを理解する。
- ・また、迎える家庭の構成員が、子どもを迎えることを望み、納得していることが重要である。
- ・既に受託している子どもや実子を含む、生活を共にしている子どもへの事前の説明や働きかけを行うとともに、心の揺れ動きなどに十分に配慮する。

(2) 「中途からの養育」であることの理解

- ・実親子関係は根源的な人間関係である。その関係から引き離され、あらたな養育者と関係を形成することの重要性と、それに伴う子どもの困難さや行動上の課題等を理解した上で、子どもの育ち直しの過程を適切な対応により十分に保障する。
- ・子どもは被虐待的環境から安心・安全な環境に身を置くことで、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や、いわゆる「赤ちゃん返り」と言われる退行を示すことがある。
- ・養育者がこうした行動を否定することなく受け入れることは、子どもの育ち直しの過程において必要不可欠である。
- ・養育者として対応に苦慮するときや対応方法が見つからない時等は、社会的養護の担い手として速やかに他者に協力を求めることが大切である。
- ・実子などを養育した過去の経験が、こうした子どもの養育過程において必ずしも有効に活用できないこともあり、むしろそうした体験が育ち直そうとしている子どもの養育を妨げる場合のあることを理解し、他者の助言や協力を求めることが必要である。
- ・子どもが抱えている否定的な自己認識を肯定的な認識に変化できるよう、子どもとともにそれまでの生育歴を反復して振り返り、整理することが必要である。

(3) 家族の暮らし方、約束ごとについての説明

- ・「日課」や「規則」がなく、集団生活ではない、あるいは、その要素が緩やかなことが家庭養護の良さである。しかし、ルールが全く無い、あるいは必要はないということではなく、個々の家庭には、その家庭の暮らし方がある。
- ・迎える子どもに、最低限必要な家庭の決まりを説明して、その子どもの意見を聞いた上で、合意を得ることが必要である。
- ・子どもと合意を得ることは、迎える家庭が、その家庭らしさを保つためであり、また、家庭に迎える子どもの適応を助け、暮らしやすさを実現するためにも必要である。
- ・細かすぎるルールを養育者が子どもに強要するのではなく、子どもの年齢や状況に応じて、子ども自身の意見を参考にして、適宜見直すことが必要である。

(4) 子どもの名前、里親の呼称等

- ・子どもの「姓」、子どもの「名前」は、その子ども固有のものであり、かけがえないものである。
- ・子どもを迎え入れた里親の姓を通称として使用することがあるが、その場合には、委託に至った子どもの背景、委託期間の見通しとともに、子どもの利益、子ども自身の意思、実親の意向の尊重といった観点から個別に慎重に検討する。
- ・里親の考え方もあるが、里親だけで決められるものではなく、関係者間での方針の確認が必要である。
- ・里父や里母の呼称について、お父さん、お母さん、おじさん、おばさん、〇〇（里親姓）のお父さん、お母さんなど受託された子どもの状況で決める。
- ・里親として子どもを迎えたことを近隣にどう伝えるかは、養育里親である場合や養子縁組希望里親の場合とでは子どもの状況が異なるため、よく検討して進める必要がある。
- ・養子縁組を希望する場合などは、子どもの年齢に応じて里親姓である通称を使用し、近隣や地域、学校等の関係者への説明や理解を得るよう働きかけることも大切である。

(5) 幼稚園や学校、医療機関等との関係

- ・学校等は、子どもが1日の多くの時間を過ごす大切な生活の場である。学校との良好な協力関係を築くことにより、保護者と教師という関係だけでなく、同じ支援者の立場でのより有効な子どもへの支援に結びつけることができる。
- ・子どもが通う幼稚園や学校には、社会的養護を必要とする子どもの養育であることを伝え、よき理解者となってもらえるよう、働きかけることが必要である。
- ・子どもも、新しい生活の場に移行したことで幼稚園・学校で落ち着かず、順調にいかないこともある。里親側が心を閉じると、養育上の様々なリスクを高めて

しまい、子ども自身に負荷をかけることもある。

- ・医療機関によっては、里親が社会的養護である家庭養護について説明しなくてはならない負担感を感じることもある。
- ・しかし、あきらめず必要な説明をするとともに、里親が抱えた思いを信頼できる人に聞いてもらったり、里親経験者の工夫や里親支援担当者からアイデアを聞いたりし、周囲に理解を求めていく姿勢を保つことが求められる。
- ・児童相談所の職員等が、新規委託児童の通う幼稚園や学校に里親とともに出向き、園長、校長、担任らに里親養育の理解を求めるための事前説明をし、子どもの姓の扱いなど要点を含めて確認する機会をもつ取組がなされている。社会との関係形成のプロセスに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に支援を求めること、説明する言葉を得るためにしおり等を活用することも有効である。

(6) 子どもの自己形成

- ・子どもの人生は、生まれた時から始まっている。自己の生き立ちを知ることは自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え、子どもがどう受け止めているかを確認しつつ、少しずつ内容を深めていくことが大切である。
- ・「真実告知」は、単に「血縁上の親が別にいること」「養育者と血のつながりがないこと」を告げるという意味ではなく、主たる養育者である里親等が、「この世に生を受けたことのすばらしさ」「あなたと共に暮らせるようになった喜び」や子どもの生き立ちなどについて、嘘の無い「真実」として子どもに伝えることである。その「真実」をどのように表現をするかを配慮しなければならない。
- ・思春期の場合や小学校で行われる「生き立ちについての授業」などには、他の里親の経験や児童相談所からのアドバイス等を参考にして、学校関係者とも必要な理解や配慮の共有に努めながら、具体的に対処する。そのためにも、教育関係者との連携を日常的に築いておくことが重要である。
- ・真実告知のタイミングは、里親等が児童相談所や支援機関と相談の上、行うことが望ましい。
- ・ライフストーリーワークなど子どもの生きてきた歴史や子どもに寄せられて来た思いを綴り、写真や数値、できるようになったこと、かかわってくれた人・物などとともに記録としてまとめることも、子どもが、自らを「他者と違う固有の存在」「尊厳をもった大切な自分」であると気づき、自分を大切にし、誇りをもって成長するために有効である。

(7) 実親との関係

- ・子どもにとっての実親は、子どもが自身を確認する上での源である。子どもの前で子どもの親の否定をしない。また、子ども自身から実親のことが語られる場

面では、どう語られるかに耳を傾けるとともに、話されたことに養育者がどう応答するかについて配慮する。

- ・ 一見身勝手に思える実親の行動や態度に対し、背景にある実親なりの事情や実親自身の思いが十分に理解できず、養育者として否定的な感情を持つこともある。そのことを実親も敏感に察し、積極的な子どもへのかかわりを躊躇することも考えられる。養育者として実親の状況の理解や共感に努める姿勢は、子どものためにも必要である。
- ・ 子どもが実親に怒りを持ったり、実親に会えないことを自己否定的にとらえたり、里親等への配慮から実親について尋ねたい気持ちに遠慮することもある。実親について語ることを家庭内でのタブーとしないことも重要である。
- ・ 子どもの実親についての受け止め方は、養育者との生活のなかで変化し、子どもの心や日常生活、生き方に大きな影響を与える。子どもの立場に立って実親への思いを理解することが、養育者に不可欠である。児童相談所とも情報を共有し、見直しを確認する。
- ・ 実親が複雑で深刻な事情を抱えている場合もあり、実親の子どもに対する思いも様々である。実親が子どもを養育できないことの背景にある個々の問題を踏まえ、実親の抱える課題や生活問題に、子どもと里親等が巻き込まれないようにしながら、子どもと実親との交流そのものは保証する。
- ・ 一定のルールのもとで、実親との面会、外出、一時帰宅などの交流を積極的に行う。実親とのかかわりが、子どもの生活や福祉、里親等とその家族の生活を脅かす場合に限り、交流が制限される。
- ・ 交流をどのように行うかについては、養育者と児童相談所が協議し、子ども自身の意見を踏まえて決定する。交流の実施状況を児童相談所が把握し、トラブルが生じた場合の対応を明確にしておくことも大切である。
- ・ 実親の状態が不明な場合、実親の状況が子どもに伝えられていない場合、望んでも実親との交流がかなわない場合、子どもが交流を希望しない場合や、虐待を受けた子どもの場合など、子どもの状況を踏まえて、適切な配慮を行う。
- ・ 実親との交流により、子どもが不安定になり、意欲の低下や体調等を崩す場合もある。交流後の子どもの様子を把握し、気持ちをくみ上げるコミュニケーションを心がけるなど、個々の子どもの状況に応じて対応する。

(8) 衣食住などの安定した日常生活

- ・ 里親等が提供する養育だけが、子どもの心身を安定させ、成長させ、生きる力を増進させるのではなく、里親等と里親等家族の存在、家族間の関係、食事、生活習慣、余暇の過ごし方などあたりまえの生活や親族・友人・地域との関係など里親等家庭での暮らしそのものが子どもを育むことを理解する。
- ・ 子どもはこうした生活を通して将来の社会生活や成長して、家庭を作る場合に役立つ技術を身につけ、家庭生活のモデルを形成することができる。

(9) 実子を含む家族一人一人の理解と協力

- ・家庭に子どもを迎え入れるため、家族の一部は生活に参加しないということができない。先に受託している子どもを含め、家族全員が新しく迎え入れる子どもとの生活に影響を受けることを受け止める必要がある。
- ・養育者や児童相談所は、新たな子どもを受け入れられる状況であるか否か、家庭や子どもの状況のアセスメントを前提としたマッチングを行い、双方が判断する。
- ・養育者や児童相談所は、家庭養護は実子の養育体験とは、必ずしも同じではないこと、一人の子どもが加わることによって変化する家庭内の力動の変化や個人への影響があることを考慮する。
- ・養育者は受託している子どもとそれぞれ個別の時間やかかわりをもつように、実子と過ごしたり話したりする場面・時間も作ることが大切である。
- ・実子や既に受託している子どもに、適宜必要なことを説明する。生活を共有する立場である実子も、子どもとして意見表明できる雰囲気と関係を保つ。

(10) 子どもの選択の尊重

- ・子どもが興味や趣味に合わせて、自発的な活動ができるよう工夫する。子ども一人一人の選択を尊重する。子どもが自分の好みや要望を表現できる雰囲気を生活の中につくる。
- ・子どもが自分の要望を表明するとともに、他者の要望も受け止めながら、対話ができいていくように、ときには養育者が仲介しながらコミュニケーションの育ちを支える。

(11) 健康管理と事故発生時の対応

- ・子どもの状態や発達段階に応じて、体の健康や衛生面に留意し、健康上特別な配慮を必要とする子どもについては、児童相談所や医療機関と連携する。
- ・事故や感染症の発生など緊急時には、子どもの安全を確保する。児童相談所と緊急の連絡方法などを確認しておく。
- ・災害時の避難方法や子どもの安全確保について、養育者らで確認する。食料や備品類など災害時の備蓄等を行う。
- ・災害などに対して備えていることを養育者の責任として子どもにも説明し、実際に見せて確認し、安心感をもって生活できるよう配慮する。

(12) 教育の保障と社会性の獲得支援

- ・それまでの生育環境により、経験不足や基礎学力の不足など多くの課題を抱えている子どもにとって、学ぶ楽しさを取り戻し、さらには高校や大学などに進学

する学力を獲得することは、子どもが自尊心を回復し、自立への歩みを踏み出す契機としても重要なことである。

- ・子どもの学力の状態に応じて、学習意欲を十分に引き出しながら、学習が安定に向かうよう工夫して支援する。必要に応じて、学習ボランティアや塾の活用を考える。
- ・年齢や発達状況など個々の状態に応じた社会性の獲得を目指し、体験の幅を広げるとともに、社会に出て行く子どもには、社会の一員であることが自覚できるよう支援を行う。

(13) 行動上の問題についての理解と対応

- ・子どもが新しい環境や家族との関係に安心した時に表れる行動上の問題があることを理解する。
- ・子どもの行動にはメッセージが含まれていること、その子どもにとって何らかの意味があることを理解し、時には養育者同士で話すことで安心を得ることも大切である。心理的な支援を必要とする子どもについては、専門機関に相談する。
- ・性に関することをタブー視せず、子どもの年齢や発達状況に応じて、子どもの疑問や不安に答える。個別の状況に対応し、性の教育につながる支援を行う。

(14) 進路選択の支援

- ・子ども自身の思いや要望によく耳を傾け、一緒に検討していく姿勢をもち、子どもの進路や就職支援など自己決定や自己選択ができるように判断材料を一緒に収集するなどして支援する。
- ・子どもにとって見通しがもてるよう、児童相談所や実親等と十分に話し合うことも大切である。

(15) 委託の解除、解除後の交流

- ・円滑に委託解除できるよう、子どもの意向を尊重するとともに、児童相談所の里親担当者と子ども担当者を交え、十分に話し合う。
- ・進路決定後も可能な限り相談に応じ、つまずきや失敗など何らかの問題が生じた場合にも支援を心がける。
- ・進学や就職したあと、また成人したあとも、実家のようにいつでも訪問でき、また、相談に応じられるような交流を継続する。

(16) 養子縁組

- ・養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。

- ・普通養子縁組は、家庭裁判所の許可を受け、実親との法律上の関係は継続され、戸籍上は養子と記載される。特別養子縁組は、家庭裁判所の審判により、実親との親子関係は終了し、戸籍上は養親の長男・長女等と記載され、養子となる年齢に6歳未満という制限がある。
- ・養子制度は、永続的な養育が必要な子どもが、法的に親子関係を結び、より安定感を得ることができるようにする子どものための制度であり、跡継ぎを得るための制度ではないことを理解する必要がある。
- ・子どもを望みながら子どものない家庭や不妊治療を受けている家庭にとっては、里親制度や養子縁組制度が選択肢の一つとなるが、養育に困難さを覚えることもある。養親が子どもの最善の利益を実践することを理解するとともに、児童相談所や支援機関等で支えることが大切である。
- ・養子縁組成立後、児童相談所や里親会と離れてしまう養親も多い。しかし、親子の関係を築くなかで、様々な課題や問題が生じてくる。生い立ちなどの真実告知や実親への思いや葛藤、ルーツを探ることなどに、親子で対峙し、乗り越えることになる。先輩の養親や里親との交流や児童相談所への相談など、関係者や関係機関の支援を受けることが、よりよい親子の関係を結ぶことになる。

2. 自立支援計画と記録

(1) 自立支援計画

- ・児童相談所は、子どもが安定した生活を送ることができるよう自立支援計画を作成し、養育者はその自立支援計画に基づき養育を行う。
- ・自立支援計画には、子どもが委託される理由や育ってきた環境、養育を行う上での留意点や委託期間、実親との対応などが記載されているので、気になることは児童相談所に相談し、必要に応じて説明を受け、見通しを確認しながら、より子どもやその家族のことを理解する。

(2) 記録と養育状況の報告

- ・受託した子どもの養育状況を適切な文言で記録を書くことや報告することを通して、子どもや子どもに関係する状況に対する理解を深め、また、養育者自身が養育を客観的に振り返ることができる。
- ・また、記録は子どもが家庭引き取りになる場合は、実親にとって子どもを理解する手段となり、養子縁組をする場合は、成長の記録の一部となる。
- ・子どもの課題や問題点などだけでなく、できていること、良いところ、成長したところなど、ポジティブな側面も記録することは、子どものより正確な理解を促すことにもなる。
- ・子どもが行動上の問題を起こす場合もあるため、問題が生じた背景や状況を記録し、児童相談所から適切な支援を受ける。

- ・子どもの変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援計画を見直す。

3. 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ・子どもを権利の主体として尊重する。子どもが自分の気持ちや意見を素直に表明することを保障するなど、常に子どもの最善の利益に配慮した養育・支援を行う。
- ・子どもが主体的に選択し、自己決定し、問題の自主的な解決をしていく経験をはじめ、多くの生活体験を積む中で、健全な自己の成長や問題解決能力の形成を支援する。
- ・つまずきや失敗の体験を大切にし、自主的な解決等を通して、自己肯定感を形成し、たえず自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援する。
- ・子どもに対しては、権利の主体であることや守られる権利について、権利ノートなどを活用し、子どもに応じて、正しく理解できるよう随時わかりやすく説明する。

(2) 子どもを尊重する姿勢

- ・社会的養護を担う養育者として理解する必要がある倫理を確認し、意識化するとともに、養育者らは子どもの権利擁護に関する研修に参加し、権利擁護の姿勢を持つ。
- ・独立した養育の現場で子どもに密にかかわる者として、子どもが、生活の中で自分が大切にされている実感を持てるようにする。

(3) 守秘義務

- ・子どもが委託に至る背景や家族の状況など、養育者として知り得た子どもや家族の情報のうち、子どもを守るために開示できない情報については、境界線を決めて確認し、守秘義務を守り、知り得た情報を外部には非公開で保持する。
- ・近隣に話をしにくかったり、里親として子どもを養育していることを周囲にどう言えばよいかわからなかったりする里親も多い。「特別な子ども」として認識されることが目的ではないので、ごくあたりまえの家庭生活を送り、養育していることの理解を得る。

(4) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ・日常的に子どもが自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感や養育者との関係を確保することが養育の要であるこ

とを、養育者が理解する。

- ・併せて、子どもが相談したり意向を表明したりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備しておく。また、そのことを子どもに伝え、子どもが理解するための取組を行う。
- ・子どもの側からの苦情や意見・提案に対しては、迅速かつ適切に対応する。
- ・子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

(5) 体罰の禁止

- ・体罰は、子どもにとっては、恐怖と苦痛を与えるものであり、ある行為を止めさせる理由を教えることにはならない。
- ・体罰はある行為を止めさせる即効性のある方法であるが、体罰という方法では、理由があれば力で他者に向かってよいことを結果として教えることになってしまふ。また、子どもに自己否定感を持たせることとなる。それらの理由から、体罰がなぜ養育の方法として適切でないかを理解する。
- ・養育者はいかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない。体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを通して、体罰を伴わない養育技術を習得することも大切である。

(6) 被措置児童等虐待対応

- ・子どもが里親家庭やファミリーホームでの生活に安定した頃に起こる試し行動や退行による行動、思春期の反抗など様々な行動に養育者は戸惑いながらも、対応する経験を重ねていくことで子どもとともに成長していく。
- ・しかし、時に子どもの行動が激しくなり、養育者の対応の限界を超えることがある。子どもも養育者も行き詰まった上での不適切な対応が、被措置児童等虐待に結びつくことを理解する。
- ・体罰や子どもの人格を辱める行為、子どもに対する暴力、言葉による脅かしなどは不適切なかかわりである。子どもを大切に養育したいという思いが先行し、しつけから逸脱することがないようにする。
- ・被措置児童等虐待防止のもつ意味とそのための取組について、十分に認識し、養育者のみならず、実子による受託した子どもへの虐待、受託した子ども間の暴力等も想定した予防体制が必要である。
- ・養育者も一人の人として不適切な対応をすることもある。そうした場合、子どもがそのことを表明したり、子どもから第三の大人など他者に伝えることはできるし、伝えてほしいなど、養育者が子どもに説明する。
- ・里親家庭やファミリーホームが密室化しないための、第三者の目や意見を取り込む意識を持ち、工夫する。

4. 関係機関・地域との連携

(1) 関係機関等との連携

- ・子どもの最善の利益を実現するために、児童相談所や関係機関と連携し、子どもや家族の情報を相互に提供し、共有する。未成年後見人がある場合にも、連携し、情報を共有する。
- ・乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の施設は、地域の社会的養護の拠点であり、里親支援の役割も持つことから、里親等は、社会的養護の担い手として、施設等と良きパートナーシップを構築し、連携する。
- ・施設との関係を活かすには、施設側の里親理解、里親側の施設理解がともに必要である。
- ・施設の里親支援専門相談員は、児童相談所の里親担当職員等とともに、里親等の家庭訪問や、相談への対応、レスパイトの調整など、施設機能を活かして里親等の支援を行う。
- ・ファミリーホームは、地域における社会的養護の一つの拠点として存在する。子どもたちが地域の子どもとしてあたりまえに生活することは、地域の子どもにとっても大切である。
- ・里親やファミリーホームが、課題の多い子どもを受託し、専門的な支援を行う場合には、地域にある社会資源を活用し、また、支援を得るため、関係機関等と特に密接に連携することが必要である。

(2) 地域との連携

- ・社会的養護を必要とする子どもの養育に対して地域の人々の理解を得るために、子どもと地域との交流を大切にし、コミュニケーションを活発にする取り組みを行うなど、養育者の側から地域への働きかけを行う。
- ・ファミリーホームでは、必要に応じ、ボランティアを受け入れる場合もあるが、実子や受託している子どもと同世代や、子どもが学校などで関係のある人材によるボランティアの受け入れには配慮する。

5. 養育技術の向上等

(1) 養育技術の向上

- ・養育者らは、子どもの養育・支援及び保護者に対する養育に関する助言や支援が適切に行われるように、研修等を通じて、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努める。
- ・社会的養護に携わる者として、養育者一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、地域の関係機関など、様々な人や場とのかかわりの中で共に学び合い、活性化を図っていく。

- ・研修などの場で養育者が「できていない」ことを開示できる安心感を確保する。
- ・ファミリーホームでは、主たる養育者は、養育者だけでなく補助者についても、資質向上のため研修会等への参加の機会を設ける。

(2) 振り返り（自主評価）の実施

- ・養育者らは養育のあり方をより良くしていくためには、できていないことや課題の認識とともに、養育の中ですでにできていること、子どもに表れているよき変化等もあわせてとらえ、多面的に振りかえっていくことが必要である。
- ・ファミリーホームでは、運営や養育内容について、自己評価、外部の評価等、定期的に評価を行う。養育者だけでなく、子どもも相談できる第三者委員を置くことは、ファミリーホームの養育の質を高める方法である。

児 発 第 4 8 9 号
平成12年5月1日

- 【一部改正】平成13年3月30日雇 児 発 第 1 9 1 号
- 【一部改正】平成17年3月31日雇児発第0331005号
- 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403003号
- 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627004号
- 【一部改正】平成23年3月30日雇 児 発 0 3 3 0 第 3 号
- 【一部改正】平成24年3月29日雇 児 発 0 3 2 9 第 8 号
- 【一部改正】平成25年6月7日雇 児 発 0 6 0 7 第 2 号

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

地域小規模児童養護施設の設置運営について

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

1. 目的

地域小規模児童養護施設（児童養護施設における本体施設の分園（グループホーム）のうち、この要綱に定める基準に適合するものとして都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）の指定を受けたものをいう。以下同じ。）は、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2. 運営主体

地域小規模児童養護施設の運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、すでに本体施設を運営しているものとする。

3. 対象となる子ども

地域小規模児童養護施設の対象となる子どもは、児童養護施設に入所する子どものうち、本体施設から離れた家庭的な環境の下で養育することが適切なものとする。

4. 定員等

地域小規模児童養護施設の定員は、本体施設とは別に6人とし、常に現員5人を下回らないようにすること（ただし、指定の直後はこの限りでない。）。

また、地域小規模児童養護施設は本体施設に対する分園としての位置付けであることから、施設の認可定員は、本体施設の定員と地域小規模児童養護施設を含む分園（グループホーム）の定員を合算したものであること。なお、本体施設及び地域小規模児童養護施設を除く分園（グループホーム）の措置費の算定に当たっては、地域小規模児童養護施設の定員は含まずに算定すること。

5. 設備等

(1) 日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。

(2) 個々の入所している子どもの居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上（幼児については3.3㎡以上）とすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあっては、なお従前の例による。

なお、原則として、一居室当たり2人までとすること。

(3) 居間、食堂等入所している子どもが相互交流することができる場所を有していること。

(4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

6. 職 員

(1) 地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人置くこと。

(2) その他の職員（非常勤可）を置くこと。

7. 運営に当たっての留意事項

(1) 地域小規模児童養護施設は、本体施設から援助が得られる等常に適切な対応がとれる場所で実施するものとする。

(2) 施設の運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、学校及び入所している子どもの家庭等と密接に連携をとり、入所している子どもに対する自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。

(3) 特に、地域における近隣関係については、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、積極的に良好な関係を築くよう努めること。

(4) 本体施設から地域小規模児童養護施設に移行する子ども及びその保護者に対しては、事前にこの施設の目的及び内容を十分説明することにより、円滑な施設運営が実施されるよう留意すること。

8. 経 費

地域小規模児童養護施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

9. 対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、地域小規模児童養護施設を新たに指定し、又は指定を取り消したときは、別添様式2により遅滞なく同課長まで報告すること。

(1) 本体施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案するとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。

雇児発第0330008号
平成17年3月30日

- 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号
- 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号
- 【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号
- 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号
- 【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第12号
- 【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第1号

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について

近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。

このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、施設の種別に応じ、原則として次のとおりとする。

- ① 児童養護施設 6人以上8人以下
- ② 乳児院 4人以上6人以下
- ③ 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 5人以上7人以下

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各グループにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等（乳児院にあっては、寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備）を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。

ただし、乳児院はその特性や役割に十分留意する必要があるため、①夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営が可能であること、②隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができること。

- (2) 入所している子どもの居室（乳児院にあっては寝室）の床面積は、施設の種別に応じ、次のとおりとすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

- ① 児童養護施設 1人当たり4.95㎡以上（乳幼児のみの居室については3.

3㎡以上)

② 乳児院 1人当たり2.47㎡以上

③ 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 1人当たり4.95㎡以上

(3) 小規模なグループによるケアは、①本体施設の敷地内で行うものと②本体施設の敷地外においてグループホームとして行うもの（以下「分園型小規模グループケア」という。）とがあること。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として各グループにつき児童指導員又は保育士（児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員）1名及び管理宿直等職員（非常勤可）を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、管理宿直等職員は、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できるものであること。

7. 運営に当たっての留意事項

(1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。

(2) 分園型小規模グループケアについては、本体施設の職員等との連携が可能な場所において実施する必要があること。

(3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規

定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、小規模グループケアを6か所まで指定できること。

(3) (2)において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。

① 次の内容を含む小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 児童養護施設にあっては本体施設の定員を45人以下とし、乳児院にあっては本体施設の定員を35人以下とする。

② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) (3)の定めにかかわらず、平成24年度において3か所以上の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のおり指定することができるものであること。

(5) 次の場合には認められないこと。

① 居室（乳児院にあっては寝室）がないもの

② 居間・食堂などの交流スペースがないもの（乳児院にあっては、対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等がないもの。ただし、寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。）

③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの（乳児院にあっては、浴室、便所等の設備が必要となる子どもを対象とする場合に当該設備が欠けているもの）

④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの

⑤ 小規模グループケア全体で対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人（乳児院にあっては3人、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にあっては4人）を下回っているもの

(6) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

雇児発0405第11号

平成24年4月5日

[一部改正]平成27年12月11日 雇児発1211第4号

平成28年6月20日 雇児発0620第16号

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について

児童養護施設等の入所児童については、早期の家庭復帰等を支援する体制を強化するとともに、被虐待児童等に対する適切な援助体制を確保するため、平成11年度より家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置を行い、平成13年度より個別対応職員の配置を行い、順次対象施設を拡大するなど、その推進を図ってきたところである。

今般、新たに児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）を配置し、里親支援の充実を図ることとし、次に定めるところにより平成24年4月1日から実施することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。

なお、この通知の施行に伴い、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員についての既存通知を整理し、平成16年4月28日雇児発第0428005号当職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」、平成18年6月27日雇児発第0627002号当職通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、平成13年8月2日雇児発第508号当職通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」、平成17年4月20日雇児福発第0420003号当局家庭福祉課長通知「児童養護施設等の職業指導員加算分保護単価の採択方針について」及び平成20年6月12日雇児発第0612014号の4当職通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」は、廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の

規定に基づく技術的な助言である。

第1 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

1 趣旨

虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的とする。

2 配置施設

家庭支援専門相談員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。また、定員30人以上の上記施設にあっては、家庭支援専門相談員を2人配置する施設。

3 資格要件

家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4 家庭支援専門相談員の業務内容

（1）対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務

- ① 保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助
- ② 保護者等への家庭復帰後における相談援助

（2）退所後の児童に対する継続的な相談援助

（3）里親委託の推進のための業務

- ① 里親希望家庭への相談援助
- ② 里親への委託後における相談援助
- ③ 里親の新規開拓

（4）養子縁組の推進のための業務

- ① 養子縁組を希望する家庭への相談援助等
- ② 養子縁組の成立後における相談援助等

（5）地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助

（6）要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画

（7）施設職員への指導・助言及びケース会議への出席

（8）児童相談所等関係機関との連絡・調整

（9）その他業務の遂行に必要な業務

5 留意事項

- （1）施設長は、対象児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を図りその指導・助言に基づいて、家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰、親子関係再構築

- 等の支援を行わせるよう努めること。
- (2) 施設長は、家庭復帰等が見込まれる対象児童を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成し、それに基づき、家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。
 - (3) 家庭支援専門相談員は、支援を行った内容について記録を備えるとともに、施設長はその評価を行うこと。

第2 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

1 趣旨

児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。

2 配置施設

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援を行う児童養護施設及び乳児院とする。

3 資格要件

里親支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。

4 里親支援専門相談員の業務内容

- (1) 里親の新規開拓
- (2) 里親候補者の週末里親等の調整
- (3) 里親への研修
- (4) 里親委託の推進
- (5) 里親家庭への訪問及び電話相談
- (6) レスパイト・ケアの調整
- (7) 里親サロンの運営
- (8) 里親会の活動への参加勧奨及び活動支援
- (9) アフターケアとしての相談

5 施設の指定等

里親支援専門相談員を配置して里親支援を行おうとする施設は、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1か所の施設について里親支援専門相談員の加算は1人分とすること。
- (3) 指定する施設については、平成20年4月1日雇児発0401011号当職通知「里親支援機関事業の実施について」に基づき、あわせて里親支援機関に指定することが望ましい。

6 留意事項

- (1) 里親支援専門相談員は、児童と里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇職員の勤務ローテーションに入らないこと。
- (2) 里親支援専門相談員は、必要に応じて、施設の所在する都道府県等の所管区域を越えて里親支援を行うことができる。

第3 心理療法担当職員

1 趣旨

虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする。

2 配置施設

心理療法担当職員を配置する施設は、次の施設とする。

- (1) 児童養護施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う施設
- (2) 児童自立支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う施設及び定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する施設
- (3) 乳児院にあっては、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う施設
- (4) 情緒障害児短期治療施設にあっては、定員9人につき1人、定員8人につき1人又は定員7人につき1人、心理療法担当職員を配置する施設
- (5) 母子生活支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる母又は子10人以上に心理療法を行う施設

3 資格要件

心理療法担当職員は、次の資格要件を満たす者でなければならない。

- (1) 乳児院、児童養護施設又は母子生活支援施設に配置する場合
学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を

専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 児童自立支援施設に配置する場合

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの

(3) 情緒障害児短期治療施設に配置する場合

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第3項の規定によるものとする

4 心理療法担当職員の業務内容

- (1) 対象児童等に対する心理療法
- (2) 対象児童等に対する生活場面面接
- (3) 施設職員への助言及び指導
- (4) ケース会議への出席
- (5) その他

5 留意事項

- (1) 施設長は、心理療法の実施に当たっては、児童等の自立支援計画に明確に位置付け、それに基づき行うものとする。
- (2) 施設長は、児童の措置を行った児童相談所又は母子の保護を行った福祉事務所と密接に連携し、その指導・助言に基づいて心理療法等を行うよう努める。なお、心理療法の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聴くことが望ましい。
- (3) 心理療法担当職員は、常勤職員であることが原則であるが、当面、常勤的非常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）及び非常勤職員でも可とする。
なお、児童自立支援施設において、定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する場合及び情緒障害児短期治療施設において、定員9人につき1人、定員8人につき1人又は定員7人につき1人心理療法担当職員を配置する場合には常勤職員とする。
- (4) 心理療法は、年間を通しておおむね週5日程度実施する。なお、母子生活支援施設においては、母子の就労等の関係から休日・夜間における実施にも配慮すること。
- (5) 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。
- (6) 乳児院及び児童養護施設の心理療法担当職員は、対象となる子どもの保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携をはかりながら、積極的な家庭への訪問指導を行うものとする。
- (7) 必要に応じて、退所後の訪問指導を行うなど配慮すること。

- (8) 心理療法担当職員は、1施設に1人の配置であるため人材育成を行いにくい職種であることから、心理学を修めた者を児童指導員や個別対応職員などとしても採用するなどにより、人材育成を図ることができる。

第4 個別対応職員

1 趣旨

虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする。

2 配置施設

個別対応職員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設とする。

3 個別対応職員の業務内容

- (1) 被虐待児童等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接
- (2) 当該児童への生活場面での1対1の対応
- (3) 当該児童の保護者への援助
- (4) その他

第5 職業指導員

1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課

に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- (1) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合（他の職種を兼務している等）
- (2) 指導が必要となる対象児童が少ない場合
- (3) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合（英会話、パソコンの資格取得、調理業務など）
- (4) 直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

第6 医療的ケアを担当する職員

1 趣旨

被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理（以下「医療的ケア」という。）を必要とする児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 配置施設

医療的ケアを担当する職員を配置する施設は、医療的ケアを必要とする児童が15人以上入所している児童養護施設とする。

3 資格要件

医療的ケアを担当する職員は、看護師とする。

4 医療的ケアを担当する職員等の業務内容

- (1) 対象児童の医療的ケア及び緊急時における対応等
- (2) 医師又は嘱託医との連携
- (3) 常備薬の管理及び与薬
- (4) 病欠児及び早退児の観察
- (5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応
- (6) 対象児童の医療機関への受診及び行事への付添
- (7) 入所者の健康上の相談への対応
- (8) 感染予防
- (9) 緊急時における医療機関との連絡調整
- (10) その他医療的ケアのために必要な業務

5 施設の指定等

医療的ケアを担当する職員を配置して医療的支援体制の強化を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県等の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式

5により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた対象児童が15人以上入所している場合に限ること。
- (3) 1か所の施設について医療的ケアを担当する職員の加算は1人分とすること。

6 留意事項

医療的ケアを担当する職員を配置する施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、対象児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。

第7 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

(改正後全文)

雇児発0330第9号
平成23年3月30日

【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第3号

【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第3号

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親委託ガイドラインについて

里親制度の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令及び平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

里親委託ガイドライン

1. 里親委託の意義

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高年齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
 - ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
 - ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、
- というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討すべきである。

もっとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

3. 里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

(1) 保護者による養育の可能性の有無

- ① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子ども

長期的な安定した養育環境が必要であり、養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。

- ② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども
- 家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要なことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。

(2) 子どもの年齢

- ① 新生児

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭的な

養育環境を提供することが必要である。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親委託は有用である。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。

また、望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が出産前から早期の相談支援に努める。

② 中学生や高校年齢の子ども

地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。

高齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。

なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。

(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更

施設に長期間入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。

① 乳児院から措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用する。

現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

② 施設入所が長期化している子ども

施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。

③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども

保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。

④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども

里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。

⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども

保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。

(4) 短期委託が必要な子ども

保護者の傷病や出産等委託の期間が明確な子どもについては、短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。特に幼稚園等に通う幼児や学齡児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとっても大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。

(5) 個別的な支援を必要とする子ども

① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども

集団での対人関係や施設での生活になじめず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

また、保護者がいない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

② 非行の問題を有する子ども

家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは里親委託を優先して検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。

- ① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）
- ③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要と判断された場合

4. 保護者の理解

(1) 保護者への説明

保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や施設の選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求める。

特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまうのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。

- ① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。
- ② 養育里親による家庭的環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。
- ③ 保護者との調整は基本的には児童相談所が行うが、対応困難な保護者等を除き、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合は、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。

(2) 保護者の承諾

保護者の承諾については、児童福祉法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表示がなければ、児童福祉法上、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。

① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合

保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、児童福祉法第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。

なお、都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法第27条第6項（児童福祉法施行令第32条）により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。

里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求める。

保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。

② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合

本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みであり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1)①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求める。

なお、最終的に理解が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て行う法第28条措置を除き、児童福祉法第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないので、結果として里親委託はできないことになる。

③ 児童福祉法第28条による措置の場合

法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。

ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておく必要がある。また、保護者に子どもの措置先を伝えない必要がある場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。

④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等

里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1)①②③について丁寧に説明し、理解を求める。

児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。

また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。

5. 里親への委託

(1) 里親委託の共通事項

① 里親家庭の選定（マッチング）

里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。

子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。

里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。

なお、子どものアセスメントや里親と子どもの調整には、里親支援機関と連携することも有用である。

② 委託の打診と説明

里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の予定、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。

また、里親に対し、受託を断ることができることを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。

新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。

③ 子どもと里親の面会等

子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。

施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するために初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。

家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。

このように里親委託までには、面会や外出、外泊など行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する児

童との適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。

里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるなど考慮することを踏まえ、里親と子どもの関係性を見極めた上で決定する。

なお、里親と児童相談所の子ども担当者、里親担当者、可能であれば保護者と、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。

また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。

(2) 養育里親へ委託する場合

保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。

また、家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。

短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。

その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。

なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。

委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。

また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

(3) 専門里親へ委託する場合

虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。

専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こすことがある場合があり、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、療育機関でのケアや治療を取り入れながら、委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要である。特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等子どもの担当職員やファミリーソーシャルワーカーに委託後の里親への助言や養育相談の支援を依頼する。

また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応については、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応する。

(4) 養子縁組を希望する里親の場合

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意志を確認する。

子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子縁組の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気は受け止めること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできることを説明する。

また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不相当である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法

律第89号)第817条の6ただし書)。

(5) 親族里親へ委託する場合等

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。)及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。

- ① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。
- ② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに助け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。
- ③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。
- ④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。
- ⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。

(6) ファミリーホームへの委託

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どもがいる環境の方がより適合しやすい子どもや、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。

(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点

未婚、若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てるので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。

まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や病気は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。

実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくることのできるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。

(8) 措置延長についての留意点

里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども

などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。

(9) 里親と子どもが不調になった場合

里親と子どもの調整を十分に行ってから、里親委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、里親と子どもが不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が高くなり、子どもとの関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。

不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら里親と子どもの関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。

- ① 情報の共有・協議・支援

不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をしてもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ委託継続が図ることができるよう支援を行う。

② 委託解除

やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でないと判断される場合は、無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する。

委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等里親のケアが重要である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したけれど合わない場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に振りかえり、前向きに今後につなげていくことが重要である。

6. 里親の認定・登録について

里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭に迎え入れて養育を行うものである。このため、里親は子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。

また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。

従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。

(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点

里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続き、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されること

など丁寧な説明を行う。

また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。

(2) 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点

再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託される子どもの状況で委託後に子どもの発達の遅れや障害が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。

養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。

(3) 要件審査に当たっての留意点

申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

養育里親については、児童福祉法第34条の20第1項に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の35の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。

① 里親の年齢

養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高年齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。

なお、養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

② 里親を希望する者が単身である場合

知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。

7. 里親家庭への支援

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支

援、里親の相互交流等の里親支援を行う。

里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。

里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。

また、多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に相互の信頼関係を築いていくことが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。

里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。

(1) 委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

(2) 定期的な家庭訪問

委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々の状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的に訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。

委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要であるが、その後においても、児童相談所や里親支援機関の担当者が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。

定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に訪問し、その後の定期的訪問は、施設の里親支援専門相談員が行うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。

里親委託等推進員や里親支援専門相談員が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明するとともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を共有した上で、訪問することが必要である。

里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状

況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供をするとともに、できる限り、子どもにも面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長の状況を把握する。

また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

(3) 里親の相互交流

児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。

(4) 里親の研修

養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養子縁組里親及び親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。

(5) 地域の子育て情報の提供

- ① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。
- ② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）

里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

- ① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。
- ② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。
- ③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設

や里親等を選択する。

(7) 相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要である。

里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。

複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたいことがあることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。

(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援

里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は情緒障害児短期治療施設に通所させることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。

(9) 養子縁組の支援

養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。

特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きが開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

(10) ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとって、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。里親に委託された子どもには「子どもの権利ノー

ト」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だけで対応が困難なとき、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。併せて、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。

また、子ども同士が交流する里子の会等を行うことは、子どもの声を聞く権利の擁護とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。

9. 里親制度の普及と理解の促進

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、里親について知ってもらう勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。

里親になろうとする動機は、子育てが好きとか、社会貢献をしたいとか、子どもがいないので子育てをしてみたいとか、自分の子育てに目途が立って余裕があるなど、様々であり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組む。

また、里親制度について広く理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進めるための理解を促進する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。

(1) 担当職員の充実

① 児童相談所の里親担当職員

里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県市（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、できる限り専任であることが望ましい。

里親担当職員は、児童のケースを担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、里親委託等推進員や里親支援専門相談員とチームを組み合わせながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。

② 里親委託等推進員

里親委託等推進員は、里親支援機関事業により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。

里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。

③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉士となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。

里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動することが望ましい。

里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。

(2) 里親支援機関

里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施

設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特徴に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

① 里親会

里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

このような役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。

里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。

② 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられているが、里親支援機関として指定し、意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。

③ 里親支援専門相談員を置く施設

里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域でその活動を行いやすくするために、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

④ 公益法人、NPO等

里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。

(3) 役割分担と連携

児童相談所の里親担当職員と、里親委託等推進員、里親支援専門相談員との間での役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役

割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。

行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、

- ① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、
- ② 委託に関する事務（里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等）、
- ③ 里親指導・連絡調整（養育上の指導、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等）、
- ④ 里親委託の解除（委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応）などは、児童相談所が直接に行う必要がある。

一方、それ以外の業務、すなわち、

- ① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）
- ② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）
- ③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）
- ④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）
- ⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談
- ⑥ レスパイト・ケアの調整
- ⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）
- ⑧ 里親会活動への参加勧奨、活動支援
- ⑨ アフターケアとしての相談

などは、児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）を活用して積極的に推進する。

その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。なお、里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。

（４）里親支援機関と守秘義務

都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。

また、同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされており、都道府県市の里親支援の業務を委託して行わせる里親支援機関は、この規定に該当するものである。さらに、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、この里親支援機関には、守秘義務が課されることになる。

なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。

(5) 市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携

里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。

(6) 里親委託等推進委員会

① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す。

(改正後全文)

雇児発第0401011号
平成20年4月1日

【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331015号
【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第4号
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第5号
【一部改正】平成27年6月5日雇児発0605第9号
【一部改正】平成28年9月1日雇児発0901第6号

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親支援機関事業の実施について

社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。

このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

里親支援機関事業実施要綱

第1 目的

保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託を推進することが重要であるが、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

こうした状況を踏まえ、まず児童相談所、里親等及び乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）が相互理解を深め、共通の認識を持ち、里親等への委託等を推進するとともに、社会の制度理解を深めるなど里親等の制度の普及啓発を積極的に行い、里親等の資質の向上を図るための研修、里親等に対する相談・援助など、里親等への支援を総合的に実施することを目的とする。

第2 実施主体及び里親支援機関の指定

1 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。

2 里親支援機関の指定

都道府県は、第3に掲げる事業を実施する際、委託先を里親支援機関として指定することができる。

この場合、都道府県は、所管区域外において第3に掲げる事業を適切に実施することができる者と認められた者についても、里親支援機関として指定することができる。

なお、第3に掲げる事業の委託を行うか否かにかかわらず、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院については、役割を明示するため、里親支援機関に指定することが望ましい。

3 留意事項

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の38で、

当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができることとされている。また、法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されている。

第3 事業内容

1 里親制度普及促進事業

(1) 趣旨

里親制度の普及や里親委託を推進するためには、社会の制度理解を深め広く一般家庭から里親を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭的環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者による講演や説明を行い子どもの福祉への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより、養育技術の向上を図るものである。

(2) 事業内容

① 普及啓発

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親」という。）を開拓する。

② 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

③ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

(3) 留意事項

① 講演会・説明会等各種研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。

③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、平成21年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業の運営について」において、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するよう努めることとされているため、これらの者が受講できるよう配慮すること。

2 里親委託推進・支援等事業

(1) 趣旨

里親等への委託を推進するために、子どもに最も適合する里親等の選定のための調整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育を確保するための里親等や関係機関との連絡・調整や、里親等の負担を軽減するための里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など里親等（同居人、補助者等を含む。）に対する子どもの養育に関する支援を総合的に推進する。

(2) 事業の実施体制

この事業の実施にあたっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。

① 里親委託等推進員の配置

ア 事業の実施にあたっては、事業の企画、支援の実施、里親等と施設との円滑な調整、関係機関との連絡調整等を行う里親委託等推進員を配置すること。

イ 里親委託等推進員は、里親等の制度及び養子縁組制度に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することができる者を選定すること。

② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。

イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定すること。

ウ 里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導をすること。

エ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(3) 事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

① 里親委託支援等

児童相談所が里親等に委託することがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、児童相談所が行う子どもに最も適合する里親等との調整等を支援し、里親等への委託を総合的に推進する。

また、養子縁組をする場合には、養子縁組里親との連絡・調整等の支援を実施する。

② 里親等への訪問支援

現に子どもを委託されている里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態

の把握や里親等への指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。

さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親と受入れ里親や施設との間の調整を行う。

③ 里親等による相互交流

里親等や里親等となることを希望する者、養子縁組希望者等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

(4) 事業の実施方法

① 里親委託支援等

ア 円滑な里親委託等を推進するため、子どもとの交流や短期間の宿泊体験等について、児童相談所とともに、施設と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親委託等となるよう努めること。

イ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、施設や子どもに対する理解を深めるための取組を実施すること。

② 里親等への訪問支援

ア 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子どもの養育状況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ 里親から援助の依頼があった場合には、援助者・里親の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

ウ 援助者は、里親経験者・委託を受けていない里親など子どもの養育に経験のある者であって、当該里親・里子と面識があり、当該里子の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

エ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。

オ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子どもを里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。

カ 援助者は里親委託等推進員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

③ 里親等による相互交流

ア 相互交流は定期的実施するものとし、必要に応じて児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などに参加を求めるものとする。

イ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の担当児童福祉司と連携を取りながら支援にあたる

ものとする。

④ その他

- ア 上記に掲げる事業内容を円滑に実施するため、地区里親会と連携を図り、里親等の実態把握や里親等相互の交流の推進等に努めること。
- イ 当事業により養子縁組が成立した者に対しても相談等必要に応じて支援を行うこと。
- ウ その他、里親委託等を推進するために資する事業を必要に応じて実施すること。

3 里親トレーニング事業

(1) 趣旨

子どもが委託されていない里親（以下、「未委託里親」という。）に対し、子どもを委託された際直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保し委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

(2) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親トレーニング担当職員（以下、「里親トレーナー」という。）を配置して実施すること。里親トレーナーは児童相談所へ定期的又は随時未委託里親に対するトレーニング状況を報告すること。また、児童相談所は必要に応じ適宜里親トレーナーから未委託里親に対するトレーニング状況を聴取し、その把握に努めること。

(3) 里親トレーナーの資格要件

里親トレーナーの資格要件は次の①～⑤のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法第13条の第2項各号のいずれかに該当する者
- ④ 児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者
- ⑤ 都道府県知事が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者

(4) トレーニング対象となる未委託里親

この事業のトレーニング対象となる未委託里親については、養育里親、専門里親、養子縁組を希望する里親であって、トレーニングを受けることを希望するもののうち、都道府県知事が適当と認めた里親とする。

(5) 事業内容

この事業は次の①及び②を行うものとする。

- ① 未委託里親の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次のアからウについて継続的かつ反復的に実施すること。
 - ア 未委託里親宅における事例検討・ロールプレイ
 - イ 外部講師による講義の実施

ウ 施設及び既に子どもが委託されている里親宅への実習

② トレーニングを終了した未委託里親リストを作成し、児童相談所へ提出すること。

(6) 留意事項

「(5) ①ア」に定める事例検討における事例の設定については、未委託里親が里親になろうとした動機等の個々の未委託里親の状況を考慮すること。

4 自立支援計画策定等支援事業

(1) 趣旨

児童相談所が行う委託候補里親の選定、委託の打診と説明及び子どもと里親の面会の実施並びに委託された子どもの自立に向けた自立支援計画の策定業務について、里親支援機関が委託を受けて業務を担うことにより、効果的に里親委託の推進を図る。

(2) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として委託調整員を配置して実施すること。

(3) 委託調整員の資格要件

委託調整員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

① 社会福祉士

② 精神保健福祉士

③ 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者

④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームにおいて子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

⑤ 都道府県知事が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者

(4) 事業内容

この事業は、次の①及び②を行うものとする。

① 委託候補里親の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会の実施（いわゆる「子どもと里親とのマッチング」業務）

② 委託された子どもの自立に向けた自立支援計画の策定及び必要に応じた内容の見直し

(5) 留意事項

① 委託候補里親の選定にあたっては、「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日付雇児発0330第9号）の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、児童の最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。

② 自立支援計画の策定にあたっては、子ども本人及び保護者の意向を十分に尊重するとともに、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ策定する

こと。

- ③ 自立支援計画の策定後は、計画が適切に実施されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから支援効果について客観的な評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

5 共働き家庭里親委託促進事業

(1) 趣旨

里親支援機関における共働き家庭に対する相談体制を強化するとともに、官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

(2) 事業内容

この事業は次の①及び②を行うものとする。

- ① 平日の昼間に相談することが困難な共働きの里親家庭に対して、適確に相談支援を行うため、里親支援機関における平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備する。
- ② 里親として委託を受けた一定期間に取得できる独自の休暇制度の導入や在宅勤務制度の導入など、委託児童の養育と就業との両立が可能となるような取組（以下「取組」という。）について、里親支援機関が企画・立案し、その実践を民間企業等に委託するとともに、得られた取組結果について、里親支援機関と実践した民間企業とで連携して分析・検証を行う。

(3) 留意事項

- ① 取組の企画・立案にあたっては、実際に委託を受けている共働き家庭の里親の意見を十分に踏まえること。
- ② 取組の委託先は、事業の趣旨から、里親制度に対する知識と理解を有する民間企業等への委託を優先的に考慮することとし、事業を適切に遂行できる民間企業等の開拓に努めること。
- ③ 取組を実践する際には、里親支援機関と委託を受けた民間企業等の間で事前に調整等を行い、企画・立案した内容が円滑に実施されるよう配慮すること。

第4 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等、里親等が訪問できる設備
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

第5 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 その他

里親支援及び里親委託等推進方策の向上を図るため、公益財団法人全国里親会においても、里親委託等推進委員会を設け、地域の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託等の好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料等の作成・提供を行うので、協力・連携を願いたいこと。

〔平成28年12月28日「第7回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」参考資料4を更新〕

議題（2）（3）に関連する資料

1	地域小規模児童養護施設や小規模グループケアを 設置する場合の要件	・・・・・・・・・・	P 1
2	児童家庭支援センターに関する資料		
	（1）児童家庭支援センターの概要	・・・・・・・・・・	P 2
	（2）児童家庭支援センター設置状況及び指導委託件数	・・・・・・・・・・	P 3
	（3）児童家庭支援センターにおける相談対応等延べ人数	・・・・・・・・・・	P 4
	（4）児童家庭支援センター運営事業の基準額	・・・・・・・・・・	P 5
	（5）参考条文（児童家庭支援センター関係）	・・・・・・・・・・	P 6
	（6）児童家庭支援センターの設置運営等について〈抜粋〉 （平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知）	・・・・・・・・・・	P 10
3	情緒障害児短期治療施設に関する資料		
	（1）情緒障害児短期治療施設の設置状況等	・・・・・・・・・・	P 15
	（2）情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック〈抜粋〉	・・・・・・・・・・	P 17
	（3）情緒障害児短期治療施設の通所部の措置費	・・・・・・・・・・	P 28
4	子育て短期支援事業（平成27年度実施状況）	・・・・・・・・・・	P 29
5	婦人保護事業に関する資料		
	（1）婦人保護事業の概要	・・・・・・・・・・	P 30
	（2）婦人相談所の相談、一時保護	・・・・・・・・・・	P 31
	（3）一時保護委託の状況、関係通知	・・・・・・・・・・	P 33
	（4）婦人保護施設における在所者の入所理由	・・・・・・・・・・	P 45

地域小規模児童養護施設や小規模グループケアを設置する場合の要件

「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知)

(別紙)地域小規模児童養護施設設置運営要綱<抜粋>

9. 対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。(略)

(1) 本体施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案するとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生省児童家庭局長通知)

(別紙)児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱 <抜粋>

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。(略)

(1) 当該施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1本体施設について、小規模グループケアを6か所まで指定できること。

(3) (2)において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。

① 次の内容を含む小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム(児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。)を2か所以上

開設又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 児童養護施設にあっては本体施設の定員を45人以下とし、乳児院にあっては本体施設の定員を35人以下とする。

② (略)

(4) (略)

児童家庭支援センターの概要

1. 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第44条の2

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠

予算補助

5. 補助率

1 / 2 (国1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1 / 2)

6. 補助単価

(27年度(1か所当たり))

- ・ 常勤心理職配置の場合 12,829千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：常勤①
- ・ 非常勤心理職配置の場合 9,367千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：非常勤①

7. 設置数

109か所 (H27.10現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)では、平成31年度までに340か所を目標。

児童家庭支援センター設置状況及び指導委託件数

自治体名	設置数(H27.10.1現在)		里親支援機関 として指定の あるセンター数	指導委託件数 (H27年度中)
	社会福祉法人	運営主体別 NPO法人		
1 北海道	8か所	-	-	2件
2 青森県	1か所	-	-	-
3 岩手県	1か所	-	-	2件
4 宮城県	1か所	-	1か所	-
5 秋田県	2か所	-	-	-
6 山形県	2か所	2か所	2か所	-
7 福島県	2か所	2か所	2か所	1件
8 茨城県	2か所	2か所	-	3件
9 栃木県	2か所	-	-	-
10 群馬県	2か所	-	-	-
11 埼玉県	3か所	-	-	2件
12 千葉県	7か所	1か所	-	9件
13 東京都	-	-	-	-
14 神奈川県	-	-	-	-
15 新潟県	-	-	-	-
16 富山県	-	-	-	-
17 石川県	2か所	2か所	-	2件
18 福井県	4か所	4か所	-	1件
19 山梨県	1か所	1か所	-	1件
20 長野県	2か所	2か所	-	2件
21 岐阜県	3か所	3か所	-	4件
22 静岡県	3か所	3か所	-	-
23 愛知県	-	-	-	-
24 三重県	3か所	3か所	-	5件
25 滋賀県	1か所	-	1か所	-
26 京都府	2か所	2か所	-	1件
27 大阪府	1か所	1か所	-	2件
28 兵庫県	6か所	6か所	6か所	16件
29 奈良県	2か所	2か所	-	3件
30 和歌山県	1か所	1か所	-	2件
31 鳥取県	3か所	3か所	3か所	7件
32 島根県	-	-	-	-
33 岡山県	1か所	1か所	-	1件
34 広島県	1か所	1か所	-	-
35 山口県	4か所	4か所	-	7件
36 徳島県	1か所	1か所	1か所	-
37 香川県	1か所	1か所	-	2件
38 愛媛県	1か所	1か所	-	-
39 高知県	3か所	3か所	-	-
40 福岡県	1か所	1か所	-	-
41 佐賀県	-	-	-	-
42 長崎県	1か所	1か所	1か所	3件
43 熊本県	1か所	1か所	-	-
44 大分県	2か所	2か所	-	-
45 宮崎県	-	-	-	-
46 鹿児島県	-	-	-	-
47 沖縄県	2か所	2か所	2か所	13件
小計	82か所	81か所	19か所	91件

※児童家庭支援センター設置数及び里親支援機関として指定のあるセンター数については家庭福祉課調べ、指導・指導委託件数については平成27年度福祉行政報告例より

自治体名	設置数(H27.10.1現在)		里親支援機関 として指定の あるセンター数	指導委託件数 (H27年度中)
	社会福祉法人	運営主体別 NPO法人		
48 札幌市	4か所	-	-	3件
49 仙台市	-	-	-	-
50 さいたま市	3か所	-	-	1件
51 千葉市	6か所	-	6か所	1件
52 横浜市	4か所	-	-	-
53 川崎市	-	-	-	-
54 相模原市	-	-	-	-
55 新潟市	-	-	-	-
56 静岡市	-	-	-	-
57 浜松市	1か所	1か所	-	-
58 名古屋市	1か所	-	-	-
59 京都市	1か所	1か所	-	-
60 大阪市	1か所	1か所	-	-
61 堺市	1か所	1か所	-	-
62 神戸市	2か所	2か所	-	2件
63 岡山市	-	-	-	-
64 広島市	-	-	-	-
65 北九州市	1か所	1か所	-	-
66 福岡市	2か所	-	2か所	-
67 熊本市	2か所	23か所	3か所	7件
小計	26か所	23か所	8か所	7件
68 横須賀市	-	-	-	-
69 金沢市	1か所	1か所	-	-
小計	1か所	1か所	0か所	0件
合計	109か所	105か所	27か所	98件

児童家庭支援センターにおける相談対応等延べ人数

自治体名	平成26年度児童センター相談対応等延べ人数				
	設置箇所数	来所相談	電話相談	訪問指導	計
1 北海道	8か所	1,040人	2,433人	578人	4,051人
2 青森県	1か所	197人	29人	0人	226人
3 岩手県	1か所	493人	186人	1,102人	1,781人
4 宮城県	1か所	554人	771人	228人	1,553人
5 秋田県	2か所	546人	1,201人	242人	1,989人
6 山形県	2か所	1,023人	2,355人	347人	3,725人
7 福島県	2か所	612人	461人	38人	1,111人
8 茨城県	3か所	1,445人	2,352人	1,965人	5,762人
9 栃木県	7か所	1,773人	4,197人	2,108人	8,078人
10 群馬県	2か所	938人	184人	1,010人	2,132人
11 埼玉県	4か所	1,593人	1,972人	2,268人	5,833人
12 千葉県	1か所	266人	259人	87人	612人
13 東京都	1か所	138人	408人	20人	566人
14 神奈川県	3か所	829人	894人	705人	2,428人
15 新潟県	3か所	2,172人	1,169人	1,151人	4,492人
16 富山県	2か所	28人	471人	19人	518人
17 石川県	1か所	219人	521人	234人	974人
18 福井県	2か所	711人	412人	516人	1,639人
19 山梨県	1か所	300人	310人	162人	772人
20 長野県	6か所	3,467人	5,609人	4,119人	13,195人
21 岐阜県	2か所	2,705人	3,911人	1,512人	8,128人
22 静岡県	1か所	955人	3,045人	635人	4,635人
23 愛知県	3か所	1,556人	2,463人	763人	4,782人
24 三重県	1か所	775人	1,421人	657人	2,853人
25 滋賀県	1か所	1,146人	1,368人	659人	3,173人
26 京都府	4か所	2,049人	3,259人	918人	6,226人
27 大阪府	1か所	99人	857人	78人	1,034人
28 兵庫県	1か所	314人	451人	279人	1,044人
29 奈良県	1か所	144人	279人	185人	608人
30 和歌山県	3か所	477人	5,718人	1,568人	7,763人
31 鳥取県	1か所	779人	233人	802人	1,814人
32 島根県	1か所	349人	1,444人	344人	2,137人
33 岡山県	1か所	1,352人	56人	345人	1,753人
34 広島県	2か所	556人	1,086人	192人	1,834人
35 山口県	2か所	434人	1,492人	207人	2,133人
36 徳島県	2か所	32,034人	53,277人	26,043人	111,354人
37 香川県	78か所	434人	1,492人	207人	2,133人
38 愛媛県	2か所	349人	1,444人	344人	2,137人
39 高知県	1か所	1,352人	56人	345人	1,753人
40 福岡県	2か所	556人	1,086人	192人	1,834人
41 佐賀県	2か所	434人	1,492人	207人	2,133人
42 長崎県	78か所	32,034人	53,277人	26,043人	111,354人
43 熊本県	2か所	349人	1,444人	344人	2,137人
44 大分県	1か所	1,352人	56人	345人	1,753人
45 宮崎県	2か所	556人	1,086人	192人	1,834人
46 鹿児島県	2か所	434人	1,492人	207人	2,133人
47 沖縄県	78か所	32,034人	53,277人	26,043人	111,354人
都道府県計		32,034人	53,277人	26,043人	111,354人

※相談対応等延べ人数については、平成26年度児童虐待・DV対策等総合支援事業実績報告書より

自治体名	平成26年度児童センター相談対応等延べ人数				
	設置箇所数	来所相談	電話相談	訪問指導	計
48 札幌市	4か所	1,484人	3,375人	128人	4,987人
49 仙台市	3か所	482人	1,162人	432人	2,076人
50 さいたま市	6か所	2,217人	3,683人	909人	6,809人
51 千葉市	4か所	550人	1,980人	1,293人	3,823人
52 横浜市	1か所	0人	111人	8人	119人
53 川崎市	1か所	442人	702人	155人	1,299人
54 相模原市	1か所	96人	474人	34人	604人
55 新潟市	1か所	184人	762人	73人	1,019人
56 静岡市	2か所	1,352人	1,152人	346人	2,850人
57 浜松市	1か所	26人	181人	75人	282人
58 名古屋市	1か所	771人	91人	2人	864人
59 京都市	25か所	7,604人	13,673人	3,455人	24,732人
60 大阪市	1か所	49人	120人	0人	169人
61 堺市	1か所	49人	120人	0人	169人
62 神戸市	104か所	39,687人	67,070人	29,498人	136,255人
63 岡山市					
64 広島市					
65 北九州市					
66 福岡市					
67 熊本市					
指定都市計		7,604人	13,673人	3,455人	24,732人
横須賀市					
金沢市					
児相設置市計		49人	120人	0人	169人
合計		39,687人	67,070人	29,498人	136,255人

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 別表【抜粋】

※平成28年度

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率																				
	児童家庭支援センター運営等事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費</p> <p>ア及びイの合計額</p> <p>ア 事務費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>年間 10,951,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 7,354,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 913,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 613,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>イ 事業費</p> <p>1 か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額</p> <p>※ 件数区分の算定は、前年度における電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。</p> <p>前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。</p> <p>年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="424 1592 871 2018"> <thead> <tr> <th>件数区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50件～299件</td> <td>74,000円</td> </tr> <tr> <td>300件～599件</td> <td>441,000円</td> </tr> <tr> <td>600件～899件</td> <td>1,103,000円</td> </tr> <tr> <td>900件～1,399件</td> <td>2,057,000円</td> </tr> <tr> <td>1,400件～1,899件</td> <td>2,792,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900件～2,399件</td> <td>3,527,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400件～2,899件</td> <td>4,262,000円</td> </tr> <tr> <td>2,900件～3,399件</td> <td>4,997,000円</td> </tr> <tr> <td>3,400件以上</td> <td>5,145,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 初度調弁費</p> <p>1 か所当たり 400,000円</p>	件数区分	基準額	50件～299件	74,000円	300件～599件	441,000円	600件～899件	1,103,000円	900件～1,399件	2,057,000円	1,400件～1,899件	2,792,000円	1,900件～2,399件	3,527,000円	2,400件～2,899件	4,262,000円	2,900件～3,399件	4,997,000円	3,400件以上	5,145,000円	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費）、役務費（手数料）、報償費、報酬等</p>	1/2
件数区分	基準額																							
50件～299件	74,000円																							
300件～599件	441,000円																							
600件～899件	1,103,000円																							
900件～1,399件	2,057,000円																							
1,400件～1,899件	2,792,000円																							
1,900件～2,399件	3,527,000円																							
2,400件～2,899件	4,262,000円																							
2,900件～3,399件	4,997,000円																							
3,400件以上	5,145,000円																							

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2（略）

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三～七（略）

参考条文（児童家庭支援センター関係）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一（略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三～四（略）

第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)

第一条の三十 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十六条の二十五 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十八条の二 法第四十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助とする。

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)

(関係機関との連携)

第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(関係機関との連携)

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

（関係機関との連携）

第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（設備の基準）

第八十八条の二 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

（職員）

第八十八条の三 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

第八十八条の四 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その設置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

「児童家庭支援センターの設置運営等について」 (平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知) <抜粋>

児童家庭支援センター設置運営要綱

1 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等とを総合的にを行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認められた者とする。

3 支援体制の確保

児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

(2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

(3) 都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

(4) 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。
- (2) 支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。
- (3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術が必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。
- (4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づき援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。
- (5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。

なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。

- (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。

- (7) 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。
- (8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。
- (9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。
- (10) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けらるものとする。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日雇児発第通知133号)による。

(11)相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。

なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあせせんを行う。

(12)相談の実施に当たっては、母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童相談員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。

(13)児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

6 職員の配置等

(1)児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員(2名)

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員(1名)

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2)職員の責務

ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(児童福祉法第44条の2第2項)

イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

(1)相談室・プレイルーム

(2)事務室

(3)その他必要な設備

8 広報等について

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。

また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示版等により表示すること。

9 経費の補助

国は、都道府県が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものであること。

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて

(援助計画の内容)

- ・ 個々の児童、保護者等に対する援助の選択(児童、保護者等の意向及び具体的援助を行う者の条件を考慮し、その児童に最も適合する援助を選択する)
- ・ 具体的援助の指針(援助の目標、児童の持つそれぞれの問題に対する指導方法、児童の持つ良い面の伸ばし方、児童の周辺にある保護者等に対する指導方法、その他必要な留意点等具体的かつ広範にわたりに行う)

(援助計画の作成及び再評価の流れ)

1. 相談による問題点の把握(主訴から隠れた問題を探る)
2. 援助目標の設定
3. 援助方法の明確化(留意点及び関係機関との役割分担を含む)
4. 援助計画の再評価(援助の実施に伴う新たな問題点の発見及び援助方法等)

(具体的事例)

1. 相談による問題点の把握

子ども(乳児)の夜泣きが止まらず困っている。(母親からの電話による主訴)
母親は育児方法が分からず子どもを虐待している疑いがある。(面接を重ねた結果隠れた問題が判明)
現在のところ、在宅での援助により経過を見ることとする。(援助の選択)

2. 援助目標の設定

母親が育児に自信を持ち、安定した母子関係が形成されることを援助目標とする。

3. 援助方法の明確化

向こう3か月は、児童家庭支援センターに週1回来所させ、育児上の具体的な助言を行う。

さらに、2週間に一度家庭訪問を行って、より具体的な助言を行う。

なお、場合により、母の育児力回復のため、1週間程度のショートステイの活用を検討する。

3か月後、経過良好であれば、2週間に1回の来所、1か月に一度の家庭訪問とする。

(留意点)

この母親の場合、高圧的な態度だと助言を受入れない。助言に当たっては受容的態度に留意する。

4. 援助計画の再評価

家庭訪問により、子ども及び母親の偏食が見られ、また家庭が不衛生な状態であることが判明したため、当分の間、保健師が訪問指導を行うこととし、双方が情報交換を行いつつながら援助していくこととする。

情緒障害児短期治療施設設置状況等

平成27年10月1日現在

都道府県等	施設数	定員等計（人）		入所部門定員等（人）		通所部門定員等（人）	
		認可定員	在籍人員	認可定員	在籍人員	認可定員	在籍人員
北海道	1	50	35	50	35		
青森県	1	45	27	30	27	15	0
岩手県	1	50	36	50	36		
茨城県	1	50	39	40	34	10	5
栃木県	1	45	25	35	22	10	3
群馬県	1	53	31	38	28	15	3
埼玉県	1	60	45	50	43	10	2
長野県	1	35	29	30	26	5	3
岐阜県	1	58	31	48	29	10	2
静岡県	1	50	40	50	40		
愛知県	2	85	73	85	73		
三重県	1	50	33	40	30	10	3
滋賀県	1	65	43	50	43	15	0
京都府	1	30	21	30	21		
大阪府	3	154	127	154	127		
兵庫県	1	70	62	50	47	20	15
和歌山県	1	30	27	30	27		
鳥取県	1	45	34	30	22	15	12
島根県	1	30	24	20	19	10	5
広島県	1	20	20	20	20		
山口県	1	50	46	50	46		
香川県	1	30	26	30	26		
高知県	1	45	16	30	15	15	1
福岡県	1	50	17	50	17		
長崎県	1	55	43	40	36	15	7
熊本県	1	50	45	37	35	13	10
大分県	1	30	10	30	10		
宮崎県	1	50	6	35	6	15	0
鹿児島県	1	50	43	35	30	15	13
札幌市	1	28	12	23	12	5	0
仙台市	1	40	32	40	32		
横浜市	1	71	66	56	51	15	15
川崎市	1	50	2	40	2	10	0
名古屋市	1	50	32	35	27	15	5
京都市	1	50	19	35	12	15	7
大阪市	2	85	70	75	62	10	8
神戸市	1	30	10	30	10		
岡山市	1	30	22	30	22		
広島市	1	43	39	28	25	15	14
計	43	1,962	1,358	1,659	1,225	303	133

※家庭福祉課調べ

情緒障害児短期治療施設
(児童心理治療施設)
運営ハンドブック

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課

V 通所について

在宅による治療・支援は、子どもが生活の場を確保され安心して生活が送れる状況にあり、家族と治療関係が築けることが基本となります。虐待問題を抱えていたり崩壊している家庭では子どもを治療・支援に通わせるという意識を保護者は持てないでしょうし、保護者が治療者と協力して子どもの症状に向き合うことは難しいでしょう。また、児童相談所が通所措置する場合も、保護者や子どもが同意し治療への動機付けが必要となります。定期的な面接を行い担当者や信頼関係が構築され、治療契約が結べる必要があります。

通所は、在宅支援である外来相談の延長線上に、施設の機能である教育や集団療法などを利用することになります。このように、通所措置へと繋がる子どもは、外来相談から児童相談所を通して措置となる子ども、外来相談に通っていない子どもも児童相談所が通所を必要と判断する子どもと、入所していた子どもが退所後の治療継続のため通所措置となる子どもに分かれることとなります。また、児童養護施設など社会的養護のもとで暮らす子どもたちの通所措置も可能になったことで、児童養護施設への措置変更が行いやすくなったり、逆に情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）への措置変更をスムーズにするために通所機能を利用するなど、様々な利用の仕方が考えられます。児童相談所の心理相談機能を補完するような利用も考えられます。

外来から通所や入所に至った子どもは、保護者との外来からの治療関係が継続され、退所後も通所への変更について経済的問題以外に大きな支障となる問題はありません。しかし、入所している子どもの大半を被虐待児童が占めるようになった近年、退所後の通所措置への変更は、保護者が施設退所後も治療の継続を望み、また、治療を継続するための交通費などの費用負担ができる経済的背景が必要となります。

子どもの問題としては、不登校や家庭内暴力、拒食や過食などの摂食障害などの行動上に現れる問題や心理的要因による症状、問題や心身症などです。こうした子どもたちへの支援を考える上で、子どもを支える家族への支援がなければ、子どもへの支援を継続することは難しくなります。

新たに在宅の子どもと同様に、児童養護施設に措置されている子どもも、通所措置が執れるようになりました。こうした児童養護施設や里親に措置されている子どもも大半が被虐待の子どもであり、PTSD や適応障害などの問題を抱えており支援が必要となります。児童養護施設や里親宅から通所するとすると、施設職員や里親の送迎や、それにかかる交通費の負担などの他に、治療目的や動機付けへのアプローチを明確にする必要があります。利用の方法については個々のケースに応じて検討が必要となります。

通所による支援の流れは、電話による相談や児童相談所、関係機関からの紹介から始

まり、初回面接を経て、継続面接、心理治療、家族支援、環境調整を経て治療終結に至ります。基本的に、外来相談も同様ですが、外来相談との相違点は、学校や施設の行事への参加、入所児童と同様のグループワーク、昼食など、夜間の宿泊以外入所機能を利用できるところにあります。通所措置によってどのような支援が受けられるかは、施設内の学級が利用できない場合があるなど、施設の事情によって異なります。毎日通うのではなく、週に1, 2度しか通ってこない子どもの負担金の徴収制度も自治体によって異なります。通所を行うときは自治体との協議を行い、どのようなプログラムを行うかを決めていくことになります。

清水が丘学園の日課及びルールについて（通所児童用）

清水が丘学園のしくみ

- 利用の仕方は3種類あります。
- ①「入所」50名 学園の寮で生活する。
- ②「通所」20名 学園に通う。
- ③「外来相談」2週間に1回程度の相談。

- 清水が丘での目標

清水が丘学園では、みんなそれぞれ目標を持って生活しています。

ルールを守り、みんなで仲良く過ごしましょう。

- 3人の担当がいます。

家族担当：家族や学校の先生、センターの人と連絡します。

生活担当：生活支援をしてくれます。

心理担当：悩みを相談したり、一緒に遊んだりします。

学校について

• 施設内にある分教室に通います。（小学生は明石市立清水小学校、中学生は明石市立魚住中学校に転校

となります。）

- 入学、卒業は原籍校（もともと通っていた地元の小・中学校）でします。
- 原則、原籍校の制服、体操服を着用して下さい。
- 登校のペースについては、担当者や担任とよく相談して決めましょう。
- 自転車で登校する場合は、保護者と相談の上、担当者に伝えて下さい。

日課とルール

- 日課の例（平日）

8：30 登校

12：15 午前の授業終了、昼食（食堂で給食を食べます）

12：55 再登校

15：00 帰棟、自由時間

掃除、個別面接、スポーツ活動（野球、バレーボール）、自治会など

16：30 帰宅

- ・ 行事
花見会（４月）、参観日（６月）、サマーキャンプ（７月）、体育会（９月）、学園祭（１１月）お楽しみ会（１２月）、卒業を祝う会（３月）、誕生会（月１回）他
※各種活動の参加については、担当者と相談して決めます。
- ・ 持ち込み禁止品
○ 登校に必要なもの以外はできるだけ持たないようにしましょう。
- 児童同士の物のやりとりは禁止しています。誕生日、バレンタインなどは許可していますので担当者に相談して下さい。
- ※ 持ち込み禁止：高価な物、飲食物（水筒のお茶は可）、化粧品類、アクセサリー、年齢不相応な物など
- ※ 貴重品預かり（来園時に支援員室で預かります）
：現金等、腕時計、小型ゲーム機、携帯電話（電話番号を届け出て下さい）、携帯音楽プレーヤー、刃物類、家や自転車の鍵など
- ・ ルール
○ 特に気をつけてほしい事
人や自分を傷つけない
物をこわさない（故意に学園や他の人の物を壊した時には、弁償してもらうことがあります）
無断で園外に出ない（帰宅するときは必ず職員に伝えましょう）
- 担当
 - ・ 家族担当：
 - ・ 心理担当：
 - ・ 生活担当：
 - ・ こども家庭センター担当：__

1. 治療プログラム

通所を利用する子どもは、まずは心理治療担当者や家族面接担当者との治療関係を作っていくことが大切です。初めは、個人心理療法や家族治療を継続的に行い、子どもや家族の状態から集団参加できる状況にあるかのアセスメントを行ってから、グループワークなどのプログラムに導入することになります。入所児童とは全く接触しないような形で支援している施設もありますが、学校などで入所児童と一緒に場を過ごすような支援を行う場合は、継続的な治療により、情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）の利用目的や治療の動機付けができており、子どもや家族の問題や危機場面に介入できる関係が構築されていなければ、入所児童等とのトラブルや、心理的葛藤から中断する

ことが多くなります。生活場面に入ったとき、不安や疑問を相談できる対象として担当心理士との治療関係を作っておくことが入所児童との交流の前提となります。

初期の段階で、どのような問題で子どもがつまづいているのか、家族関係（親子関係、夫婦関係）はどのようなか等を明らかにして、アプローチの方法を考え、施設の利用方法について話し合います。子どもは発達（精神的にも身体的にも）途上にあるため、初期の段階での見立てについては、面接を繰り返す中で修正し、柔軟な対応が必要となります。

（１）問題の明確化

スムーズな治療展開をはかるためには、初回面接から何回かの面接で、子どもと家族の問題を以下のような観点からある程度明らかにしなければなりません。

- ①主たる問題（今一番困っている問題は何なのか）。心理学的な問題なのか、反社会的な問題なのか、器質的な問題なのか、病的な問題なのか。
- ②子どもの問題がいつ頃から出てきて、家族や周囲の対応はどのようなものだったか。また家族の対応に対して、こどもの反応はどのようなものだったか。
- ③現在の子どもの生活状況はどのようなものか。睡眠、排便、食欲等基本的な生活の状況について。家族との交流について。友達や家族以外の人との交流について。
- ④問題の原因に関連していることは何なのか。親子の問題、夫婦の問題、環境（学校）の問題等
となります。

（２）面接形態と治療構造

個別面接を実施する場合の治療構造の考え方は入所治療と同様ですが、子どもと家族の抱える問題を明らかにしていく時に、子どもや家族の面接形態、治療形態についても選択していかなければなりません。

- ・親子同席面接なのか、併行面接なのか。
- ・言語的なアプローチなのか、非言語的なアプローチなのか。
- ・面接の間隔はどの程度が適切か。

さて、外来面接を繰り返す中で、子どもがある程度施設に慣れて定期的な来園が可能になった段階で、次の段階の学園の利用について考えて行かなければなりません。もちろん治療形態の選択は可塑的なものですが、最終的な治療目標をどの辺りに置くのかで段階的な治療形態の選択も異なってきます。

2. 生活場面への導入

通所児童と入所児童が全く関わらない施設もありますが、ここでは入所児童と一緒に活動をする場合の留意点を挙げます。

(1) 生活担当者との関係

通所措置後、実際に生活担当者との関わりが生じるのは、心理療法・家族担当者以外の他者との接触が、本人にとって、より治療的に効果があると判断されてからのこととなります。心理療法をベースに関わりを続けてきた子どもが生活担当者に出会うことは、ある意味で社会との接触を広げることにつながっていますが、適応能力が低い状態にあるため、担当心理士あるいは家族担当者から生活担当者への橋渡しがかなり重要な作業となります。生活担当者は事前に、子どもに関する情報と注意点について、心理・家族担当者と生活担当者間で確認し合い、具体的にどのような生活担当者との関わりが担当児童の受け入れられる範囲の関わりであるのかを検討する必要があります。

通所児童が入所児童と同様の日課に参加できるようになるためには、入所児童と友人関係を取り結んでいく必要と、入所児童の生活ルールを理解し受け入れていく必要がありますが、一足飛びにこの段階に進もうとすると無理を生じ、心理療法ベースの段階に戻らざるを得ぬ状況となってしまいます。したがって、前述した生活担当者との関わり開始は、こうした入所児童と同様の日課に参加するための前段階として位置づけられ、生活担当者と通所児童との関係がつくまでは、心理あるいは家族担当者がその橋渡しを直接行なっていくことが必要になります。

(2) 入所児童と同様の日課に導入・参加

通所児童を入所児童と同様の日課に導入するにあたっては、関係のついた生活担当者が心理・家族担当者の意見を参考にしながら、子ども本人に必要以上のストレスをかけないよう（治療が継続するよう）ペース配分を考えながら、子どもへの働きかけを行なっていく必要があります。

導入当初は、何曜日の食事だけとか、何時間目の授業だけ、あるいはいついつの行事だけといった参加の仕方になりますが、関係のついた生活担当者が直接対応できるスケジュールの設定を行なっていくことも必要になります。

関係のついた生活担当者以外のケアワーカーの対応を試みる場合にも、生活担当者から他のケアワーカーへの橋渡しを子どもとともに直接行ない、いつどこで誰が対応するのかを子どもにわかるように説明することが必要になります。こうした導入期を経て、入所児童と同列の対応へと進んで行くことが可能となっていきます。

(3) 学校の利用

通所児童の学校の利用に関しては、教育委員会との取り決めが必要です。適応指導教室などを充実させている自治体によっては利用ができない場合もありますが、学校の利用ができることで、通所の支援のレパートリーが大きく広がりますので、学校が利用できるように努力した方がよいと思われます。

施設内学級での学習は、何らかの理由で登校が安定していなかった子どもにとって、毎日の生活日課として登校が組み込まれることは、基本的な生活習慣の確立に直接繋がっており、自信を付けることができます。学習内容も躓いているところから始めてもらえるため、これまで、「学習内容がわからず聞けなかったこと」を聞きやすい環境でもあり、学習に楽しさを感じる子どもも少なからずいます。また、枠組みがはっきりしているため、子どもにとっても対応しやすい環境の設定もできます。

施設内学級と日頃から情報交換し、ケース会議等に教員が参加している施設では、子どもの情報を共有しながら対応します。学校への導入として、明確なルールを設定しておく方が子どもも学校に対応しやすくなります。例えば、制服で登校すること、授業時間の途中からは入室できないこと、貴重品は教室に持ち込まないことなどになります。

登校を開始する前に生活担当と共に、学校や授業を見学し教員との顔あわせをし、子どもの不安を軽減しておきます。また面接の中で学校の印象や、登校できそうな授業、教室にいることが辛くなったときの対応など具体的に話し合います。

学校という環境で同年齢の子どもたちと場を共有できることは、子どもの達成感を醸成し自信を持つようになると同時に、他の子どもに巻き込まれてしまう危険性もあることを考えておく必要があります。

3. 通所による治療・支援機能

通所治療は、週1回の個別心理治療から始まり、グループ治療や集団活動、入所している子どもたちの日中プログラムと同様のデイケア活動まで、その内容は子どもにより様々な形態をとります。デイケアとしては、治療者に見守られた中で、共同生活の経験や治療を実践することになります。

通所の大きなプログラムとしてデイケアがありますが、その目的としては、以下の3点になります。

①生活リズムの改善

「朝から活動出来る生活リズム作り」と「通学訓練」

②登校に必要とされる基礎能力の改善

色々な課題や種目を通して、基礎学力の補填、集中持続性や判断力、ストレス耐性や問題解決能力などの感覚をもどしていく。

③より円滑な対人交流の習得

グループや集団認知療法などを通して、対人交流について振り返ったり、学んだりしていく。

主なプログラムとして、

- ・スポーツ・園芸・手工芸（陶芸・革細工・木工など）・調理・SST・話し合い
- ・各種クラブ活動（野球・バレーボール・新聞・パソコン）
- ・各種イベント（お泊まり会・キャンプ・スポーツ大会など）
- ・学習支援（施設内学級への登校・個別学習支援・グループ学習など）

があります。

また、保護者に対して個別カウンセリングやグループ面接、自助グループなど、子どもとの理解と家族関係の調整、中学卒業後の進路相談などを実践し、保護者の不安の軽減などを図る必要があります。

4. 通所児童の日課と留意事項

担当者は個々の通所児童の目標を明確にして他の職員にも理解してもらい、協力してもらうことが大切です。通所児童が生活棟に入るためには、生活担当職員との信頼関係が何よりも必要になります。そのため、第一ステップとしては、信頼関係を構築するための生活場面作りに配慮することになります。担当職員との関係が構築されたら、対人関係の広がり重点を置いた日課設定に心がけることが必要になります。学校の利用や生活棟日課への導入は、この時点で考えていきます。あくまでも子どもの状況をよく観察し、可能な範囲をよく話し合っ決めていきます。この時点から他の職員との関係も広がりますので、子どもの状況をよく説明し、協力が得られやすい体制を整えるようにすることが大切になります。

(1) 個別対応日時設定の留意事項

- ① 生活棟職員業務に無理のない範囲の対応を心掛ける。
- ② 個別対応を理由に、日勤職員が同時に生活棟を空けることのないよう配慮する。
- ③ 個々の子どもの状況に応じた対応を心がける。

(2) 生活棟利用の留意点

- ① 来園した際には、指導員室で貴重品を預かり、その日の日課を確認する。
- ② 帰宅する際には、貴重品を渡し、次回の来園について確認する。
- ③ 帰宅時間が遅くならないよう帰宅を促す。

(3) 通所児童に係る準備事項

- ① 居室を決める。居室前の名札を作る。
- ② 靴箱をきめる。
 - i 名前を本人と一緒に確認する。
 - ii 棟内用上履き、通学用の靴を用意してもらう。
- ③ 食堂の席を決める。

昼食は、担当者が事前に申し込み漏れのないように注意する。

④ 貴重品の確認。

本人に来園時には貴重品を指導員室に預け、帰宅時に取りに来るように伝えるとともに、持ち込み不可の物品などを説明する。

⑤ 教育棟用の上履き、体操服の発注

⑥ 教育棟の挨拶

- i 担当心理士もしくは生活担当で挨拶に連れていく。
- ii 初登校の際には、指導員が教室まで付き添う。

情緒障害児短期治療施設通所部に係る保護単価等について

① 措置費について

事務費（一般分保護単価・民間施設給与等改善費）

○一般分保護単価

<算式>

月額保護単価 × 通所部の定員

<月額保護単価：平成28年度当初>

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100
情緒障害児短期治療施設通所部	円 109,360	円 106,180	円 105,380	円 103,000

地域区分	10/100	6/100	3/100	その他
情緒障害児短期治療施設通所部	円 101,410	円 98,230	円 95,840	円 93,460

○民間施設給与等改善費

<算式>

一般分保護単価 × 加算率（8%～25%）



事業費（一般生活費・児童用採暖費）

○一般生活費

<算式>

月額保護単価（15,210円（※））

× その月初日の通所部の措置児童数

※ 平成28年度当初の単価

○児童用採暖費

<算式>

月額保護単価 × その月初日の通所部の措置児童数

<月額保護単価：平成28年度当初>

級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
情緒障害児短期治療施設通所部	円 1,180	円 1,000	円 620	円 390	円 200

② 徴収金について

○ 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等単位に、各月初日の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額により算定した額の年間の合算額。

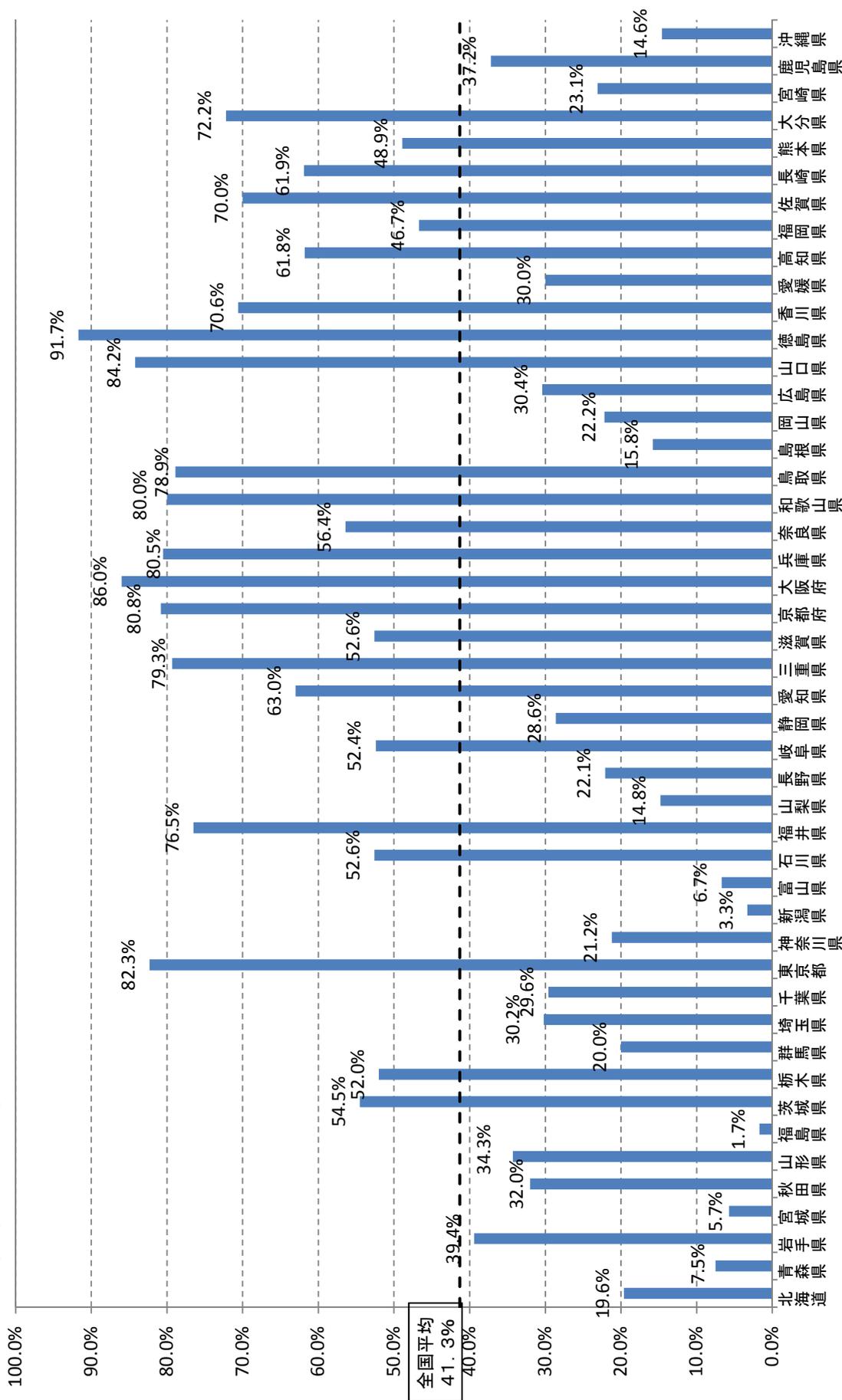
<児童入所施設徴収金基準額表：平成28年度>

階層区分	定義	徴収金基準額（月額）
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	1,100円
C	A階層及びD階層を除く市町村民税課税世帯であって所得税課税世帯でない世帯	2,200円又は3,300円
D	A階層及びB階層を除く所得税課税世帯（所得税の年額によってD1（15,000円以下）～D14（6,674,001円以上）に区分）	4,500円～全額徴収

子育て短期支援事業（平成27年度の実施状況）

実施状況	少子化社会対策大綱
<ul style="list-style-type: none"> ・実施自治体数：719市町村 ・ショートステイ延べ人数：109,684人 ・トワライステイ延べ人数：69,504人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ 延べ16万人(2019年度) ・トワライステイ 延べ14万人(2019年度)

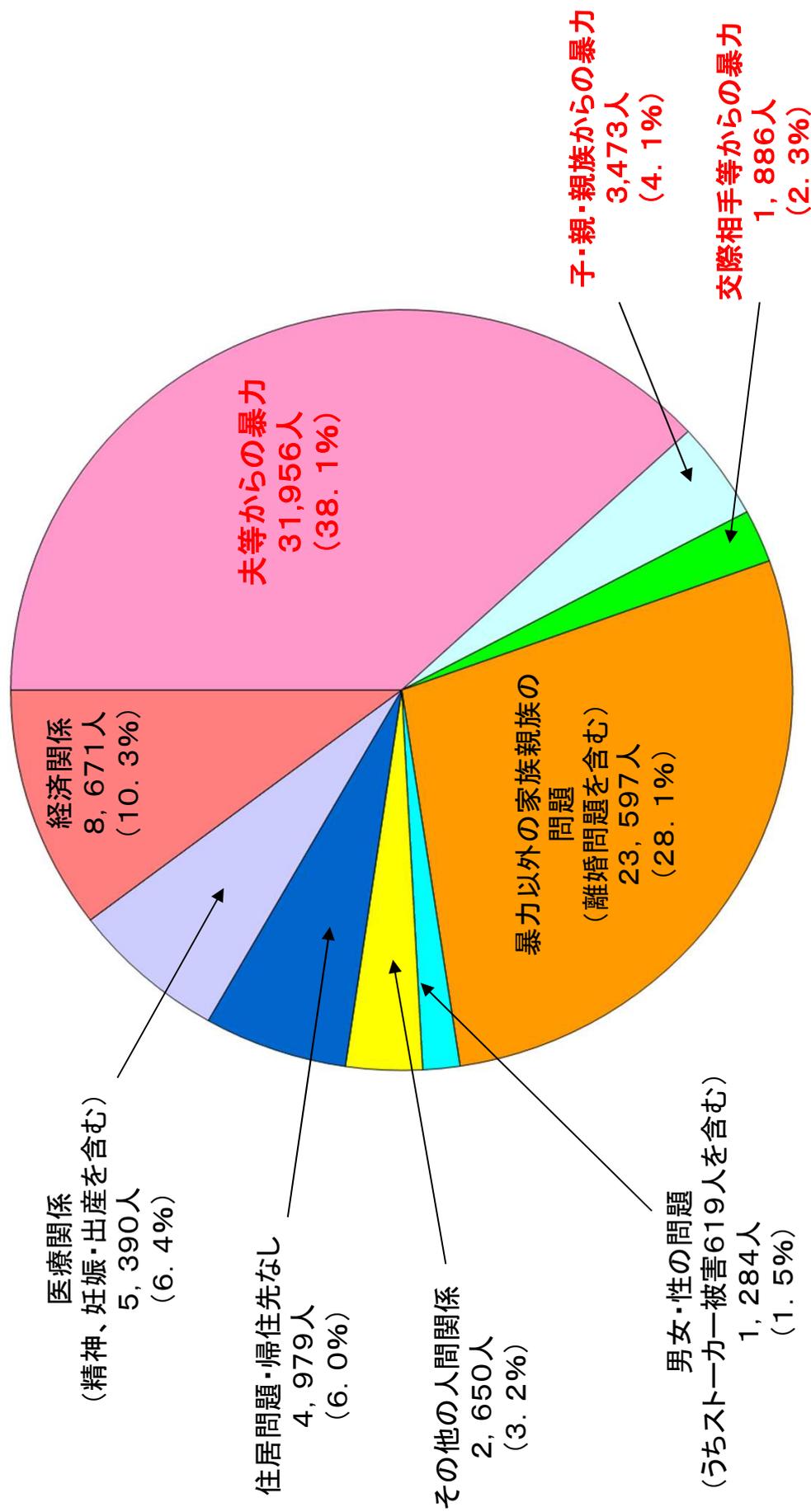
＜各都道府県内での実施市町村割合＞



婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の38.1%。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の44.5%を暴力被害の相談が占めている。

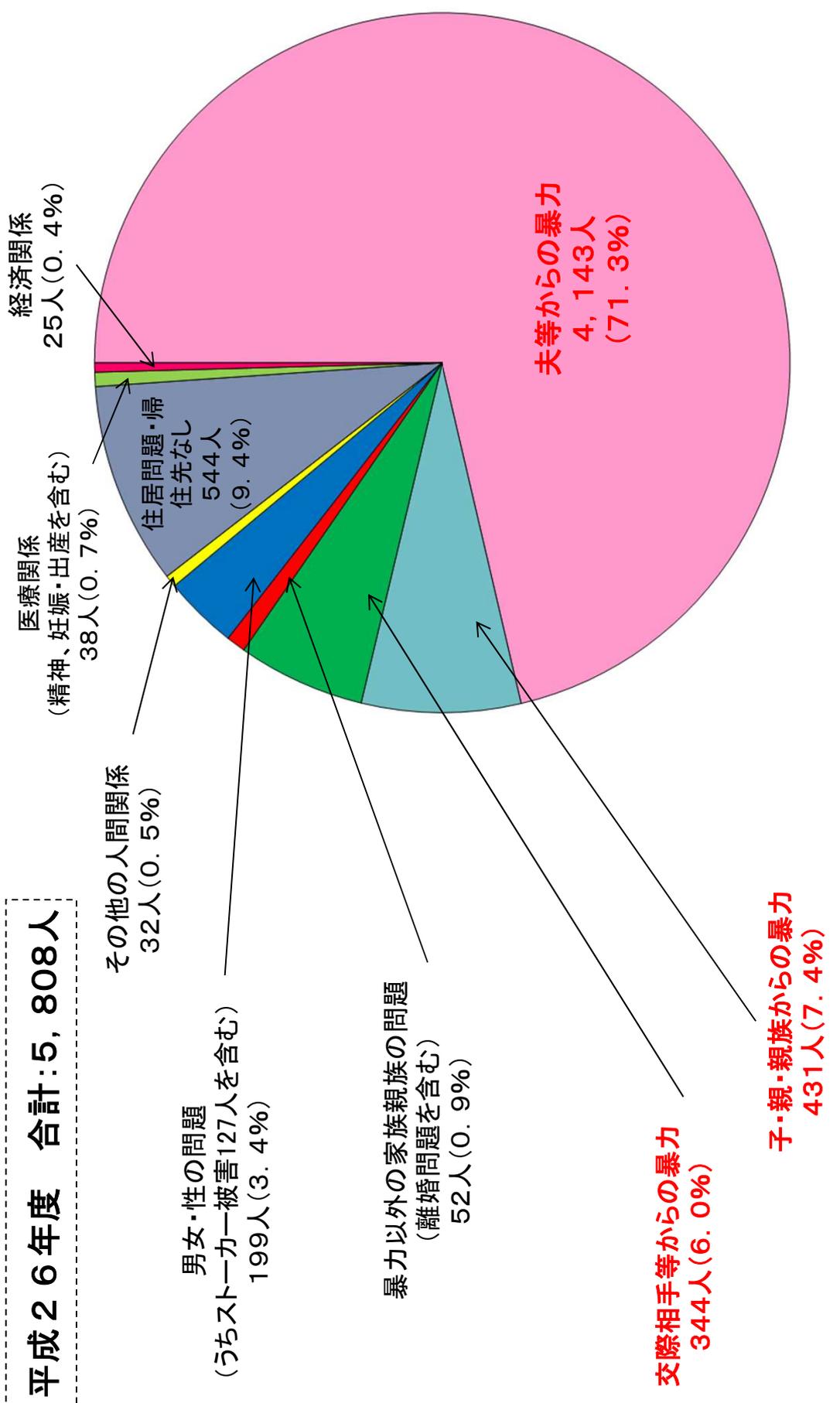
平成26年度 合計：83,886人



婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の71.3%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の84.7%を暴力被害が占めている。

平成26年度 合計:5,808人



一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、平成27年4月1日現在で322施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 平成26年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,861人。
(女性本人1,748人、同伴家族2,113人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数15.6日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託契約施設数(平成27年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設(注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数(注2)	103 (103)	103 (103)	47 (44)	22 (20)	11 (12)	18 (6)	6 (19)	8 (6)	4 (8)	322 (321)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成26年4月1日現在

雇児発0331第20号
平成23年3月31日
〔一部改正〕 雇児発0727第7号
平成23年7月27日
雇児発0331第22号
平成28年3月31日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

婦人相談所が行う一時保護の委託について

婦人相談所が行う一時保護の委託については、下記の点に留意し、適切な運用を図られるようお願いする。

なお、「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」（平成14年3月29日雇児福発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、「人身取引被害者の一時保護の委託について」（平成17年4月1日雇児福発第0401001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」（平成19年3月29日雇児発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」（平成19年3月29日雇児福発第0329004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）は、本通知の施行に伴い廃止する。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 一時保護委託の対象者の範囲

次の（1）及び（2）に掲げる者について、人権、所在地の秘匿による安全の確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合に、一時保護の委託が可能となること。

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)第3条第4項に基づき保護した配偶者からの暴力の被害者
- (2) 売春防止法に基づく要保護女子(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について)(平成14年3月29日雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。)の第1に定める対象者のうち1のウを除く者)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。
 - ② 恋人からの暴力の被害者であること。
 - ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。
 - ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)第8条第1項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。
 - ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。
 - ⑥ 婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。

2. 一時保護委託での支援

一時保護の委託にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成13年7月23日厚生労働省告示第254号)や実施通知を参照するとともに、次の点に留意すること。

- (1) 基本的な支援の内容は次のとおりとすること。
 - ① 入所者に対する食事の提供(調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えない。)、入浴の提供及び被服の提供、行政機関への訪問等のための入所者の移送(人身取引被害者の場合にあっては出身国の大使(領事)館等との連絡・調整、移送)を行うこと。
 - ② 一時保護委託対象者の人権、配偶者からの暴力や人身取引被害の特性、安全の確保や秘密の保持、自立支援等に関する研修を行った職員により保護・支援を行うこと。
- (2) 一時保護の委託契約においてさらに以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 委託料の経理に当たっては、委託一時保護所に係る区分を設け、委託事業とそれ以外の事業を明確に区分して処理すること。
 - ② 都道府県知事は委託事項の実施状況に関して報告と資料の提出を求めることができること。
 - ③ 委託事業の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその状況を都道府県知事に報告すること。

- ア 災害その他の事由により、委託業務の執行が困難になったとき
 - イ 委託された者に事故があったとき
 - ウ ア、イに掲げるもののほか、運営に支障をきたすような事態が発生したとき
- ④ 委託業務に関連して知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならないこと。

(3) 委託契約施設における一時保護については、次の点に留意して適切に対応すること。

被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあつては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。

なお、このような婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に被害者が来所し、一時保護を求める場合の取扱いについては、その連絡方法や委託料に係る取扱いについて、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。

(4) 外国人婦女子緊急一時保護経費の一時保護委託施設における活用については、次の点に留意すること。

外国人婦女子緊急一時保護経費については、婦人相談所の一時保護所のみならず、一時保護委託を行う施設においても活用することが可能であることから、その必要が生じた場合には婦人相談所は適切に対応すること。

3. 経費

この一時保護委託に要する経費については、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知）の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

一時保護委託基準

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十三年七月二十三日厚生労働省告示第二百五十四号）

- 一 地方公共団体、社会福祉法人その他の法人又は被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）の保護の実施に関し相当の活動実績を有する者であること。
- 二 被害者の一時保護の用に供する施設として特定した施設（以下「委託一時保護所」という。）が、不特定多数の者に開放されておらず、かつ、委託一時保護所に入所した被害者（以下「入所者」という。）の安全及び衛生の確保並びに入所者のプライバシーの保護に配慮した設備を有していること。
- 三 次に掲げる運営が可能な体制にあること。
 - イ 入所者を二週間以上継続して入所させること。
 - ロ 入所者に対して食事（調理のための設備を有する委託一時保護所にあつては、食材を含む。）及び被服を提供すること。
 - ハ 入所者の処遇について、婦人相談所と連携を図ること。
 - ニ 夜間を含め、速やかに入所者と連絡を取ること。
- 四 事前に都道府県と報告徴収等について定めた委託契約を締結していること。

雇児総発0727第1号
雇児福発0727第1号
雇児母発0727第1号
平成23年7月27日

各
〔都道府県
指定都市
中核市
保健所設置市
特別区〕
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

家庭福祉課長

母子保健課長

妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口については、「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」（平成19年4月5日付雇児総発第0405001号）などにより周知を依頼しており、また、平成23年7月20日公表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）」においては、日齢0日児の死亡事例が報告され、妊娠等について悩みを抱える者のための相談体制の充実などが提言されたところである。

しかし、これらの妊娠等に関する相談窓口については、妊娠等について悩みを抱える者のみならず、医療機関を始めとする関係機関に対しても周知が必ずしも行き届いていないことや、妊娠等についての相談は、妊娠という事実に対する悩みや経済面・育児面等の不安など多岐にわたり、ひとつの相談機関で完結することは困難であることなどから、種々の相談機関の連携が必要であることを踏まえ、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、下記についてご対応いただきたい。併せて、都道府県におかれては、管内市町村にご周知願いたい。

なお、妊娠等に関する相談窓口の周知に当たっては日本医師会・日本産婦人科医会等の関係団体に別途協力を依頼している。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知について

妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠等に関する相談窓口を設置し、妊娠等に関する相談窓口であることを明示して周知を図ること。

その際、既に設置している女性健康支援センター、児童相談所等の中心的な相談窓口を決めて周知する方法や、身近な複数の相談窓口を周知する方法など、地域の実情に応じて周知する相談窓口を決定すること。

また、妊娠等に関する相談窓口の周知にあたっては、産科医療機関や薬局、大学の保健管理センター等の協力を得るなど、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等で連携を図りたい。周知方法としては、例えば、広報誌やホームページに妊娠等に関する相談窓口を掲載したり、妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時や集団指導、健康診査時に相談窓口が記載されたリーフレット等を配布することなどが考えられる。

2 各相談窓口での対応

相談者は、「妊娠を周囲に知られたくない」、「出産する費用がない」、「育児に自信がない」等といった多岐にわたる悩みを抱えていることを踏まえ、各相談窓口においては、以下に留意しつつ対応すること。

- (1) 相談者が匿名を希望した場合であっても相談に十分応じること。
- (2) 相談者の悩みに応じて適切な相談機関に相談を繋ぐこと。また、助産施設や里親制度等、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援制度について情報提供を行うなどの対応をすること（別紙1～3参照）。
- (3) 関係団体やNPO法人などが実施している相談事業も必要に応じて活用し、対応可能な相談機関に確実に相談を繋げることとし、相談者の出産後に子どもの養育上の問題等が想定される場合には、相談を引き継いだ機関をはじめ、各関係機関が十分連携を図りながら継続して切れ目のない援助を行うこと。

3 保護・支援制度の活用

相談の結果、出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援が必要となった場合は、各相談機関から、児童相談所、婦人相談所又は福祉事務所を通じて、助産施設への入所、里親への委託、乳児院、母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所等により、当面の安全確保、妊娠・出産の支援、母子の生活の支援、子どもの保護・養育等を実施すること。

4 体制整備のための支援

本通知に基づく体制整備にあたっては、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等により連携体制を十分検討することが必要である。なお、この仕組みの立ち上げや立ち上げ後の周知のための経費については、「安心こども基金」の「児童虐待防止対策の強化」として支出して差し支えないことを、念のため、申し添える。

また、女性健康支援センターにおける妊娠の相談体制の整備及び広報については、「母子保健医療対策等総合支援事業」を活用いただけることを申し添える。

(別紙1)

<各相談機関に求められる役割(範囲)>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各機関に求められる役割等は、それぞれ次に掲げるものと考えられるので、他の機関との役割の違い等を認識し、適切な対応を行うとともに、相互の連携に努めること。

(1) 女性健康支援センター

① 目的・役割

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立することとされている。

② 妊婦からの相談について

身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導を行うこととされており、平成23年度から、特に妊娠に悩む者に対する専任相談員を配置することができる。また、対象となる者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配付する等広報活動を積極的に行うこととされている。また、相談を受けるに当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的に配慮し、適切に他機関との連携を図ることが必要とされている。

(2) 児童相談所

① 目的・役割

児童福祉法においては、児童及び妊産婦の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な調査、判定、指導を行い、児童の一時保護を行うほか、これらに付随する業務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出産後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めることとされている。また、子どもの出産前であっても必要な場合には要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の対応について検討することとされている。

子どもが出生後に支援の必要が見込まれる場合は、相談を受理した段階で児童記録票を作成し、一貫した指導・援助の経過を残すほか、出生後の養育が困難と見込まれる場合には、養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度などについて説明し、同意を得ておくなどの早期対応が必要である。

(3) 都道府県・市町村の母子保健相談窓口（保健所・保健センター）

① 目的・役割

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、母子保健に関する知識の普及に努めることとされている。また、市町村は、妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導等を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

市町村保健センターは、妊婦の相談内容に応じて保健所や児童相談所、医療機関等と連携を図りながら、必要に応じて妊婦が子どもの出生後に養育支援を受けながら育てられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

子どもの養育が非常に困難である等の相談については、児童相談所との連携の下、妊婦が養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度等についての知識を得て選択できるよう支援し、医療機関との連携の下、妊娠・出産期における妊産婦の健康を支援する必要がある。

(4) 福祉事務所

① 目的・役割

社会福祉法に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

生活保護法においては、生活に困窮している方に対し、食費をはじめとする日常生活に必要な費用としての生活扶助、家賃等としての住宅扶助、出産費用としての出産扶助など、困窮の程度に応じて必要な保護を行うこととされている。また、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けられない場合には、助産施設に入院し、出産に要する費用を助成することとされている。

配偶者（パートナー）からの暴力、借金、家庭不和などの相談を受けた場合には、婦人相談員が対応し、必要に応じて婦人相談所と連絡を取り、被害者の保護を行う。さらに、母子自立支援員による自立支援相談や母子生活支援施設への入所決定などを行っている。

(5) 婦人相談所

① 目的・役割

売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性についての相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的判定等を行い、必要に応じて、当該女性及び同伴家族も含め一時保護と婦人保護施設への入所措置を行う。

② 妊婦からの相談について

婦人相談所において、妊娠・出産を主訴とする相談のほか、配偶者からの暴力被害者や若年の未婚ケース、性暴力被害者など、多様な背景から生活困難な状況にありかつ妊婦である相談ケースについて対応する場合には、相談者の主訴について聞き取るだけでなく、家族背景や妊娠経過のほか、出産後の養育環境等も含め多方面からの調査・把握を行う。必要に応じて、医療機関、福祉事務所等適切な機関と連携するとともに、妊娠に悩む者の相談に応ずる職員を配置している「女性健康支援センター」や「保健センター・保健所」「児童相談所」等と連携するなどし、在宅ケースについては、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、必要な支援体制を確保することが望ましい。

(別紙2)

<各保護・支援制度の概要>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対応して行う出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護の制度による保護・支援には、それぞれ次に掲げるものがあるので、各相談機関等に周知し、必要とする者への情報提供を行い、活用の促進を図ること。

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。助産施設は、病院、診療所、助産所であり、入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

(2) 里親、養子縁組

里親制度は、保護者のない児童又は何らかの事情により家庭での養育が困難となった児童を家庭的環境の下での養育を委託する制度。養育里親研修を受講した者を都道府県等が認定し、児童相談所が子どもと里親との適合を行い、委託する。

里親には、養育里親や、養子縁組を希望する里親がある。

特に、乳幼児は、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、心身の成長や発達には不可欠であるため、家庭的な養育環境を提供することが必要である。

養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な新生児については、妊娠からの相談を含め、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は6ヶ月以上の養育状況を踏まえ、家庭裁判所の審判により成立し、戸籍上は養親の実子として記載されることになる。実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援が行え、実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係を作ることができる。

また、家庭裁判所の許可による普通養子縁組の制度もある。

(3) 乳児院

出産後、何らかの事情で家庭での養育が困難となった乳幼児を入所させて、養育し、退所した児童について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。入所中は、看護師、保育士や児童指導員など専門職員が、乳児の心身及び社会性の健全な発育を促進するための養育を行い、病気や障害のある子どもへの対応や親支援を行う。児童相談所が入所措置を行う。

(4) 母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。

(5) 婦人保護施設

配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性及び同伴家族を入所させ、保護及び自立のための支援を行う。妊産婦も入所できる。措置による入所の他、婦人相談所の判断により、一時保護の委託先としても入所できる。

産科等医療機関
特定妊婦への支援や必要な情報提供及び相談窓口の紹介。市町村との連携等。

妊娠等に関する相談（望まない妊娠含む）

NPO、各団体等
○ 妊娠についての相談等
日本助産師会による電話相談、NPO法人による妊娠かつとう相談
○ 養子縁組あわせん事業者へのあわせん

相談窓口	
妊娠等に関する相談窓口 ※各都道府県等で設置、周知	
女性健康支援センター	児童相談所
<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性のライフステージに応じた健康相談(妊娠、出産に係る悩み)についての相談を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 養育困難にかかると相談施設入所特別養子縁組を含む里親委託
設置数 40か所(国庫補助を受けず自治体単独で実施している事業も含む)(平成22年度)	設置数 205か所(平成22年度)
実施主体 都道府県・指定都市・中核市	実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所 設置市
市町村保健センター	保健所
<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等)についての相談 ○ 妊産婦・その配偶者等に対する妊娠、出産、育児に関する保健 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等)についての相談 ○ 妊産婦・その配偶者等に対する妊娠、出産、育児に関する保健
設置数 2726か所(平成20年10月現在)	設置数 374か所、政令市50か所、中核市40か所、その他政令市7か所、特別区23か所(平成22年4月1日現在)
実施主体 市区町村(特別区を含む)、政令市	実施主体 都道府県・政令市・中核市・特別区
福祉事務所	婦人相談所
<ul style="list-style-type: none"> ○ 下記についての相談 対応生活相談(生活保護申請)児童家庭相談(家庭児童相談室等)要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等の相談(婦人相談員)入院助成制度の利用 母子生活支援施設の入所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等被害者(福祉的支援)の必要な妊産婦含むへの相談・対応・保護
設置数 全国1242か所(平成21年10月1日現在)	設置数 全国49か所(平成22年4月1日現在)
実施主体 都道府県・政令市・中核市・市(特別区を含む)・福祉事務所を設置する町村	実施主体 都道府県

相談内容に応じて他の相談機関を紹介し連携

保護・支援制度	
助産施設	里親
<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、当該妊婦からの申込みがあった場合に、助産施設において助産を実施。 例)生活保護世帯、市町村民税非課税世帯。また、所得課税世帯の妊産婦で所得税8,400円までの者(出産一時金が42万円以上(産科医療保護制度3万円含む)以上支給される者を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者のない児童又は保護者に監護させると認めらるる児童の養育を委託する制度
施設数 461か所(定員3,621人)(平成22年3月末現在)	設置数 委託里親数2,837人(平成22年3月末現在)
利用決定機関 福祉事務所	措置機関 児童相談所
養子縁組(特別養子縁組・普通養子縁組)	乳児院
<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通養子縁組: 家庭裁判所の許可により成立。(民法第792条以下に規定) ○ 特別養子縁組: 家庭裁判所の審判により成立。実親との親子関係が終了する。 ○ 里親が養子縁組を希望し、子どもが適合する場合には、児童相談所は里親委託から、養子縁組への移行を支援する。 ○ 望まない妊娠で保護者の養育できない・しない意向が明確な場合、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託の方法が有用。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児を入所させて、養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設
設置数 2,722か所(定員5,430世帯)(平成22年3月末現在)	設置数 全国124か所(平成22年3月末現在)
利用決定機関 福祉事務所	措置機関 児童相談所
母子生活支援施設	婦人保護施設
<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者のいない女性とその監護すべき児童を入所させ、生活を支援する。 ※ 都道府県婦人相談所が一時保護の委託契約を締結していれば妊産婦の保護も可能で、出産後も母子入所継続が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護女子、DV等の被害者で保護が必要な女子等を入所させ、自立に向けた支援を行う。 (妊産婦の保護も可能。必要であれば、新生児も含め子も同伴入所可能。)
設置数 272か所(定員5,430世帯)(平成22年3月末現在)	施設数 全国49か所(定員1387人)(平成22年4月1日現在)
利用決定機関 福祉事務所	措置機関 婦人相談所

婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の45.1%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が60.1%。
- ※ なお、在所者1,017人のほかに、同伴家族487人(うち同伴児童481人)が入所している。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課調べ

平成26年度 合計 1,017人

